

入札説明書

檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：令和6年4月3日

2 支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 吉村 洋

北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

3 工事概要等

(1) 工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻444

(3) 工事内容 別添仕様書、図面のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(8) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：北海道森林管理局 経理課 主計係
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
電話：011-622-5214

・受付時間：9時から17時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が B 又は C 若しくは D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理支署長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 北海道内において、延床面積 120 m²以上の木造建築物の新築の施工実績

- (5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

- ① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者を言う。

- ② 監理技術者にあつては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であつて、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

- ③ 配置予定技術者については、資料提出日前に3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。（工事成績評価を実施した工事である場合）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。
- また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について

確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間：令和6年4月4日から令和6年4月19日までの休日を除く毎日9時から17時まで。

イ 提出方法

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(様式1)、「技術資料等」(様式-2号、2号の1、3号、3の1号、3の2号、4号、5号、6号、7号、8号)をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等のファイルの合計容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール(電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同じ。)で提出すること(提出期限必着)。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 書類の目録
- (ウ) 書類のページ数
- (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官

電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

② 紙入札方式による提出の場合

ア 受付期間：令和6年4月4日から令和6年4月19日までの休日を除く毎日9時から17時までとする。

(イ) 受付場所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 経理課 専門官

(2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 資料は、別添1「入札参加書類作成の手引き」の4頁「総合評価落札方式提出書類記載留意事項」を参照のうえ、様式-2号、2号の1、3号、3号の1、3号の2、4号、並びに簡易な施工計画A（様式-5号）、簡易な施工計画B（様式-6号）、簡易な施工計画C（様式-7号）及び簡易な施工計画D（様式-8号）により作成すること。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とするは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取下げ又は入札の辞退を行うこと。技術提案書等の取下げは、技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、書面により行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工に当たって、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（15を参照）できるものとする。

(4) 技術提案書等の作成説明会

技術提案書等の作成説明会は、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に技術提案書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和6年4月26日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術資料等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(9) 上記4（12）競争参加資格①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため総合評価値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和6年5月2日17時まで
 - ② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月9日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ① 閲覧期間：令和6年5月14日から令和6年6月13日まで
 - ③ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。
 - ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内
 - ② 提出先：(1)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。
- (5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
 - ② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 簡易型総合評価落札方式に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 技術提案の内容、資料等で示された実績等により最大32点の加算点を与える。
ただし、評価点の満点が30点を超えることから、得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。
- ③ 評価値は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値とする。
- ④ 各入札参加者のうち評価値が最大の者を落札者として決定する。
- ⑤ ④の決定に当たり、該当者の入札価格が調査基準価格を下回っていないこと及び該当者の評価値が評価基準値（標準点を本工事の予定価格で除した数値を「基準評価値」という。以下同じ。）を下回っていないことを条件とする。

(2) 評価項目及び評価指標（簡易型総合評価落札方式の場合）

① 評価項目

評価項目と評価指標は次に示すとおり。

(ア) 企業に関する項目

指定工種の工事成績、指定工種の施工に関する表彰実績、地域への貢献活動、地域精通度、同種工事の施工実績、ISO認証取得の有無、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業の有無により評価する。

(イ) 配置予定技術者に関する項目

指定工種の配置予定技術者の保有資格、同種工事の配置予定技術者の従事経験、指定工種の配置予定技術者の工事成績、指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績により評価する。

(ウ) 簡易な施工計画に関する事項

「檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事」における簡易な施工計画に対する提案、工程管理の方法、及び発注者が指定した課題への対応方法、品質管理に対する提案の妥当性、工夫等により評価する。

② 技術提案資料について、①の(ア)から(ウ)までの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目に付き得点を与え、その得点に30/32を乗じた数値の合計を加算点とする。

(3) 入札の評価に関する基準（簡易型総合評価落札方式の場合）

別添1「入札参加書類作成の手引き」3. 評価項目の(1)評価基準と加算点を参照。

(4) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術提案書等をもって入札し、次の条件を満たした者のうち、(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

(5) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、北海道森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 評価内容の担保等

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ④ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。
- ⑤ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。
- ⑥ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 受領期間：令和6年4月5日から令和6年5月1日まで。
- ② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp
- ③ 提出方法：原則として電子メールによる。（様式自由）

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和6年5月7日から令和6年5月9日17時まで、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和6年5月 1日 10時00分

入札締切日時 令和6年5月 10日 10時00分

(2) 持参による入札の場合は、令和6年5月10日9時50分までに北海道森林管理局中会議室（4F）へ持参のうえ、入札すること。この場合、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 開札は、令和6年5月10日10時00分に北海道森林管理局中会議室（4F）において行う。

10 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)。
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁北海道森林管理局) また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

12 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること(提出期限必着)。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(様式自由)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

提出先は次のとおりとする。

北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5の(1)の①のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

(4) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ、工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記の何れかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官が認める事由による場合

(2) 請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合

(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

16 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

17 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和6年5月21日 17時まで

② 提出先：北海道森林管理局 経理課 専門官 電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月30日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和6年5月31日から令和8年3月31日17時まで。

② 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内

② 提出先：(1)の②に同じ。

③ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着）。

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

18 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）に掲載しているものとする。

19 支払条件

(1) 前金払： 有

(2) 中間前金払い及び部分払 中間前金払：無 ・ 部分払い：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

20 関連情報を入手するための照会窓口

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 経理課 専門官

電話：011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

21 火災保険付保証の要否： 否

22 その他

(1) 言語等：契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、5の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

（5の(3)のただし書きの場合を除く。）

(4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。

(5) 電子入札システムの操作手引き書

システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

システム操作、接続確認等の問い合わせ先

農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く）

電話：048-254-6031

FAX：048-254-6041

e-mail: help@maff-ebic.go.jp

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
- なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 本店等の所在地域
本工事の手続きに際して本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は、入札公告に示した区域である。
- (10) 標準仕様書等
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を参照すること。
- (11) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の間」等と読み替える。
- この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (12) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）の相手方にはできない。
- (13) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (14) 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
(簡易型総合評価落札方式)
入札参加書類作成の手引き

目 次	頁
○ 総合評価落札方式について	2
○ 評価項目及び採点基準 (表-1)	3
○ 総合評価落札方式提出書類記載留意事項	4~6
○ 競争参加資格確認申請書 (様式-1号)	7
○ 同種工事の施工実績 (様式-2号、2号の1)	8~9
○ 企業に関する項目 (様式-3号)	10
○ 地域への貢献活動の実績 (様式-3号の1)	11
○ 従業員への賃金引上げ計画の表明書 (様式-3号の2)	12~13
○ 配置予定主任 (監理) 技術者に関する項目 (様式-4号)	14
○ 簡易な施工計画 (様式-5号)	15
○ 簡易な施工計画 (様式-6号)	16
○ 簡易な施工計画 (様式-7号)	17
○ 簡易な施工計画 (様式-8号)	18

総合評価落札方式について

1. 本資料の位置づけ

本資料は、北海道森林管理局が発注する総合評価落札方式による営繕工事において、入札参加希望者が各種資料を作成するための手引きとして利用してください。

2. 提出書類の審査について

(1) 競争参加資格の審査

入札参加希望者から提出された各種評価資料等について、入札公告及び入札説明書等に示す競争参加資格の要件を全て満たしているか（様式－２）、また、提出された施工計画の内容が適正であるかの審査を行う。競争参加資格が確認された入札参加者全てに標準点（100点）を与える。

(2) 総合評価について

上記（１）により、また、本工事における評価項目について、提出された各種資料の内容を評価項目及び採点基準に基づき評価し、最高 30 点まで加算する。

ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/32 を乗じた数値を加算点として与える。

3. 評価項目

(1) 評価基準と加算点

本工事における評価項目と項目毎の配点は、表－１による。

(2) 「簡易な施工計画に関する項目」の課題設定等

本工事の「簡易な施工計画に関する項目」における考慮すべき施工条件及び課題は以下のとおりである。

本工事における考慮すべき施工条件
・条件 1： 執務に影響を及ぼさない施工計画
・条件 2：
本工事において発注者が指定する課題
・課題 1： 執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
・課題 2： 資機材搬入時等における安全確保に関する提案

4. 落札者の決定

(1) 総合評価のしくみ

総合評価は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格（単位は百万円。）で除して得た数値（以下「評価値」という。）とする。評価値は、小数点第 3 位まで求めるものとし、小数点第 4 位以下は切り捨てることとする。計算方法は以下のとおりである。

【参考】

標準点＋加算点＝100 点＋加算点

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格（単位：百万円）

基準評価値＝100 点／予定価格（単位：百万円）

(2) 落札者の決定

入札参加者は、次のア、イの要件に該当する者のうち（１）による評価値の最も高い提案者を落札者として決定する。また、評価値の最も高い者が 2 人以上いるときは、小数点第 4 位以下の値の多寡を持って決定する。なお、小数点第 4 位以下の得点も同点の場合は、当該入札に関係のない者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値を下回らないこと。

表-1 評価項目及び採点基準（簡易型）

提出された資料により、評価基準を満たしていることが確認されれば、配点欄の点数を加算する。

評価分類	評価項目	評価の詳細	様式	評価基準	配点	得点
ア 企業に関する項目	A	指定工種の工事成績（過去3年間の平均点）	3号	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満又はなし	3 2 1 0	/12
	B	指定工種の施工に関する表彰実績（過去5年間）	3号	指定工種（※宮繕工事）に係る優良工事表彰の受賞実績あり（注1） 実績なし	1 0	
	C	地域への貢献活動（過去5年間）	3号 3号の1	実績あり 実績なし	1 0	
	D	地域精通度	3号	本社（本店）あり 本社（本店）なし	1 0	
	E	同種工事の施工実績（過去15年間）	3号	公共機関の施工実績あり 民間発注等からの施工実績あり	1 0	
	F	ISO認証取得	3号	ISO9001及びISO14001を取得 ISO9001又はISO14001のどちらかを取得 なし	2 1 0	
	G	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	3号	認定を受けている 認定を受けていない	1 0	
	H	賃上げの実施を表明した企業等	3号 3号の2	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 上記内容に該当しない	2 0	
イ 配置に関する項目	A	指定工種の配置予定技術者の保有資格	4号	監理技術者資格者証の取得後10年以上経過。 配置予定技術者の保有資格が上記以外の者である。	1 0	/6
	B	同種工事の配置予定技術者の従事経験（過去15年間）	4号	主任技術者又は監理技術者としての従事経験あり。 上記以外の役職での従事経験あり。	2 0	
	C	指定工種の配置予定技術者の工事成績（過去3年間の平均点）	4号	75点以上 65点以上75点未満 65点未満又はなし	2 1 0	
	D	指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績	4号	受賞実績あり 受賞実績なし	1 0	
ウ 簡易な施工計画に関する項目	A	施工計画に対する提案（工程管理及び品質管理を除く。）	5号	施工計画は適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 施工計画は適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 施工計画は適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	4 2 0	/14
	B	工程管理に対する提案	6号	工程管理は適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 工程管理は適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 工程管理は適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	4 2 0	
	C	発注者が指定した課題への対応	7号	現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応しているとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、課題に適切に対応している。（標準案又は標準案と同程度の内容）	3 2 0	
	D	品質管理に対する提案	8号	現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、優れた工夫が見られる（標準案より優れた提案が2項目以上ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、適切であるとともに、工夫が見られる（標準案より優れた提案が1項目ある） 現地条件・工事条件を踏まえ、適切である。（標準案又は標準案と同程度の内容）	3 2 0	

（注1 工事は工種により適宜選択する。）

（注2 得られた評価点に30/32を乗じた数値を加算点として与える。）

得点
合計

0

総合評価落札方式 提出書類 記載留意事項

1. 企業に関する項目について

A 指定工種の工事成績（様式－3号）

- ① 令和3年4月1日以降（過去3年間）完成した公共工事（指定工種）の工事成績評点（過去3年間全ての工事の平均）が70点以上の場合に加点します。（発注者が発行した工事成績評定通知書の写しを添付する必要があります。）
- ② 共同企業体（特定又は経常）での工事成績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）

B 指定工種の施工に関する表彰実績（様式－3号）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の入札公告及び入札説明書に定めた指定工種に係る優良工事表彰実績がある場合に加点します。
- ② 共同企業体（特定又は経常）での表彰実績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。（その場合は、出資比率を確認できる資料を添付する必要があります。）
- ③ 加点対象となる優良工事表彰は、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）で規定するもの）に限ります。（当該表彰状の写しを添付する必要があります。）

C 地域への貢献活動（様式－3号、3号の1）

- ① 平成31年4月1日以降（過去5年間）の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又は企業としてのボランティア活動による表彰がある場合に加点します。なお、従業員が個人的に行ったものは対象外とします。
- ② 防災・災害復旧活動又はボランティア活動の実績については、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明ができるものを対象とします。
- ③ 3号の1様式の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となります。ただし、活動実績の確認が可能な表彰状や実績証明書等の写しを添付する場合は、様式－3号の1に実施機関の証明印は必要ないものとします。（提出後、審査において添付資料が不明瞭と認められた場合には、実施機関の証明印のある様式－3号の1の再提出を求めます。）

D 地域精通度（様式－3号）

当該工事实施近隣地域内（都道府県内）に本社（本店）を有している場合に加点します。

E 同種工事の施工実績（様式－3号）

- ① 平成21年4月1日以降（過去15年間）に、元請けとして完成・引渡し完了した入札公告及び入札説明書に定めた同種工事の元請けとしての施工実績が、公共機関である場合に加点します。
- ② 同種工事の施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率が20%以上で、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限ります。
- ③ 同種工事の施工実績について、工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、実績証明のためCORINSの写し又は契約書の写し（契約条項は不要）を添付する必要があります。

F ISOの認証取得（様式－3号）

- ① 開札時点で有効なISO9001又はISO14001の認証を取得している場合に加点します。（認証登録証（有効期限内のものに限る。）及び登録範囲が確認できる付属書等の写しを添付する必要があります。）
- ② 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員がISOを取得していても加点の対象とはなりません。

G ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

- ① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況。
- ② 次世代法に基づく「トライくるみん認定企業」「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定等の状況。
- ③ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定の状況、過去3年間に若手（35歳未満）の新規雇用があり、公告の日まで雇用が継続している場合又はインターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種資格取得支援等若手の技術の確保・育成の取組について、その認定・取組の有無を記載する。

H 賃上げの実施を表明した企業等（様式－3号の2）

○賃上げ実施の表明の方法について

評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、様式－3号の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を添付する必要があります。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

○賃上げ実施の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表名した場合には、賃上げを表名した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算日（別紙1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の④俸給、給与、賞与等の総額の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の1月末までに規約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該契約相手が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

2. 配置予定技術者に関する項目について

A 指定工種の配置予定技術者の保有資格（様式－４号）

- ① 配置予定技術者が監理技術者資格者証を有し、その資格者証の取得後 10 年以上の経験がある場合に加点します。
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合には、低位の者で採点を行います。

B 同種工事の配置予定技術者の従事経験（様式－４号）

- ① 配置予定技術者の平成 21 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間）の同種工事への従事経験が、主任技術者又は監理技術者として中心的な立場で従事し、その内容が確認できた場合に加点します。
- ② 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付する必要があります。
- ③ 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

C 指定工種の配置予定技術者の工事成績（様式－４号）

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以降（過去 3 年間）に、主任技術者又は監理技術者として従事した公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）で規定するものに限り。）の工事成績評点（過去 3 カ年間全ての工事の平均）が 65 点以上の場合に加点します。

なお、公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び配置予定技術者が当該工事に従事したことを証明するため CORINS 登録の写しを添付する必要があります。

- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績（様式－４号）

- ① 平成 31 年 4 月 1 日以降（過去 5 年間）の当該発注業種に係る優良工事技術者表彰の受賞実績がある場合が加点対象になります。（発注機関が発行した優良工事技術者表彰状の写しを添付する必要があります。）
- ② 配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行います。

3. 簡易な施工計画に関する項目について

A 施工計画に対する提案（工程管理及び品質管理を除く）（様式－５号）

提出された施工計画が本工事における考慮すべき施工条件等を踏まえ適切であること。標準案（設計図書及び公共建築工事仕様書等によるもの。）と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

B 工程管理に対する提案（様式－６号）

提出された工程管理が、期限内の工期設定で工程上重要な項目が記載されており適切であること。標準案と比較して、工程の設定に工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

C 発注者が指定した課題への対応（様式－７号）

発注者が指定した課題に対して適切に対応していること。標準案と比較して、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえた工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

D 品質管理に対する提案（様式－８号）

発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法が、環境、地域特性等の現地条件、工事条件を踏まえ適切であること。標準案と比較して、工夫が見られる場合に加点します。

【採点基準】（表－１ 評価項目及び採点基準（簡易型）による）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

住所
商号又は名称
代表者名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事に係る競争参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び入札説明書に規定する競争参加資格を有していること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の2の(2)に定める競争参加資格を有する「資格確認通知書」の写し
- 2 入札公告の記の2の(4)に定める施工実績を記載した書面
- 3 入札公告の記の2の(6)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札公告の記の4の(2)の①、②に定める加算点を付与するのに必要な事項を記載した書面
- 5 入札公告の記の4の(2)の③に定める施工計画を記載した書面
- 6 その他（入札公告の記の2の(12)に定める健康保険法等の各種保険の加入実績を証明する書類（総合評定値通知書の写し等）ほか）

【申請内容問い合わせ先】

部署名

担当者

連絡先 電話：

メールアドレス：

同種工事の施工実績(企業)

(※入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会 社 名:

登録番号※1	建築一式 ○等級 登録番号 ○○○○	
同種工事の要件について	①平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有することとする。	
	②同種工事とは、以下のアからオの要件を満たす新築工事の施工実績とする。なお、評定点が65点未満のものを除くこと。	
	同種工事の要件	施工実績の内容
	ア: 北海道内において、延床面積120㎡以上の木造建築物の新築の施工実績	ア:
	イ: -	イ: -
	ウ: -	ウ: -
	エ: -	エ: -
	※ ア～エは同一工事とする。	※ ア～エは同一工事である。
同種工事の工事名称等	指 定 工 種	○○一式工事
	工 事 名 称 等	○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○
	施 工 場 所	北海道○○市○○町○○
	請 負 代 金 額	○○○,○○○円
	工 期	自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日 迄
	受 注 形 態 等	単体/○○・○○・○○JV(出資比率○○%)
	CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・無
	工 事 概 要	
	添 付 資 料	

※1: 登録番号欄には、北海道森林管理局における対象工事種別に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(※最新年度)を付与されている有資格者の登録番号を記載すること。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に○を付すこと。

注2: 共同企業体で入札参加を希望する場合は、当該共同企業体としての実績、又は出資比率が20%以上の構成員、いずれかの実績を記載すること。

注3: 同種工事の施工実績が多数の場合は、最大2件まで記載することができるが、それぞれ別業とすること。

注4: 工事の概要等の把握に必要と判断される最少限の図面等を添付するとともに、CORINSの写し又は契約書の写し(契約条項は不要)を添付すること。

注5: 同種工事の発注機関の優先順位は、①公共機関、②民間とする。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

(様式-2号の1)

同種工事の施工実績(配置予定技術者)
(※入札説明書、4の(6)に規定する競争参加資格の要件)

工 事 名: 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会 社 名:

配置予定技術者の保有資格	氏 名: ○○ ○○	資 格: ○○○士
従 申 請 時 況 現 在 の 他 工 事 の	工 事 名	○○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○○
	工 期	自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日 迄
	従 事 役 職	主任技術者、監理(主任)技術者、その他
	本工事と重複する 場合の対処処置	(例)本工事に着手する前の○年○月には、完成予定であるため、本工事に従事 することは可能である。
C O R I N S 登 録	・有(CORINS登録番号) ・無	

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に○を付すこと。

注2: 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

企業に関する項目

工 事 名 : 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会 社 名 :

A	指定工種の工事成績	令和3年4月1日以降に完成した公共工事の平均点	・ 80点以上 ・ 75点以上80点未満 ・ 70点以上75点未満 ・ 70点未満又はなし
		工事名称	〇〇〇〇工事
		工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 点数 00点
B	表彰の指のす施定実る工工績表に種	[表彰名・工事名]	(優良工事等表彰・〇〇〇〇〇〇工事) 注4
		(表彰者・年月日)	(〇〇局長・令和〇〇年〇〇月〇〇日)
C	地域への貢献	平成31年4月1日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又はボランティア活動による表彰実績等 ・有 ・無 「有」の場合は、様式-3号の1により提出する。	
D	地域精通度	当該工事実施近隣地域内(道内)に本社(本店)を有している。 ・有 ・無	
E (※1)	施工実績	平成21年4月1日以降の同種工事の施工実績	・平成21年4月1日以降に完成した、公共機関が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。 ・同上、上記以外(民間発注等)が発注した同種工事の元請けとしての施工実績がある。
		指定工種等	〇〇一式工事
		工事名称	・〇〇〇〇〇〇工事 ・様式-2号の1と同様(以下記載不要)※1
		発注機関名	〇〇〇〇〇
		施工場所	北海道〇〇市〇〇町
		請負代金額	000,000,000円
		工 期	平成 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 迄
		受注形態等	単体/〇〇・〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
CORINS登録の有無	・有(CORINS登録番号) ・ 無		
	工事内容		
F	ISO認証取得	ISO9001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
		ISO14001	・無 ・有 (登録日、有効期限) 登録番号
G	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	・無 ・有 (認定名:〇〇〇〇〇認定)	
H	賃上げの実施表明の有無	・無 ・有 「有」の場合は、様式-3号の2により提出する。	

※1 E、施工実績については、入札説明書、4の(4)に規定する競争参加資格の要件(様式-2号)と同様の場合には記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。

注2: 共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は出資比率が20%以上の構成員いずれか1社の実績を記載すること。

注3: 記載事項が確認できる書類の写しを添付すること。

注4: 施工に関する「表彰」については平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事に限る。また、当該表彰状の写しを添付すること。

注4: 「ISO認証取得」欄は、該当する場合のみ記載することとし、ISOの認証登録証の写しを添付すること。(有効期限内のものに限る。)

注5: ワーク・ライフ・バランスの欄については、取得した認定名を記載することとし、当該認定を証明する写しを添付すること。

地域への貢献活動の実績

工事名：檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会社名：

活動の種類	<input type="checkbox"/> 災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績 <input type="checkbox"/> 企業としてのボランティア活動による表彰実績 (該当箇所を■にする。)
活動の内容 (具体的に記入)	
活動期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇日間)
活動場所	北海道〇〇市〇〇町
<p>上記内容に相違ないことを証明します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>証明者(実施機関) 印</p>	

注1: 「災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績」は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)の近隣地域内の災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と地方公共団体との間の協定に基づき活動した実績について記入すること。

注2: 「企業としてのボランティア活動による表彰実績」は、地方公共団体に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて、災害ボランティアとして参加し、表彰を受けた事例について記載すること。

注3: 「企業としてのボランティア活動による表彰実績」で、表彰状の写しを添付する場合は、証明者(実施機関)の証明印は不要とする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)(又は〇年(令和〇年1月1日から令和〇年12月31日))において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度の平均受給額を対前年度(又は対前年比)増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

住所:〇〇

代表者氏名 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

(留意事項)

- この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業:中小企業等以外の者をいう。
中小企業等:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出して下さい。
- 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年(令和○年1月1日から令和○年12月31日))において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

令和○年○月○日

株式会社○○

住所:○○

代表者氏名 ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和○年○月○日

株式会社○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。貴社がどちらに該当するかは、以下により判断いただき、いずれかの記載をしてください。
大企業:中小企業等以外の者をいう。
中小企業等:法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。
ただし、同条第6項に該当する者は除く。
- 2 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出して下さい。
- 3 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出して下さい。
- 4 上記2若しくは3の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記2若しくは3の確認書類を期限までに提出していない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。
- 5 上記4による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等から適宜の方法で通知します。

配置予定技術者に関する項目

工 事 名 : 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会 社 名 :

氏名・資格		氏名:〇〇〇〇	資格:〇〇技術者
最終学歴		〇〇大学 〇〇学部 〇〇年卒業	
A	保有資格	法令による資格・免許	〇級建築士(取得年月日、登録番号) 〇級建築施工管理技士(取得年月日、登録番号) 監理技術者資格者証(交付年月日、登録番号) 監理技術者講習修了証(修了年月日、登録番号)
		監理技術者資格者証 取得後の経験年数	・10年以上 ・10年未満
		指 定 工 種	〇〇一式工事
		工 事 名 称	・〇〇〇〇〇工事
B (※1)	従事経験	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇
		施 工 場 所	北海道〇〇市〇〇町
		請 負 代 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
		工 期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
		従 事 役 職	現場代理人 ・ 主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 工事主任等
		受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
		CORINS 登 録 の 有 無	・有(CORINS登録番号) ・ 無
		工 事 内 容	
		添 付 資 料	
C	工事成績	令和3年4月1日以降に完成した公共工事の平均点	・ 75点以上 ・ 65点以上75点未満 ・ 65点未満又はなし
		工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点
		工事名称等 工期・点数	〇〇〇〇工事(CORINS登録番号) 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日 点数 〇〇点
D	表 実 績	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優良工事技術者表彰・〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇局長・令和 年 月 日)]

※1: B配置予定技術者の従事経験については、平成21年4月1日以降(※過去15年間)に完成・引渡ししたものに限る。また、入札説明書、4の(6)の③に規定する競争参加資格の要件(様式-2号の1)と同様の場合は記載しなくてもよい。

注1: 記載欄の明示は記入例である。「・」については該当項目に〇を付すこと。

注2: 配置予定技術者候補が複数名いる場合は、各技術者ごとに別葉で作成すること。

注3: 「法令による資格・免許」欄は、配置予定技術者の所有資格が確認できる資料の写しを添付すること。

注4: 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付すること。

注5: 共同企業体の場合における「配置予定技術者の施工経験」については、構成員のいずれか1社の配置予定技術者について記載することとし、他の構成員は記載を必要としない。

注6: 「会社名」の欄は、共同企業体の場合は、該当する構成員名も記載すること。

注7: 「従事役職」欄は、配置予定技術者に係る従事役職について確認できる資料の写しを添付すること。

注8: 「表彰の実績」欄は、平成31年4月1日以降(※過去5年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、優良工事技術者表彰状の写しを添付すること。

注9: 「指定工種の配置予定技術者の工事成績」欄は、令和3年4月1日以降(※過去3年間)に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び当該工事に従事したことを確認するためCORINSの写しを添付する必要がある。

簡易な施工計画

A 施工計画に対する提案(工程管理及び品質管理を除く)

工事名：檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における考慮すべき施工条件	条件1: 執務に影響を及ぼさない施工計画 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2: ー
項目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

C 発注者が指定した課題への対応

工事名： 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

発注者が指定した 課題	課題1： 執務エリア、敷地周辺への工事騒音・振動対策に関する提案
	【標準案】 騒音や振動の発生する作業については、執務に支障を与えないよう軽減措置を講じる。
	課題2： 資機材搬入時等における安全確保に関する提案
	【標準案】 関係法令に基づき、敷地内又は庁舎内への資機材搬入時等における職員、来客者、作業員への安全確保のための対策を講じる。
項目	具体的な提案内容

簡易な施工計画

D 品質管理に対する提案

工事名：檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

会社名：

標記の技術提案については以下のとおり提案します。本提案書が認められた場合には、本提案書に基づき施工します。認められない場合には、標準案に基づき施工します。

標記については、標準案に基づき施工します。

※該当箇所を■にする。

本工事における 考慮すべき施工条件	条件1：事務所庁舎等改修に係る品質管理に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
	条件2：その他施工上配慮すべき事項に関する提案 【標準案】標準仕様書、特記仕様書及び設計図による。
項 目	具体的な提案内容

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社○○○○
 (住所を記載)
 代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の写しを添付してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号 ()	事業年度	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	税務署 処理欄
	電話 ()	自平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	至平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
法人番号	<input type="text"/>	自社ホームページの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(自社ホームページアドレス)

1 事業内容	()業	2 支店・子会社の状況	(1) 国内 支店・店舗数 <input type="text"/>	(2) 国内 国内子会社の数 <input type="text"/>
		支店	支店・店舗数 <input type="text"/>	海外 海外子会社の数 <input type="text"/>
		支店外	支店・店舗数 <input type="text"/>	海外 海外子会社の数 <input type="text"/>
		3 海外取引状況	(1) 取引種類 <input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無	(2) 取引金額(百万円) <input type="text"/>
			輸入相手国 <input type="text"/>	輸出相手国 <input type="text"/>
			輸入商品 <input type="text"/>	輸出商品 <input type="text"/>

4 期末従業員等の状況	(1) 期末従業員	<input type="text"/>	5 P C の利用状況	(1) P C の利用形態 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	8 経理者の状況	(1) 区分 氏名 代表者との関係
	(2) 期末従業員	<input type="text"/>		(2) Windows <input type="checkbox"/> Mac <input type="checkbox"/> Linux <input type="checkbox"/>		(1) 管理 現金 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	(3) 期末従業員	<input type="text"/>		(3) その他 ()		(1) 通帳 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	計	<input type="text"/>	(4) 会計ソフトの利用等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 試算表の作成状況 <input type="checkbox"/> 毎月 <input type="checkbox"/> おむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ	(3) 源泉徴収対象所得 <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 報酬料金 <input type="checkbox"/> 利息等	<input type="checkbox"/> 配当 <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 退職
	計のうち代表者兼職数	<input type="text"/>	(5) 会計ソフト名 <input type="text"/>	(6) メールソフト名 <input type="text"/>	(7) データの保存先 <input type="checkbox"/> クラウド <input type="checkbox"/> 外部記憶媒体 <input type="checkbox"/> P C サーバ	(4) 消費税 当期課税売上高(単位:千円) <input type="text"/>
	計のうちアルバイト数	<input type="text"/>	(1) 電子商取引(インターネット取引) <input type="checkbox"/> 有・売上 <input type="checkbox"/> 有・仕入 <input type="checkbox"/> 有・経費 <input type="checkbox"/> 無	(2) 販売チャネル <input type="checkbox"/> 自社HP <input type="checkbox"/> 他社HP	7 株主又は株式所有異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	9 役員又は役員報酬額の異動の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

10 主要科目	売上(収入)高	<input type="text"/>	特別損失	<input type="text"/>
	上記のうち兼業売上(収入)高	<input type="text"/>	税引前当期損益	<input type="text"/>
	売上(収入)原価	<input type="text"/>	資産の部合計(負債の部合計+純資産の部合計)	<input type="text"/>
	期首棚卸高	<input type="text"/>	現金預金	<input type="text"/>
	原材料費(仕入高)注2	<input type="text"/>	受取手形	<input type="text"/>
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください	<input type="text"/>	売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3	<input type="text"/>
	外注費	<input type="text"/>	棚卸資産(未成工事支出金)	<input type="text"/>
	期末棚卸高	<input type="text"/>	貸付金	<input type="text"/>
	減価償却費	<input type="text"/>	建物 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>
	地代家賃	<input type="text"/>	機械装置 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>
売上(収入)総利益	<input type="text"/>	車両・船舶 ※減価償却累計額控除後	<input type="text"/>	
役員報酬	<input type="text"/>	土地	<input type="text"/>	
従業員給料	<input type="text"/>	負債の部合計(資産の部合計-純資産の部合計)	<input type="text"/>	
交際費	<input type="text"/>	支払手形	<input type="text"/>	
減価償却費	<input type="text"/>	買掛金 注3	<input type="text"/>	
地代家賃	<input type="text"/>	個人借入金	<input type="text"/>	
営業損益	<input type="text"/>	その他借入金	<input type="text"/>	
特別利益	<input type="text"/>	純資産の部合計(資産の部合計-負債の部合計)	<input type="text"/>	

注4	11代表者に対する報酬等の金額	報酬 <input type="text"/>	貸付金 <input type="text"/>	仮払金 <input type="text"/>
賃借料	支払利息 <input type="text"/>	借入金 <input type="text"/>	仮受金 <input type="text"/>	

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
 注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
 注3 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
 注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

この用紙はとじこまないでください

12 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主な設備等の状況						
	(2) 事業内容の特異性								
	(3) 売上区分	現金売上 % 掛売上 %							
14 決算日等の状況	売上	締切日	決済日	16 税理士の関与状況	(1) 氏名				
	仕入	締切日	決済日		(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日	決済日		(3) 電話番号				
	給料	締切日	支給日		<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称				17 加入組合等の状況	(4) 関与状況			
						(役職名)			
						(役職名)			
	営業時間		開店時	閉店時					
	定休日		毎週 (毎月)	曜日 ()		日			
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収額	従事員数
	18月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
	前期の実績								
	19 当期の営業	19 成績の概要							

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出用

Header form containing tax authority name, date, business type, and various identification numbers.

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) - Summary of wage income tax withholding.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) - Summary of retirement income tax withholding.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) - Summary of payment statements for various income types.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) - Summary of payment statements for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) - Summary of payment statements for real estate transaction fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) - Summary of payment statements for real estate transfer consideration.

Form for submission date and tax office identification.

Vertical text on the right side providing instructions and codes for the form.

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 〇〇〇〇〇〇

提出者情報表: 令和 年 月 日提出, 事務所, 事業種目, 整理番号, 住所, 氏名, 個人番号, 作成担当者, 作成税理士, 電話, 本店等一括提出, 翌年以降送付, 税理士番号

控 用 [平成28年1月1日以後提出用] (注)平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。FD 14, FD 15, MO 16, CD 17, DVD 18, 書面 30, その他 99

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)
区分: 人 員, 支 払 金 額, 源 泉 徴 収 税 額
① 給与等の総額
② ①のうち、内閣通用の日雇労働者の賃金
③ 源泉徴収票を提出するもの
④ ①のうち、源泉徴収票を提出するもの
(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)
区分: 人 員, 支 払 金 額, 源 泉 徴 収 税 額
① 退職手当等
② ①のうち、源泉徴収票を提出するもの
(摘要)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)
区分: 人 員, 支 払 金 額, 源 泉 徴 収 税 額
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等
① 原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)
③ 診療報酬(3号該当)
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)
⑦ 契約金(7号該当)
⑧ 賞金(8号該当)
⑨ 計
⑩ ①のうち、支払調書を提出するもの
(摘要)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
区分: 人 員, 支 払 金 額
① 使用料等の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの
(摘要)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
区分: 人 員, 支 払 金 額
① あっせん手数料の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの
(摘要)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)
区分: 人 員, 支 払 金 額
① 譲受けの対価の総額
② ①のうち、支払調書を提出するもの
(摘要)

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。

- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
- 2 工 事 場 所 奥尻郡奥尻町字奥尻 444
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和6年10月31日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 金 円
- 6 調 停 人 選任しない
- 7 前 金 払
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔北海道〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者	第10条第1項第号
	〔 〕監理技術者	
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項～7項
×	部分払	回以内
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

10 解体工事に要する費用等

別紙1のとおり

11 特約事項

別紙2のとおり（工事仕様書、工事費内訳書、技術提案書）

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住 所) 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

(氏 名) 支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 吉村 洋 印

受注者 (住 所)

(氏 名) 印

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎 ぐい <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部 分・外装 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・ 内装等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注)建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 費 内 訳 書

工事名 : 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

費 目	工 種	種 別	数 量	金 額(円)	備 考
直 接 工事費	建築		1 式		
	小計				
	電気		1 式		
	小計				
	機械設備		1 式		
	小計				
	解体		1 式		
	小計				
		直接工事費 計			
共通費	共通仮設費		1 式		
	小計				
	現場管理費		1 式		
	小計				
	一般管理費		1 式		
	小計				
	共 通 費 計				
工 事 価 格 合 計					
消 費 税					10%
工 事 費 総 合 計					

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
- (2) 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻 444
- (3) 工事内容
 - ・ 事務所庁舎・宿舍・車庫・物置の新築工事（木造〔CLT 含む〕平屋建
：床面積 112 m²）
 - ・ 現庁舎等解体（事務所・宿舍〔木造平屋建：面積 85 m²〕、車庫 2
棟〔鉄骨平屋：延面積 29 m²〕、物置〔木造平屋：面積 37 m²〕）

2 工事仕様

(1) 共通仕様

仕様書、内訳書、図面に記載されない事項については、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築木造工事標準仕様書（令和 4 年版）」を基本とするほか、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した各標準仕様書とする。

(2) 特記仕様

一 般 共 通 事 項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 工事着手前に居住者に施工内容及び留意事項について、事前に周知すること。なお、内容は、事前に発注者の承諾を得ること。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者は、契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
	保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・ 受注者は、労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後、発注者に提出しなければならない。

一般共通事項	工事関係図書 材料 掘削作業・埋設物等 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に先立ち、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。 ・ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。 ・ 掘削作業着手前に埋設物調査を行い、工事中は可能な限り人力掘削とし、既存の埋設物に損傷を与えないこと。 ・ 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
仮設工事	足場その他 監督事務所 工事用電力及び用水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組本足場を設ける場合は手すり先行足場とし、「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省平成21年4月）」によるものとする。 ・ 設けない。 ・ 受注者の負担とする。

令和 6 年度

設 計 書

工 事 名 称 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

課長	係長	担当者

北 海 道 森 林 管 理 局

令 和 6 年 4 月 1 日

工事内容説明書

1. 工事名称 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

2. 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻444

3. 工事請負費 金 円也

内 訳

工事価格 金 円也

消費税等相当額 金 円也

4. しゅん功期限 契約書に示す着手の日から 令和6年10月31日 まで

5. 工事規模 森林事務所及び宿舎新築 木造平屋建 111.52 m²

森林事務所及び車庫等解体 軽量鉄骨造等 150.679m²

工事費内訳書

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
共通仮設費積上（建築:離島経費）	1	式		
共通仮設費積上（電気設備:離島経費）	1	式		
共通仮設費積上（機械設備:離島経費）	1	式		
小計				
現場管理費	1	式		
一般管理費	1	式		
契約保証費	1	式		
一般管理費（金額調整）				
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費				

種目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 森林事務所・宿舎新築工事					
A. 建築工事		1	式		
B. 電気設備工事		1	式		
C. 機械設備工事		1	式		
小計					
II. 仮設事務所工事					
A. 建築工事		1	式		
B. 電気設備工事		1	式		
C. 機械設備工事		1	式		
小計					
III. 外構工事		1	式		
IV. 解体工事		1	式		
計(直接工事費)					

科目別内訳

事務所・宿舎

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
建築工事					
1. 直接仮設工事		1	式		
2. 土工事		1	式		
3. 鉄筋工事		1	式		
4. コンクリート工事		1	式		
5. 防水工事		1	式		
6. 木工事		1	式		
7. 屋根板金工事		1	式		
8. 金属工事		1	式		
9. タイル・左官工事		1	式		
10. 建具工事		1	式		
11. 塗装工事		1	式		
12. 内外装工事		1	式		
13. ユニット及びその他工事		1	式		
計					

科目別内訳

事務所・宿舎

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事					
1. 電灯設備工事		1	式		
2. 幹線設備工事		1	式		
3. 電話配管・配線設備工事		1	式		
4. 情報配管設備工事		1	式		
5. インターホン設備工事		1	式		
6. 防災無線用配管設備工事		1	式		
7. 構内配電線路設備工事		1	式		
8. 構内通信線路設備工事		1	式		
9. テレビ受信配線設備工事		1	式		
10. 住宅火災警報設備工事		1	式		
計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
機械設備工事					
1. 屋外給水設備工事		1	式		
2. 屋外排水設備工事		1	式		
3. 屋内給水設備工事		1	式		
4. 屋内排水設備工事		1	式		
5. 給湯設備工事		1	式		
6. ガス設備工事		1	式		
7. 衛生器具設備工事		1	式		
8. 空調設備工事		1	式		
9. 給油設備工事		1	式		
10. 換気設備工事		1	式		
計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事					
1. 仮設事務所電気設備		1	式		
計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
機械設備工事					
1. 屋外給水設備工事		1	式		
2. 屋外排水設備工事		1	式		
3. 屋内給水設備工事		1	式		
4. 屋内排水設備工事		1	式		
5. 給湯設備工事		1	式		
6. 衛生器具設備工事		1	式		
7. 空調設備工事		1	式		
8. 換気設備工事		1	式		
9. 撤去工事	仮設事務所附属設備	1	式		
10. 発生材処理費	仮設事務所附属設備	1	式		
計					

科目別内訳

解体

名 称	摘 要	数 量	単 位	金 額	備 考
解体工事					
1. 事務所解体		1	式		
2. 物置・車庫解体		1	式		
計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 直接仮設工事						
遣方	一般	116.0	m ²			
墨出し	一般 地上階	112.0	m ²			
養生	一般 地上階	112.0	m ²			
整理清掃後片付け	一般 地上階	112.0	m ²			
くさび緊結式足場	手すり先行方式 高さ10m未満 建地幅600 3ヶ月	332.0	m ²			
内部足場	脚立足場 並列 並列 H=1.8m 2ヶ月	112.0	m ²			
室内空気汚染物質測定費	2検体(事務所・宿舍) ホルムアルデヒド VOC(トルエン、キシレン)	1.0	回			
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 土工事						
根切り	つぼ・布掘	107.0	m ³			
すきとり		9.1	m ³			
床付け	つぼ・布掘	81.1	m ²			
埋戻し	B種 発生土	49.6	m ³			
建設発生土運搬	DID区間無し 17.4km ハックホウ0.8 ダンプトラック10t	57.5	m ³			
残土処分費		57.5	m ³			
土工機械運搬費	片道30km以内 ハックホウ	2.0	往復			
砂利地業	基礎下 切込砂利	24.8	m ³			
砂利地業	土間下 切込砂利	5.8	m ³			
床下防湿層敷き	t0.15 ポリエチレンフィルム	112.0	m ²			
土間下断熱材敷き	t25 ポリエチレンフォーム 2種b	32.2	m ²			
コンクリート束石	羽子板付き L=600 120角 平板コンクリート板 450角	8.0	ヶ所			
2の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 鉄筋工事						
異形鉄筋	D10 SD295	1.2	t			
異形鉄筋	D13 SD295	0.4	t			
異形鉄筋	D16 SD295	0.1	t			
鉄筋加工組立	RC壁式構造準用	1.7	t			
鉄筋運搬費	30km程度 4t車	1.7	t			
3の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. コンクリート工事						
普通コンクリート	呼び強度18 SL=15 捨てコンクリート	7.5	m ³			
普通コンクリート	呼び強度24 SL=18 基礎、躯体	24.3	m ³			
コンクリート打設手間	捨てコンクリート 人力	7.5	m ³			
コンクリート打設手間	基礎部 ポンプ打設 30m ³ 程度	19.1	m ³			
コンクリート打設手間	土間 ポンプ打設 50m ³ 程度	5.2	m ³			
コンクリートポンプ圧送基本料金	基本料金 50m ³ /回以下	3.0	回			
塩化物含有量測定		3.0	回			
普通合板型枠	基礎部	243.0	m ²			
打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 B種	5.2	m ²			
型枠運搬費	4t車 30km以内	249.0	m ²			
4の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5. 防水工事						
外部 シーリング	MS-2 15×10 一般	112.0	m			
外部 シーリング	MS-2 15×10 建具枠周囲	70.8	m			
内部 シーリング	SR-1 15×10 水廻り	5.2	m			
5の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6. 木工事						
構造材	JAS製材 カラ松 甲種 I・II 2級 土台 薬液注入材	1.1	m ³			
構造集成材	道産松	11.3	m ³			
構造材	JAS製材 甲種 I・II 2級 ひき角類(平角)	3.8	m ³			
構造材	JAS製材 甲種 I・II 2級 ひき割り類	5.4	m ³			
道南杉	KD/S4S 2段 ホーチ柱 幕板	0.7	m ³			
造作材	JAS製材 上小節、仕上材 角類(ひき割り)	0.3	m ³			
造作用CLT材	トマツ t90×W400 H400～2700	2.1	m ³			
同上取付金物	85×90×90	134.0	個			
運搬費	構造材他	1.0	式			
運搬費	CLT部材	1.0	式			
大工		115.0	人			
普通作業員		15.0	人			
プレカット加工費		112.0	m ²			
構造用金物		112.0	m ²			
釘・接着剤類		112.0	m ²			
窓枠取付	既製窓枠部材 MDF基材 見込130	25.9	m			
6の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7. 屋根板金工事						
長尺金属板葺き	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 横葺き	163.0	m ²			
改質アスファルトルーフィング	20kg/m ²	163.0	m ²			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 糸尺450まで 破風、淀	70.6	m			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 糸尺450まで ポーチ腰壁笠木	3.1	m			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 糸尺300まで 雨押え	9.2	m			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 糸尺150まで 腰水切	51.3	m			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 糸尺150まで 壁見切水切	19.9	m			
長尺金属板葺き 役物	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 1.3×1.0×0.6 煙突三角納め	1.0	ヶ所			
資材運搬費	トラック(大型車) 往復	1.0	台			
7の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8-2. 内部						
カーテンレール	ダブル C型 SUS	7.0	m			
ステンレスパイプ	φ32	3.4	m			
換気レジスター	樹脂製角型 150×200	7.0	ヶ所			
換気フード	樹脂製角型 150×200	7.0	ヶ所			
床下点検口	アルミ製 600角 アルミ製目地枠	2.0	ヶ所			
床下点検口	アルミ製 300角	2.0	ヶ所			
天井点検口	アルミ製 450角 アルミ額縁枠	4.0	ヶ所			
天井点検口	アルミ製 600角 アルミ額縁枠	1.0	ヶ所			
ブラインド	アルミ 横型操作棒式 W1,700×H1,300	2.0	ヶ所			
ブラインド	アルミ 横型操作棒式 W600×H1,300	1.0	ヶ所			
郵便受け	ステンレス製 W380×H300	2.0	ヶ所			
(8-2) 小計						
8の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9. タイル・左官工事						
9-1. 外部						
床_モルタル塗り	一般タイル下地	6.5	m ²			
床_モルタル塗り	金ごて仕上	1.4	m ²			
壁_モルタル塗り	金ごて仕上 ポーチ立上り 厚20mm	1.0	m ²			
壁_モルタル塗り	刷毛引き 基礎 樹脂ネット下貼	27.9	m ²			
壁_モルタル塗り	刷毛引き 集合煙突	4.9	m ²			
建具周囲防水モルタル充填	外部建具	2.5	m			
床_タイル張り	磁器質100角 シート ポーチ	6.5	m ²			
床_タイル張り	ノンスリップ 磁器質100角 垂れ付き段鼻	4.8	m			
巾木モルタル塗	H=100 目地切	2.1	m			
(9-1) 小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9-2. 内部						
床コンクリート直均し仕上	直均し仕上	16.9	m ²			
床_モルタル塗り	一般タイル下地	2.5	m ²			
床_モルタル塗り	金ごて仕上	9.7	m ²			
基礎天端均し	W=120 均しモルタル塗	85.0	m			
壁_モルタル塗り	金ごて仕上 立上り 厚20mm	3.3	m ²			
コンクリート打放し面補修	部分補修 B種 コーン処理	5.2	m ²			
床_タイル張り	磁器質100角 シート	2.5	m ²			
幅木タイル	磁器質100角	2.1	m			
(9-2) 小計						
9の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10. 建具工事						
10-1. 鋼製建具						
1-a. 樹脂製建具						
PW-1	W1,650×H2,200 引違い窓 Low-E複層硝子	1.0	ヶ所			
PW-2	W1,650×H1,300 引違い窓 Low-E複層硝子	2.0	ヶ所			
PW-3	W1,650×H1,100 引違い窓 Low-E複層硝子	2.0	ヶ所			
PW-4	W740×H1,300 縦すべり出し窓 Low-E複層硝子	1.0	ヶ所			
PW-5	W600×H1,100 縦すべり出し窓 Low-E複層硝子	1.0	ヶ所			
PW-6	W600×H500 横すべり出し窓 Low-E複層硝子	1.0	ヶ所			
PW-7	W460×H500 横すべり出し窓 Low-E複層硝子	2.0	ヶ所			
PW-8	W260×H1,100 横すべり出し窓 Low-E複層硝子	1.0	ヶ所			
網戸取付工事費		1.0	式			
運搬費		1.0	式			
(1-a) 小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-b. 金属製建具						
AD-1	W860×H2,300 アルミ製断熱玄関ドア 既製品	1.0	ヶ所			
AD-2	W860×H2,300 アルミ製断熱玄関ドア 既製品	1.0	ヶ所			
AD-3	W785×H2,000 アルミ製断熱ドア 既製品	2.0	ヶ所			
運搬費		1.0	式			
(1-b) 小計						
1-c. シャッター						
SS-1	W2,600×H2,400 軽量手動シャッター	1.0	ヶ所			
取付工事費		1.0	式			
運搬費		1.0	式			
(1-c) 小計						
(1)の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2-b. 木製建具(既製品)						
WD-2	W800×H2,000 既製片開きドア	1.0	ヶ所			
WD-3	W730×H2,000 既製片開きドア	1.0	ヶ所			
WD-4	W730×H2,000 既製片開きドア	1.0	ヶ所			
WD-5	W680×H2,000 既製片開きトイレドア	2.0	ヶ所			
WD-6	W2,400×H2,000 既製片引き吊戸 2枚建て	1.0	ヶ所			
WD-7	W1,600×H2,000 既製片引き吊戸	1.0	ヶ所			
WD-8	W1,450×H2,000 既製片引き吊戸	1.0	ヶ所			
WD-9	W2,400×H2,000 既製片引き吊戸 3枚建て	1.0	ヶ所			
WD-10	W1,600×H2,000 既製引違い吊戸	1.0	ヶ所			
WD-11	W700×H2,000 既製クローゼット折戸	1.0	ヶ所			
運搬費		1.0	式			
(2-b) 小計						
(2)の計						
10の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
11. 塗装工事						
薄付け仕上塗材	外装薄塗材Si シリカシン	4.9	m ²			
下地調整	セメント系下地調整材 C-1	4.9	m ²			
木材保護塗料塗り	WP 木部 A種 キシラデコール塗	119.0	m ²			
同上素地ごしらえ	木部 B種	122.0	m ²			
つや有り 合成樹脂エマルジョンペイント塗	EP-G B種	38.6	m ²			
同上素地ごしらえ	フレキシブルポード面 A種	38.6	m ²			
クリヤラッカー塗り	CL B種(素地B種)	47.4	m ²			
クリヤラッカー塗り	CL(糸幅300mm以下) B種(素地B種)	46.3	m			
防腐剤塗	B種 グリーンオスモース*	35.0	m ²			
11の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
12. 内外装工事						
12-1. 外部						
不燃外装材	フラット板 t=16 塗装品 金具留め工法	99.3	m ²			
不燃外装材	同質コーナー材 t=16 塗装品 金具留め工法	11.6	m			
透湿防風シート		153.0	m ²			
外壁下地 構造用合板	t=9 2級 C-D 特類 OSB	153.0	m ²			
屋根下地 構造用合板	t=12 2級 C-D 特類	163.0	m ²			
道南杉外装材	t=17 箱目地	54.1	m ²			
軒天井 フレキシブルボード張り	t=6 目透し	35.9	m ²			
軒天井 フレキシブルボード張り	t=6 目透し 有孔板	2.7	m ²			
軒天井 道南杉羽目板張り	t=12 本実	3.6	m ²			
天井_石膏ボード張り	t=12.5 突付け 軒天下地	3.6	m ²			
(12-1) 小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
12-2. 内部						
床_畳敷き	標仕D種 畳表C2 三層形 KT-III	6.0	枚			
床_複層ビニールシート	t2.5 マーブル	2.0	m ²			
床_シナ合板	t=9	2.1	m ²			
床_複合フローリング合板	t=12 ナラ	52.7	m ²			
床_クッションフロアー	t=2.3	5.2	m ²			
床_構造用合板	t=12 2級 C-D 特類	69.1	m ²			
床_ソフト巾木	H=60	16.7	m			
壁_シナ合板張り	t=4 目透し	13.8	m ²			
壁_ビニールクロス	準不燃 エコクロス	159.0	m ²			
壁_石膏ボード張り	t=12.5 突付け	200.0	m ²			
壁_構造用合板張り	t=12 2級 C-D 特類	36.4	m ²			
壁_化粧フレキシブルボード張り	t=4 目透し	8.0	m ²			
壁_けい酸カルシウム板張り	t=8 目透し	31.4	m ²			
天井_化粧石膏ボード張り	t=9.5 突付け 準不燃 トラパーチン	30.2	m ²			
天井_シナ合板張り	t=4 目透し	15.8	m ²			
天井_ビニールクロス	準不燃 エコクロス	55.8	m ²			
天井_石膏ボード張り	t=9.5 突付け	72.2	m ²			
天井廻縁	塩ビ 突付け	109.0	m			
ライニングトップ	W=150 ポストフォーム 耐水MDF メラミン化粧板	1.1	m			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(12-2) 小計						
12-3. 断熱						
壁_グラスウール	t=100 24kg/m3 片面アルミフラット紙	156.0	m ²			
天井_ブローイング工法	t=250 24kg/m3 セルローズファイバー	112.0	m ²			
合成樹脂発泡材打込み	PF t=75 基礎 3種b	46.9	m ²			
合成樹脂発泡材張付け	PF t=25 外壁 2種b	153.0	m ²			
ポリエチレンフィルム貼	t=0.15	268.0	m ²			
(12-3) 小計						
12の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
13-3. 造作棚						
宿舎_押入 中棚	L2600×W750×H90 木組 t=5.5 シナ合板	1.0	ヶ所			
宿舎_押入 枕棚	L2600×W400×H60 木組 t=5.5 シナ合板	1.0	ヶ所			
宿舎_CL クローク棚	既製品 L1700×W400×H90 ハンガーパイプ付	1.0	ヶ所			
宿舎_収納 収納棚	既製品 L780×W400×H90 ハンガーパイプ付	1.0	ヶ所			
宿舎_トイレ 枕棚	L800×W400 t=18 ランバーコア SOP	1.0	ヶ所			
宿舎_物置 木製棚	可動式 L1700×W600 木組3段 t=9 シナ合板	1.0	ヶ所			
事務所_物置 木製棚	可動式 L1700×W600 木組3段 t=9 シナ合板	1.0	ヶ所			
事務所_車庫 木製棚	可動式 L3200×W400 木組3段 t=9 シナ合板	1.0	ヶ所			
事務所_トイレ 枕棚	L800×W400 t=18 ランバーコア SOP	2.0	ヶ所			
(13-3) 小計						
13の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 電灯設備						
1-A. 電灯設備(事務所)						
電線管	PF16 隠ぺい	25.0	m			
電線管	PF22 隠ぺい	11.0	m			
電線管	PF28 隠ぺい	14.0	m			
EM-EEFケーブル	1.6-2C ころがし	103.0	m			
EM-EEFケーブル	1.6-3C "	82.0	m			
EM-EEFケーブル	2.0-2C "	35.0	m			
EM-EEFケーブル	2.0-3C "	71.0	m			
アウトレットボックス	中四角浅型 樹脂製	38.0	個			
アウトレットボックス	大型深型D54 樹脂製	1.0	個			
ケーブルジョイントボックス	透明(大)	8.0	個			
ケーブルジョイントボックス	透明(中)	7.0	個			
タンブラスイッチ	1P*3 樹脂プレート	1.0	個			
タンブラスイッチ	1P*1+1P(L)*1 樹脂プレート	3.0	個			
タンブラスイッチ	1P(L)*1 樹脂プレート	1.0	個			
タンブラスイッチ	3W(H)*1 樹脂プレート	2.0	個			
コンセント	2P15A*2 樹脂プレート	9.0	個			
コンセント	2P15A*2接地付 樹脂プレート	9.0	個			
露出コンセント	2P15A*2接地付	1.0	個			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具A210	LED	2.0	個			
照明器具B430	LED	2.0	個			
照明器具C110	LED	1.0	個			
照明器具D590	LED	3.0	個			
照明器具E960	LED	1.0	個			
照明器具F120	LED	1.0	個			
照明器具M150	LED	1.0	個			
照明器具N	LED 同上取付架台共	1.0	個			
年間タイマー	ソーラー式	1.0	個			
配線ダクト	部品共	1.0	組			
リレーコンセント		1.0	個			
フローコンセント	2EET アップ式	2.0	個			
防気カバー	1連用	18.0	枚			
防気カバー	2連用	2.0	枚			
防気カバー	3連用	1.0	枚			
(1-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-B. 電灯設備(宿舍)						
電線管	PF16 隠ぺい	47.0	m			
電線管	PF22 隠ぺい	32.0	m			
EM-EEFケーブル	1.6-2C ころがし	130.0	m			
EM-EEFケーブル	1.6-3C "	70.0	m			
EM-EEFケーブル	2.0-2C "	56.0	m			
EM-EEFケーブル	2.0-3C "	40.0	m			
アウトレットボックス	中四角浅型 樹脂製	23.0	個			
アウトレットボックス	大型深型D54 樹脂製	1.0	個			
スイッチボックス	2個用 樹脂製	8.0	個			
スイッチボックス	3個用 樹脂製	2.0	個			
スイッチボックス	5個用 樹脂製	1.0	個			
ケーブルジョイントボックス	透明(大)	9.0	個			
ケーブルジョイントボックス	透明(中)	10.0	個			
タンブラスイッチ	1P*1 樹脂プレート	1.0	個			
タンブラスイッチ	1P*2 樹脂プレート	1.0	個			
タンブラスイッチ	1P*1+1P(L)*1 樹脂プレート	4.0	個			
タンブラスイッチ	3W(H)*1 樹脂プレート	2.0	個			
タンブラスイッチ	3W(H)*2 樹脂プレート	1.0	個			
タンブラスイッチ	1P(H)*2+1P(L)*1 樹脂プレート	1.0	個			

細目別内訳

事務所・宿舎

電気設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
タンブラスイッチ	1P(H)*2+3W(H)*1 樹脂プレート	1.0	個			
コンセント	2P15A*2 樹脂プレート	13.0	個			
コンセント	2P15A*2接地付 樹脂プレート	6.0	個			
屋外防水コンセント	2P15A*2接地付	1.0	個			
照明器具C110	LED	1.0	個			
照明器具D590	LED	1.0	個			
照明器具E960	LED	1.0	個			
照明器具F120	LED	1.0	個			
照明器具G600	LED	2.0	個			
照明器具H110	LED	1.0	個			
照明器具J80	LED	1.0	個			
照明器具K80	LED	1.0	個			
照明器具L70	LED	1.0	個			
照明器具M150	LED	1.0	個			
防気カバー	1連用	24.0	枚			
防気カバー	2連用	5.0	枚			
防気カバー	3連用	1.0	枚			
(1-B)小計						
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 幹線設備						
2-A. 幹線設備(事務所)						
電線管	厚鋼GPZ16	3.0	m			
EM-IE電線	8mm	3.0	m			
EM-CETケーブル	14mm	5.0	m			
電灯分電盤		1.0	面			
屋外引込開閉器盤		1.0	面			
接地極	ED	1.0	箇所			
(2-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2-B. 幹線設備(宿舎)						
ねじなし電線管電線管	(E31)	1.0	m			
EM-IE電線	8mm	15.0	m			
EM-CETケーブル	14mm	15.0	m			
電灯分電盤		1.0	面			
防火区画処理	(E31)	1.0	個			
(2-B)小計						
2の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 電話配管・配線設備工事						
3-A. 電話配管・配線設備工事 (事務所)						
合成樹脂可とう管	PF16	14.0	m			
合成樹脂可とう管	PF22	33.0	m			
合成樹脂可とう管	PF28	38.0	m			
EM-BTIEEケーブル	0.4-2P	7.0	m			
EM-BTIEEケーブル	0.4-3P	16.0	m			
EM-IE電線	5.5	7.0	m			
端子盤	T-1	1.0	面			
アウトレットボックス	大型深型D54 樹脂製	2.0	個			
スイッチボックス	樹脂製2個用	2.0	個			
モジュラーコンセント	壁付2芯	2.0	個			
モジュラーコンセント	床用	2.0	個			
接地極	ED(t)	1.0	箇所			
(3-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3-B. 電話配管・配線設備工事 (宿舎)						
合成樹脂可とう管	PF16	14.0	m			
EM-BTIEEケーブル	0.4-2P	14.0	m			
モジュラーコンセント	2芯 P共	1.0	個			
防火区画処理	(E25)	1.0	個			
(3-B)小計						
3の計						

細目別内訳

事務所・宿舍

電気設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. 情報配管設備(事務所)						
4-A. 情報配管設備						
合成樹脂可とう管	PF16	10.0	m			
合成樹脂可とう管	PF28	8.0	m			
LANケーブル	cat6A-4P	26.0	m			
スイッチボックス	樹脂製2個用	1.0	個			
アウトレットボックス	大型深型D54 樹脂製	2.0	個			
モジュラーコンセント	LAN4P	1.0	個			
モジュラーコンセント	床用LAN4P	2.0	個			
(4-A)小計						
4-B. 情報配管設備(宿舍)						
合成樹脂可とう管	PF16	27.0	m			
LANケーブル	cat6A-4P	27.0	m			
ハトメプレート	樹脂	2.0	枚			
(4-B)小計						
4の計						

細目別内訳

事務所・宿舎

電気設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5. インターホン設備						
5-A. インターホン設備 (事務所)						
合成樹脂可とう管	PF16	9.0	m			
EM-AE0.9-2C		10.0	m			
アウトレットボックス	中四角浅型 樹脂製	2.0	個			
インターホン	モニター、カメラ付	1.0	組			
(5-A)小計						
5-B. インターホン設備 (宿舎)						
合成樹脂可とう管	PF16	7.0	m			
EM-AE0.9-2C		10.0	m			
アウトレットボックス	中四角浅型 樹脂製	2.0	個			
インターホン	モニター、カメラ付	1.0	組			
(5-B)小計						
5の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6. 防災無線用配管設備						
合成樹脂可とう管	PF28	23.0	m			
スイッチボックス	樹脂製2個用	1.0	個			
ハトメプレート		1.0	枚			
6の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7. 構内配電線路設備						
溶融亜鉛めっき鋼管	厚鋼16	2.0	m			
溶融亜鉛めっき鋼管	厚鋼54	5.0	m			
波付硬質電線管	(FEP65)	19.0	m			
EM-IE電線	8mm	2.0	m			
EM-CETケーブル	38mm	32.0	m			
屋外幹線開閉器盤		1.0	面			
自在ラックバンド	(大)	7.0	枚			
電柱	CP-A-10m	1.0	本			
根枷	1.2*14*17	2.0	本			
接地極(ED)	14Φ*1.5m 銅棒	2.0	箇所			
ケーブル掘削	450*~700	19.0	m			
7の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8. 構内通信線路設備						
溶融亜鉛めっき鋼管	厚鋼28	24.0	m			
波付硬質電線管	(FEP30)	90.0	m			
プルボックス	300*300*200 ZWP	1.0	個			
接地極(Et)	14Φ*1.5m 銅棒	1.0	箇所			
8の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9. テレビ受信配線設備						
EM-S5C-FBケーブル		45.0	m			
直列ユニット	端末1端子	3.0	個			
増幅器	U/BS45dB	1.0	個			
分配器	4D	1.0	個			
9の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10. 宿舎火災警報設備						
宿舎火災警報器	光電式電池式 ワイレス親機	1.0	個			
宿舎火災警報器	光電式電池式 ワイレス子機	1.0	個			
10の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-C. 宿舎部分						
量水器取付	貸与品 20A	1.0	個			
量水器ボックス	MB-CBW4 875H 管理者認定品	1.0	個			
仕切弁	GV10K 20A	1.0	個			
水道用ポリエチレン管	20PP 地中配管	18.2	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	8.2	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	8.2	m3			
埋設標識テープ	150巾	18.2	m			
(1-C)小計						
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 屋外排水設備						
2-A.共用部分						
塩ビ製インバート桧	90L 100-150 801~1200H T-8蓋	2.0	組			
塩ビ製インバート桧	90Y 100-50 801~1200H T-8蓋	2.0	組			
平板ブロック	300×300×60t	4.0	個			
排水・硬質塩化ビニル管	100VP 地中配管	13.7	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	8.5	m3			
砂基礎	山砂 人力土工	2.1	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	6.4	m3			
建築発生土処分	構内敷き均し	2.1	m3			
土工機械運搬	小規模土工 給水管土工共	1.0	往復			
(2-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2-C. 宿舎部分						
塩ビ製インバート柵	90L 100-150 801~1200H T-8蓋	1.0	組			
平板ブロック	300×300×60t	1.0	個			
排水・硬質塩化ビニル管	100VP 地中配管	1.8	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	0.9	m3			
砂基礎	山砂 人力土工	0.1	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	0.8	m3			
建築発生土処分	構内敷き均し	0.1	m3			
(2-C)小計						
2の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 屋内給水設備						
3-A. 事務所部分						
電動水抜栓	20A 専用ケーブル付 操作スイッチ共	1.0	組			
屋内止水栓	15A	1.0	個			
水道用ポリエチレン管	20PP 地中配管	3.2	m			
給水・ステンレス鋼鋼管	15SU 屋内一般	6.1	m			
給水・ステンレス鋼鋼管	20SU 屋内一般	5.1	m			
保温工事	15A 床下	4.5	m			
保温工事	20A 床下	3.9	m			
保温工事	15A 隠蔽	1.6	m			
防錆工事	20A ブチル系	1.2	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(3-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3-B. 宿舎部分						
電動湯水抜栓	20A 専用ケーブル付 操作スイッチ共	1.0	組			
仕切弁	GV JIS10K 20A	1.0	個			
水道用ポリエチレン管	20PP 地中配管	2.1	m			
給水・ステンレス鋼管	15SU 屋内一般	13.5	m			
給水・ステンレス鋼管	20SU 屋内一般	5.3	m			
保温工事	20A 露出	1.3	m			
保温工事	15A 床下	9.7	m			
保温工事	20A 床下	4.1	m			
保温工事	15A 隠蔽	3.8	m			
防錆工事	20A ブチル系	1.2	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(3-B)小計						
3の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4-B. 宿舎部分						
アルミセルフード	100φ	1.0	個			
排水・硬質塩化ビニル管	40VP 屋内一般	1.8	m			
排水・硬質塩化ビニル管	50VP 屋内一般	5.5	m			
排水・硬質塩化ビニル管	65VP 屋内一般	2.4	m			
排水・硬質塩化ビニル管	75VP 屋内一般	1.4	m			
排水・硬質塩化ビニル管	100VP 屋内一般	10.0	m			
通気・硬質塩化ビニル管	65VP 屋内一般	11.0	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(4-B)小計						
4の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5-B. 宿舎部分						
石油給湯機	屋内壁掛形 追炊付 給湯能力37.2KW 薄型給排気トップ	1.0	台			
給排気管	90° 曲り 80φ	3.0	個			
給排気管	アジャスター管 80φ 250～350L	2.0	個			
給排気管	アジャスター管 80φ 480～820L	2.0	個			
給排気管	アジャスター管 80φ 805～1420L	2.0	個			
仕切弁	GV JIS10K 20A	1.0	個			
給湯・ステンレス鋼鋼管	15SU 屋内一般	14.0	m			
給湯・ステンレス鋼鋼管	20SU 屋内一般	4.0	m			
保温工事	20A 露出	1.3	m			
保温工事	15A 床下	10.2	m			
保温工事	20A 床下	2.7	m			
保温工事	15A 隠蔽	3.8	m			
給気管保温	80φ 隠蔽 グラスウール	0.6	m ²			
排気管保温	80φ 隠蔽 ロックウール	0.6	m ²			
(5-B)小計						
5の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6. ガス設備工事						
6-A. 宿舍部分						
プロパン庫	塩ビ鋼板製 20Kg×2本立用	1.0	組			
2連立ガス集合装置	調整器 高圧ホース 転倒防止鎖	1.0	組			
平板ブロック	300×300×60t	6.0	個			
マイコンメーター	プロパン用 5Kg/h	1.0	台			
ガス警報器	マイコンメーター用	1.0	個			
可とう管コック	15A	1.0	個			
ガス・配管用炭素鋼鋼管(白)	20A 屋内一般	15.2	m			
塗装工事	20A 白鋼管上	4.6	m			
電線	EM-AE0.9mm-4C PF管内	12.5	m			
可とう電線管	PF16	12.5	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(6-A)小計						
6の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7. 衛生器具設備工事						
7-A. 事務所部分						
洋風大便器	床置床排水大便器 手洗い付 洗浄便座 紙巻器共	2.0	組			
混合水栓	壁付シングル混合水栓	1.0	個			
(7-A)小計						
7-B. 宿舎部分						
洋風大便器	床置床排大便器 手洗付 洗浄便座 紙巻器共	1.0	組			
洗濯機パン	PP樹脂製 640サイズ	1.0	組			
洗面化粧台	間口600mm 化粧鏡	1.0	組			
混合水栓	台付シングル混合栓	1.0	個			
(7-B)小計						
7の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8. 空調設備工事						
8-A. 事務所部分						
エアコン	1方向天井カセット形 冷房5.0KW 暖房6.3KW	1.0	組			
FF石油温風暖房機	ビルトイン形 暖房能力3.44~11.0KW 給排気筒共	1.0	台			
電気パネルヒーター	ステンレス製 215Kcal/h	2.0	台			
浸透枳	200VU 1000H 塩ビ蓋	1.0	組			
冷媒用被覆銅管	6.35φ	4.8	m			
冷媒用被覆銅管	9.52φ	4.8	m			
硬質塩化ビニル管	20VP 屋内一般	4.9	m			
渡り配線	EM-EEF1.6-3C 共巻	4.1	m			
配管化粧カバー	80形	1.0	組			
(8-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8-B. 宿舎部分						
電気パネルヒーター	ステンレス製 215Kcal/h	1.0	台			
FF温風暖房機用スリーブセット		3.0	個			
エアコン対応スリーブセット		3.0	個			
(8-B)小計						
8の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9. 給油設備工事						
9-A. 事務所部分						
灯油ホームタンク	490L型 鋼板製 少量危険物看板 基礎石	1.0	基			
消火器	10型 ABC粉末	1.0	本			
屋外消火器ボックス	ステンレス製 10型1本用	1.0	組			
灯油コック	壁埋込形 8φ	1.0	個			
灯油配管用被覆銅管	10φ 一般	10.1	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	1.5	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	1.5	m3			
埋設標識テープ	150巾	7.3	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(9-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9-B. 宿舎部分						
灯油ホームタンク	490L型 鋼板製 少量危険物看板 基礎石	1.0	基			
消火器	10型 ABC粉末	1.0	本			
屋外消火器ボックス	ステンレス製 10型1本用	1.0	組			
灯油コック	8φ	1.0	個			
灯油コック	壁埋込形 8φ	3.0	個			
灯油配管用被覆銅管	10φ 一般	27.4	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	1.0	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	1.0	m3			
埋設標識テープ	150巾	5.0	m			
スリーブ工事		1.0	式			
(9-B)小計						
9の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10. 換気設備工事						
10-A. 事務所部分						
天井換気扇	24時間換気対応 220m ³ /h×40Pa	1.0	台			
パイプファン	格子ルバー形 40m ³ /h	2.0	台			
中間ダクト用送風機	消音キャビネットファン 450m ³ /h	1.0	台			
アルミセルフード	100φ	2.0	個			
アルミセルフード	150φ	1.0	個			
アルミセルフード	200φ	1.0	個			
薄型給排気グリル	200φ用	2.0	個			
スパイラルダクト	150φ	1.2	m			
スパイラルダクト	200φ	10.6	m			
保温工事	150φ GW25t+ALGC	1.2	m			
保温工事	200φ GW25t+ALGC	8.2	m			
(10-A)小計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10-B. 宿舎部分						
天井換気扇	24時間換気対応 95m ³ /h×40Pa	2.0	台			
天井換気扇	24時間換気対応 220m ³ /h×40Pa	1.0	台			
天井換気扇	低騒音形 50m ³ /h	2.0	台			
アルミセルフード	100φ	5.0	個			
アルミセルフード	150φ	3.0	個			
スパイラルダクト	100φ	12.3	m			
スパイラルダクト	150φ	6.2	m			
保温工事	100φ GW25t+ALGC	6.0	m			
保温工事	150φ GW25t+ALGC	4.1	m			
保温工事	150φ RW25t+ALGC	1.7	m			
(10-B)小計						
10の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 設置費						
仮設事務所	SH-H6型 5.1坪 214日 基本料含む	1.0	式			
同上配送費	海送・運搬含む	1.0	式			
同上引取費	海送・運搬含む	1.0	式			
仮設物置	SH-H4型 3.8坪 214日 基本料含む	1.0	式			
同上配送費	海送・運搬含む	1.0	式			
同上引取費	海送・運搬含む	1.0	式			
コンクリート束石	羽子板付き L=600 120角 平板コンクリート板 450角	18.0	ヶ所			
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 内部造作						
間仕切り壁下地組	木造間仕切組 L2.4m×H2.3m	5.5	m ²			
木製フラッシュ戸	W0.6×H2.0	1.0	ヶ所			
壁_プリント合板	t=4 突付	8.6	m ²			
巾木	青木 H=60	3.5	m			
既製流し台	L=1,200 BL型	1.0	ヶ所			
2の計						

細目別内訳

仮設事務所

電気設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 仮設事務所電気設備						
電線管	PF22	7.0	m			
EM-EEFケーブル	1.6-2C ころがし	70.0	m			
EM-EEFケーブル	2.0-2C //	47.0	m			
EM-CEケーブル	8mm-3C	20.0	m			
DVF電線	DVF2.6-2C	10.0	m			
DVF電線	DVF3.2-3C	20.0	m			
ケーブルジョイントボックス	透明(大)	7.0	個			
タンブラスイッチ(露出)	1P*1	1.0	個			
コンセント(露出)	2P15A*2	8.0	個			
コンセント(露出)	2P15A*2接地付	2.0	個			
照明器具A	LED	1.0	個			
照明器具B	LED	1.0	個			
電灯分電盤		1.0	面			
接地工事(ED)	14Φ*1.5m	1.0	箇所			
屋外開閉器箱	MCB3P30A	1.0	函			
引込用ポール		1.0	本			
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 屋外給水設備						
量水器取付	貸与品 15A	1.0	個			
量水器ボックス	MB-CBW4 875H 管理者認定品	1.0	個			
水栓柱	15A	1.0	個			
仕切弁	GV10K 15A	1.0	個			
水道用ポリエチレン管	15PP 地中配管	20.1	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	9.1	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	9.1	m3			
分岐工事	15A×20A	1.0	か所			
埋設標識テープ	150巾	20.1	m			
1の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 屋外排水設備						
塩ビ製インバート柵	90L 100-150 801~1200H T-8蓋	1.0	組			
塩ビ製インバート柵	ストレート 100-150 801~1200H T-8蓋	1.0	組			
塩ビ製インバート柵	90Y 100-150 801~1200H T-8蓋	1.0	組			
平板ブロック	300×300×60t	3.0	個			
排水・硬質塩化ビニル管	100VP 地中配管	19.7	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	12.6	m3			
砂基礎	山砂 人力土工	1.0	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	11.7	m3			
建築発生土処分	構内敷き均し	1.0	m3			
土工機械運搬	小規模土工	1.0	往復			
2の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3. 屋内給水設備						
水抜栓	15A×1500H	1.0	個			
屋内止水栓	15A	1.0	個			
水道用ポリエチレン管	15PP 地中配管	0.4	m			
給水・ステンレス鋼鋼管	15SU 屋内一般	8.8	m			
保温工事	15A 隠蔽	1.6	m			
3の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. 屋内排水設備						
排水・硬質塩化ビニル管	50VP 屋内一般	1.3	m			
排水・硬質塩化ビニル管	75VP 屋内一般	1.1	m			
排水・硬質塩化ビニル管	100VP 屋内一般	1.8	m			
4の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6. 衛生器具設備						
洋風大便器	床置床排大便器 手洗付 洗浄便座 紙巻器共	1.0	組			
混合水栓	壁付シングル混合栓	1.0	個			
6の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7. 空調設備						
エアコン取付	壁掛け形 冷房2.8KW 暖房3.6KW	1.0	台			
冷媒用被覆銅管	6.35 φ	7.2	m			
冷媒用被覆銅管	9.52 φ	7.2	m			
排水・硬質塩化ビニル管	20VP 屋内一般	3.0	m			
渡り配線取付		7.2	m			
7の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8. 換気設備						
壁換気扇	羽根径15cm 風量140m3/h フード共	1.0	台			
パイプファン	格子ルーバー形 風量40m3/h	1.0	台			
アルミセルフフード	100φ	1.0	個			
8の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9. 撤去工事						
エアコン撤去	引き渡し 壁掛け形 冷房能力2.8KW 暖房能力3.6KW	1.0	組			
壁換気扇撤去	再使用しない 羽根径15cm フード共	1.0	台			
電気温水器撤去	再使用しない 貯湯量6L 据え置き型 1.1KW	1.0	台			
パイプファン撤去	再使用しない 風量40m ³ /h	1.0	個			
洋風大便器撤去	再使用しない タンク式	1.0	組			
アルミセルフフード撤去	再使用しない 100φ	1.0	個			
量水器撤去	管理者へ返却 15A	1.0	個			
量水器ボックス撤去	再使用しない 樹脂製 15A用	1.0	個			
水栓柱撤去	再使用しない 15A	1.0	個			
仕切弁撤去	再使用しない 15A	1.0	個			
水抜栓撤去	再使用しない 15A×1500H	1.0	個			
屋内止水栓撤去	再使用しない 15A	1.0	個			
混合水栓撤去	再使用しない 15A	1.0	個			
塩ビ製インバート桝撤去	再使用しない 桝径150φ 深さ801～1200H	3.0	組			
ステンレス鋼管撤去	再使用しない 15A	8.8	m			
銅管撤去	再使用しない 6.35φ	7.2	m			
銅管撤去	再使用しない 9.52φ	7.2	m			
硬質塩化ビニル管撤去	再使用しない 20VP	3.0	m			
硬質塩化ビニル管撤去	再使用しない 50VP	1.3	m			

細目別内訳

仮設事務所

機械設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
硬質塩化ビニル管撤去	再使用しない 75VP	1.1	m			
硬質塩化ビニル管撤去	再使用しない 100VP	21.5	m			
水道用ポリエチレン管撤去	再使用しない 15PP	20.5	m			
渡り配線撤去	再使用しない	7.2	m			
根切り	機械土工 BH0.13m3	21.7	m3			
埋戻し	機械土工 BH0.13m3	21.7	m3			
発生材運搬	ダンプトラック2.0t 機械	0.6	m3			
9の計						

細目別内訳

仮設事務所

機械設備

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
10. 発生材処理費						
金属屑		0.1	t			
樹脂・プラスチック		0.1	t			
陶磁器		0.1	t			
循環税相当額		0.3	t			
10の計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅲ. 外構工事						
土砂掘削	残土処理含む t=330	24.0	m ³			
土砂掘削	残土処理含む t=30	9.0	m ³			
下層路盤	砕石40~0mm t=300	80.0	m ²			
表層	車道・路肩部 細粒度AC t=30	80.0	m ²			
敷砂利	砕石40~0mm t=60	309.0	m ²			
縁石工	150×170×600	28.0	m			
重機運搬費	0.2 バックホウ 3tトラック	1.0	往復			
計						

細目別内訳

解体

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
解体工事						
1. 事務所解体						
1. 直接仮設工事		1.0	式			
2. とりこわし工事（建築）		1.0	式			
3. とりこわし工事(機械設備)		1.0	式			
4. とりこわし工事(電気設備)		1.0	式			
5. 発生材運搬		1.0	式			
6. 処分場料金		1.0	式			
1の計						

細目別内訳

解体

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2. 物置・車庫解体						
1. とりこわし工事		1.0	式			
2. 発生材運搬		1.0	式			
3. 処分場料金		1.0	式			
2の計						

檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

図面リスト

建築意匠図・構造図				電気設備図		機械設備図	
A-01	表紙・図面リスト	26	ユニットバス詳細図	E-01	電気設備特記仕様書	M-01	機械設備特記仕様書
02	新営特記仕様書-1	27	外構図	02	配置図(構内配電線路)	02	配置図
03	新営特記仕様書-2	28	解体図(配置図・庁舎及び宿舎-1)	03	電灯設備配線図	03	衛生設備機器表
04	新営特記仕様書-3	29	解体図(庁舎及び宿舎-2)	04	幹線・コンセント設備配線図	04	衛生設備平面図
05	解体特記仕様書-1	30	解体図(物置・車庫1・車庫2)	05	機器電源(機械設備)設備配線図	05	空調設備機器表
06	解体特記仕様書-2	31	仮設計画図	06	照明器具参考姿図	06	空調・給油設備平面図
07	建物概要・付近見取図・配置図	32	仮設計画図(事務所)	07	電灯盤・引込開閉器盤 結線図	07	換気設備機器表
08	求積図・面積表	33	仮設計画図(物置)	08	電話・情報・テレビ・インターホン・火災警報設備配線図	08	換気設備平面図
09	内外仕上表・付属設備表			09	使用機器等参考図	09	既設設備撤去案内図
10	平面図・屋根伏図		計=33枚	10	仮設事務所(物置)電気設備配線図	10	仮設事務所給水排水引込工事
11	立面図			11	既設事務所電気設備撤去図	11	仮設事務室衛生・空調設備平面図
12	断面図						
13	矩計図	S-01	構造設計標準仕様書				
14	断面詳細図	02	木質工事特記仕様書-1				
15	平面詳細図	03	木質工事特記仕様書-2				
16	展開図-1	04	木造在来軸組工法標準図-1				
17	展開図-2	05	木造在来軸組工法標準図-2				
18	建具キープラン・天井伏図	06	基礎伏図・配筋詳細図				
19	建具表-1	07	床伏図・梁小屋伏図				
20	建具表-2	08	軸組図-1				
21	雑詳細図	09	軸組図-2				
22	断熱伏図	10	壁量計算図				
23	気密施工要綱図-1	11	木造接合金物位置図				
24	気密施工要綱図-2	12	地質調査位置図・柱状図				
25	キッチン詳細図		計=12枚		計=11枚		計=11枚

特記		 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸	審査 <i>kyamada</i>	審査 <i>kyamada</i>	担当 <i>kyamada</i>	製図 <i>kyamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-01
	図面名 表紙・図面リスト						縮尺(A2版) NOSCALE		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																										
4 地 業 工 事	▶ 1. 試験杭	(1) 試験杭の仕様・位置・数量は、構造図面による。(4.2.2) (2) 元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。(4.3.2) (3) 電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。 (4) 元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の鉛直度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。 (5) 埋込工法は、本施工前に試験掘を行い土質の確認を行う。	9 防 水 工 事	▶ 5. 普通コンクリート	(1) 設計基準強度 (6.2.2) *構造図面による。 (2) 調合管理強度及び調合強度は(6.3.2)による。(表6.3.2) (3) スランプ (6.2.4)(表6.2.2) *構造図面による。 (4) 水セメント比: 65%以下 (5) 住棟部分のコンクリートの水セメント比は、50%以下とする。(住宅性能評価 劣化対策等級 (構造躯体) 等級3) (6) 構造強度補正値(S) (6.3.2)(表6.3.2) 標準仕様書6.3.2及び構造図面による。	12 木 工 事	▶ 1. 表面仕上げ	(1) 表面仕上げの種別 (12.1.4)(表12.1.1)(表12.1.2) ・機械加工 ○A種 *B種 ○C種 ・手加工 内部造作材 ○H-A種 *H-B種 ○H-C種 下地材 ○H-A種 ○H-B種 *H-C種	13 屋 根 工 事	▶ 1. 長尺金属板の種類	(13.2.2)(表13.2.1) <table border="1"> <tr> <th>施工部位</th> <th>規格名称(規格番号)</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>一般屋根</td> <td>●塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3322 /ガルバリウム鋼板)</td> <td>0.35</td> </tr> </table>	施工部位	規格名称(規格番号)	厚さ(mm)	一般屋根	●塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3322 /ガルバリウム鋼板)	0.35																																				
	施工部位	規格名称(規格番号)		厚さ(mm)																																																	
	一般屋根	●塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3322 /ガルバリウム鋼板)		0.35																																																	
	▶ 2. 既製コンクリート杭地業	(1) 杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び支持力は、構造図面による。(4.3.2) (2) 本工事に使用する杭の種類及び工法は構造図面による。(4.3.2) (3) 杭頭の処理 (4.3.7) 杭頭が所定の高さより高く杭頭処理が必要な場合は、杭本体を傷めないように、杭頭の上端がなるべく平らになるよう所定の高さに切りそろえる。 (4) 施工にあたって、次に掲げる事項について監督職員の承諾を受けること。 ①施工体制 ・下請業者の体制(電流計の方式に関わらず、電流計の動作確認や記録紙の保管を行う専属の担当者を配置することを指導する。やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず専属の担当者を配置する。) ・トラブル時の連絡体制 ②施工方法 ・下元請建設業者の立ち会い ・電流計データの取得方法(積分電流計を使用する。) ・支持層等到達の判断方法 ・トラブル時の対処方法 ・施工状況の報告 (5) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。		▶ 6. 構造体コンクリート仕上がり	(1) コンクリート表面の仕上がり状態 (6.2.5) ○A種 *B種 ○C種 (6.2.5(2))(表6.2.4) (2) コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5(4))(表6.2.5) ○a種 *b種 ○c種		▶ 2. 材料	(1) 木材 (12.2.1) 現場搬入時の含水率 (表12.2.1) <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>*A種(15%以下) ○B種(18%以下)</td> </tr> <tr> <td>構造材</td> <td>*A種(20%以下) ○B種(25%以下)</td> </tr> </table> (2) 材料のホルムアルデヒド放散量等 *F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド放散量非表示、塗装なし *非ホルムアルデヒド系接着剤 ○ 塗装したもの *非ホルムアルデヒド系接着剤使用及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ○ 化粧加工したもの *非ホルムアルデヒド系接着剤使用及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ○		部位	種 別	造作材	*A種(15%以下) ○B種(18%以下)	構造材	*A種(20%以下) ○B種(25%以下)	▶ 2. 長尺金属板の葺き工法等	(1) 形式 ○蟻掛葺き ●横葺き ○瓦葺葺き (13.2.3) (2) 工法 ○立ち巻きはげ工法 ●平巻きはげ ○スノーストッパー工法 ○フラットルーフ工法 ○溶接 (3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (13.2.3) *適用する ○適用しない (13.2.3) (4) 止止め ○設置する(図示) ○設置しない (13.2.3)	▶ 3. 保証	屋根工事は責任施工とし、保証書を屋根工事施工者と受注者の連名にて提出する。[保証期間:10年(材料および工法)]																																		
	部位	種 別																																																			
造作材	*A種(15%以下) ○B種(18%以下)																																																				
構造材	*A種(20%以下) ○B種(25%以下)																																																				
▶ 3. 砂利地業	(1) 材料: *切込砂利 ○切込砕石 (4.6.2) (2) 粒径: C-40程度 (4.6.3) (3) 厚さ: 構造図面による。(4.6.3)	▶ 7. 型枠	(1) 型枠一般 (6.8.1) 外部に面するコンクリートの打増し厚さ *図面による ○ ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 *図面による ○ (2) 材料 (6.8.2) ○「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品 *「コンクリート型枠用合板の規格」によるB-C品 *厚さ12mm ○	▶ 3. 製材	(1) 「製材の日本農林規格」による製材 (12.2.1(2))(表12.2.2) ①下地用針葉樹製材 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>等 級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td>柱</td> <td>松</td> <td></td> <td>*2級 ○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>梁</td> <td>松</td> <td></td> <td>*2級 ○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ②造作用針葉樹製材 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>等 級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td>壁・柱 出隅</td> <td>松</td> <td>図示</td> <td>二方上小節</td> <td>角隅</td> <td>SD15</td> </tr> <tr> <td>額縁</td> <td>松</td> <td>図示</td> <td>上小節</td> <td>ひき割</td> <td>SD15</td> </tr> </table> 造作材の材面の品質: *A種 ○B種 代用樹種を使用できない箇所: (2) 針葉樹製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。	施工箇所	樹種	寸法	等 級	形状	含水率	柱	松		*2級 ○			梁	松		*2級 ○			施工箇所	樹種	寸法	等 級	形状	含水率	壁・柱 出隅	松	図示	二方上小節	角隅	SD15	額縁	松	図示	上小節	ひき割	SD15	▶ 1. ステンレスの表面仕上げ	(14.2.1) <table border="1"> <tr> <th>施工部位</th> <th>種 類</th> </tr> <tr> <td></td> <td>*HL ○鏡面仕上げ ○400# ○No.2B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○HL ○鏡面仕上げ *400# ○No.2B</td> </tr> </table>	施工部位	種 類		*HL ○鏡面仕上げ ○400# ○No.2B		○HL ○鏡面仕上げ *400# ○No.2B				
施工箇所	樹種	寸法	等 級	形状	含水率																																																
柱	松		*2級 ○																																																		
梁	松		*2級 ○																																																		
施工箇所	樹種	寸法	等 級	形状	含水率																																																
壁・柱 出隅	松	図示	二方上小節	角隅	SD15																																																
額縁	松	図示	上小節	ひき割	SD15																																																
施工部位	種 類																																																				
	*HL ○鏡面仕上げ ○400# ○No.2B																																																				
	○HL ○鏡面仕上げ *400# ○No.2B																																																				
▶ 4. 床下防湿層	(1) 範囲: 床コンクリート下(ピット下を除く) (4.6.5) (2) 工法: ポリエチレンフィルム厚0.15mm(重ね幅250mm以上)地中梁、布基礎等がある場合は、250mmのみ込みとする。	▶ 8. 無筋コンクリート	無筋コンクリートの適用は、次による。(6.14.1) <table border="1"> <tr> <th>施 工 部 位</th> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>スランプ(cm)</th> </tr> <tr> <td>捨てコンクリート</td> <td>*18 ○21 *15 ○18</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>*18 ○21 *15 ○18</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>*18 ○21 *15 ○18</td> <td></td> </tr> </table>	施 工 部 位	設計基準強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	捨てコンクリート	*18 ○21 *15 ○18			*18 ○21 *15 ○18			*18 ○21 *15 ○18		▶ 2. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2)(表14.2.1) <table border="1"> <tr> <th>施工部位</th> <th>種 類</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○A-1 ○A-2 *B-1 ○B-2 ○C-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>*B-1 ○B-2 ○C-1 ○C-2 ○D</td> </tr> </table> (1) 陽極酸化皮膜による着色方法 *二次電解着色 ○ (2) 陽極酸化皮膜による色合い ○ゴールド ○アンバー ○ブロンズ ○ブラック ○	施工部位	種 類		○A-1 ○A-2 *B-1 ○B-2 ○C-1		*B-1 ○B-2 ○C-1 ○C-2 ○D																														
施 工 部 位	設計基準強度(N/mm ²)	スランプ(cm)																																																			
捨てコンクリート	*18 ○21 *15 ○18																																																				
	*18 ○21 *15 ○18																																																				
	*18 ○21 *15 ○18																																																				
施工部位	種 類																																																				
	○A-1 ○A-2 *B-1 ○B-2 ○C-1																																																				
	*B-1 ○B-2 ○C-1 ○C-2 ○D																																																				
▶ 5. 捨コンクリート地業	(1) コンクリートの厚さ: 構造図面による。(4.6.4) (2) コンクリートの種別は6章 14節「無筋コンクリート」による。	▶ 9 防水工事	▶ 1. 共通事項 各防水工法において、断熱材を用いる場合は、ノンフロン仕様とする。	▶ 3. 鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.3)(表14.2.2) <table border="1"> <tr> <th>亜鉛めっきの表面処理</th> <th>施 工 部 位</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっき</td> <td></td> <td>○A種 ○B種 *C種</td> </tr> <tr> <td>電気亜鉛めっき</td> <td></td> <td>○D種 ○E種 ○F種</td> </tr> </table>	亜鉛めっきの表面処理	施 工 部 位	種 別	溶融亜鉛めっき		○A種 ○B種 *C種	電気亜鉛めっき		○D種 ○E種 ○F種																																							
亜鉛めっきの表面処理	施 工 部 位	種 別																																																			
溶融亜鉛めっき		○A種 ○B種 *C種																																																			
電気亜鉛めっき		○D種 ○E種 ○F種																																																			
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格 : JIS G 3112規格品 (5.2.1) 鉄筋の種類及び寸法: 構造図面による。	▶ 2. 塗膜防水	(1) 種別および工程 (9.5.3) ○ウレタンゴム系塗膜防水 施工部位: (表9.5.1) 防水層種別 ○X-1 ○X-2 脱気装置の種類及び設置数量(X-1) *主材料製造所の指定による ○ 仕上塗料の種類及び使用量 *塗膜防水製造所の指定による ○ ○ゴムアスファルト系塗膜防水 施工部位: (表9.5.2) 防水層種別 ○Y-1 ○Y-2(保護層: ○有 ○無)	▶ 4. 手すり及びタラップ	(1) 手すり (14章2節) 材種 : ○アルミニウム合金製 *ステンレス製SUS304 表面処理: 400# (14.8.2) (2) タラップ (14.8.3) 材種 : *アルミニウム合金製 ○ステンレス製SUS304 表面処理: A-1 (14章2節)																																																
▶ 2. 溶接金網	網目形状及び寸法: 構造図面による。(5.2.2)	▶ 3. ケイ酸質系塗布防水	(1) 防水種別 *C-U I ○C-U P (9.6.3)(表9.6.2) 施工部位: (2) 平場のコンクリート下地 *コンクリート直均し 木ごて押 (3) 壁及び天井部の仕上げ *コンクリート打ち出しB種 ○ (4) 打ち継ぎ力所の下地処理 *標尺9.6.4(2)(7)~(9) ○	▶ 5. 点検口	<table border="1"> <tr> <th>施工部位</th> <th>材 種</th> <th>タイプ</th> <th>寸法(mm)</th> <th>鍵</th> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>アルミニウム製(枠:色付)</td> <td>○靱縁 ○気密 *目地</td> <td>*450×450 ○600×600</td> <td>○あり *なし</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>アルミニウム製</td> <td>○アルミ目地 *ステンレス目地</td> <td>*450×450 ●600×600</td> <td>*あり ○なし</td> </tr> </table> ※ 床点検口は表面を発泡ウレタン吹付とする。 ※ 床点検口 アルミニウム製 300×300	施工部位	材 種	タイプ	寸法(mm)	鍵	天井	アルミニウム製(枠:色付)	○靱縁 ○気密 *目地	*450×450 ○600×600	○あり *なし	床	アルミニウム製	○アルミ目地 *ステンレス目地	*450×450 ●600×600	*あり ○なし																																	
施工部位	材 種	タイプ	寸法(mm)	鍵																																																	
天井	アルミニウム製(枠:色付)	○靱縁 ○気密 *目地	*450×450 ○600×600	○あり *なし																																																	
床	アルミニウム製	○アルミ目地 *ステンレス目地	*450×450 ●600×600	*あり ○なし																																																	
▶ 3. 鉄筋の継手及び定着	(1) 鉄筋の継手方法及び位置 *構造図面による。 ○ (2) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ *構造図面による。 ○ (3) 鉄筋の定着長さ *構造図面による。 ○ (5.3.4)	▶ 4. シーリング材	(1) シーリング材の種類及び施工箇所 (9.7.2) *標準仕様書 表9.7.1による *内壁タイル、石材等の入隅部及び他材料取合い部にシーリングを行う。(5mm幅) *2面接着とする範囲: *金属と金属 *金属とガラス (9.7.4) (2) シーリング材の目地寸法: 図示 (9.7.3) (3) 接着性試験 (9.7.5) *行う(*簡易接着性試験 ○引張接着性試験) ○行わない	▶ 6. 点検口	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表面の材種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td>*5.5 ○</td> <td></td> <td>*1類 ○2類</td> <td>広葉樹 *2等 ○1等 針葉樹 *C-D ○</td> <td>○適用する ○適用しない</td> </tr> </table> (2) 構造用合板 (12.2.1) ①「合板の日本農林規格」の普通合板 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表面の材種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ②「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧張り構造用合板 <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>等級</th> <th>表板の材種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○1級</td> <td>*針葉樹</td> <td>*特類 *C-D ○</td> <td>*9-12 ○適用する ○適用しない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする。 (3) 「構造用パネルの日本農林規格」の構造用パネル (12.2.1) 構造用パネル <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>等 級</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○1級 ○2級 ○3級 ○4級</td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	厚さ(mm)	表面の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理		*5.5 ○		*1類 ○2類	広葉樹 *2等 ○1等 針葉樹 *C-D ○	○適用する ○適用しない	施工箇所	厚さ(mm)	表面の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級								施工箇所	等級	表板の材種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級		○1級	*針葉樹	*特類 *C-D ○	*9-12 ○適用する ○適用しない				施工箇所	等 級	厚さ(mm)		○1級 ○2級 ○3級 ○4級	
施工箇所	厚さ(mm)	表面の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理																																																
	*5.5 ○		*1類 ○2類	広葉樹 *2等 ○1等 針葉樹 *C-D ○	○適用する ○適用しない																																																
施工箇所	厚さ(mm)	表面の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級																																															
施工箇所	等級	表板の材種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級																																														
	○1級	*針葉樹	*特類 *C-D ○	*9-12 ○適用する ○適用しない																																																	
施工箇所	等 級	厚さ(mm)																																																			
	○1級 ○2級 ○3級 ○4級																																																				
▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等) (5.3.5) ●なし ○有り 適用箇所最小かぶり厚さに加える厚さ: mm (2) 鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手の場合) (5.3.5) *構造図面による。 ○	▶ 5. その他の防水	種類: 施工箇所: 防水工事は責任施工とし、保証書を防水工事施工者及び受注者の連名にて提出する。(保証期間: ○10年 ○年)	▶ 7. 左官工事	▶ 1. 下地 (15章2節) (1) ラス系下地 ・下地の種類 通気工法の場合: *二層下地 ○単層下地 直貼り工法の場合: ○ラスシートモルタル下地 *ラスモルタル下地 ・下地板等の仕様 公共建築木造工事標準仕様書10章8節による。 ・材料 ラス及び補強用プラス 通気工法二層下地: 2種波形ラス 700 通気工法単層下地: 2種防水紙付りプラス 800 ラスシート ラス目による区分: M建築基準法に基づく耐力壁: L S 4 ステータブル *ステンレス製りプラス: L925TS 波形ラス: L1019JS ・工法 7.通気工法二層下地 換気口部の措置 *「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3による ○図示																																																
▶ 1. コンクリートの種別	(1) コンクリートの種類 *I類 ○II類 (表6.2.1) ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類 (6.2.1(2)) *普通コンクリート ○軽量コンクリート	▶ 6. 保証	防水工事は責任施工とし、保証書を防水工事施工者及び受注者の連名にて提出する。(保証期間: ○10年 ○年)	▶ 2. モルタル塗り	(1) 材料 (15章3節) ・モルタル ○現場調合材料 ○既調合材料 (15.3.2) ・既製目地材 *使用する ○ (15.3.2) 形状 (2) 調合及び塗厚 ・調合及び塗厚は、標準仕様書15.3.3表15.3.3による。(15.3.3) ・その他の左官工事 防水モルタルは床・壁共塗り厚15mmとし、床は1回、壁は2回塗りとする。 開口部廻りのモルタル充填及び木コン穴埋めは防水剤入り無収縮モルタルとする。 同上、外部面は、防水剤入り無収縮モルタルとする。 断熱材下地の場合は、ステンレス製ワイヤラス入りとする。																																																
▶ 2. セメント	(1) セメントの種類 *普通ポルトランドセメント A種 (6.3.1)(表6.3.1)	▶ 1. タイル張り	(1) 再生材利用タイルの使用 *使用する ○使用しない (2) 伸縮目地及びひび割れ誘発目地の位置 (11.1.3) *標準仕様書 表11.1.1による ○図示 (3) 床タイル張りの品質・役物 (11.2.2)(11.3.2) <table border="1"> <tr> <th>形状寸法</th> <th>きじ</th> <th>うわぐすり</th> <th>役 物</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>100×100</td> <td>せつ器質</td> <td>●無釉 ●無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○施釉 ○有</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※施工部位は図面による。 (4) 壁タイル張りの品質・役物 (11.2.2)(11.2.7)(11.3.2)(11.3.7) <table border="1"> <tr> <th>形状寸法</th> <th>きじ</th> <th>うわぐすり</th> <th>役 物</th> <th>耐凍害性</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陶器質</td> <td>○無釉 ○無 ○有</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○無釉 ○無 ○無</td> <td></td> </tr> </table> ※施工部位は図面による。 壁タイル張りの工法 (11.3.3)(表11.3.2) 内装タイル: *改良積上げ張り ○接着剤張り 外装タイル: *密着張り(ヴィブラート工法) ○改良積上げ張り ○改良圧着張り	形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	備 考	100×100	せつ器質	●無釉 ●無					○施釉 ○有			形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	耐凍害性	備 考				陶器質	○無釉 ○無 ○有						○無釉 ○無 ○無		▶ 6. 防汚・防蟻・防虫処理	(1) 防汚・防蟻処理 (12.3.1) ①防汚・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位() ②薬剤の加圧注入による防汚・防蟻処理 保存処理性能区分 <table border="1"> <tr> <th>適用部位</th> <th>処 理 の 方 法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース</td> </tr> </table> ※施工範囲: GL+1,000mmまでの木材及びコンクリートと接する部分とする。	適用部位	処 理 の 方 法		*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース											
形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	備 考																																																	
100×100	せつ器質	●無釉 ●無																																																			
		○施釉 ○有																																																			
形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	耐凍害性	備 考																																																
			陶器質	○無釉 ○無 ○有																																																	
				○無釉 ○無 ○無																																																	
適用部位	処 理 の 方 法																																																				
	*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース																																																				
▶ 3. 骨材	(1) 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性区分 *A ○B (6.3.1(2)) (2) 砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性区分 *A ○B ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関(大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関)であること。 (3) 骨材の最大寸法: 2.5mm/砂利、2.0mm/砕石	▶ 2. 保証	防水工事は責任施工とし、保証書を防水工事施工者及び受注者の連名にて提出する。(保証期間: ○10年 ○年)	▶ 5. 接合具等	(1) 釘等 (12.2.2(1)) *隠し釘打ち ○ (2) 諸金物 (12.2.2(2)) 諸金物の形状・寸法・材質 *表12.2.3~12.2.5による。 コンクリート埋込部を除き表14.2.2 ○ (3) 接合具等の接着剤: (12.2.2(3)) ホルムアルデヒド放散量: *規制対象外 ○ (4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤: (12.2.3) ホルムアルデヒド放散量: *規制対象外 ○																																																
▶ 4. 混和剤	(1) 混和剤の種類 (6.3.1(4)) *JIS A 6204 AE減水剤又は高性能AE減水剤 化学混和剤の塩化物イオン量による区分 I種	▶ 1. タイル張り	(1) 再生材利用タイルの使用 *使用する ○使用しない (2) 伸縮目地及びひび割れ誘発目地の位置 (11.1.3) *標準仕様書 表11.1.1による ○図示 (3) 床タイル張りの品質・役物 (11.2.2)(11.3.2) <table border="1"> <tr> <th>形状寸法</th> <th>きじ</th> <th>うわぐすり</th> <th>役 物</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>100×100</td> <td>せつ器質</td> <td>●無釉 ●無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○施釉 ○有</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※施工部位は図面による。 (4) 壁タイル張りの品質・役物 (11.2.2)(11.2.7)(11.3.2)(11.3.7) <table border="1"> <tr> <th>形状寸法</th> <th>きじ</th> <th>うわぐすり</th> <th>役 物</th> <th>耐凍害性</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>陶器質</td> <td>○無釉 ○無 ○有</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○無釉 ○無 ○無</td> <td></td> </tr> </table> ※施工部位は図面による。 壁タイル張りの工法 (11.3.3)(表11.3.2) 内装タイル: *改良積上げ張り ○接着剤張り 外装タイル: *密着張り(ヴィブラート工法) ○改良積上げ張り ○改良圧着張り	形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	備 考	100×100	せつ器質	●無釉 ●無					○施釉 ○有			形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	耐凍害性	備 考				陶器質	○無釉 ○無 ○有						○無釉 ○無 ○無		▶ 6. 防汚・防蟻・防虫処理	(1) 防汚・防蟻処理 (12.3.1) ①防汚・防蟻処理が必要な樹種による製材 適用部位() ②薬剤の加圧注入による防汚・防蟻処理 保存処理性能区分 <table border="1"> <tr> <th>適用部位</th> <th>処 理 の 方 法</th> </tr> <tr> <td></td> <td>*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース</td> </tr> </table> ※施工範囲: GL+1,000mmまでの木材及びコンクリートと接する部分とする。	適用部位	処 理 の 方 法		*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース											
形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	備 考																																																	
100×100	せつ器質	●無釉 ●無																																																			
		○施釉 ○有																																																			
形状寸法	きじ	うわぐすり	役 物	耐凍害性	備 考																																																
			陶器質	○無釉 ○無 ○有																																																	
				○無釉 ○無 ○無																																																	
適用部位	処 理 の 方 法																																																				
	*標準仕様書12.3.1(3)(イ)(b)による ○キシラモン(2回塗り) ●オスモグリーンエース																																																				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
16 建 具 工 事	▶ 1. 一般事項	(1) 建具見本の製作： * 行わない ○ 行う (建具表により指定する。) (2) 防犯建物部品： * 適用する ○ 適用しない	18 塗 装 工 事	▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (18.1.3) *F☆☆☆☆ ○規制対象外	4. せ っ こ う ボ ー ド 及 び そ の 他 の ボ ー ド 張 り	(1) せっこうボード及びその他のボードの規格は下表による。(19.7.2)	20 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 工 事	▶ 1. 黒板及びホワイトボード	(1) 仕様 (20.2.8)	
	▶ 2. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (16.2.1~5)(表16.2.1)		▶ 2. 木部塗装	(表18.2.1)(表18.4.1)(表18.5.1)(表18.8.2)(表18.11.1)(表18.12.1)(表18.13.1)		▶ 4. せっこうボード及びその他のボード張り		規格番号 規格名称 種類の記号	▶ 2. ブラインド	(1) ブラインドの形式：*横形 ○縦形 (2) 種類及び開閉方式等は、図面による。
	▶ 3. 網戸	(1) 防虫網の材質： * ガラス繊維入り合成樹脂製 (16.2.3) ○合成樹脂製 ○ステンレス製(SUS316) 線径： * 0.25mm以上 ○ mm以上 網目寸法： * 16~18メッシュ		▶ 3. 鉄部塗装	(1) 鉄鋼面 (表18.2.2)(表18.3.1,3)(表18.4.2)(表18.7.1)(表18.8.3)		▶ 5. 合板張り		JIS A 5404 木質系セメント板 HW, MW, HF, NF JIS A 5430 繊維強化セメント板 0.8FK, 1.0FK JIS A 5905 繊維板 HB, MDF, 1B JIS A 5908 パーティクルボード RS, VS, DV, DO, DC JIS A 6301 吸音材料 RW-F, RW-B, RW-BL, GW-F, GW-B, DR, 1B, WVCB, GB-P, HB-P JIS A 6901 せっこうボード製品 GB-R, GB-S, GB-F, GB-L, GB-D, GB-NC	▶ 3. ロールスクリーン	(1) 操作方法： ○スプリング式 ○コード式(チェーン式) ○電動式 (2) 幅及び高さは図面による。 (3) 防炎性能等の材質や品質等は図面による。 (4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーン等の材料 *製作所の仕様による ○
	▶ 4. 樹脂製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (16.3.2)(表16.3.1)		▶ 4. モルタル面及びプaster面の塗装	(2) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)		▶ 6. 壁紙張り		※各ボード類の厚さは、図面による。 (a) ホルムアルデヒド放散量： *F☆☆☆☆ ○規制対象外 (2) せっこうボードの目地工法： *突付け工法 ○継ぎ目処理工法 ○目透かし工法 (3) その他 *天井仕上で、木目模様の化粧せっこうボードは、取付け用表残付の製品とする。	▶ 4. カーテンレール	材質： *ステンレス製 ○アルミニウム製 (20.2.14) 形状：○C型 *角形又はD型 ○I型 ○H型 強度： *中量用(10-90) ○軽量用(一般家庭向き 10-60) 取付： *ダブル(シングル) (暗幕用は300mm以上の引合せの重ね掛けとする) *すべてのカーテンボックス内に設置する。
	▶ 5. 木製建具	(1) 建具材の含水率の種別： ○A種 *B種 ○C種 (2) フラッシュ戸の表面材及び表面厚さ(mm) (16.7.3) ※図面による。 ホルムアルデヒド放散量 *F☆☆☆☆ (3) かまち戸の材料(樹種)は標準仕様書17.7.2表16.7.2による。 (4) 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 *F☆☆☆☆		▶ 5. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装	(3) 塗装の種類 種別 錆止め種別 錆止め塗料塗り 素地ごしらえ		▶ 7. 断熱・防露		(2) せっこうボードの目地工法： *突付け工法 ○継ぎ目処理工法 ○目透かし工法 (3) その他 *天井仕上で、木目模様の化粧せっこうボードは、取付け用表残付の製品とする。	▶ 5. 肢体不自由者用既製手すり	(1) 材質 *ステンレス製 ○ (2) 表面仕上 *塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 ○HL仕上
	▶ 6. 建具用金物	(1) 取付施工 (16.8.1) 取っ手類の取付高さは、床仕上げ面からの高さとし、図面による。 その他指示のない場合は、建具製作所の仕様による。 (2) 樹脂製建具に使用する丁番： (16.8.2) *標準仕様書16.8.2表16.8.3による。 ○ (3) マスターキー (16.8.4) ○製作する *製作しない ○既存のマスターキーに合わせる (4) 同一キー： *同一用途の室は同一キーとする。 (5) 鍵箱： *スチール製(市販品： *30組用 ○60組用 ○120組用) (6) 建具表で指示のない建具金物は16章8節による。 表16.8.1~5)		▶ 6. 壁紙張り	(4) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)		▶ 7. 断熱・防露		(3) 下地の種類： 図面による。(19.7.3) (4) 普通合板の種類等 (19.7.2)	▶ 6. 鏡	(1) 施工箇所： *図面による ○ (20.2.9) (2) 厚さ： *5mm(幅広面取り加工、ステンレスフレーム付き) *水廻りは耐湿仕様鏡とする
	▶ 7. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類： *手動式 ○上部電動式(手動併用) (2) 耐風圧強度： (16.12.2) (3) スラットの材質 (16.12.3) ○JIS G 3312 めっき付着量： *Z06又はF06 ○ ○JIS G 3322 めっき付着量： *AZ90 ○ (4) スラットの形式： *インターロッキング形 ○オーバーラッピング形 (5) 表面仕上： *標準色 ○指定色(焼付け塗装)		▶ 7. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装	(5) 天然化粧合板の規格 (19.7.2)		▶ 7. 断熱・防露		(5) 天然化粧合板の規格 (19.7.2)	▶ 7. 表示	(1) ○衝突防止表示 (*図面による ○) (2) ○法令に基づく表示 (*図面による ○) (3) ○室名札 (*図面による ○) (4) ○ピクトグラフ (*図面による ○) (5) ○案内板 (*図面による ○)
	▶ 8. ガラス	(1) 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。(16.14.2) (2) ガラスの種類及び厚さは建具表による。 (3) ガラス留め材(防火戸以外) (16.14.2)		▶ 8. ガラス	(6) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)		▶ 7. 断熱・防露		(6) 特殊加工化粧合板の規格 (19.7.2)	▶ 8. ポスト	郵便受け： ●有り (NASTA KS-MB35S) ○無し
	(4) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ： (16.14.3) *標準仕様書16.14.3 表16.14.1による。	▶ 9. 内装工事	(7) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)	▶ 7. 断熱・防露	(7) 特殊加工化粧合板の規格 (19.7.2)	▶ 9. その他	*下記同等品とする。但し、細部の仕様は現場打合せとする。 換気口：キョウワナスタ~K5-6010P +K5-700P +水返し板~組合せ 床下換気口：キョウワナスタ~K5-0313P(断熱・気密タイプ) (断熱・気密タイプ) 国旗掲揚塔：アルミ合金継目無骨 H=7,000 (F-P-7U) 屋外掲示板：アルミ製(2本脚型・シンジダー錠仕様) (SK-207-1-SLC) 消火器：10型(ABC粉末) 2本(事務所・宿舍)				
		▶ 10. 内装工事	(8) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)	▶ 7. 断熱・防露	(8) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 *F☆☆☆☆ ○規制対象外 (9) 遮音シール材： *適用する(○シーリング材 ○ジョイントコンパウンド) ○適用しない (10) 合板類の張付けの種別： ○A種 *B種 (表19.7.3)	▶ 10. 建物周囲砂利敷き及び軒下緑石	(1) 建物周囲の砂利敷きはB種(洗い砂利)とする。 防草シートを砂利敷き面の下に敷き込む (2) 軒下緑石の寸法及び断面は設計図面による。 (3) 図面特記がなければ、コンクリートブロックの寸法120×150×600mmとし、基礎断面は下図による。				
		▶ 11. 内装工事	(9) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)	▶ 7. 断熱・防露	(9) 合板類の張付けの種別： ○A種 *B種 (表19.7.3)	▶ 11. 室内空気汚染物質測定	※測定方法：パッシブ法 ・ホルムアルデヒド ・VOC(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン) ※2検体測定：事務所 1ヶ所、宿舍 1ヶ所 測定場所は打合せによる。				
			(10) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)	▶ 7. 断熱・防露	(10) 合板類の張付けの種別： ○A種 *B種 (表19.7.3)						
			(11) 亜鉛めっき鋼面 (表18.2.3)(表18.3.2,4)(表18.4.3)(表18.7.2)	▶ 7. 断熱・防露	(11) 合板類の張付けの種別： ○A種 *B種 (表19.7.3)						



一級建築士登録 第135957号 山田俊幸




審査 担当 製図 工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事

図面名 新営特記仕様書-3

年月日 2022.12
縮尺 No Scale

図面番号 A-04

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																
4	建設廃棄物の処理	<p>▶ 7. 地下埋設物、埋設配管等</p> <p>(2) 樹木等の撤去 ○伐採伐根 ○移植 移植場所： ○図面による。 ○工事監督員の指示による。</p> <p>(1) 地下埋設物、埋設配管等 (3.12.1) ○有 撤去範囲：図面による。 ○無</p> <p>▶ 8. 整地・埋戻し・盛土</p> <p>(1) 埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。 (3.12.1) ●山砂の類 ●現場内の良質土 ○建設発生土受入 ○その他</p> <p>(2) 建設発生土受入場所： (3) 埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。 (4) 埋戻し方法：各層300mm程度ごとに締固める。 ブルドーザによる押土程度： *15t ○3t 盛土の高さ： *現状GL+100mm程度 ○図面による。</p> <p>▶ 9. 建築設備の解体</p> <p>オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること。</p>	5	特別管理産業廃棄物等の処理等	<p>▶ 2. 処理に注意を要する建設廃棄物</p> <p>○木造建築物を解体する場合 (4.5.1) CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>*中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>○ひ素・カドミウム含有石膏ボード ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、工事監督員と協議の上、適切に処理すること。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>○製造者</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>○その他</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table>	処理区分	*中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		処理区分	○製造者	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類			処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		6	石綿含有建材の除去及び処理	<p>▶ 1. 施工調査</p> <p>特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (5.1.2) なお、廃石綿等の処理は、6章「アスベスト含有建材の除去等」による。</p> <p>(1) PCB含有機器類 *要調査 ○調査済 ①変圧器 ②コンデンサ ③蛍光灯器具の安定器</p> <p>(2) PCB含有シーリング材 部 位： ○要調査 ○調査済</p> <p>(3) ダイオキシン類 部 位： ○要調査 ○調査済：レベル</p> <p>(4) その他の特別管理型産業廃棄物等 部 位： ○要調査 ○調査済：レベル</p> <p>▶ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等</p> <p>(1) PCB含有機器類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。なお、保管場所は、次による。 (5.4.3) ○同一敷地内に保管 保管場所： 運搬方法： ○施工業者による運搬 ○施設管理者による運搬 ○敷地外に保管 保管場所： 住 所： 運搬方法： ○PCB運搬許可業者 ○施工業者(施設管理者を同乗)が運搬</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>○製造者</td><td>○専門業者</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処理区分 *中間処理 処分場所 【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 片道運搬距離 () km 程度</p> <p>(4) その他 (5.4.1)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table>	処理区分	○製造者	○専門業者	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類			処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		7	特殊な建設副産物の回収及び処分	<p>(2) ハロン (7.3.2) ハロン消火設備の消火剤は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>*回収</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>住 所： 片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>(3) イオン化式感知器 (7.3.3) 製造業者に引き渡し。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>*引き渡し</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4) 製造業者に回収を委託。</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>○絶縁閉閉器</td><td>○絶縁変圧器</td><td>○受変電機器</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td colspan="3">*回収</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="3">製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>(5) PFOS (ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)) (7.3.5)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>○消火剤</td><td>○その他 ()</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <p>(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○回収</td><td>○その他の処分方法 ()</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 住 所： 片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table>	処理区分	*回収	処分場所	住 所： 片道運搬距離 () km 程度	処理区分	*引き渡し	処分場所	回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度	種類	○絶縁閉閉器	○絶縁変圧器	○受変電機器	処理区分	*回収			処分場所	製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度			種類	○消火剤	○その他 ()	処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類			処理区分	○回収	○その他の処分方法 ()	処分場所	回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 住 所： 片道運搬距離 () km 程度																																																																																					
		処理区分			*中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																					
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
処理区分	○製造者	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類																																																																																																																																																																																											
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
処理区分	○製造者	○専門業者																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類																																																																																																																																																																																											
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
処理区分	*回収																																																																																																																																																																																										
処分場所	住 所： 片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
処理区分	*引き渡し																																																																																																																																																																																										
処分場所	回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	○絶縁閉閉器	○絶縁変圧器	○受変電機器																																																																																																																																																																																								
処理区分	*回収																																																																																																																																																																																										
処分場所	製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	○消火剤	○その他 ()																																																																																																																																																																																									
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類																																																																																																																																																																																											
処理区分	○回収	○その他の処分方法 ()																																																																																																																																																																																									
処分場所	回収業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 製造業者名： 住 所： 片道運搬距離 () km 程度 【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 住 所： 片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
	<p>▶ 1. 再資源化等</p> <p>(1) 再資源化を図るもの(特定建設資材廃棄物) (4.4.1)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>コンクリート塊</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>アスファルト・コンクリート塊</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>建設発生木材</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <p>(2) その他の発生材 (4.4.4)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>混合廃棄物</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>金属くず</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>廃石膏ボード</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>廃プラスチック類</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>ガラス及び陶磁器くず</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>がれき類</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>アスファルト防水</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>木くず類(伐採伐根)</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>タタミ</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>ゴムくず</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>蛍光灯・HIDランプ</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○中間処理</td><td>●最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>硬質塩化ビニル管・継手</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>配管用グラスウール</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>●中間処理</td><td>○最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td colspan="2">【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内</td></tr> <tr><td></td><td colspan="2">片道運搬距離 (17.4 km) 程度</td></tr> </table>	種類	コンクリート塊	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	アスファルト・コンクリート塊	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類	建設発生木材	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	混合廃棄物	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	金属くず	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	廃石膏ボード	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	廃プラスチック類	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	ガラス及び陶磁器くず	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	がれき類	処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類	アスファルト防水	処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類	木くず類(伐採伐根)	処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類	タタミ	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	ゴムくず	処理区分	○中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 () km 程度		種類	蛍光灯・HIDランプ	処理区分	○中間処理	●最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度		種類	硬質塩化ビニル管・継手	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		種類	配管用グラスウール	処理区分	●中間処理	○最終処分	処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内			片道運搬距離 (17.4 km) 程度		<p>▶ 1. 施工調査</p> <p>アスベスト含有建材の施工調査は、次による。 (6.1.3) 施工調査の結果を書面により工事監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。 ○分析調査： ヶ所 調査部位： ○分析調査済：含有建材等は、図面による。 分析結果： ○石綿含有 ○石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。 ○既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与： ○貸与 ○無し</p> <p>▶ 2. アスベスト粉じん濃度測定</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定は、次による。 (6.1.4) ○分析調査： ヶ所 測定場所：</p> <p>▶ 3. 除去工事共通事項</p> <p>(1) 石綿作業主任者 (6.2.2) アスベスト含有建材の除去は、石綿作業主任者技能講習修了者又は、平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者のうちから、石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。</p> <p>(2) 除去作業 (6.2.3) アスベスト含有建材の除去に従事する作業員(以下「除去作業員」という)は、石綿障害予防規則に基づく特別教育を受けた者とする。 また、除去作業員は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。</p>	<p>▶ 4. アスベスト含有吹付け材の除去等</p> <p>(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種 類： 処理方法： ○除去 ○封じ込め ○囲い込み 種 類： 処理方法： ○除去 ○封じ込め ○囲い込み (処理を行う範囲は図示による) (2) 石綿含有吹付け材の除去工法 *共仕6.3.2による ○ (3) 石綿飛散防止措置 *湿潤化 ○図形化 (4) 除去したアスベスト含有吹付け材等の処理は、次による。 (6.3.3) *密封処理(二重袋梱包) ○セメント固化 (5) 汚染物等 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタは、密封処理(二重袋梱包)とする。</p> <p>▶ 5. アスベスト含有保温材の除去等</p> <p>(1) 除去する保温材等の種類及び処理方法 (6.4.1) 種 類： 処理方法： ○掻き落とし ○破碎 ○切断 種 類： 処理方法： ○掻き落とし ○破碎 ○切断 作業場の隔離： *行う ○行わない (2) アスベスト含有保温材等の除去は、粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に、手ばらしとする。 (6.4.2) (3) 除去した保温材等の処理方法は、密封処理(二重袋梱包)とする。</p> <p>▶ 6. アスベスト含有成形板の除去 (6.5.1)</p> <p>(1) 除去する成形板の種類 種 類：フレキシブルボード 種 類： (2) 除去した成形板の集積及び積み込みは、高所より投下しないことと のほか、粉じんの飛散防止に努める。 (3) 破碎された成形板は、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる 等飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>▶ 7. 除去したアスベスト含有建材等の処分等 (6.5.4)</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>フレキシブルボード</td></tr> <tr><td>処理方法</td><td></td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度</td></tr> </table>	種類	フレキシブルボード	処理方法		処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度	8	その他
種類	コンクリート塊																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	アスファルト・コンクリート塊																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	建設発生木材																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	混合廃棄物																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	金属くず																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	廃石膏ボード																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	廃プラスチック類																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	ガラス及び陶磁器くず																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	がれき類																																																																																																																																																																																										
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	アスファルト防水																																																																																																																																																																																										
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	木くず類(伐採伐根)																																																																																																																																																																																										
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	タタミ																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	ゴムくず																																																																																																																																																																																										
処理区分	○中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	蛍光灯・HIDランプ																																																																																																																																																																																										
処理区分	○中間処理	●最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度																																																																																																																																																																																										
種類	硬質塩化ビニル管・継手																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	配管用グラスウール																																																																																																																																																																																										
処理区分	●中間処理	○最終処分																																																																																																																																																																																									
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内																																																																																																																																																																																										
	片道運搬距離 (17.4 km) 程度																																																																																																																																																																																										
種類	フレキシブルボード																																																																																																																																																																																										
処理方法																																																																																																																																																																																											
処分場所	【 渡島(檜山)】総合振興局(振興局)管内 片道運搬距離 江差町：北清えさし () km 程度																																																																																																																																																																																										
特記																																																																																																																																																																																											
			 山田総合設計(株) 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸			審査 審査 担当 製図 <i>tyamada</i> <i>kyamada</i> <i>kyamada</i>		工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事 図面名 解体特記仕様書-2		年月日 2022.12 縮尺 No Scale	図面番号 A-06																																																																																																																																																																																



建設地：奥尻郡奥尻町字奥尻444番1

■計画概要

工事名称	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
建築主	住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
氏名	北海道森林管理局長 上 練三
地名地番	奥尻郡奥尻町字奥尻444番1
建物用途	庁舎・宿舍・車庫・物置
敷地面積	700.96㎡
都市計画区域	外
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
指定建蔽率	指定なし
指定容積率	指定なし
高さ制限	指定なし
高度地区他	指定なし
日影規制	指定なし
道路	接道長さ：

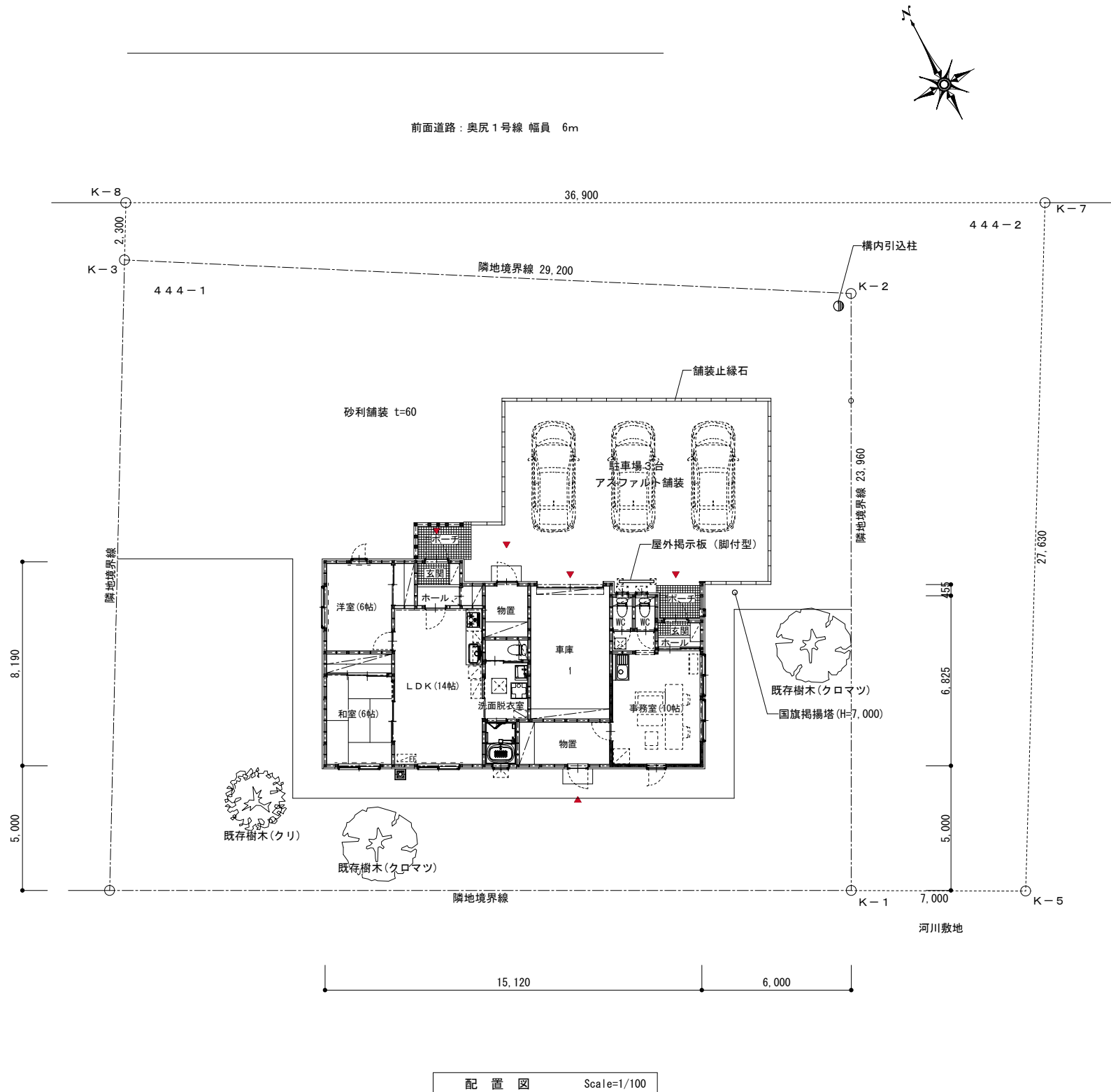
気象	積雪深：1.3m 凍結深：0.6m 基準風速V0：36m
地震	地震地域係数Z=0.9
地業	基礎形式：直接基礎 基礎底N値：
杭種	先端 N値：

■建築概要

建物用途	事務所・宿舍・車庫・物置
工事の種類	新築
構造	木造
階数	平屋建て
地盤面	BM+
最高の高さ	7,250
最高の軒高	3,600
建築面積	116.11㎡
床面積	111.52㎡

■設備概要

給水	給水本管より
給温水	電気温水器（事務所）・石油給湯器
排水	汚水：公設樹 雨水：自然浸透
ガス	LPG
換気	第3種機械換気
防災	消火器・煙感火災警報器



特記	

<p>山田総合設計(株)</p> <p>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</p>	審査 担当 製図 <i>tyamada</i> <i>kyamada</i> <i>kyamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-07
	図面名 建物概要・付近見取図・配置図	縮尺 (A2版) 1/100		

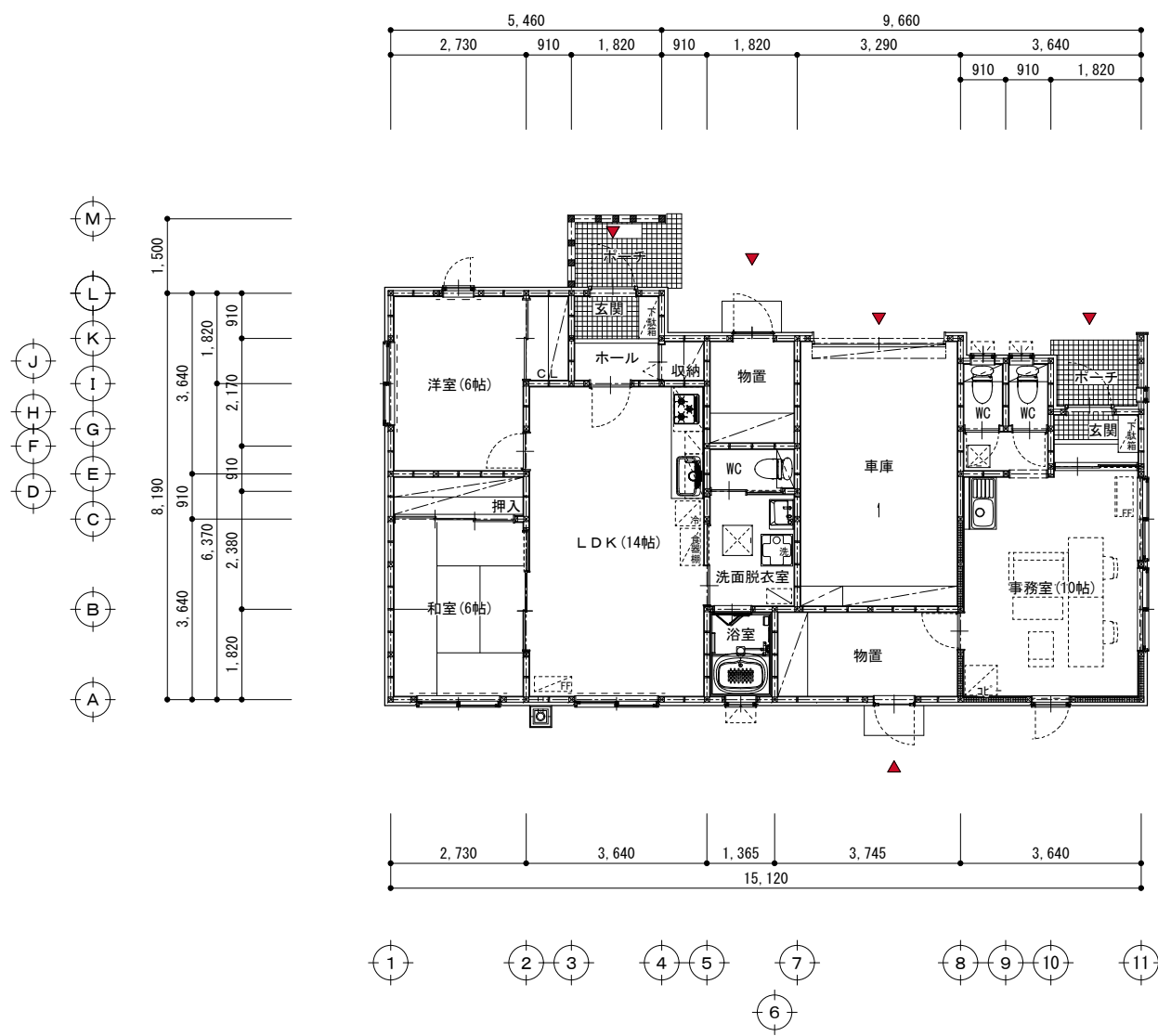
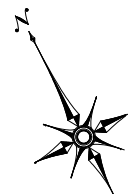
外部仕上表					
屋根	t=0.35長尺アルミ亜鉛メッキカラー鋼板葺(横葺)、改質アスファルトルーフィング20kg、t=12 構造用合板下地	布基礎	モルタル刷毛引き、樹脂ネット (t=75PF打込)	[断熱材使用区分]	土間：t=25PF敷込、t=0.15ポリフィルム敷込
破風・淀	t=0.35アルミ亜鉛メッキカラー鋼板包み(木下地)	煙突	モルタル刷毛引き、防水型複層塗材RE、煙突用ブロック(モルタル充填)、φ180陶管 頂部：ステンレス製陣笠、灰出口金物		基礎：t=75PF打込(外周部立上り3種b)
軒天井	t=6フレキシブルボード(M)EP(一部有孔板)、一部 t=12 道南杉張り(本実) キシラデコール塗り t=12.5PB下地	床下換気口	Nasta ks-0313P同等(保温材・SUSメッシュ付)		壁：t=100GW(24kg/m³)充填、t=0.15ポリフィルム、t=25PF(2種b)
外壁1	t=16窯業系防火サイディング張り(金具留、塗装品)、通気用胴縁(18×45@455)、透湿防風シート、t=25PF、t=9構造用合板(OSB)	ポーチ	モルタル金ゴテ		天井：t=250セルローズファイバー吹込(25kg)、t=0.15ポリフィルム
外壁2	t=17道南杉張り(箱目地)キシラデコール塗(両面)、通気用胴縁(18×45@455)、透湿防風シート、t=25PF、t=9構造用合板(OSB)	国旗掲揚塔	アルミ合金継目無管(基礎共)		
水切	t=0.35アルミ亜鉛メッキカラー鋼板加工(木下地)	屋外掲示板	本体：アルミ製 脚付型 1250×950(基礎共)		
玄関ポーチ	100角クリンカータイル(モルタル木ゴテ)				

設備概要					
ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようするための構造					
住宅用防災機器	煙感火災警報器(LDK・洋室・和室) 【検定番号等】平成17年度総務省令第11号適合品又は日本消防検定協会鑑定NSマーク	換気設備	機械換気設備(第3種換気)		
		換気回数	居室の居室：0.5回/時以上 其他居室：0.3回/時以上		
		居室出入口の通気措置	ドアのアンダーカットは1cm、引戸		

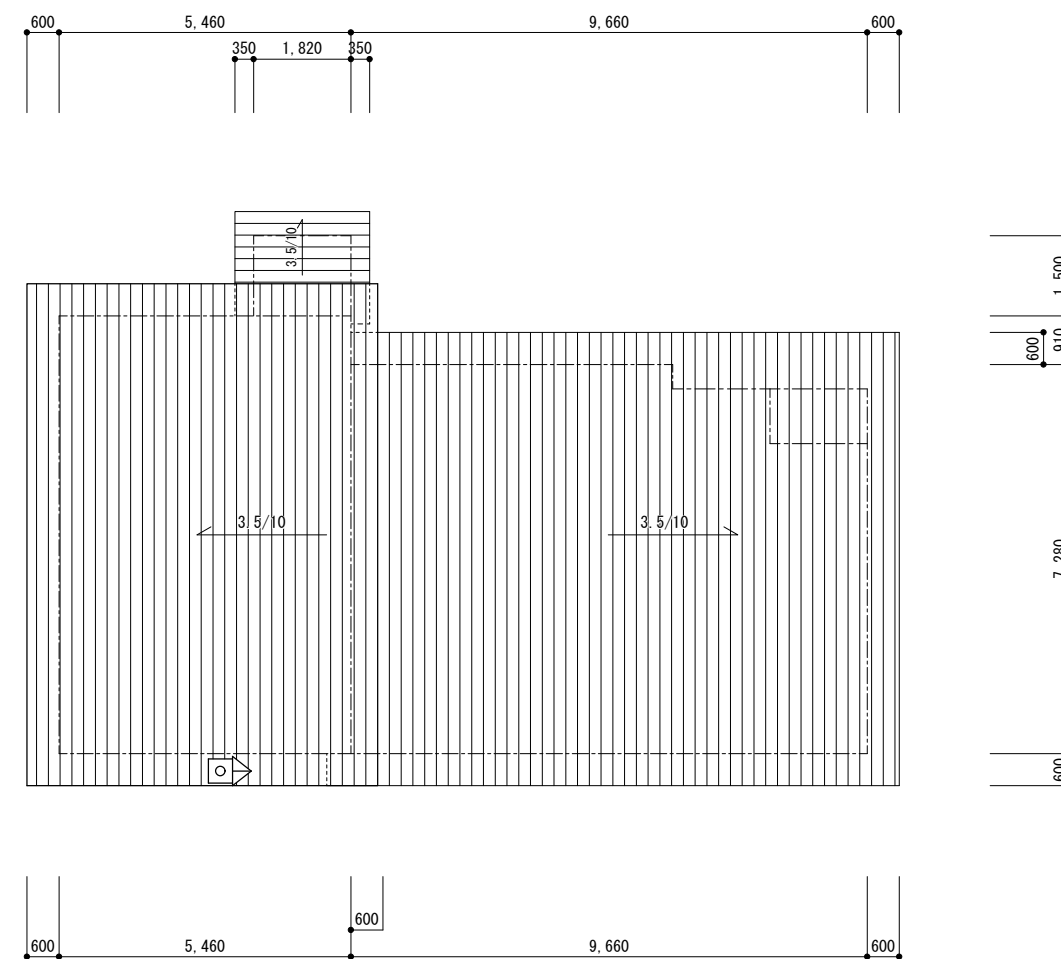
内部仕上表															
室名	床高	天井高	床			幅木		壁		天井		天井回り縁		備考	
			下地	材料	仕上厚	材料	H	下地	材料	下地	材料	材料	型		
事務所	玄関	+400 +550	2,550	モルタルWF1	100角クリンカータイル t=12複合フローリング		100角クリンカータイル 松CL	100 60	木胴縁+t=12.5PB	腰壁：t=4しな合板(M)CL 壁：VC	木野縁+t=9.5PB	VC	松CL	--	既製上り框、下駄箱(既製品)
	事務室	+550	2,600	WF1	t=12複合フローリング		松CL	60	t=90CLT現し 木胴縁+t=12.5PB	CL(流し廻り：t=4TFB) 腰壁：t=4しな合板(M)CL、VC	木野縁+t=9.5PB	t=4シナ合板(M)CL	松CL	--	換気孔、ブラインド、既製流し台、吊戸棚、床点検口
	WC前室	+550	2,400	WF1	t=12複合フローリング		松CL	60	木胴縁+t=12.5PB	VC、一部t=100CLTCL	木野縁+t=9.5PB	VC	松CL	--	
	WC	+550	2,400	WF1(2重)	t=2.5VS		ビニル幅木	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	棚板(t=18LCOP)
	物置	+200	2,600	コンクリート	モルタル金ゴテ		モルタル金ゴテ	300	木胴縁	t=12構造用合板	木野縁	ZN	塩化ビニル	D	換気孔、天井点検口、木組棚(可動)、天井点検口(600角)、踏段
	車庫	+100 ~150	2,700 ~2,650	コンクリート	コンクリート金ゴテ		コンクリート打放し	300	木胴縁	t=8けい酸カルシウム板	木野縁	ZN	塩化ビニル	D	木組棚(可動・固定)、床見切アングル
宿舎	玄関	+460	2,550	コンクリート、モルタル	100角クリンカータイル		100角クリンカータイル 既製幅木(MDF)	180 60	木胴縁+t=12.5PB	腰壁：t=4シナ合板(M)CL 壁：VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	既製上り框、下駄箱・吊戸棚(既製品)
	ホール	+630	2,400	WF1	t=12複合フローリング		既製幅木(MDF)	60	木胴縁+t=12.5PB	腰壁：t=4シナ合板(M)CL 壁：VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	
	LDK	+630	2,500	WF1	t=12複合フローリング		既製幅木(MDF)	60	木胴縁+t=12.5PB	VC 流し台回り：t=4TFB	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	システムキッチン(W=2,250)、吊戸棚、レンジフード 換気孔、カーテンレール(W)、メガネ石
	和室	+630	2,400	WF1	t=55畳敷		畳寄せ(松)	55	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁+t=9.5PB	VC	台輪(松)	--	換気孔、カーテンレール(W)
	押入	+630	2,400	WF1	t=9シナ合板		雑巾摺(松)	---	木胴縁	素地	木野縁+t=9.5PB	素地	塩化ビニル	D	中棚、枕棚
	洋室	+630	2,400	WF1	t=12複合フローリング		既製幅木(MDF)	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	換気孔、カーテンレール(W)、天井点検口
	CL	+630	2,400	WF1	t=12複合フローリング		既製幅木(MDF)	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁	ZN	塩化ビニル	D	枕棚、φ32ステンレスパイプ
	収納	+630	2,400	WF1	t=12複合フローリング		既製幅木(MDF)	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁	ZN	塩化ビニル	D	棚板(t=18LCOP)
	物置	+200	2,500	コンクリート	モルタル金ゴテ		モルタル金ゴテ	300	木胴縁	t=12構造用合板	木野縁	ZN	塩化ビニル	D	換気孔、天井点検口、木組棚(可動)
	WC	+630	2,400	WF1+t=9BL	t=2.3CF		ビニル幅木	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	棚板(t=18LCOP)
	脱衣室	+630	2,400	WF1+t=9BL	t=2.3CF		ビニル幅木	60	木胴縁+t=12.5PB	VC	木野縁+t=9.5PB	VC	塩化ビニル	D	洗面化粧台、換気孔、φ32ステンレスパイプ、床点検口(600角・300角)
	UB	---	---		ユニットバス仕様による。		---								

使用建築材料表														
塗装記号凡例			仕上・下地・一般記号凡例						■共通事項					
SOP	水性合成樹脂調合ペイント塗装	3回塗	WF1	木床組 t=12構造用合板	CON	コンクリート直均し	廻縁V	底目地タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・外部に使用する釘、ビス、金物類は、すべてステンレス材を使用する。 ・屋内に使用する建材類、接着剤、塗料等はF☆☆☆☆(JIS・JAS)を使用する。 ・防火サイディングのジョイント部は、メーカー仕様によるシーリングを行う。 ・防火サイディングのジョイント部は、シーリングの下にハット型ジョイナーを取り付ける。 ・透湿防風シート(外壁下地)と、開口部の取合い部は、プチルテープ貼りとする。 ・外壁及び天井面に、t=0.15kg/m³のエチレンフィルム貼とする。 ・配管ピット、立上り、床、ケイ酸系塗布防水とする。 ・t=28構造用合板(実付)の接合部は、接着剤処理とする。 ・屋内素地仕上材は釘打ちとする。 					
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョン塗装	3回塗	PB	石膏ボード t=12.5	LG S	軽量鉄骨天井下地(19形)	廻縁D	F型見切タイプ						
EP	水性合成樹脂エマルジョン塗装	3回塗	PB	石膏ボード t=9.5	LC	シランバーコア合板(見掛り：木口処理)	PF	押出法ポリスチレンフォーム保温板(3種b)						
OSCL	オイルステインクリアラッカー塗装	3回塗	ZN	化粧石膏ボード t=9.5(トラバーチン)	BL	ラワン合板(1類/耐水)	GW	グラスウール保温材(24kg/m³)						
CL	クリアラッカー塗装	2回塗	FB	フレキシブルボード(ノンアスベスト)	BS	しな合板(1類/耐水)	BW	フローイング工法セルローズファイバー保温材						
WP	木材保護塗料塗り(キシラデコール同等品以上)	2回塗	VC	ビニルクロス	(V)	Vカット突付け張り		天井：ダンパック(吹込工法・25kg/m³)同等品						
			TFB	メラミン不燃化粧板(アイカ工業「セラール」程度)	(M)	目透かし張り								
			VS	ビニル床シート(防滑/熱溶接工法) <ロウム/マ-ル程度>										
			CF	積層発泡ビニル床シート(一般工法)	SUS	ステンレス材(図面特記以外：SUS304/HL仕上)	△	シーリング材施工部分を示す。(図面特記以外：W=10mm)						
			VT	ビニル床タイル <藤・竹模様仕様>				[各設計図面、共通]						
			TCP	タイルカーペット(ラバー付、防炎処理品、ビールアップ工法)										

特記		 <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査	審査	担当	製図	工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日	2022.12	図面番号
								図面名	内外仕上表・付属設備表	縮尺(A2版)	



平面図 Scale=1/100



屋根伏図 Scale=1/100

特	
記	

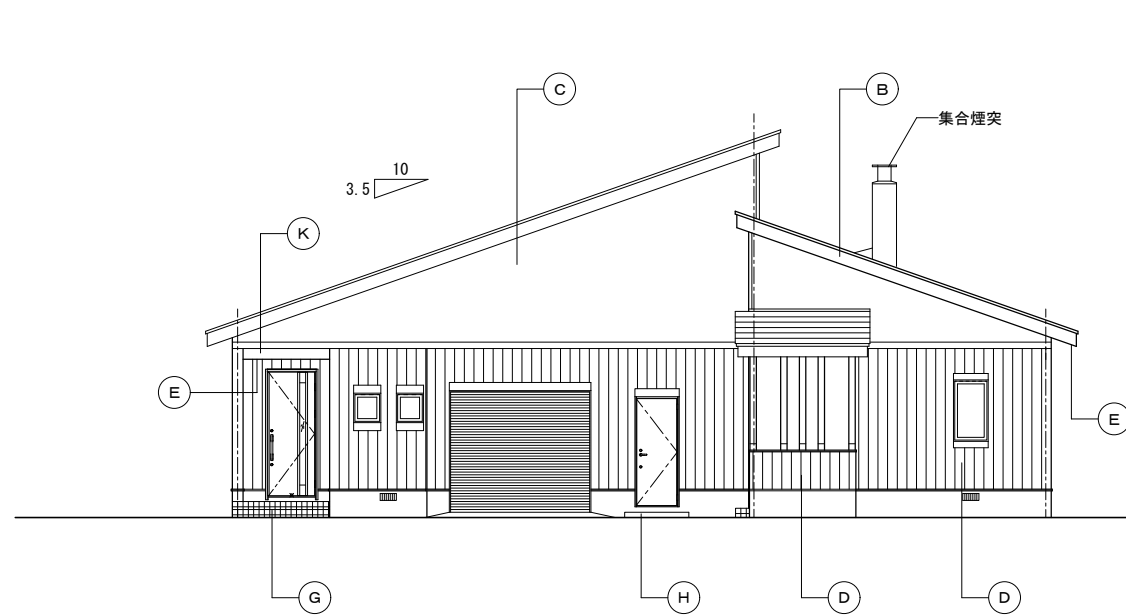
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>

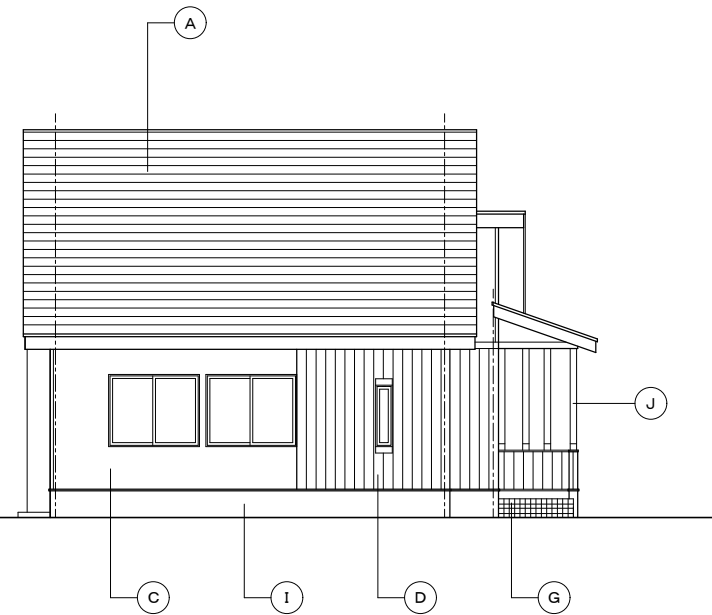
工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	平面図・屋根伏図

年月日	2022.12
縮尺 (A2版)	1/100

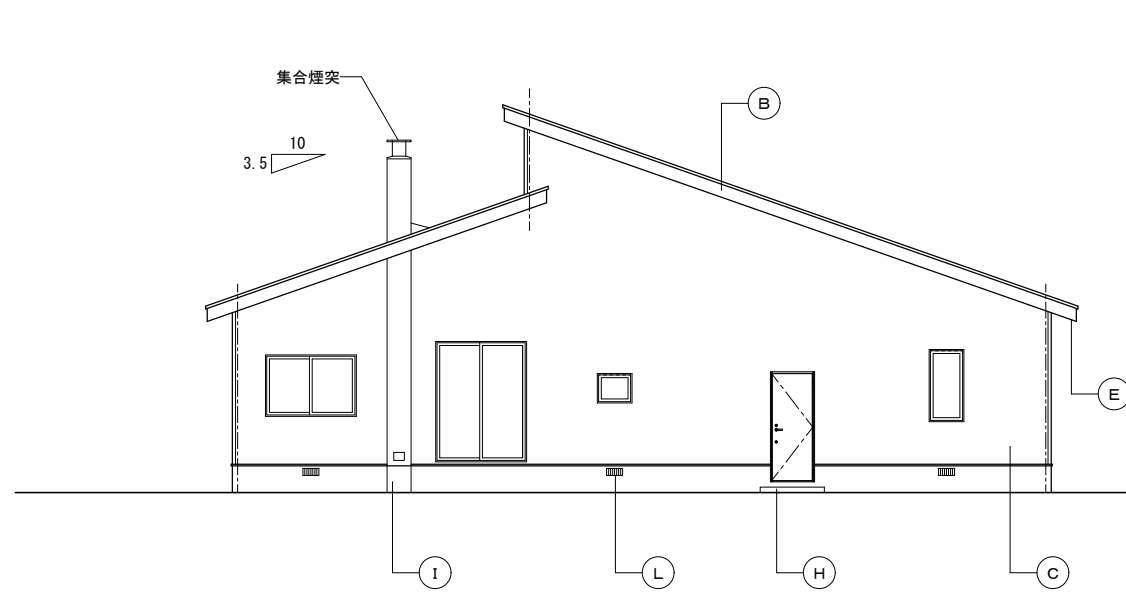
図面番号	A-10
------	------



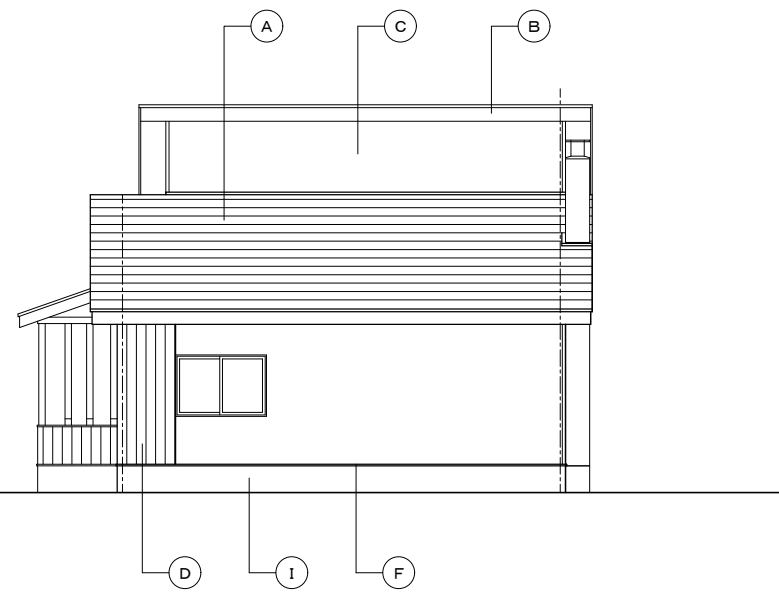
北側立面図 Scale=1/100



北側立面図 Scale=1/100




北側立面図 Scale=1/100

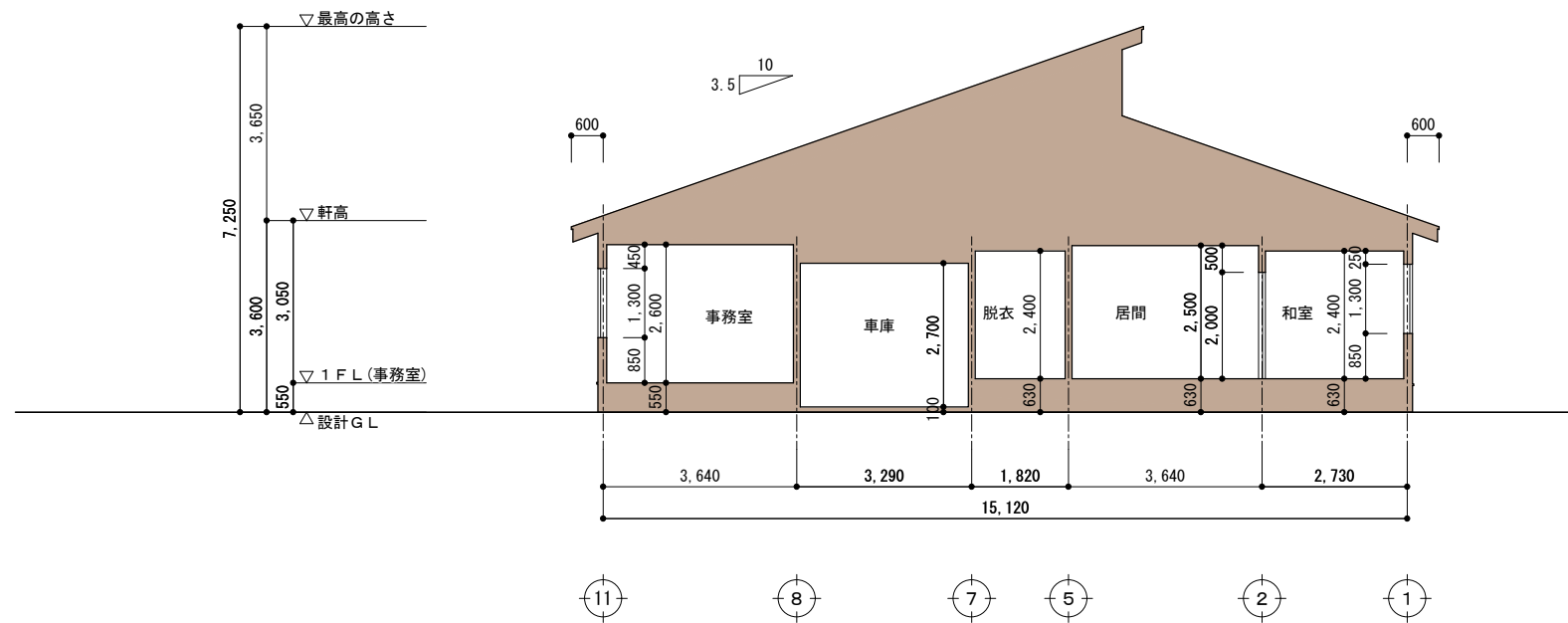


北側立面図 Scale=1/100

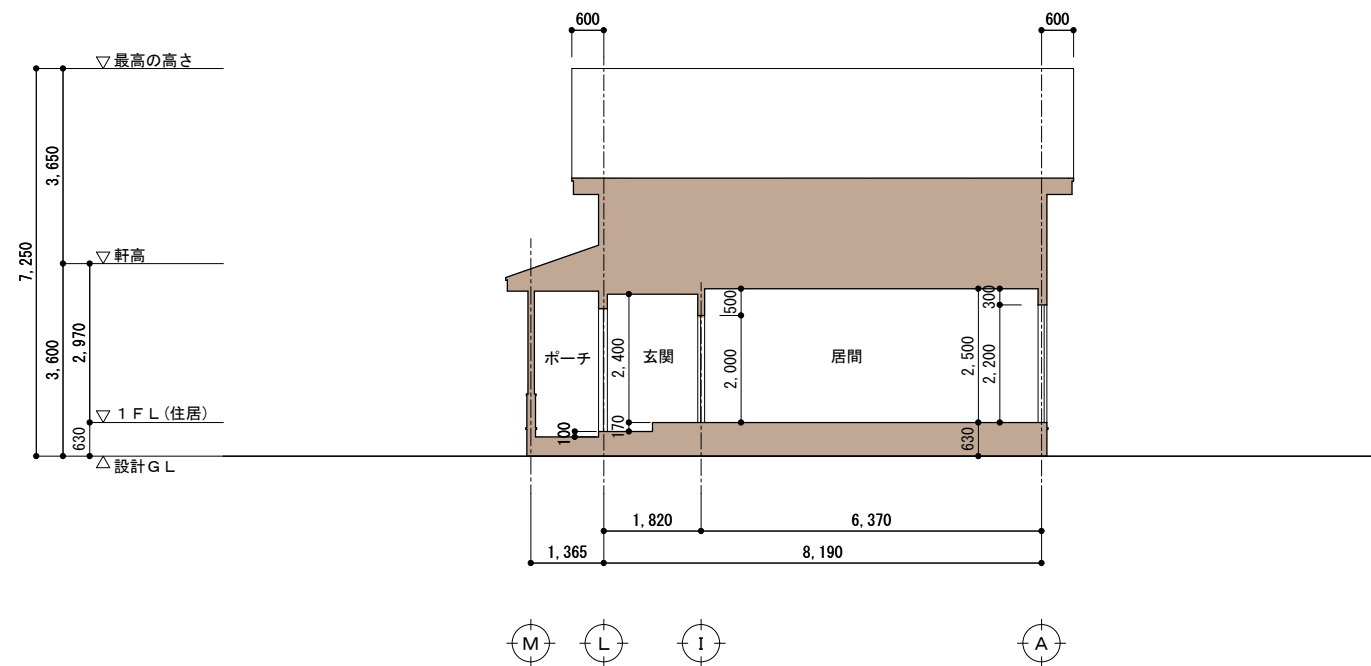
(A) 屋根 : t=0.35 長尺アルミ垂鉛メッキカラー鋼板葺(横葺)	(E) 軒天 : t=6フレキシブルボード(M) EP (一部有孔板) 一部軒天 : t=12道南杉(本実)WP	(I) 基礎 : モルタル刷毛引き・樹脂ネット貼(t=75PF打込)
(B) 破風・淀 : t=0.35アルミ垂鉛メッキカラー鋼板包(木下地)	(F) 水切り : t=0.35アルミ垂鉛メッキカラー鋼板加工(木下地)	(J) 柱 : 120角道南杉(2級) キシラデコール塗 ステンレス箱金物
(C) 外壁 : t=16窯業系防火サイディング張り(金具留、塗装品)、コーナー100×100	(G) ポーチ : 100角クリンカータイル	(K) 化粧梁 : 210×60道南杉(2級)キシラデコール
(D) 外壁 : t=17道南杉張り(箱目地)キシラデコール塗	(H) ポーチ : モルタル金ごて	(L) 床下換気口 : 断熱・気密タイプ

特	
記	

 山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>			審査 審査 担当 製図 <i>t.yamada</i> <i>k.yamada</i> <i>k.yamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-11
				図面名 立面図	縮尺 (A2版) 1/100	



断面図 1 Scale=1/100



断面図 2 Scale=1/100

特	
記	

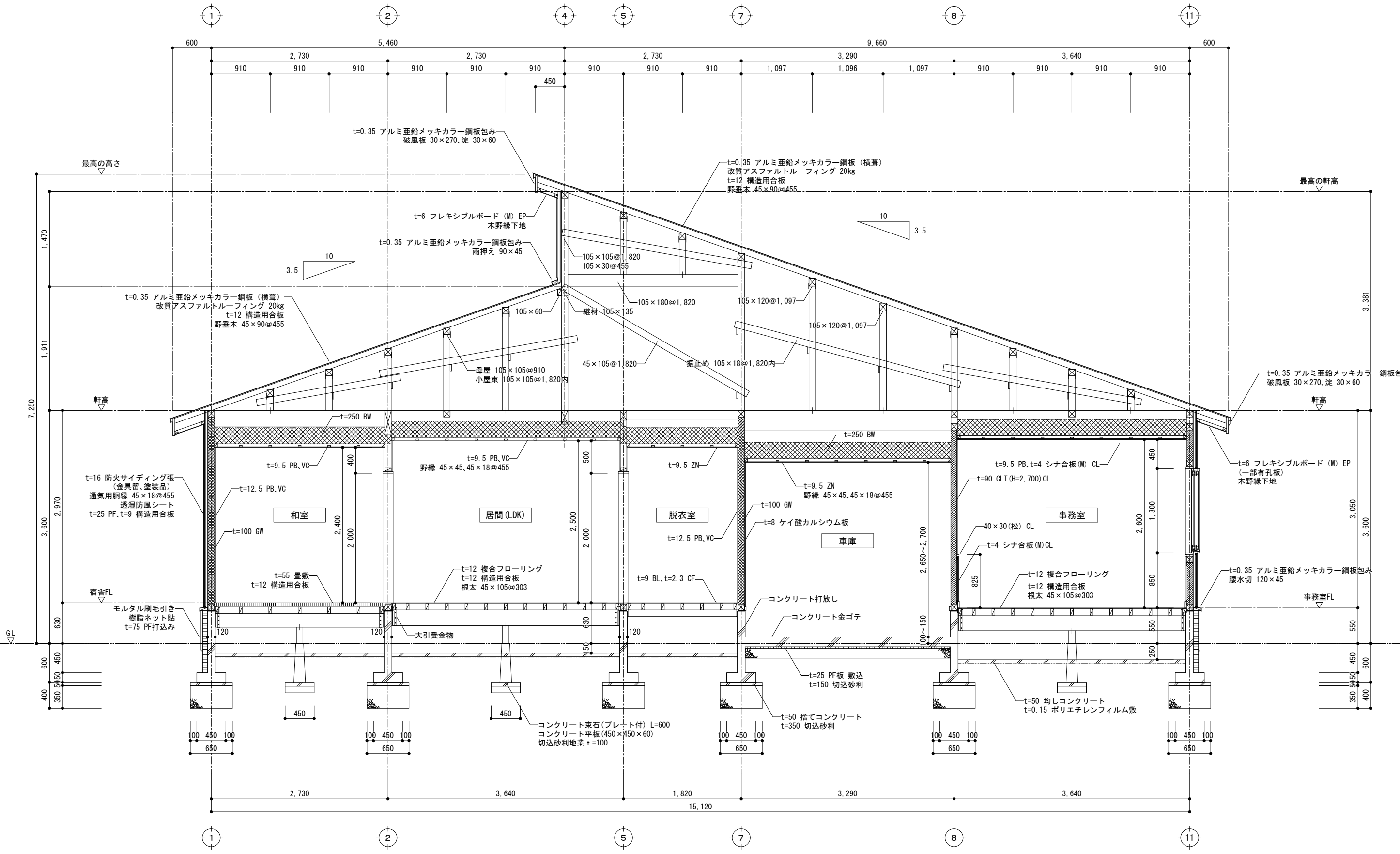
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査 審査 担当 製図
kyamada | *kyamada* | *kyamada*

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
 図面名 断面図

年月日 2022.12
 縮尺 (A2版) 1/100

図面番号 A-12



矩計図 1/40

特	
記	

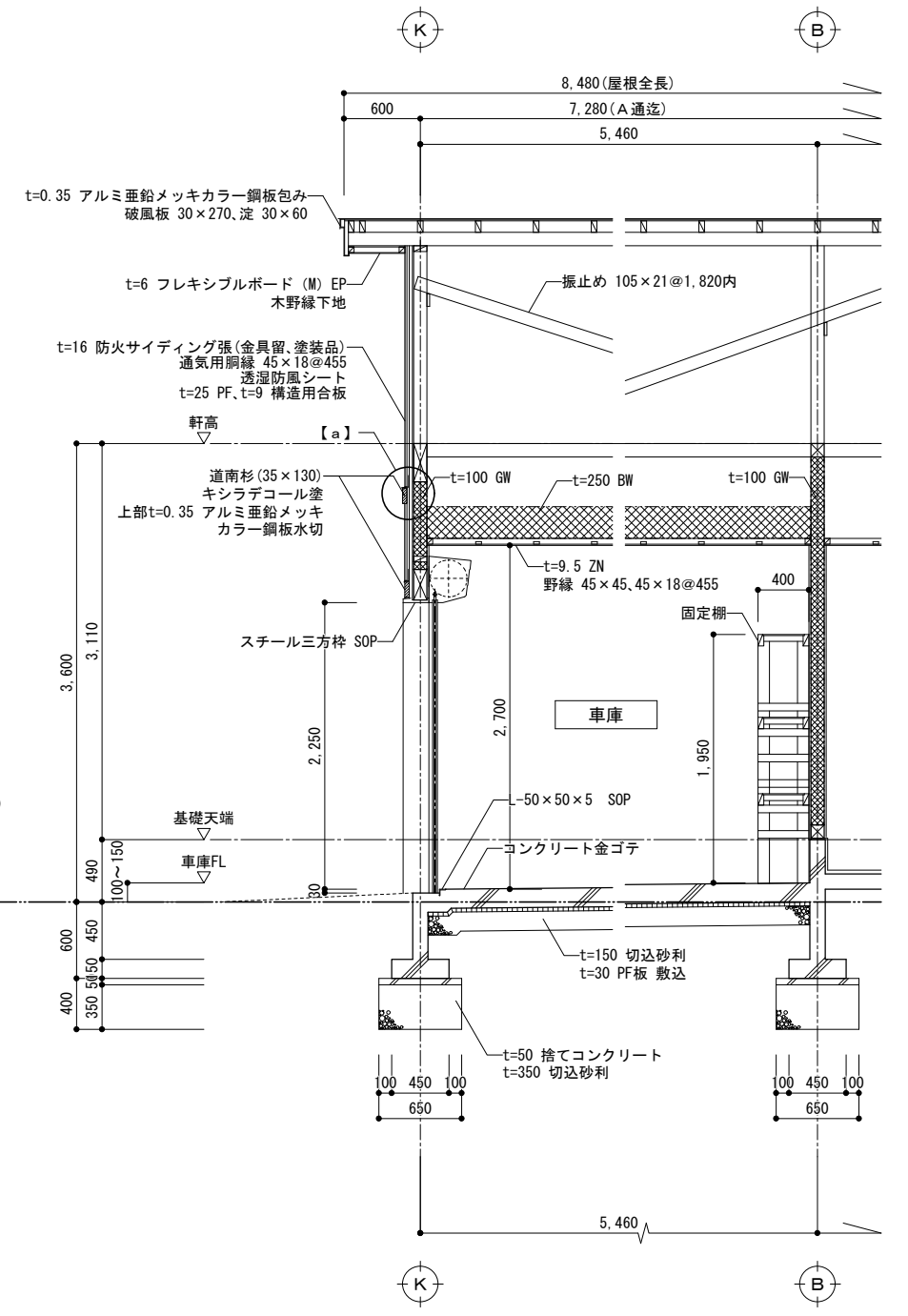
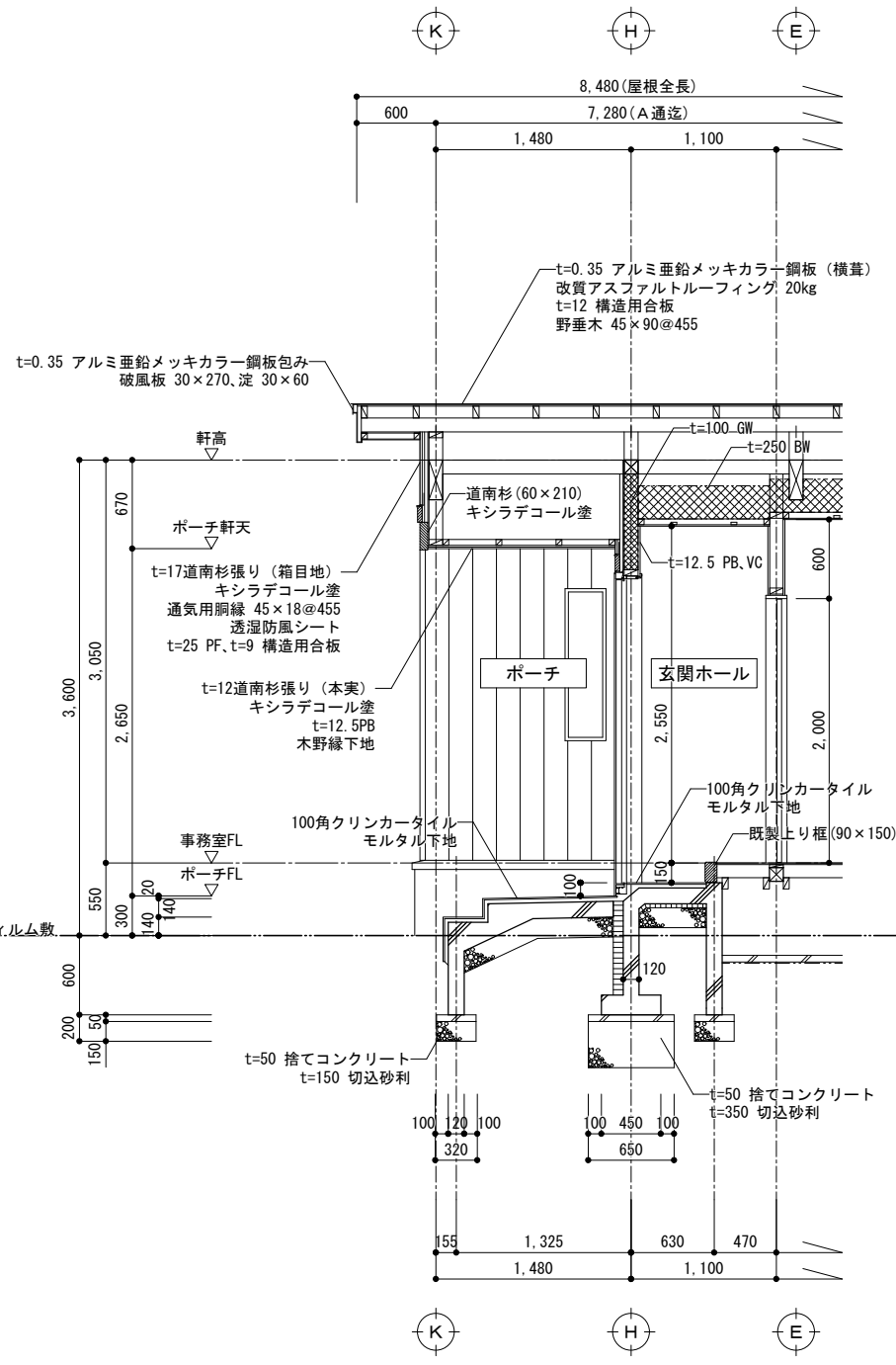
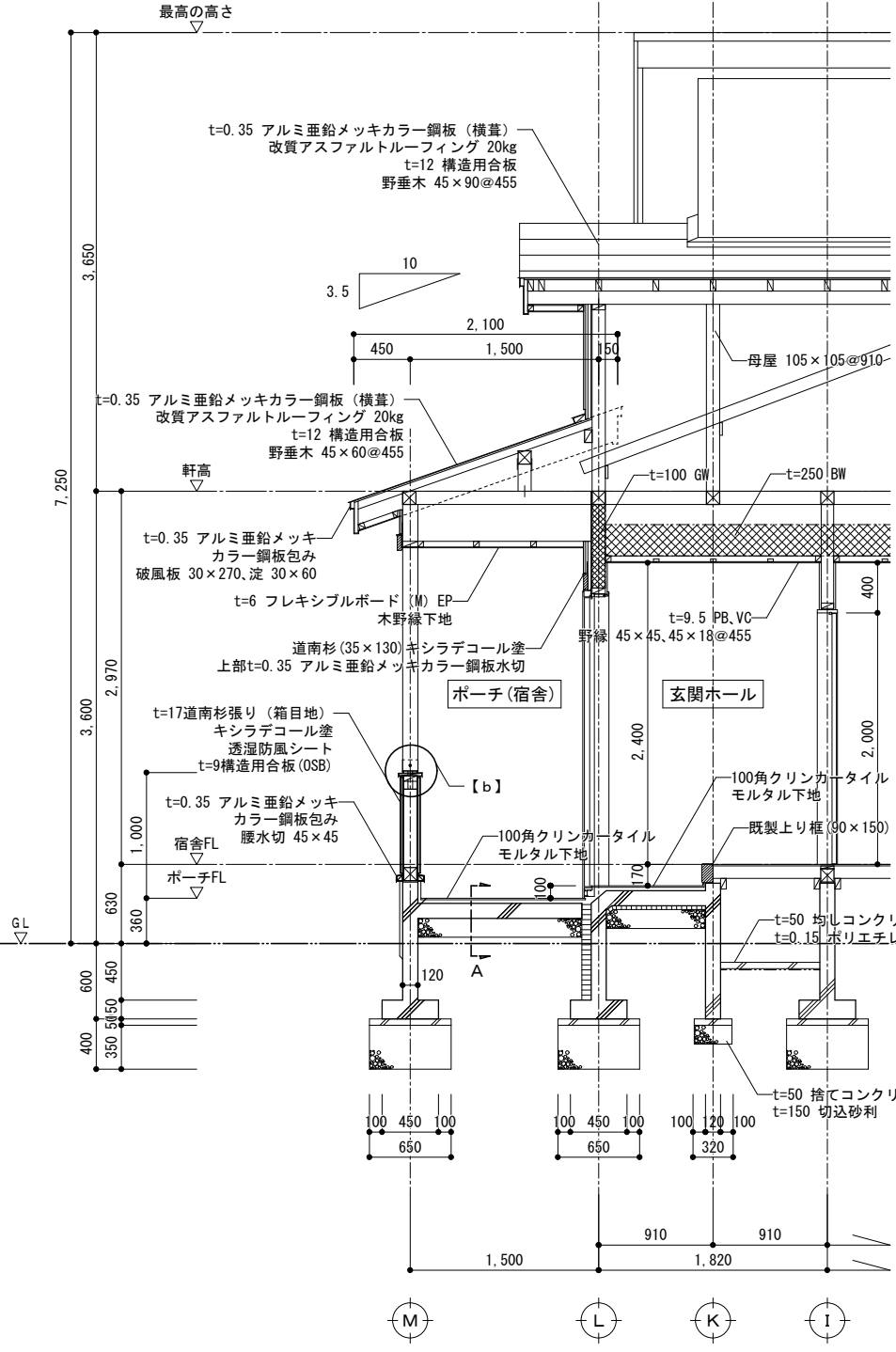
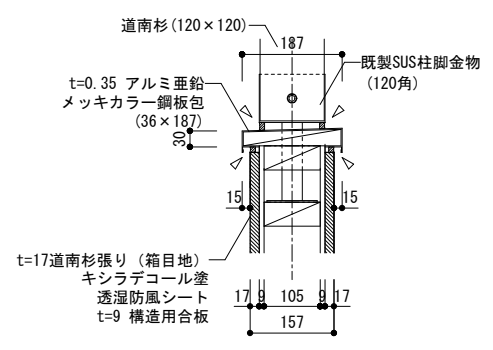
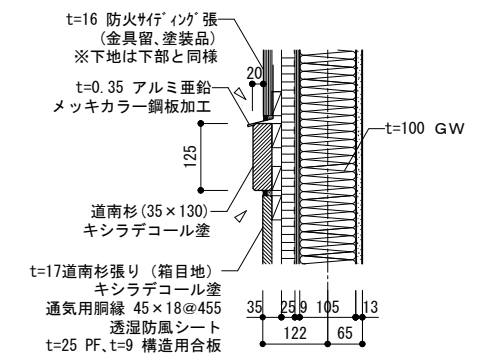
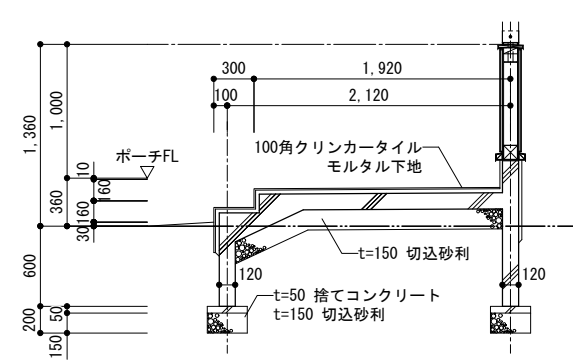
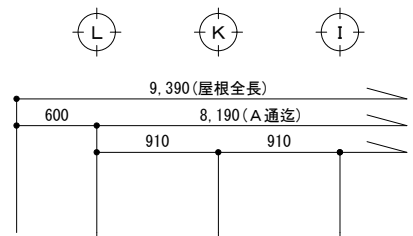

山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
<i>t.yamada</i>	<i>k.yamada</i>	<i>m.takeda</i>	

工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	矩計図

年月日	2022.12
縮尺 (A2版)	1/40

図面番号	A-13
------	------



断面詳細図 1/40

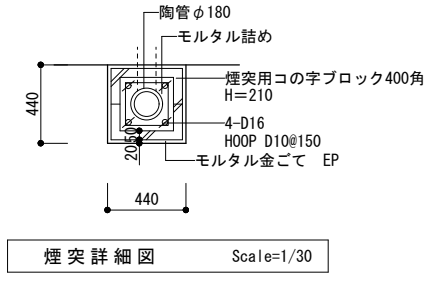
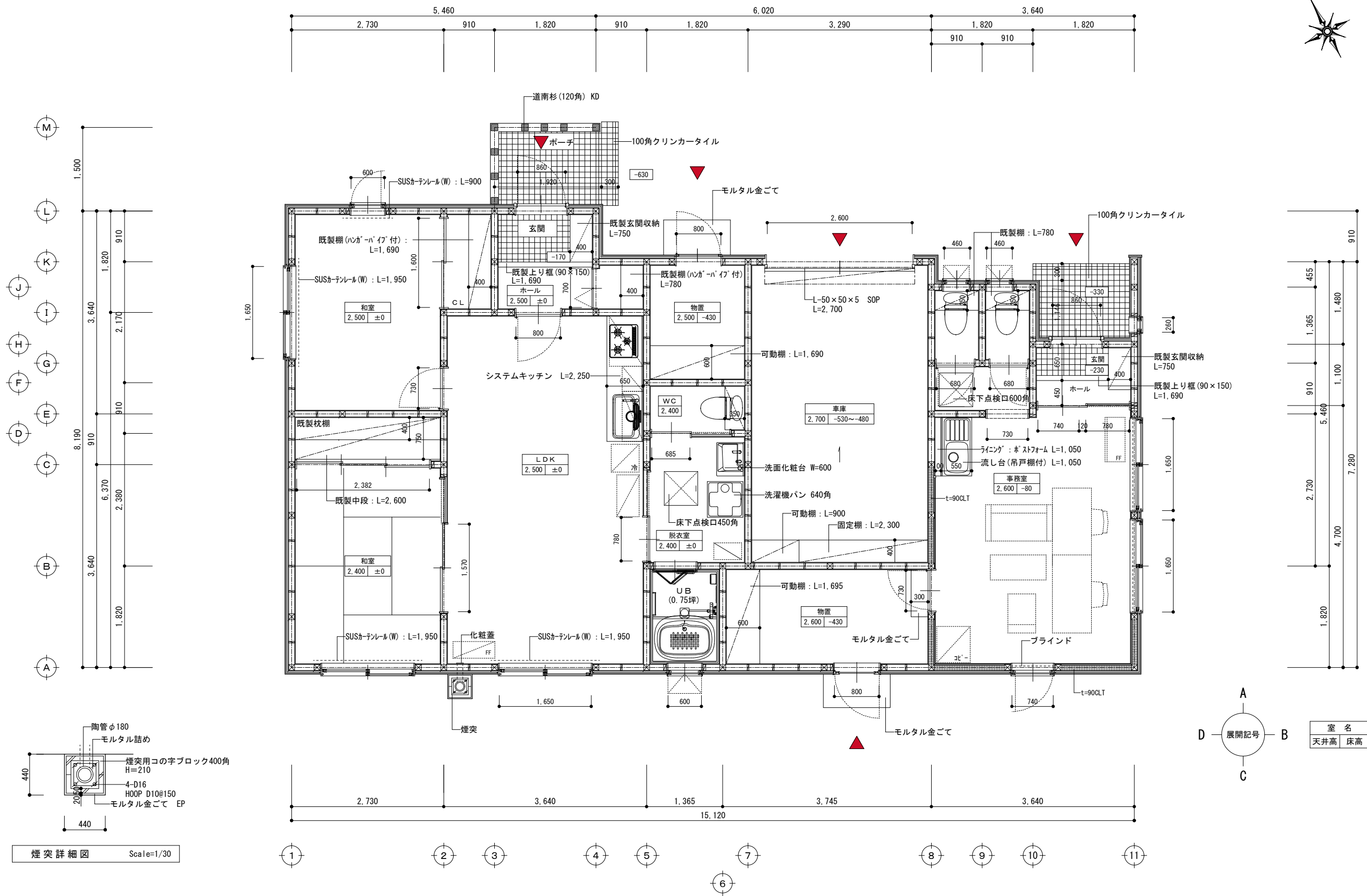
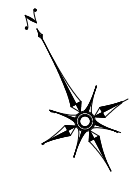
特記	

山田総合設計(株)
 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
t.yamada	t.yamada	m.takeda	

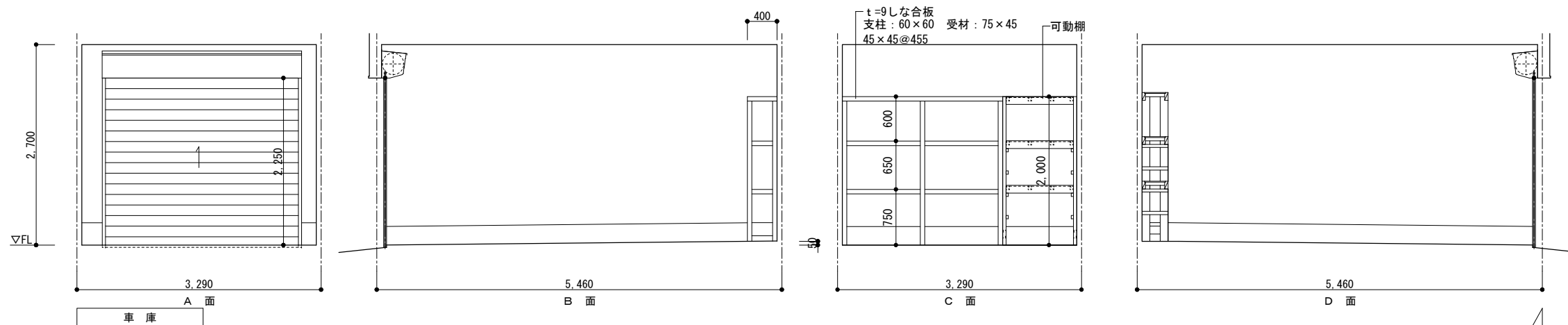
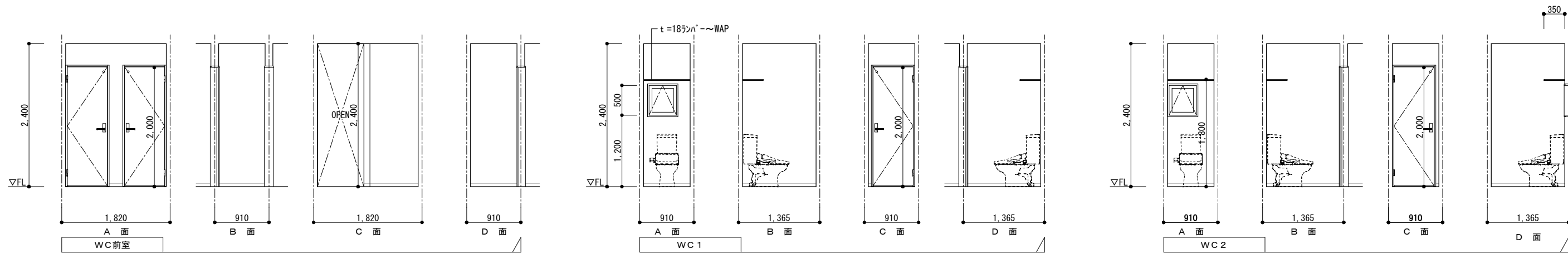
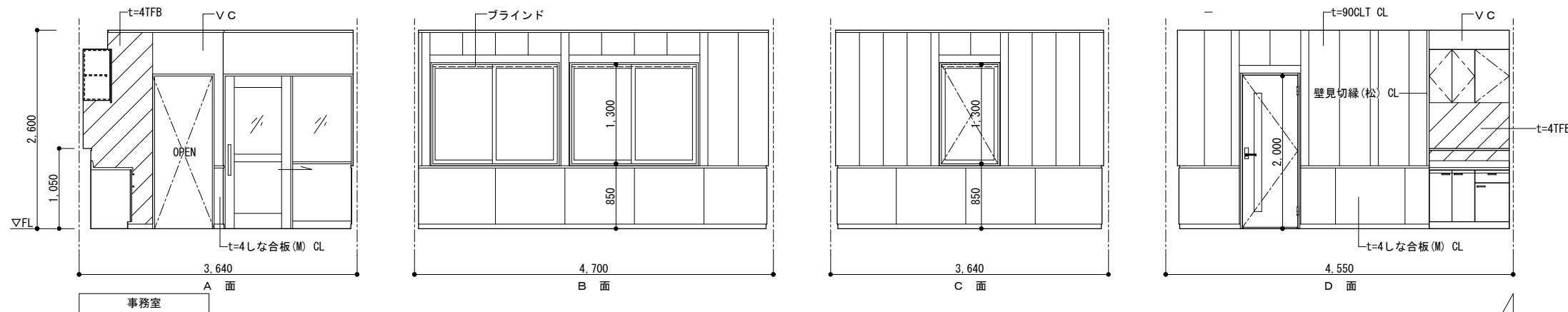
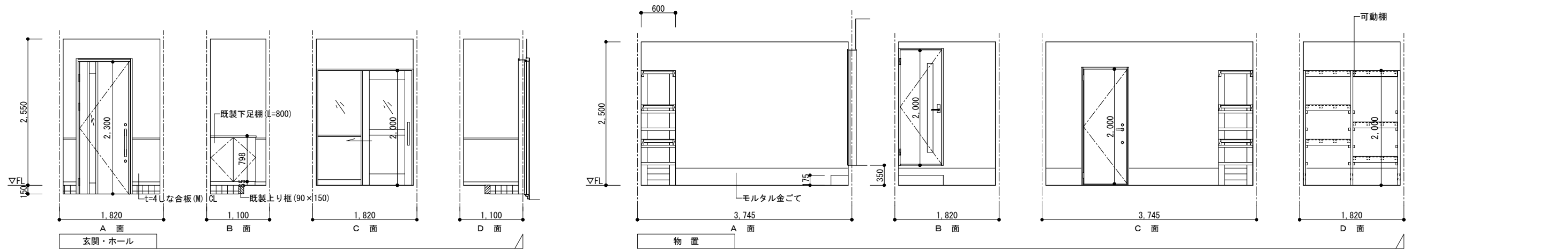
工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	断面詳細図


年月日	2022.12	図面番号	A-14
縮尺 (A2版)	1/10-40		

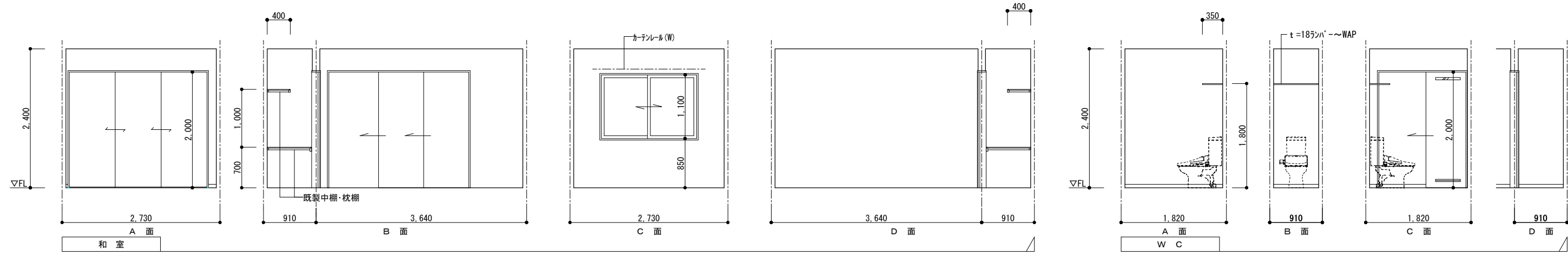
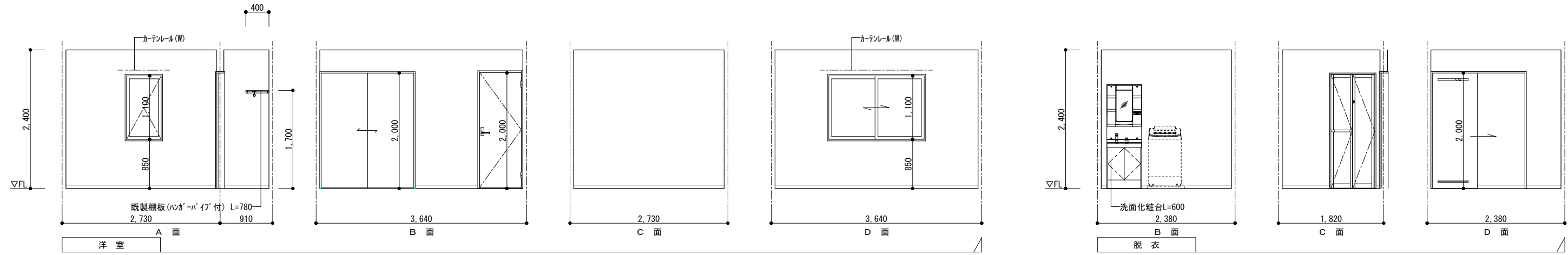
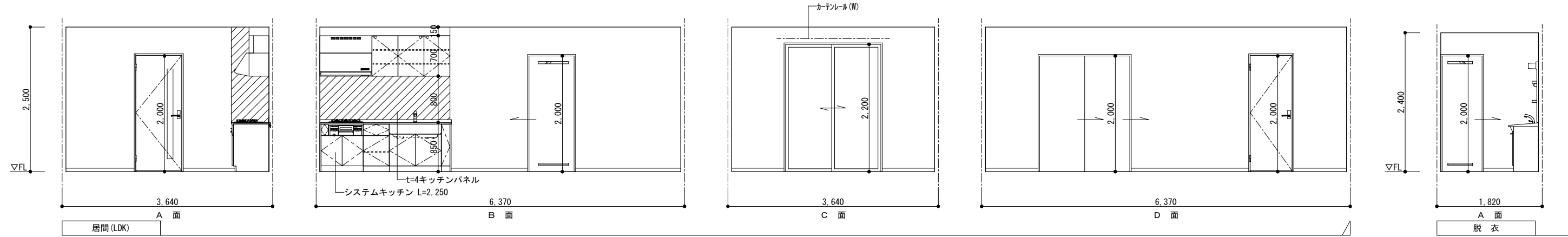
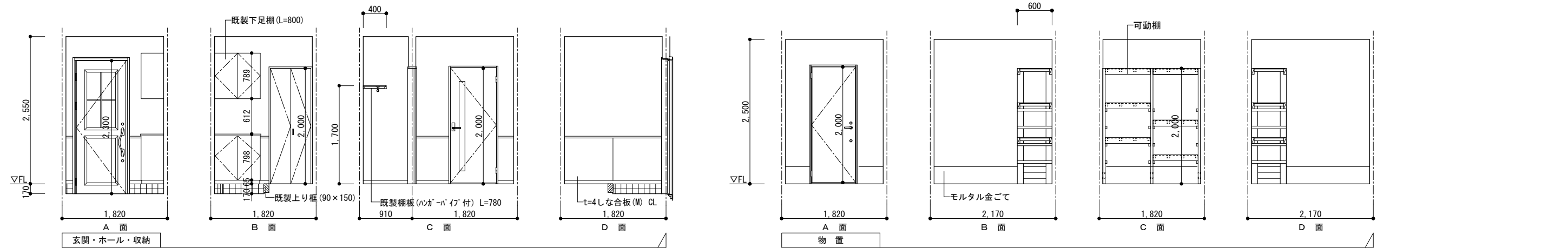


A	D	展開記号	B	室名
				天井高 床高

特 記		山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査 <i>tyamada</i>	審査 <i>kyamada</i>	担当 <i>kyamada</i>	製図 <i>kyamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-15
			図面名 平面詳細図	縮尺 (A2版) 1/50					



特 記	 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸			審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>k.yamada</i>	製図 <i>k.yamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-16
				図面名 展開図 - 1				縮尺 (A2版) 1/50		



特	
記	

山田総合設計 (株)

一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
<i>tyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>

工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	展開図 - 2

年月日	2022.12	図面番号	A-17
縮尺 (A2版)	1/50		

建具 共通事項

- 一般共通事項
 - 特記なき事項は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版による。
 - 建具性能は特記仕様による。
 - 特記なき建具金物の材質はSUS304とする。
 - 建具仕様から必要と考えられる附属金物で、明記のないものは建具本体に含むものとする。
 - ドアクローザーは、バラレ式とする。
(防火設備、特定防火設備、屋外およびWC出入口扉はストップ無し)
 - 窓開閉操作ハンドル(クレセント等)の高さはFL+1,450mmを標準とする。
 - 出入口引手、取手の高さはFL+800mmを標準とする。
 - 建具は、全て施工図作成の上、監理者の承諾を得ること。
 - 建具金物は、全て見本品を提出の上、監理者の承諾を得ること。
 - 建具は、全て現場実測の上、タイル割等によって補正し製作する。
(アルミニウム製建具)
 - 仕上種別は特記によることとし、水切皿板、額縁、その他の金物もこれに準ずる。

- 建具記号と材種
 - ・ 図中、特記以外は下記による。
 - AD - アルミニウム製、戸 : 附属金物一式を含む
 - AW - アルミニウム製、窓 : 附属金物一式を含む
 - AG - アルミニウム製ガラリ : 附属金物一式を含む
 - PW - 樹脂製、窓 : 附属金物一式を含む [ガラス組込完成品]
 - SD - 鋼製、戸 : t=1.6mm(枠、扉共)
 - SW - 鋼製、窓 : t=1.6mm(枠、障子共)
 - SS - 鋼製シャッター : 附属金物一式を含む
 - WD - 木製、戸
 - WW - 木製、窓
 - APD - アルミニウム&樹脂複合、戸 : 附属金物一式を含む [ガラス組込完成品]
 - APW - アルミニウム&樹脂複合、窓 : 附属金物一式を含む [ガラス組込完成品]
 - TB - トイレブース : 既製品とし、附属金物一式を含む

- 仕上記号等
 - AL : アルマイト処理
 - カラー : 電着着色陽極酸化皮膜
 - WAP : 水性反応硬化形アクリル樹脂塗装
 - WUC : 水性反応硬化形ウレタンクリア塗装
 - SC L : オイルステインクリアラッカー塗装

4. ガラスの記号

記号	名称	記号	名称
FL	フロート硝子(透明)	PG	複層硝子(A:空気層)
F	型板硝子	Low-E	Low-E 複層硝子(A:空気層)
SG	スリ板硝子	T	強化硝子(透明)
PW	網入磨き硝子	T F	強化硝子(型板)
FW	網入型板硝子		

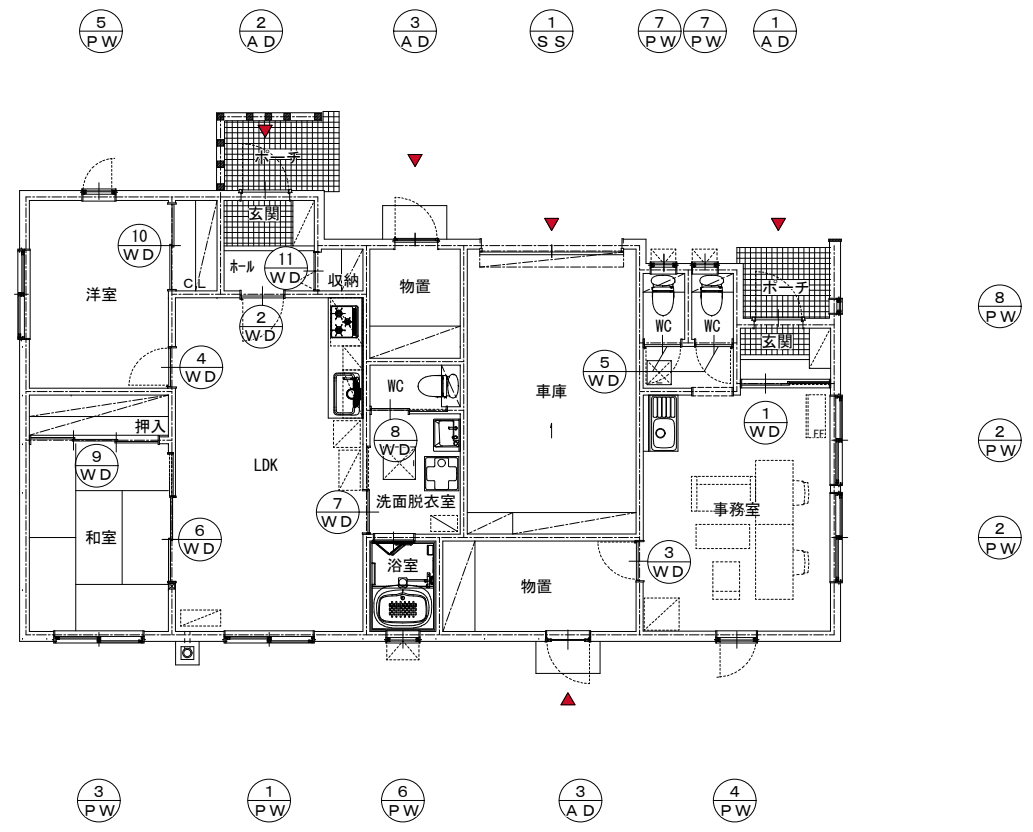
5. ガラス留め材

種類	材種
アルミニウム製・鋼製建具	シーリング材
ステンレス製	シーリング材
プラスチック建具	ガスケット
アルミニウム&樹脂複合	ガスケット
木製建具	押縁(パテ鋼い)

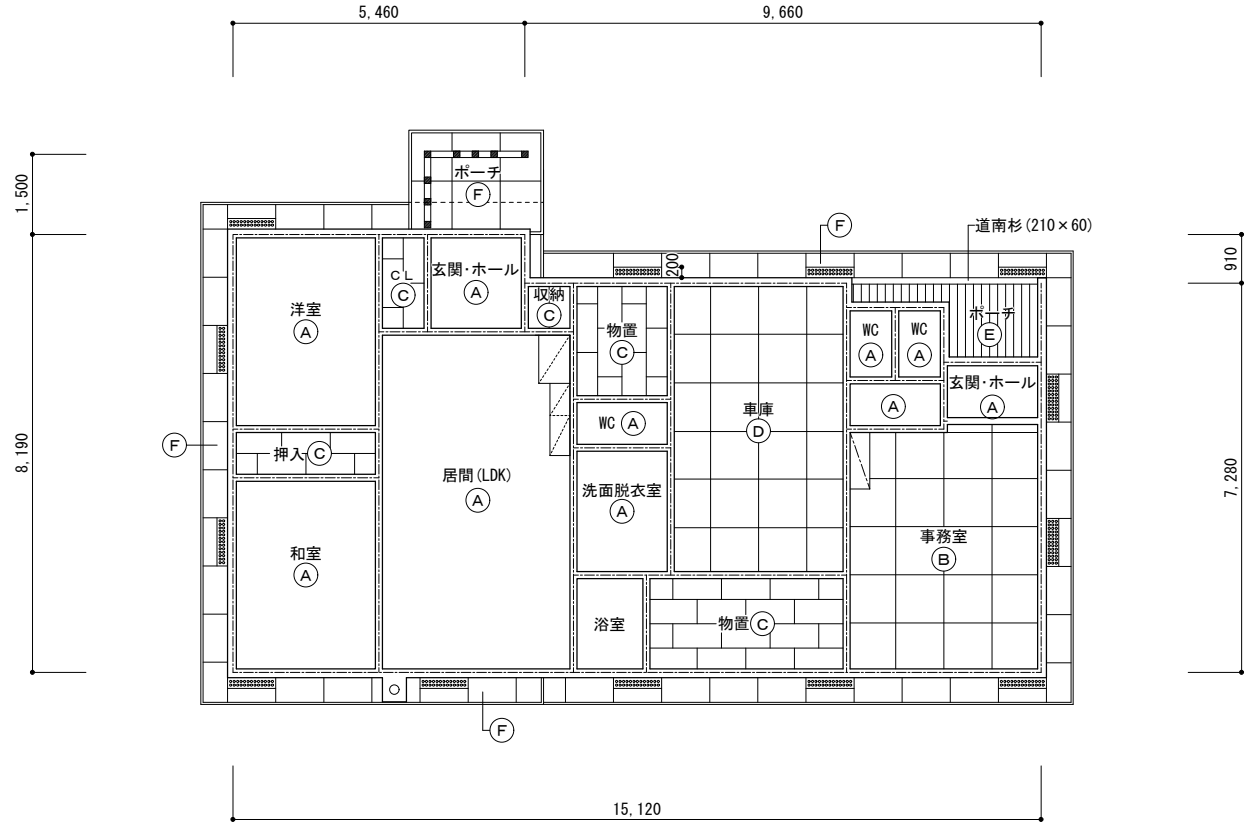
- 網戸網の材種
 - ・ 特記なき限りガラス繊維入り合成樹脂(グラスファイバーメッシュ)製とする。
- 錠前
 - ・ 錠前のバックセットは、6.4mm以上とする。
 - ・ マスターキー : 1組3本提出。 同一キー : 同一用途の室等
 - ・ 子鍵は、スチール製鍵箱(市販品)に収納して、提出する。
- T番等
 - ・ 一般T番は、SUS304掘宝珠ナイロリング入りとする。
 - ・ 鋼製扉のT番は、127×127×3.0とし、H=2,000mm以上は、3枚吊りとする。
 - ・ 木製扉のT番は、102×102×2.5とし、H=2,000mm以上は、3枚吊りとする。
- 把手、引手
 - ・ 特記なき握り握り玉及びハンドルは、SUS304とする。
 - ・ 特記なき把手は、化粧把手(SUS304)とする。
 - ・ 特記なき引手は、大形 彫込引手(SUS304)とする。
 - ・ レバーハンドル(空錠)の明記なきレバーハンドルは、シリンドー錠一体型とする。

- フクリン縁
 - ・ 木製ベニヤフラッシュ戸は、四方フクリン納めとする。(面材と同種材料)
- 戸車
 - ・ φ32ベークライト製戸車とする。
 - ・ フラットレール、V型、M型等のレール場合は、専用戸車とする。
- 化学物質の室内空気汚染(シックハウス)について
 - ・ 使用する合板類、襖紙、障子紙、壁紙は、F☆☆☆☆とする。
 - ・ 使用する塗料及び接着剤は、F☆☆☆☆とする。

- 建具表、記号凡例
 - LA : レバーハンドル(ディンプルキーvsサムターン) 鍵付き
 - LO : レバーハンドル(鍵無し)
 - DC : ドアクローザー(ストッパー付) ...防火扉はストッパー無し
 - GH : グラビティヒンジ(中心軸吊)
 - PB : ピンチブロック(戸当り兼用気密材)
[開き戸 : 三方取付け・引き戸 : 二方取付け]
 - GW : グラスウール(30kg/m³品)
 - VC : ビニールクロス
 - BS : しな合板(タイプI)
 - BL : ラワン合板(タイプI)
 - BN : なら合板(タイプII)
 - BT : たも合板(タイプII)



建具キープラン Scale=1/100



凡例

記号	仕上	下地
(A)	VC	木野縁+t=12.5PB
(B)	t=4 シナ合板(M)CL	木野縁+t=12.5PB
(C)	t=9.5 ジプトーン 910×455	木野縁
(D)	t=9.5 ジプトーン 910×910	木野縁
(E)	t=12道南杉(本実) WP	木野縁+t=12.5PB
(F)	t=6FB(M) EP	木野縁

※ 天井改め口 4 か所 (450角) (現場打合せ)
 ※ 天井改め口 1 か所 (600角) (現場打合せ)

天井伏図 Scale=1/100

特記



審査 審査 担当 製図
 t.yamada k.yamada k.yamada

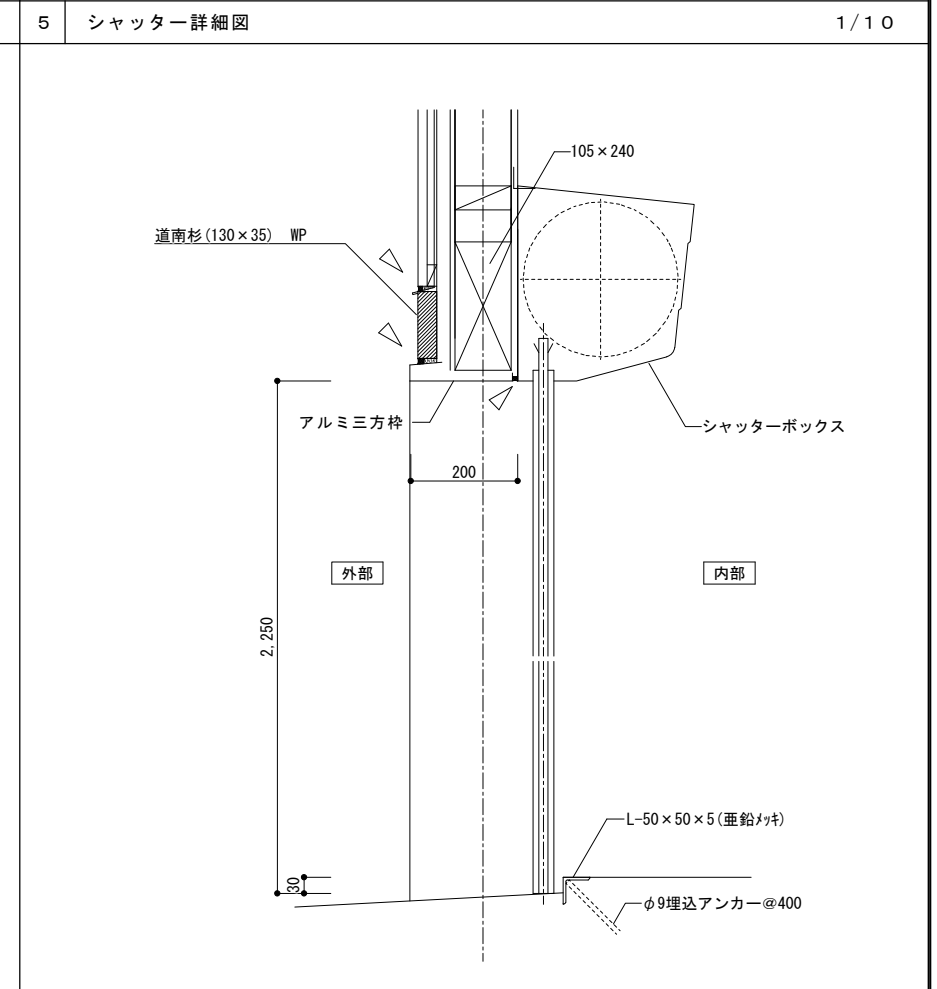
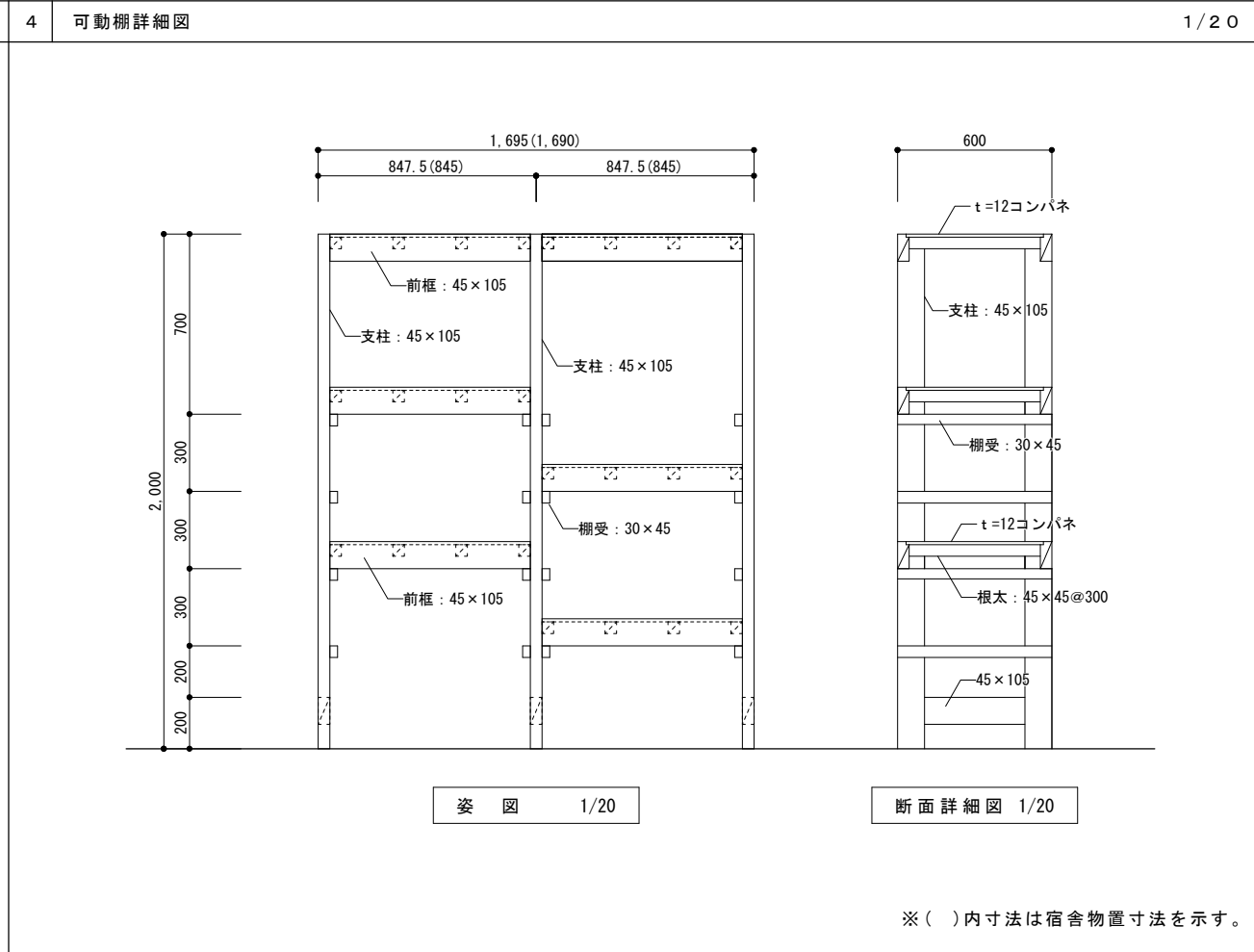
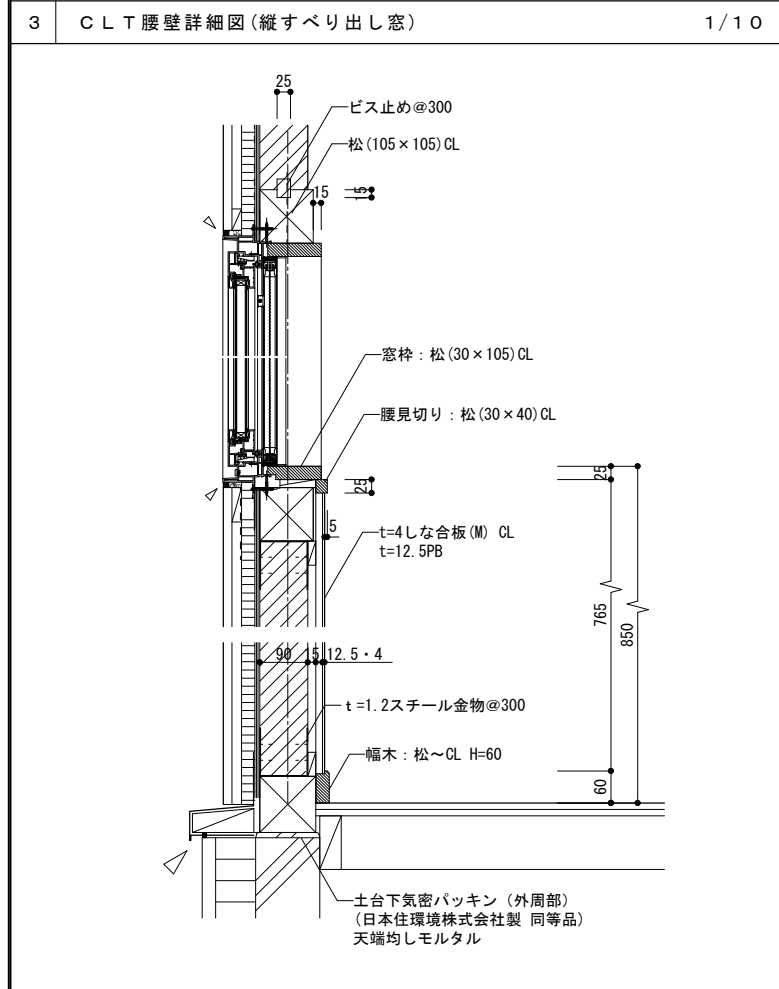
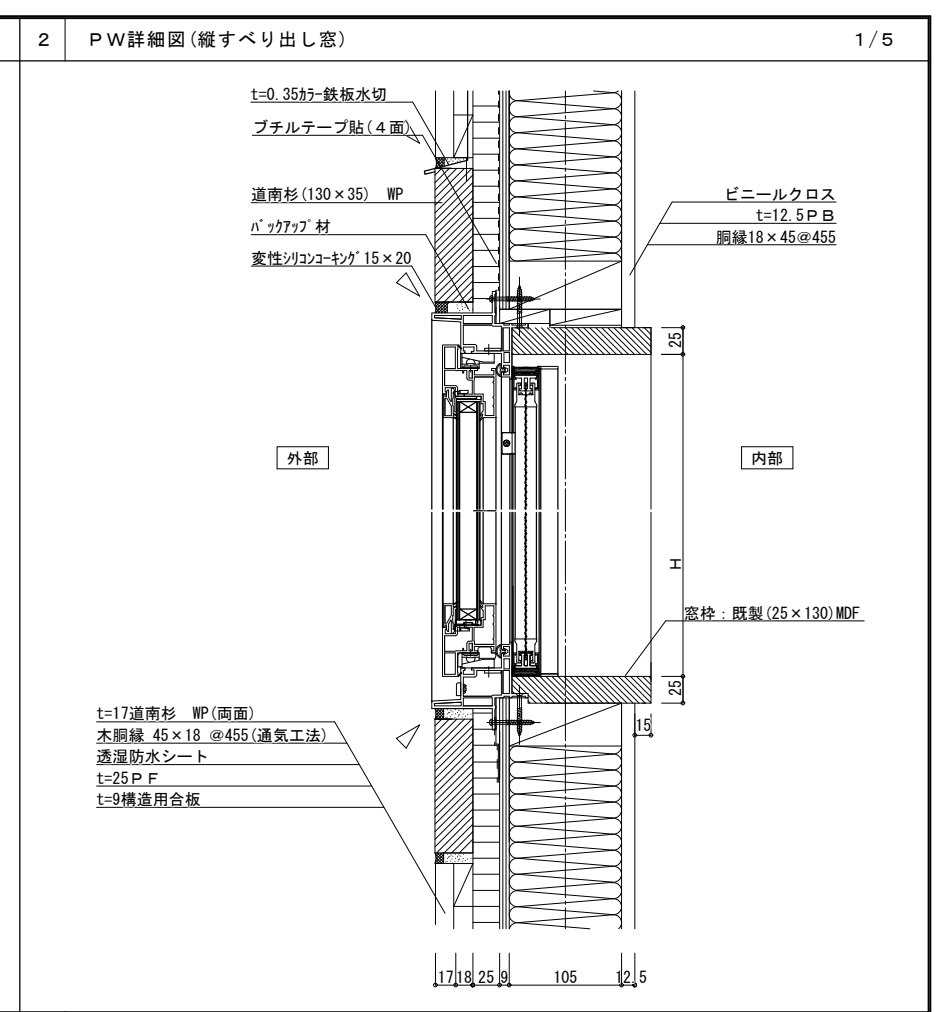
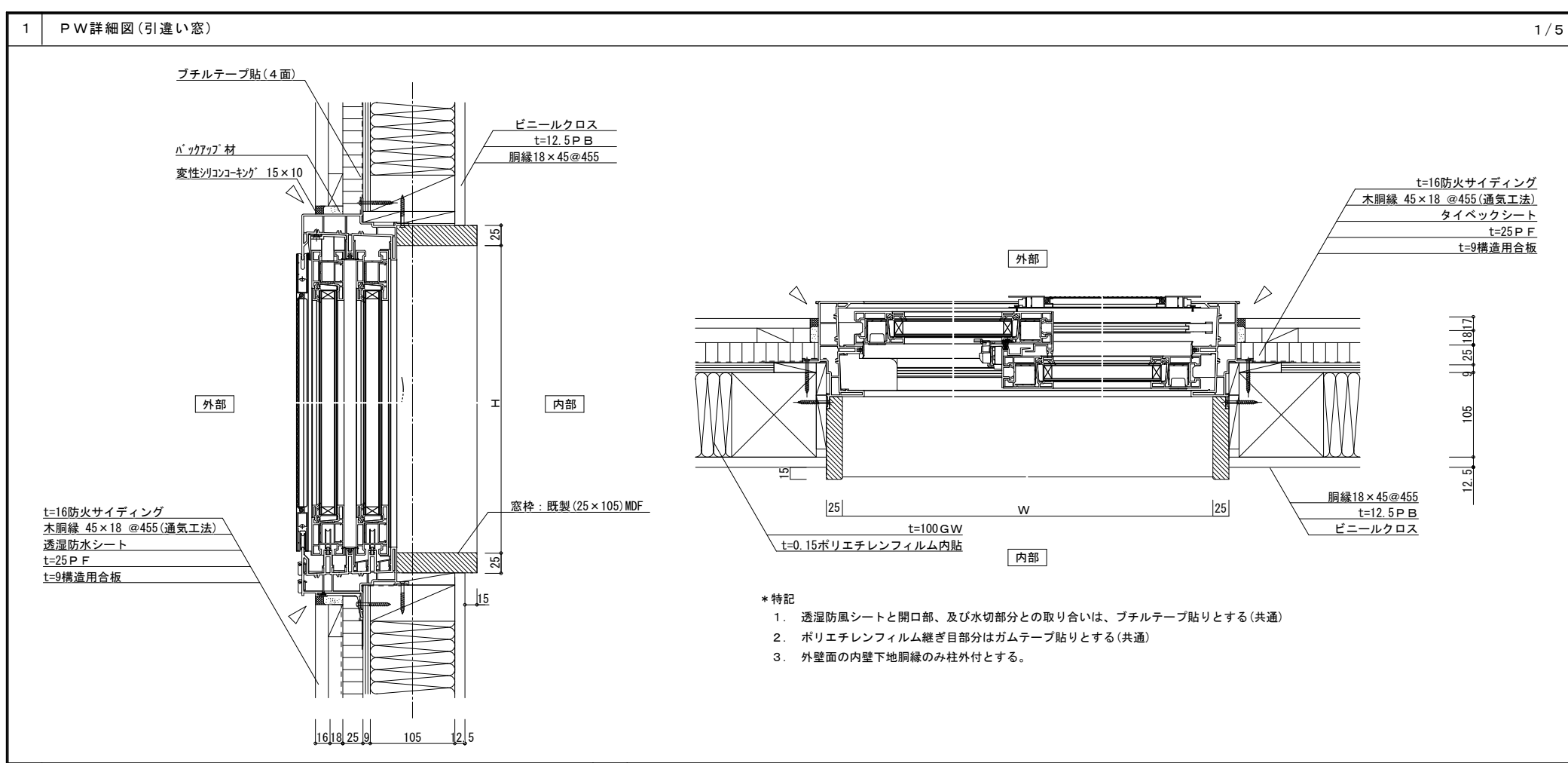
工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
 図面名 建具キープラン・天井伏図

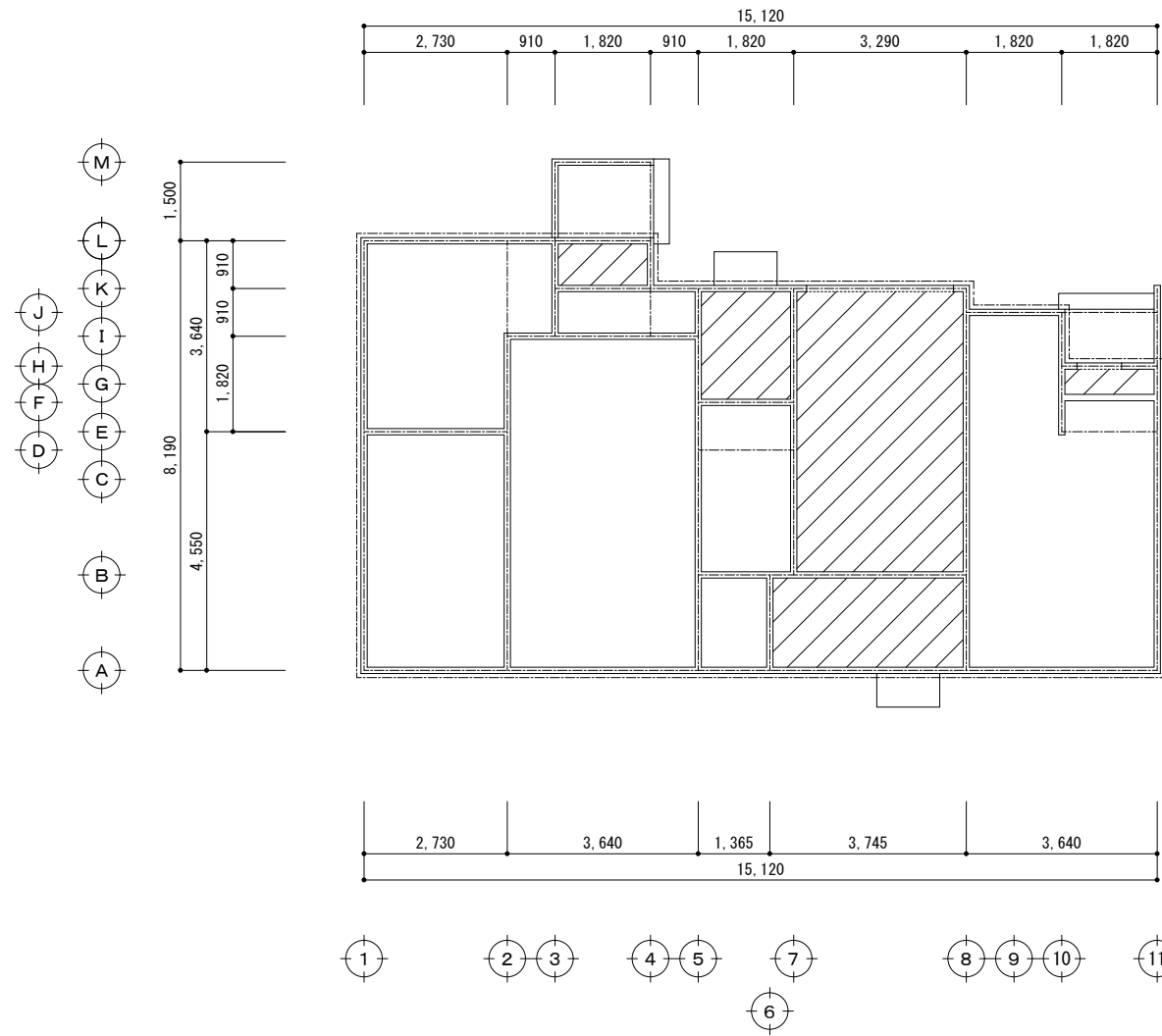
年月日 2022.12
 縮尺 (A2版) 1/100

図面番号 A-18

記号・個数	①SS 車庫(事務所) 1	①AD 風除室(事務所) 1	②AD 風除室(宿舍) 1	③AD 物置(事務所・宿舍) 2	
姿 図					
形式 見込	軽量シャッター(手動式)	断熱玄関片開きドア	断熱玄関片開きドア	断熱玄関片開きドア	
仕 上	t=0.5カラー鋼板	アルミ(カラー)	アルミ(カラー)	アルミ(カラー)	
金 物	ガイドレール・座板・シャッターケース・アルミ額縁	付属金物一式・DC・プッシュプル式バーハンドル・ドアガード 丁番・サムターン・シリンダー錠・沓摺	付属金物一式・DC・プッシュプル式バーハンドル・ドアガード 丁番・サムターン・シリンダー錠・沓摺	付属金物一式・DC・LA・丁番・サムターン シリンダー錠・沓摺	
硝 子		PG(3G-12A-4F)	PG(3G-12A-4F)		
備 考	付属金物一式	※YKKAP[ヴェナーD09型]D2仕様 同等品以上	※YKKAP[ヴェナーE13型]D2仕様 同等品以上	※YKKAP[レガーロV型R01]D2仕様 同等品以上	
記号・個数	①PW LDK(宿舍) 1	②PW 事務室(事務所) 2	③PW 洋室・和室(宿舍) 2	④PW 事務室(事務所) 1	⑤PW 洋室(宿舍) 1
姿 図					
形式 見込	引違い窓	引違い窓	引違い窓	縦滑り出し窓	縦滑り出し窓
仕 上	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)
金 物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式
硝 子	PG(5G-12A-5G)LOW-E	PG(3G-12A-3G)LOW-E	PG(3G-12A-3G)LOW-E	PG(3G-12A-3G)LOW-E	PG(3G-12A-3G)LOW-E
備 考	網戸	網戸	網戸	網戸	網戸
記号・個数	⑥PW 浴室(宿舍) 1	⑦PW WC(事務所) 2	⑧PW ポーチ(事務所) 1		
姿 図					
形式 見込	滑り出し窓	滑り出し窓	FIX窓		
仕 上	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)	樹脂(カラー)		
金 物	附属金物一式	附属金物一式	附属金物一式		
硝 子	PG(3G-12A-4F)LOW-E	PG(3G-12A-4F)LOW-E	PG(3G-12A-3G)		
備 考	網戸	網戸			
特 記				AL アルミニウム型材、板材 P プラスチック SUS ステンレス WAP 水性反応硬化形アクリル樹脂塗装 CL クリヤーラッカー G フロートガラス F 型板ガラス PW 網入り磨き硝子 FW 網入り型板硝子 HFL 網入り熱線反射硝子 T 強化硝子 PG 複層硝子 A 空気層 DC ドアクローザー(特記以外ストッパー付) LA レバーハンドル(シリンダーvsサムターン) LO レバーハンドル(鍵無シ) GH グラビティーヒンジ(中心軸吊) GW グラスウール(30kg品) VC ビニールクロス BN ナラ合板 BS シナ合板 BL ラワン合板 ※色付のサッシ及び木製建具の金物は色付とする。	
山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>			審査 審査 担当 製図 tyamada kyamada kyamada	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事 図面名 建具表 - 1	年月日 2022.12 縮尺(A2版) 1/50 図面番号 A-19

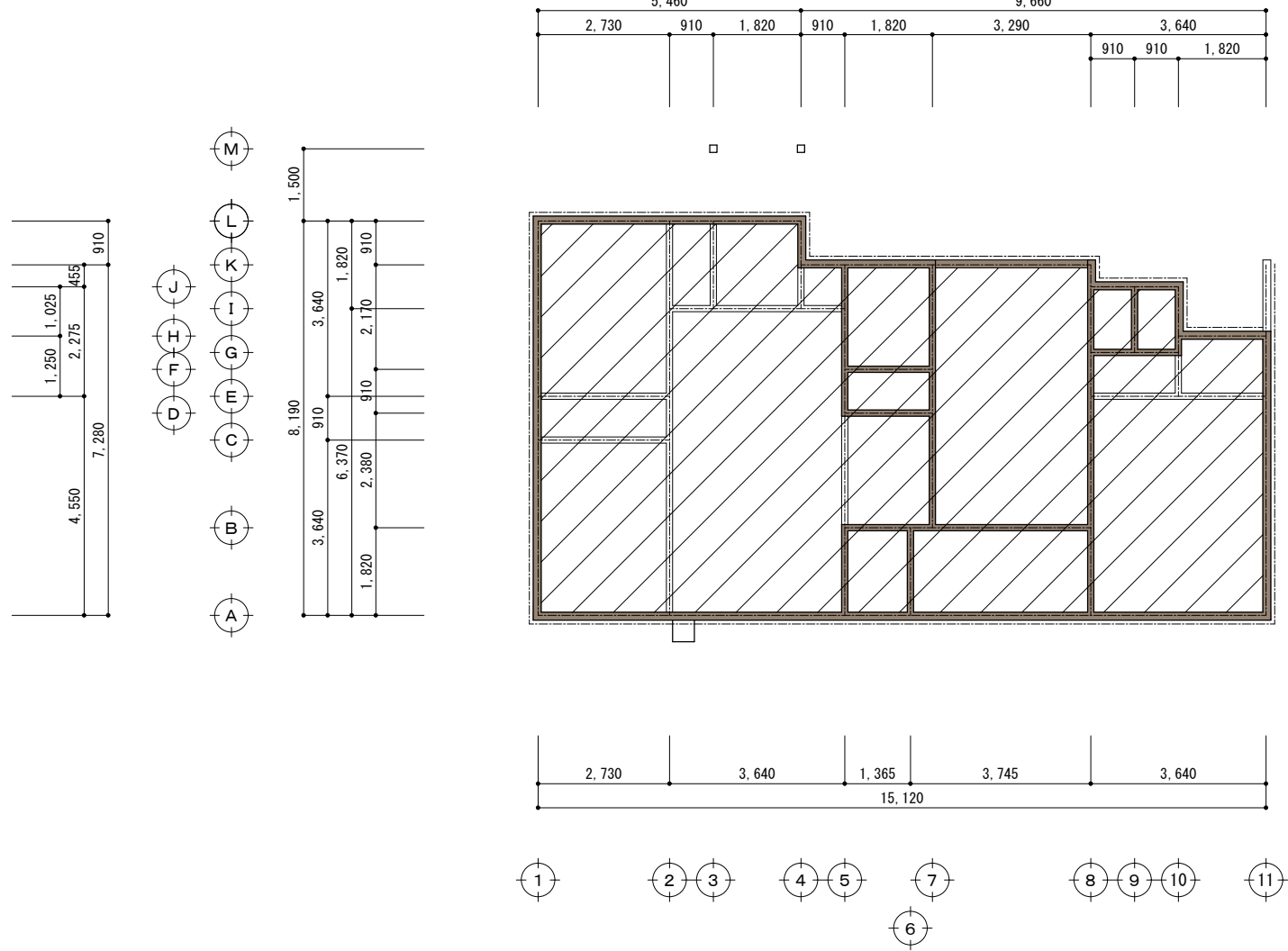
記号・個数	① WD 風除室(事務所) 1	② WD ホール(宿舍) 1	③ WD 物入(事務所) 1	④ WD 洋室(宿舍) 1	⑤ WD WC(事務所) 2		
姿 図							
形式 見込	F1 X 片引き吊戸(三方枠)	片引きフラッシュ戸(三方枠)	片引きフラッシュ戸(三方枠)	片引きフラッシュ戸(三方枠)	片引きフラッシュ戸(三方枠)		
仕 上	t=4BS(目透し)~CL	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート		
金 物	付属金物一式・棒状引手・吊レール・吊車	付属金物一式・LO・丁番	付属金物一式・LA・丁番	付属金物一式・LO・丁番	付属金物一式・LO・丁番・表示錠・明り窓		
硝 子	5G	アクリル系樹脂	アクリル系樹脂				
備 考		※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上		
記号・個数	⑥ WD 和室(宿舍) 1	⑦ WD 洗面脱衣室(宿舍) 1	⑧ WD WC(宿舍) 1	⑨ WD 和室(宿舍) 1	⑩ WD 洋室(宿舍) 1		
姿 図							
形式 見込	片引き吊戸(三方枠)	片引き吊戸(三方枠)	片引き吊戸(三方枠)	3枚吊戸(三方枠)	吊戸(三方枠)		
仕 上	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート	樹脂化粧シート		
金 物	付属金物一式・吊車・吊レール・引手	付属金物一式・吊車・吊レール・引手・表示錠・ガラリ	付属金物一式・吊車・吊レール・引手・表示錠・ガラリ	付属金物一式・吊車・吊レール・引手	付属金物一式・吊車・吊レール・引手		
硝 子		アクリル系樹脂	アクリル系樹脂				
備 考	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上	※ ダイケン(ハビア)同等品以上		
記号・個数	⑪ WD ホール(宿舍) 1						
姿 図							
形式 見込	クローゼットドア						
仕 上	樹脂化粧シート						
金 物	付属金物一式・取手・吊車・吊レール						
硝 子							
備 考	※ ダイケン(ハビア)同等品以上						
特 記					AL アルミニウム型材, 板材 P プラスチック SUS ステンレス WAP 水性反応硬化形アクリル樹脂塗装 CL クリヤーラッカー G フロートガラス F 型板ガラス PW 網入り磨き硝子 FW 網入り型板硝子 HFL 網入り熱線反射硝子 T 強化硝子 PG 複層硝子 A 空気層 DC ドアクローザー(特記以外ストッパー付) LA レバーハンドル(シリンダーvsサムターン) LO レバーハンドル(鍵無シ) GH グラビティーヒンジ(中心軸吊) GW グラスウール(30kg品) VC ビニールクロス BN ナラ合板 BS シナ合板 BL ラワン合板 ※色付のサッシ及び木製建具の金物は色付とする。		
		山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>		審査 審査 担当 製図 <i>t.yamada</i> <i>k.yamada</i> <i>k.yamada</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事 図面名 建具表 - 2	年月日 2022.12 縮尺(A2版) 1/50	図面番号 A-20





基礎・土間下断熱伏図 Scale=1/100

部位	記号	材料
基礎(外周壁)	---	t=75PF(3種b)
床	▨	土間下: t=25PF敷込み(2種b) 土間下: t=0.15ポリシート敷込み



壁・天井断熱伏図 Scale=1/100

部位	記号	材料
壁	▨	t=100GW(24kg/m3)
壁(外周壁)	---	t=25PF(2種b)
天井	▨	t=250tPR-ス'ファイバ'-吹込(24kg)

※ 天井・壁 室内側 t=0.15ポリロンフィルム貼
 ※ 外部に面するスタイロフォーム接合部に気密テープ貼

特記

(1) 断熱工法の種類とパターン

(7) 断熱工法

在来木造工法、枠組壁工法、鉄骨造などの住宅の断熱手法は、充填断熱と外張断熱の2つに大別できます。

◎ 充填断熱

軸組の間、構造空隙に断熱材を充填する断熱工法をいい、戸建住宅などでは最も一般的な断熱工法です。住宅デザイン等への制約も少なく、比較的安価で断熱化できる点が最大の特徴です。しかし、高断熱化を図るには通気止めの設置、防湿気密層の連続性の確保等、留意すべき点も多くあります。

◎ 外張断熱

軸組、構造体の外側に断熱層を設ける工法をいい、ボード状断熱材を用いることが多い外張断熱工法と呼ばれています。充填断熱に比べて、断熱工事上の省力化が図れ、工法的にも明解で技術的要点が少ない事が特徴です。一方、狭小地や都市住宅での外壁厚の増加、複雑な住居形状への対応、高断熱化を図る場合の屋根断熱の簡便化などの技術的課題も残されています。

これまでは、どちらかの方法で断熱施工するという考え方が一般的でしたが、その他に、住宅の断熱部位によってこの2工法を使い分ける断熱工法も考えられ、③と④にその代表パターンを示します。③は、外壁を充填断熱とし、基礎断熱と屋根外張断熱または桁上断熱を適応した例です。この場合、外壁や間仕切壁の上下端部における通気止めの施工が大幅に簡略化されます。④は、外壁を外張断熱とし、天井または屋根に充填断熱を適応した例ですが、屋根外張断熱の難しさを解消することが出来ます。また、下屋部分が多い住宅では、下屋部分の屋根を外張断熱することで、施工の要点が多い下屋の取り合い部の断熱工法を簡略にすることも出来ます。

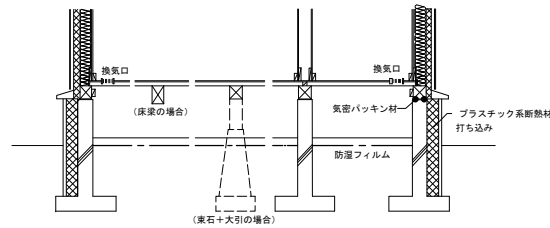
(4) 換気

- ・天井断熱では小屋裏換気、屋根断熱では屋根通気層（厚さ30mm以上）を確保します。
- ・外壁断熱では外壁通気層、床断熱では床下換気を確保します。

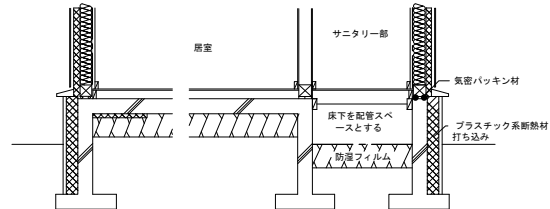
(2) 各部位の断熱工法

① 基礎断熱

a) 基礎断熱木造床で構成した場合



b) 土間床・基礎断熱の場合



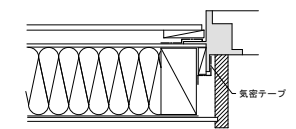
- ・断熱材はプラスチック系ボード状断熱材を用い、基礎外側において、基礎底端上端から基礎天端まで打ち込み工法により施工する。
- ・型枠脱型後、断熱材がすきまが生じているときは現場発泡断熱材などで補修する。
- ・基礎天端と土台との間ですきまが生じないようにセルフレベリングモルタルなどを用いて基礎天端の施工精度を向上させ、気密パッキン材を施工する。気密パッキン材の復元力で土台が変形しないようにアンカーボルトの間隔を狭くする。
- ・床下空間のある基礎断熱とした場合には、外気に通じる床下換気口は不要である。
- ・室内空気質確保のため加圧注入材を土台に使用する場合を除いて、床組材の防蟻処理は行わない。
- ・基礎断熱の場合は、外壁及び間仕切壁の下端部における気流止めの施工を省略することができる。

(3) 細部の防湿気密処理

■ 全体的な留意点

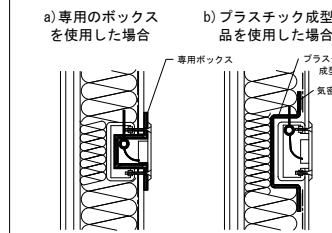
防湿性の確保、暖房負荷に占める換気負荷の低減、居室における隙間風の防止などから、気密層を貫通する部分において、気密処理を行う。
 なお、配管・配線・コンセントなどを、間仕切壁や中間階床ふところなどの非断熱構造部分に設置することは、気密工事箇所を減らし、住宅全体の気密・防湿性能の向上に効果的である。
 また、基礎断熱工法の採用は、床下を配管スペースとして利用でき、かつ気密層の貫通部分を大幅に減らすことが可能となる。
 細部の気密化処理は、設備計画や断熱計画の階段から検討を行うことが重要となる。

① 開口部周り



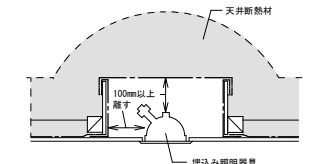
- ・外窓用サッシや床下・天井点検口の取り付け部分は、室内側でサッシ枠と軸組材（乾燥材）または防湿気密フィルムをプラスチック系気密テープ等でシールする。

② 電気コンセント、スイッチボックス周り



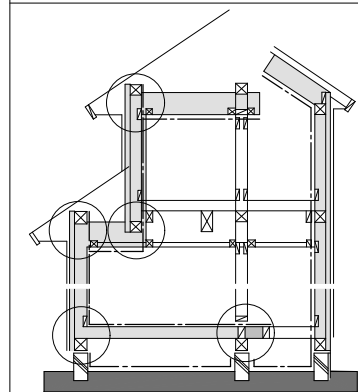
- ・防湿・気密措置が講じられた専用のボックスを使用する。

③ 照明器具周り



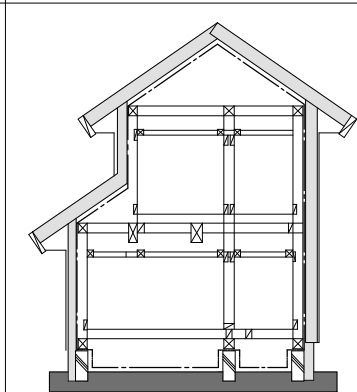
- ・最上階天井の照明器具については、直付けの照明器具を選ぶようにする。やむを得ない場合は、天井下地を工夫し、断熱層内側に取り付けスペースを設けるなどの配慮が必要となる。

① 標準的な充填断熱工法



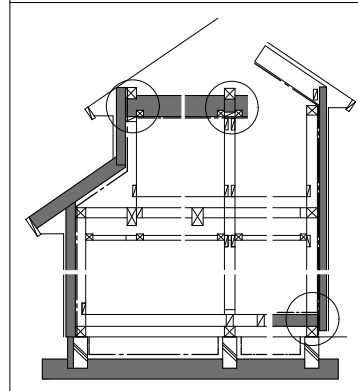
※床充填/基礎断熱+外壁断熱+天井/屋根

② 標準的な外張断熱工法



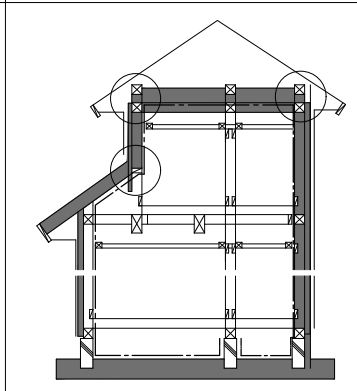
※基礎断熱+外壁断熱+屋根外張

③ 充填+外張の複合断熱工法 1



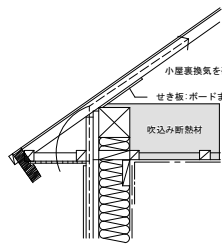
※床充填/基礎断熱+外壁外張+天井/屋根

④ 充填+外張の複合断熱工法 2



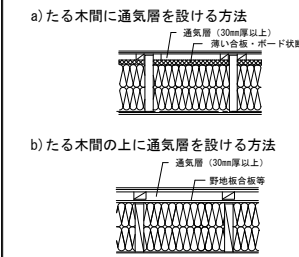
※基礎断熱+外壁充填+桁上断熱/屋根外張

② 天井断熱



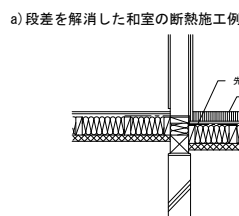
- ・天井の断熱材により小屋裏換気経路が塞がれないよう、該当する部分に「せき板」を設置するなどの工夫を講じる。「せき板」は、透湿性のある材料を選択する。

③ 屋根断熱

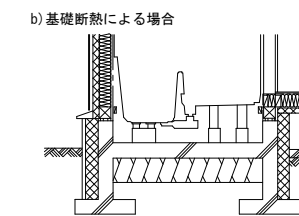


- ・屋根面で充填断熱をする場合、登り梁構造による方法、たる木構造による方法がある。
- ・断熱材の外側には、通気層（厚さ約30mm程度）を設ける。
- ・繊維系断熱材を使用する場合には、断熱材と通気層の間に防風材を設ける。

④ 床断熱

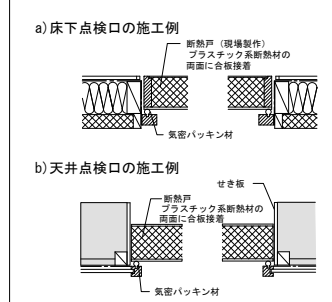


- ・床断熱材が自重で垂れ下がらないようボード状断熱材、または貫(600mm間隔)+透湿防水シートによる断熱受けを施工する。また、和室と洋室の段差床の取り合い部は先張り防湿フィルムを施工する。



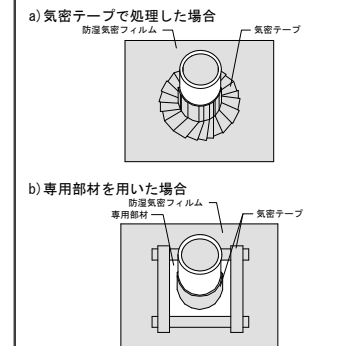
- ・水周り空間を床断熱する場合は、配管・設備工事の際に断熱気密層が破壊してしまうケースも多いので、監理上の注意と設備業者への指導が必要である。設備配管のメンテナンスを考え、水周り空間のみ基礎断熱を適応するという考え方もある。

④ 床下及び小屋裏の点検口



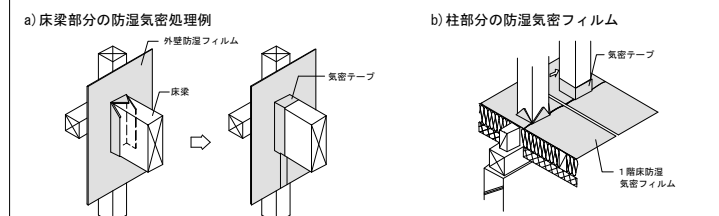
- ・床下・小屋裏空間に通じる点検口は、建具と枠の間、枠と気密層の継ぎ目で隙間が生じないように専用の気密点検口を用いる。

⑤ 配管・配線周り



- ・設備配管・配線により気密層が貫通する部分を、気密テープでシールするか、専用のプラスチック系部材を用いる。

⑥ 構造材貫通部分

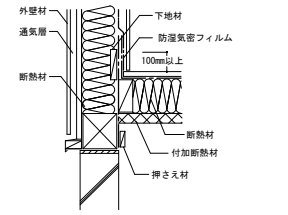


- ・構造材や下地材が気密層を貫通する部分を、気密テープなどでシールするか、専用のプラスチック系部材を用いる。

(4) 各部取り合い部分

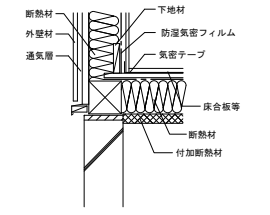
① 最下階の床と外壁との取り合い

a) 先張り防湿気密フィルムによる施工



・最下階の床と取り合う外壁部に、先張りの防湿気密フィルムを土台まで連続させ、気密テープによるか、木材等で挟みつけ釘留めする。床の防湿気密フィルムは外壁部にまわりこませ、外壁部の防湿気密フィルム及び先張りの防湿気密フィルムと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

b) プラットフォーム床とする方法

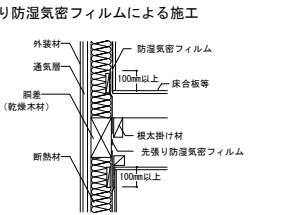


・床合板等を土台に直接釘留めし、床及び外壁の防湿気密フィルムは下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

・床に防湿気密フィルムを張らない場合、すなわち床合板等を防湿気密層とする場合は、床合板等と外壁の防湿気密フィルムとを気密補助材を用いて連続させるなど、より気密に施工する。

② 中間階の床と外部との取り合い

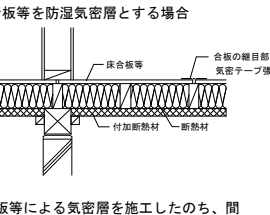
○先張り防湿気密フィルムによる施工



・その他の階の床と取り合う外壁部に先張りの防湿気密フィルムを張る。先張り防湿気密フィルムと梁等の横架材との取り合いは、先張りの防湿気密フィルムを切り開き、フィルムの切り開き部分を留めしとして、梁または脚差等の横架材にテープを併用して留め付ける。外壁断熱材施工後に、外壁の防湿気密フィルムは先張りの防湿気密フィルムと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

③ 最上階の床と間仕切壁との取り合い

○床合板等を防湿気密層とする場合

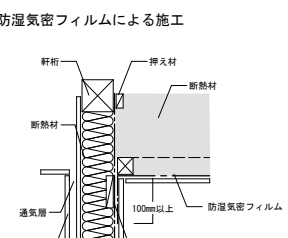


・床合板等による気密層を施工したのち、間仕切壁を施工する。

・床合板継ぎ目部の気密性確保のため、さね付き合板を用いるか、または、床合板の継目は気密テープを張りする。

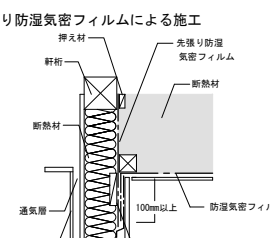
④ 屋根の直下の天井（または屋根）と外壁との取り合い

a) 外壁防湿気密フィルムによる施工



・外壁の防湿気密フィルムを桁まで連続させ留め付ける。防湿気密フィルムの桁への留め付けは、気密テープによるか、木材等で挟みつけ釘留めする。また、天井の防湿気密フィルムは下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

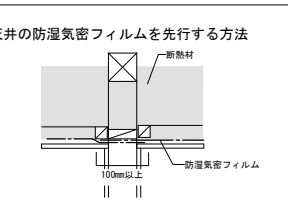
b) 先張り防湿気密フィルムによる施工



・屋根の直下の天井（または屋根）と取り合う外壁部に先張りの防湿気密フィルムを桁まで連続させ留め付ける。天井（または屋根）の防湿気密フィルムは外壁部にまわりこませ、外壁部の防湿気密フィルム及び先張りの防湿気密フィルムと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

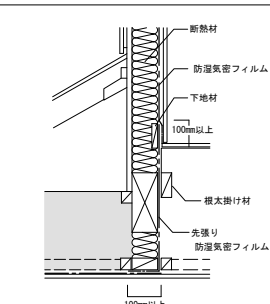
⑤ 天井と間仕切壁との取り合い

○天井の防湿気密フィルムを先行する方法



・屋根の直下の天井（または屋根）の防湿気密フィルムを留め付けてから間仕切壁を取り付ける。この部分で防湿気密フィルムを次ぐ場合は下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

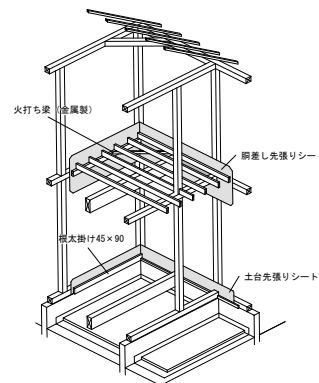
⑥ 下屋部分の取り合い



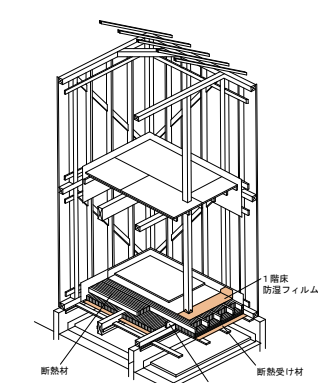
・下屋部分の天井及び外壁の防湿気密フィルムは脚差に留め付けた先張り防湿気密フィルムと連続させるか、下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。

(5) 工程ごとの留意点

工程 1 先張り防湿シートの施工



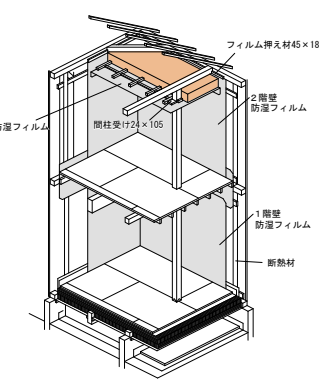
工程 2 1階床の断熱・気密施工



■留意点

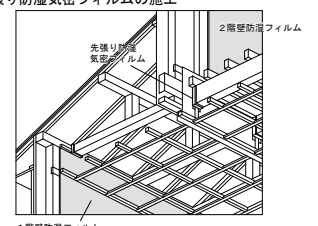
- 1階外壁の下端部に通気止めを施工する。
- 2階床ふところ部分で、外壁の防湿・気密層を連続させる工夫をする。

工程 3 外壁・天井の断熱・防湿施工

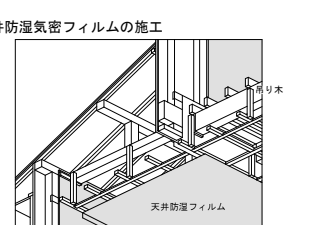


工程 4 天井の断熱・防湿施工

a) 先張り防湿気密フィルムの施工



b) 天井防湿気密フィルムの施工



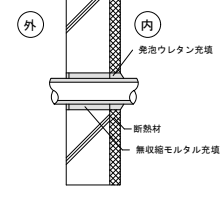
※防湿気密フィルムは、厚さ0.2mm以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム(JISA6930-1997)またはこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するものをいう。

8 設備・電気取り合い部分

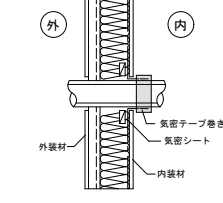
■全体的な留意点

- 設備・電気等の配管・ダクト等が断熱部位を貫通する場合は、断熱損失のないよう発泡ウレタン等を充填する。(図①)
- 木造の場合は、防湿気密層が切れないように気密テープで隙間をなくす(図②)
- 配管・ダクト等でHBとなる箇所は、外気側から1.0~1.5m以上の断熱補強を行なう。(断熱・防露・保温材で巻かれている配管などについては不要。)(図④)

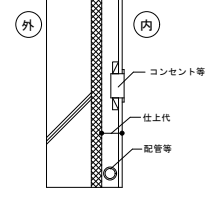
①配管・ダクト等貫通部分 (RC造、CB造の場合)



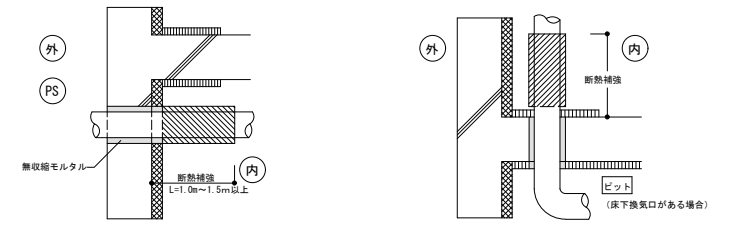
②配管・ダクト等貫通部分 (木造の場合)

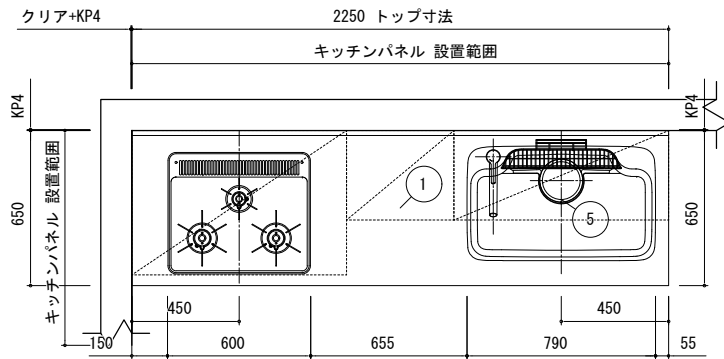


③配管・コンセント等埋め込み部分

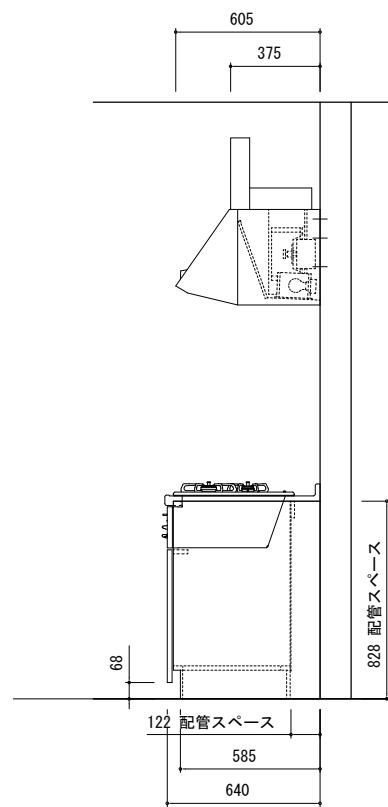
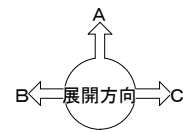


④配管・ダクト等HB部分





キッチン詳細図 scale=1/20



展開図 A 面 scale=1/20

■商品仕様概要

品名	品番	数	備考
1 I型ワークトップ・D650	TIAKAT225A9PLXR	1	【KA】シルクエンボス
2 コンロ用キャビ（引出しM）	TACG8120BBWJ4JL	1	開き扉・引出し一体型・小引出しシルバー
3 Y09/3口コンロ・ホーロー	P1633A0WHVTX	1	600トップ・無水片面焼・シルバー
4 シンク用キャビ	TASJL105BBWJ4JR	1	開き扉
5 スキットシンク	A9PL	1	樹脂排水・コート無
6 P42/シングルレバー水栓	SFWM420SYXNJGT	1	クロマーレス・エコハンドル・寒冷地用
7 ジャバラホース排水セット	HJHSET2NT	1	排水円板（Φ70）付内面平滑仕様
8 A78/同時給排NBHシロッコ	NBHW9397SI	1	W900・H700・シルバー・3芯
9 吊戸棚H700・側面不燃	TAWGMO45ABWJ4/R	1	開き扉
10 吊戸棚H700	TAWGJO90ABWJ4/N	1	開き扉
11 キッチンパネルME・メラミン	KMP8XBF240M	3	【BX】ラフサンドホワイト
12 キッチンパネルME見切り材	KMS2BSPW	2	サイド用1本入り・ホワイト
13 キッチンパネルME接着剤セット	KKSSSE	2	接着剤（2）・両面テープ（3）
14 コーキング材セットME用	KKSDW	1	ホワイト

■商品仕様書（キッチン側）

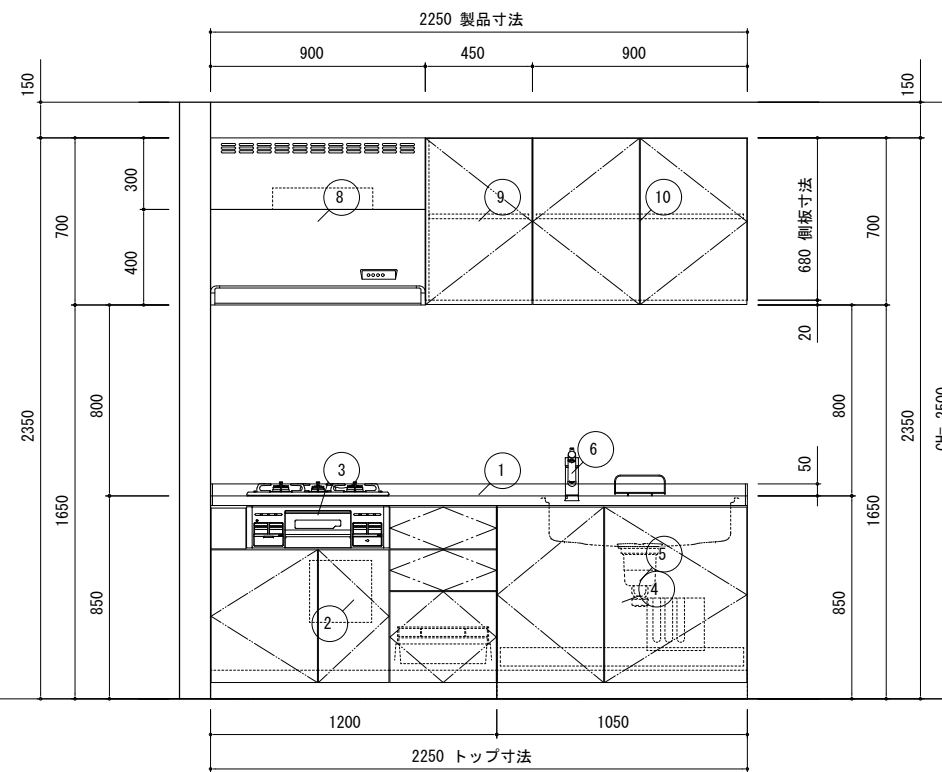
※ キッチン LIXIL シエラス21同等品以上

- ・記載している寸法は、呼び寸法です。実際の扉前面までの奥行寸法やワークトップの高さ寸法とは、若干異なる場合がございます。
- ・電気・ガス・給排水・換気等設備工事別途 ・水道工事は排水配管工事となります。
- ・取付・設置に際し、各製品の取付・設置説明書を必ずお読み下さい。
- ・レンジフードにはアース線は同梱されておりません。別途 御用意願います。

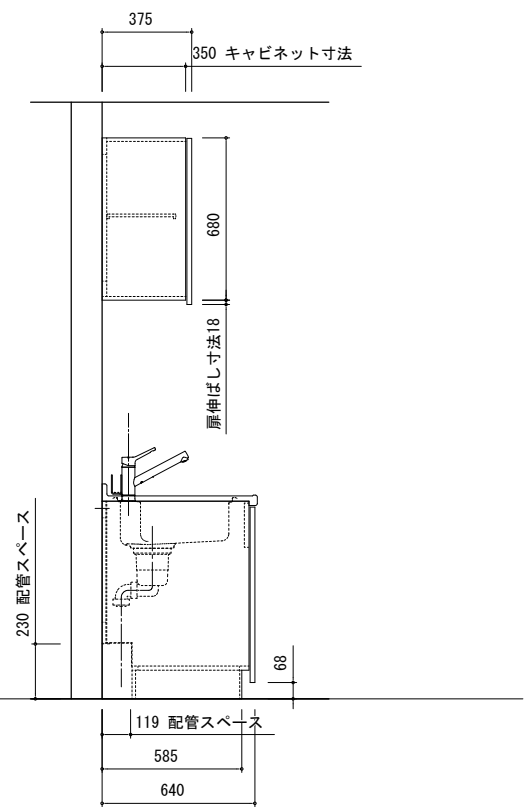
注1) 125V・15A 2極接地極付アースターミナル付コンセント 注2) 250V・20A 2極接地極付コンセント 【専用】

【ご注意】

- 壁面仕上材（キッチンパネル・タイルなど）の貼付下端位置が変わります。【機能図参照】
- 記載のキャビネット寸法は扉前面までの呼び寸法です。キャビネット本体の寸法・扉厚み等は商品ガイドの巻末資料をご確認ください。
- 記載のワークトップ、カウンター、エンドパネル、サイドパネルの寸法は呼び寸法です。詳細寸法は商品ガイドの巻末資料をご確認ください。
- レンジフード電源プラグ仕様：3芯電源プラグ（アース工が必要です。）
- 加熱機器の設置条件は各自治体の条例などで異なる場合があるため消防署などにお問合わせ下さい。



展開図 B 面 scale=1/20



展開図 C 面 scale=1/20

特	
記	

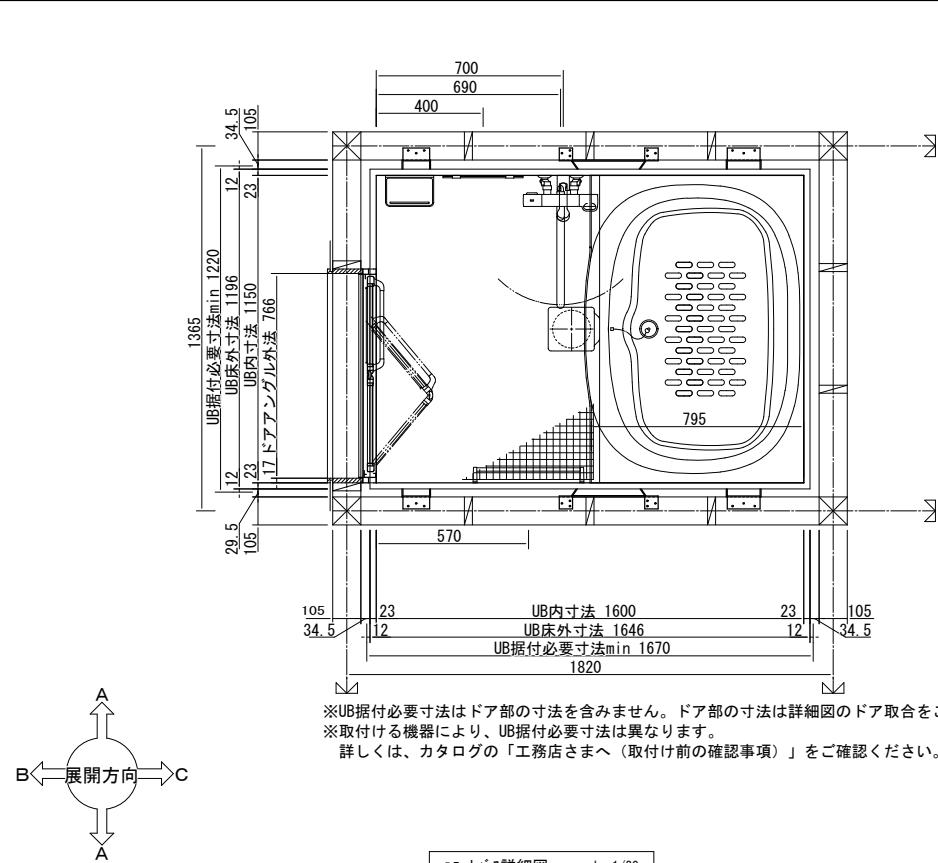
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査 審査 担当 製図
yamada kyamada m.takeda

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名 キッチン詳細図

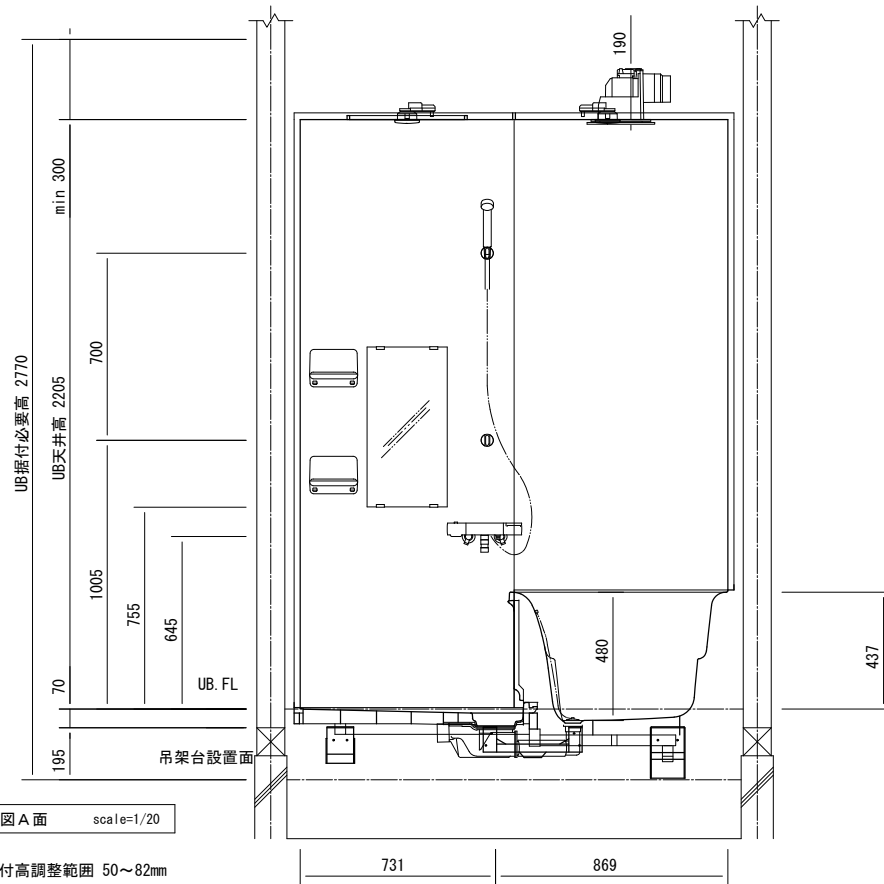
年月日 2022.12
縮尺 (A2版) 1/20

図面番号 A-25



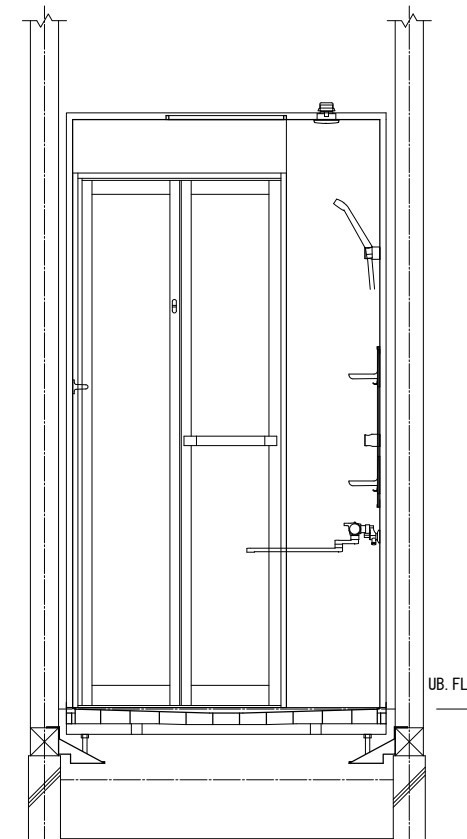
※UB据付必要寸法はドア部の寸法を含みません。ドア部の寸法は詳細図のドア取合をご確認ください。
 ※取付ける機器により、UB据付必要寸法は異なります。
 詳しくは、カタログの「工務店さまへ（取付け前の確認事項）」をご確認ください。

ユニットバス詳細図 scale=1/20



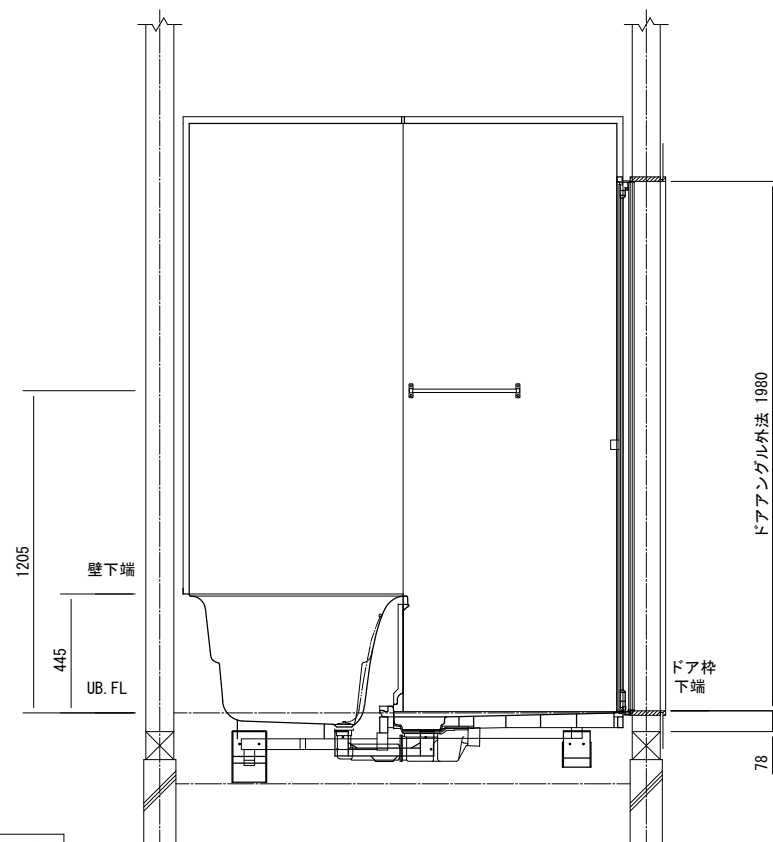
展開図A面 scale=1/20

※UB据付高調整範囲 50~82mm
 (吊架台設置面~UB. FL)

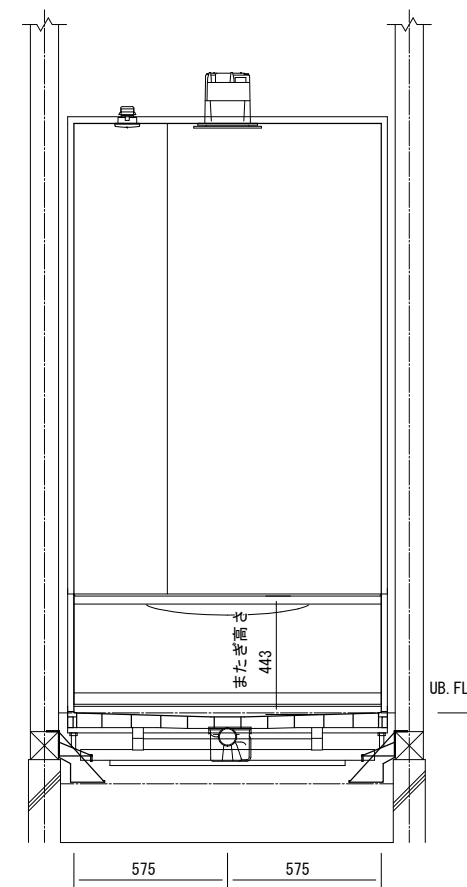


展開図B面 scale=1/20

部位/項目	仕様 (寸法単位: mm)	備考 (色柄・品番等)	壁穴加工
床	FRP 単色 パツとくるりんボイ排水口	N86	
壁	アクセントパネル(器具面): Lパネル(ベーシッククラス) ベースパネル: Lパネル(ベーシッククラス)	LE706, LE701	
天井	化粧鋼板複合パネル	UE103	
ドア	折り戸: アルミアルマイト処理 (キレイドア) 面材: 型板調樹脂板	VDY-8002006R (73) /WM	
浴槽	FRP ミナモ浴槽(浴槽内法 1081W・02D・80H) ゴム排水栓 風呂蓋(巻蓋) エプロン<ホワイト>	NW1	
水栓金具	兼用: 壁付サーモ水栓(クロマーレス)折りたたみ吐水 シャワー: エコフルシャワー(ホワイト)	BF-WM145TNX (390W)-PU3 BF-SD6BP-PU	
シャワーフック	樹脂製(ホワイト) 2個	BF-30E-PU/N85	現場開口
照明	パネルダウンライト(防湿型) 電球色LED 2灯		
タオル掛	アルミパイプ L400 ブラケット: 樹脂製	TB-400E-K	現場開口
鏡	防湿型化粧鏡 300W・00H	KGM-3060 (1) S	
収納	マグネットシェルフ180W<ホワイト> 2段 ※強度上、ポンプボットのポンプを棚上で押さないでください。	NT-180A (11)-1S/FW1	
換気扇	天井換気扇	UF-27A	
給水管	PJ1/2 おねじ止		
給湯管	PJ1/2 おねじ止		
雑排水管	トラップ止		
窓	フリーサイズ窓額縁キット 窓開口補強セット	R-1010P-25/W WR-121S	現場開口
保温仕様	トラップ保温		



展開図C面 scale=1/20



展開図D面 scale=1/20

※ L I X I L システムバスルーム_リデア同等品以上
 ・記載している寸法は、呼び寸法です。実際の寸法とは、若干異なる場合がございます。
 ・電気・給排水・換気等設備工事別途 ・水道工事は排水配管工事となります。
 ・取付・設置に際し、各製品の取付・設置説明書を必ずお読み下さい。 ・手すり取付位置は現場打合せとする。

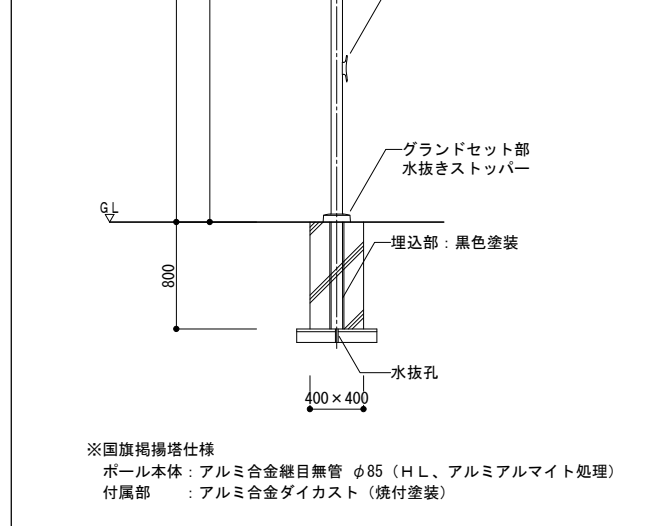
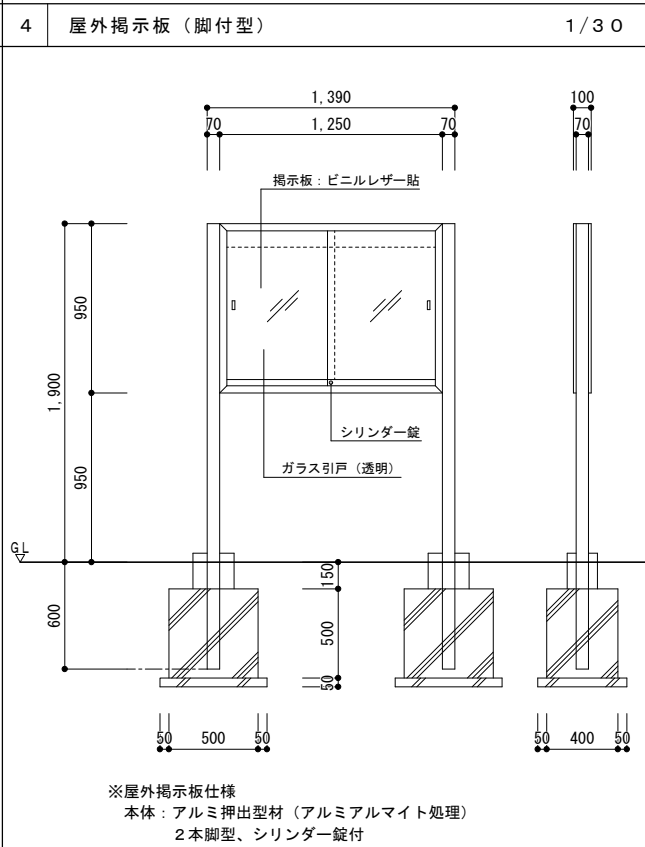
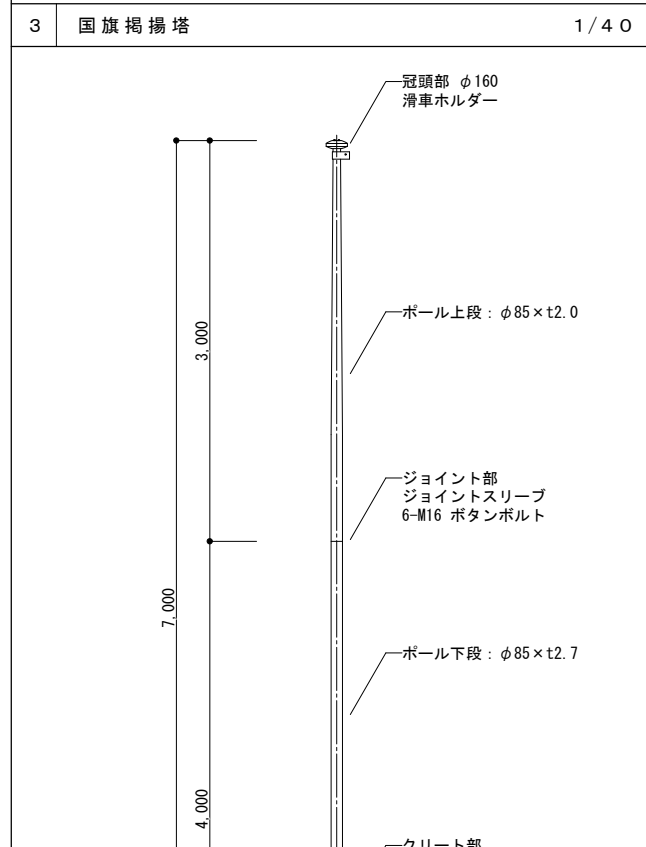
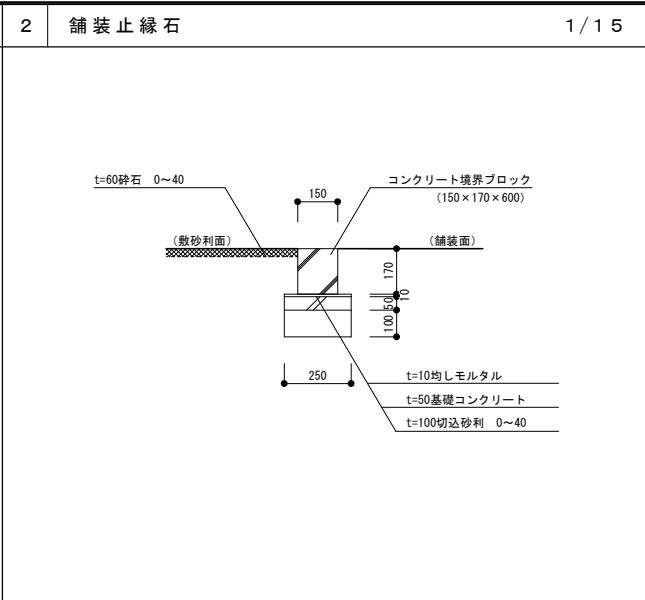
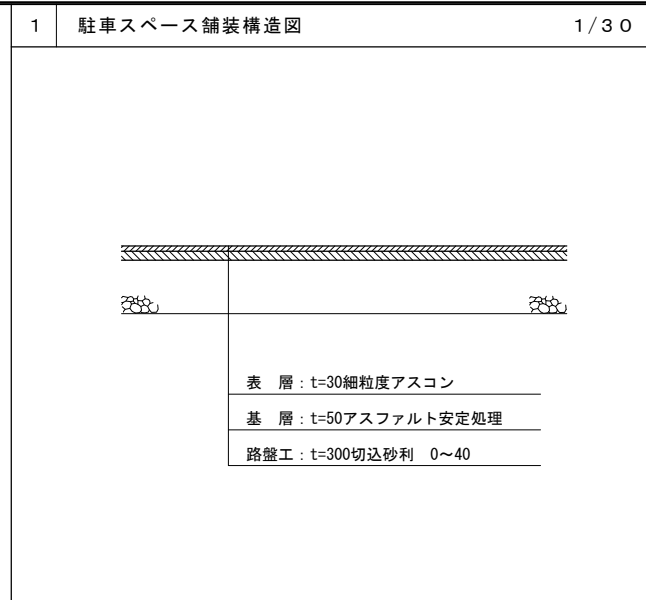
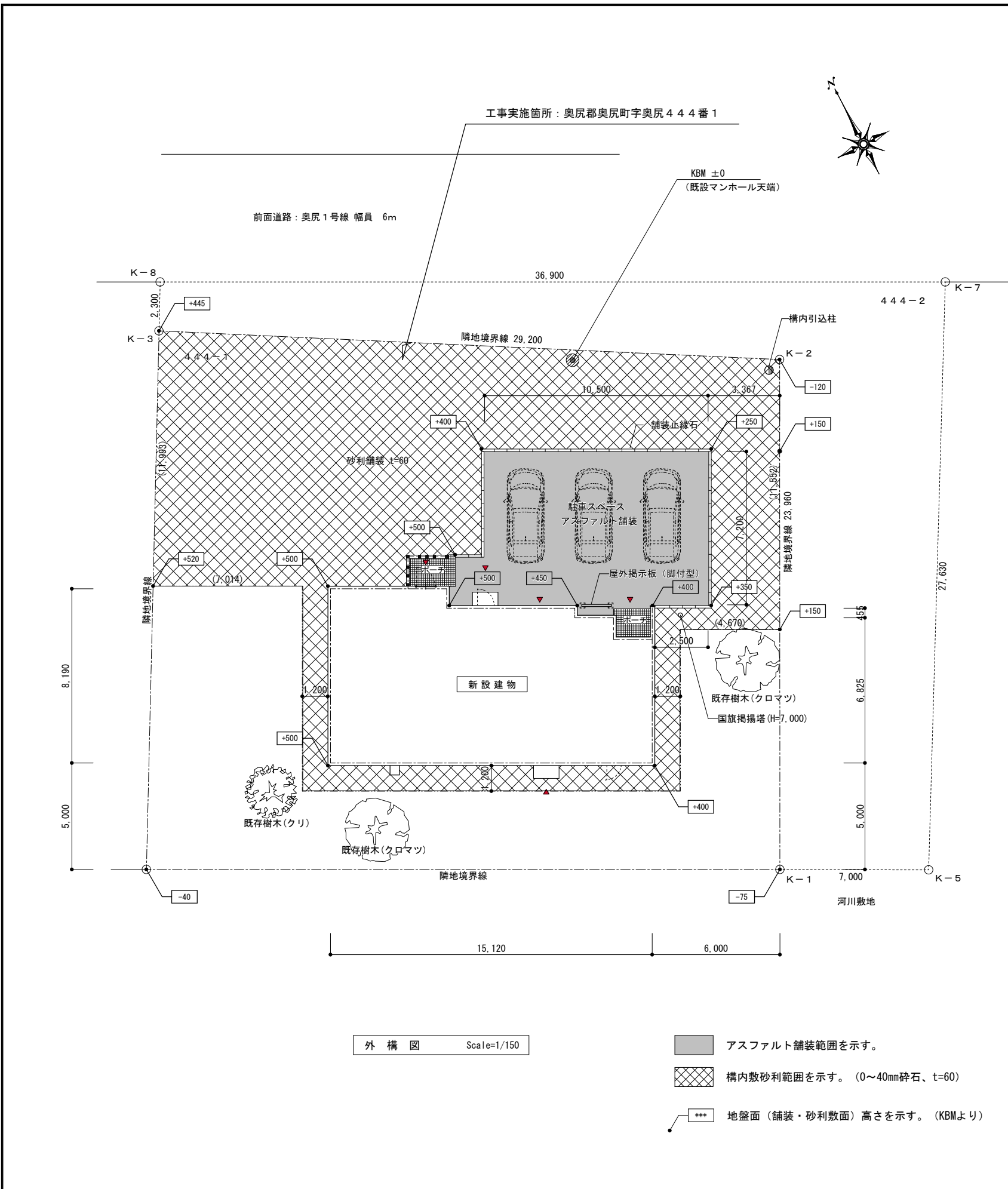
山田総合設計(株)
 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査 審査 担当 製図
 t.yamada k.yamada m.takeda

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
 図面名 ユニットバス詳細図

年月日 2022.12.
 縮尺 (A2版) 1/20

図面番号 A-26



特	
記	

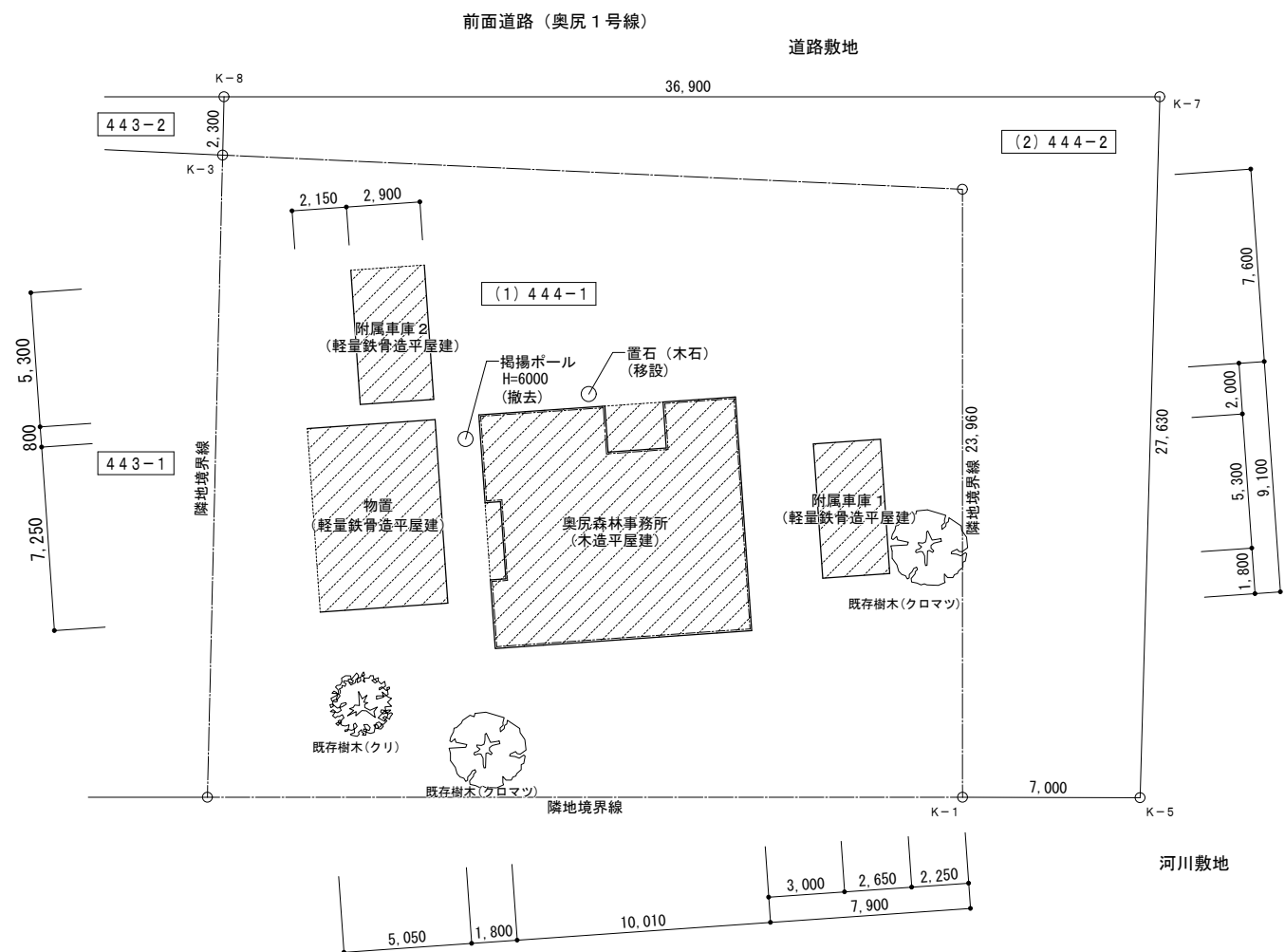
山田総合設計(株)

一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

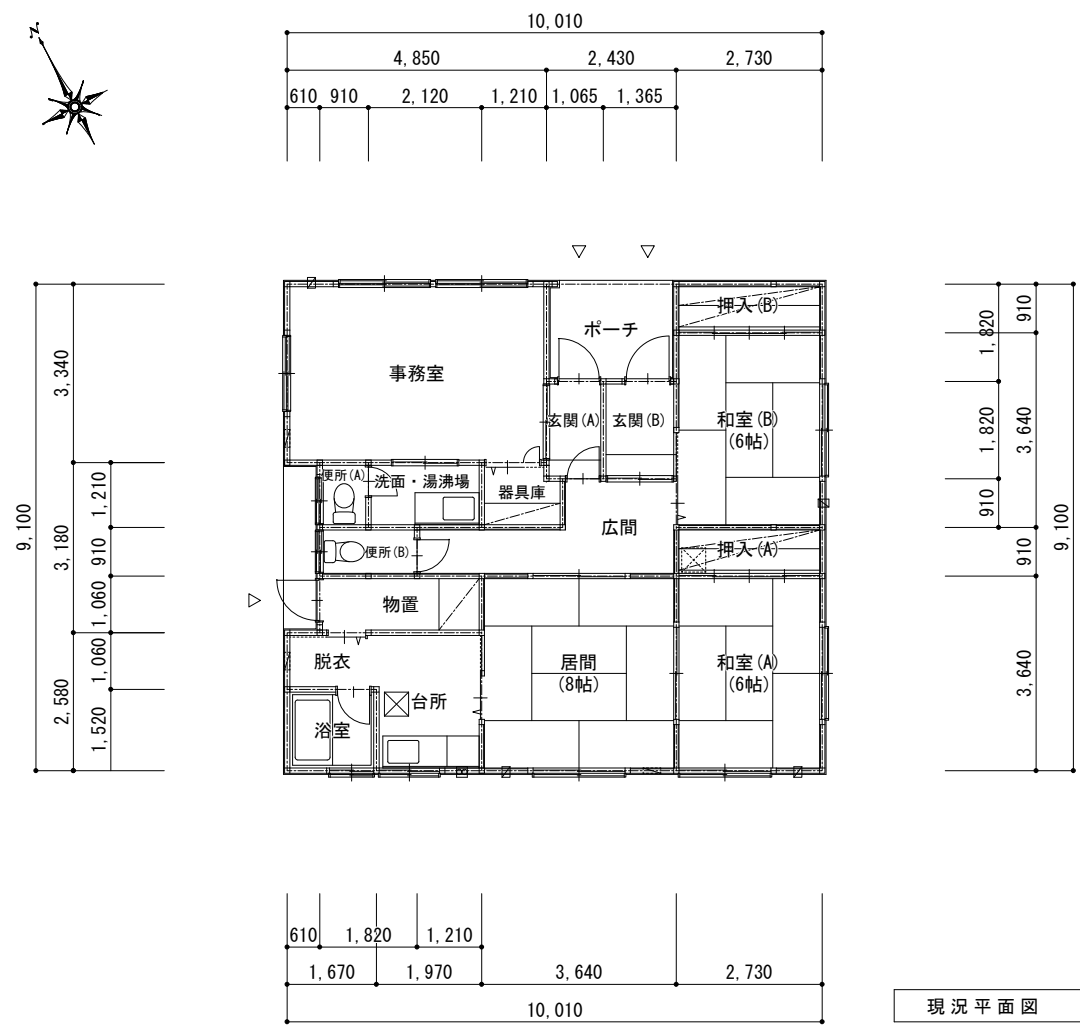
審査	審査	担当	製図
t.yamada	k.yamada	m.takeda	

工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	外構図

年月日	2022.12	図面番号	A-27
縮尺 (A2版)	1/150		

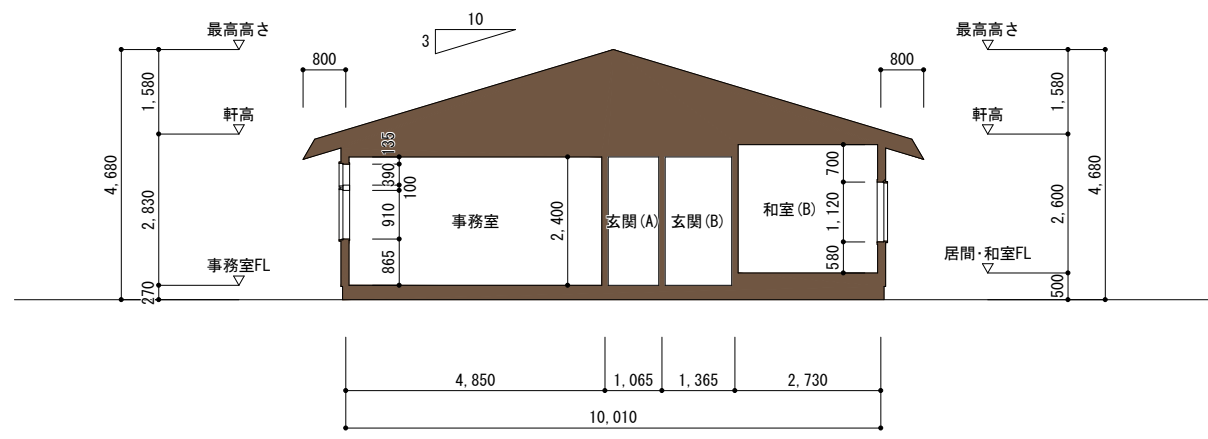


既存配置図 Scale=1/200



現況平面図 Scale=1/100

床面積 84.72㎡



断面図 Scale=1/100

内部仕上表

室名	床仕上	巾木	壁仕上	天井仕上	備考
玄関(A)	モルタル金ゴテ	7㉿ OSCL H=75	化粧合板 t4	ジブトーン t9	
事務室	化粧フローリング t13	7㉿ H=75	プリント合板 t4	ジブトーン t9	換気レジスター、メガネ石
洗面湯沸場	化粧フローリング t13	7㉿ H=75	プリント合板 t4	ジブトーン t9	流し台
器具庫	化粧フローリング t13	7㉿ H=75	プリント合板 t4	ジブトーン t9	
便所(A)	クッションフロア	7㉿ OSCL H=75	プリント合板 t4	ジブトーン t9	
玄関(B)	モルタル金ゴテ	7㉿ OSCL H=75	化粧合板 t4	ジブトーン t9	
広間	化粧フローリング t13	7㉿ OSCL H=50	プリント合板 t4	ジブトーン t9	
居間	タタミ敷	雑巾摺	石膏ボード t9、ビニールクロス	テックス(吸音板) t12	換気レジスター、メガネ石
和室(A・B)	タタミ敷	雑巾摺	プリントボード t9	プリントボード t9	換気レジスター
押入(A・B)	シナ合板 t4	雑巾摺	石膏ボード t9	石膏ボード t9	
台所	化粧フローリング t13	7㉿ OSCL H=75	石膏ボード t9、ビニールクロス	ジブトーン t9	流し台、ガス台
浴室	ユニットバス				
脱衣	化粧フローリング t13	7㉿ OSCL H=75	板張り t9、ビニールクロス	ジブトーン t9	
勝手口	モルタル金ゴテ	モルタル H=50	板貼 t12	石膏ボード t9	
便所(B)	クッションフロア	松L H=75	プリントボード t9	ジブトーン t9	

特記



審査 担当 製図
 t.yamada k.yamada m.takeda

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
 図面名 解体図(配置図・庁舎及び宿舎-1)

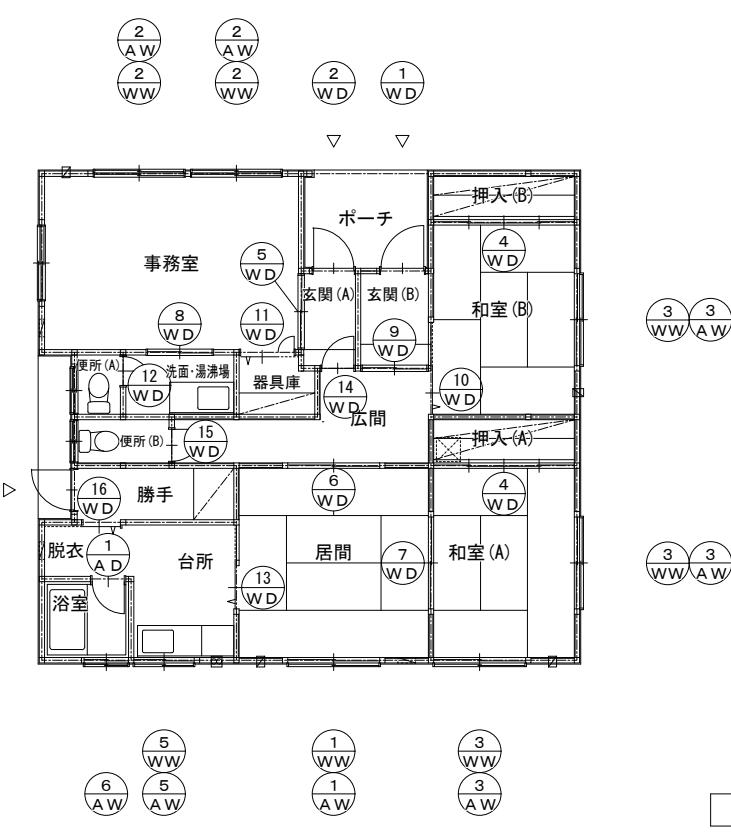
年月日 2022.12
 縮尺(A2版) 1/100・200

図面番号 A-28



外部仕上表

(A)	長尺カラー鉄板 (縦掛葺)
(B)	t=15松板縦羽目貼 (本実) OP塗
(C)	モルタル金ゴテ VP塗
(D)	フレキシブルボード VP塗
(E)	モルタル金ゴテ
(F)	腰水切 (カラー鉄板加工)
(G)	床下換気口
(H)	換気フード 200×150
(I)	破風板 (松板t=21)
(J)	事務所看板 (木板)



■ 外部建具一覧

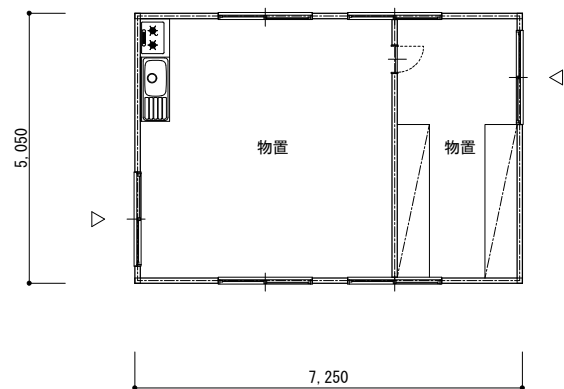
番号	形式	室名	寸法 (W×H)	ヶ所	備考
WD-1	欄間F1X付フラッシュ戸	玄関(B)	1280*2400	1	ガラス入
WD-2	欄間F1X付フラッシュ戸	玄関(A)	750*2400	1	ガラス入
WD-3	フラッシュ戸	勝手	750*1800	1	ガラス入
AW-1	アルミ引違い窓	居間	1720*1800	1	ガラス入
AW-2	アルミ引違い窓 (欄間付)	事務室	1720*1335	2	ガラス入
AW-3	アルミ引違い窓	和室(A)・(B)	1720*1200	3	ガラス入
AW-4	アルミ引違い窓 (欄間付)	事務室	1520*1335	1	ガラス入
AW-5	アルミ引違い窓	台所	1110*750	1	ガラス入
AW-6	アルミ引違い窓	浴室	850*750	1	ガラス入
AW-7	アルミ引違い窓	便所(A)・(B)	850*460	2	ガラス入

■ 内部建具一覧

番号	形式	室名	寸法 (W×H)	ヶ所	備考
AD-1	片開きドア	浴室	675*1750	1	樹脂ガラス入
WD-4	フスマ戸	押入(A)・(B)	2700*1800	2	
WD-5	欄間F1X付ガラス戸	事務室	1350*2340	1	ガラス入
WD-6	ガラス戸	居間	1700*1800	1	
WD-7	フスマ戸	和室(A)	1700*1800	1	
WD-8	欄間F1X付フラッシュ戸	洗面・湯沸場	1280*2355	1	ガラス入
WD-9	ガラス戸	玄関(B)	1280*1800	1	
WD-10	フスマ戸	和室(B)	800*1800	1	
WD-11	フラッシュ戸	器具庫	800*1790	1	
WD-12	欄間F1X付フラッシュ戸	便所(A)	540*2355	1	
WD-13	ガラス戸	台所	800*1800	1	ガラス入
WD-14	フラッシュ戸	玄関(A)	540*1800	1	ガラス入
WD-15	フラッシュ戸	便所(B)	540*1800	1	
WD-16	フラッシュ戸	勝手	675*1800	1	ガラス入
WW-1	木製引違い窓	居間	1720*1800	1	ガラス入
WW-2	木製引違い窓 (欄間付)	事務室	1720*1335	2	ガラス入
WW-3	木製引違い窓	和室(A)・(B)	1720*1200	3	ガラス入
WW-4	木製引違い窓 (欄間付)	事務室	1520*1335	1	ガラス入
WW-5	木製引違い窓	台所	1110*750	1	ガラス入
WW-6	木製引違い窓	便所(A)・(B)	850*460	2	ガラス入

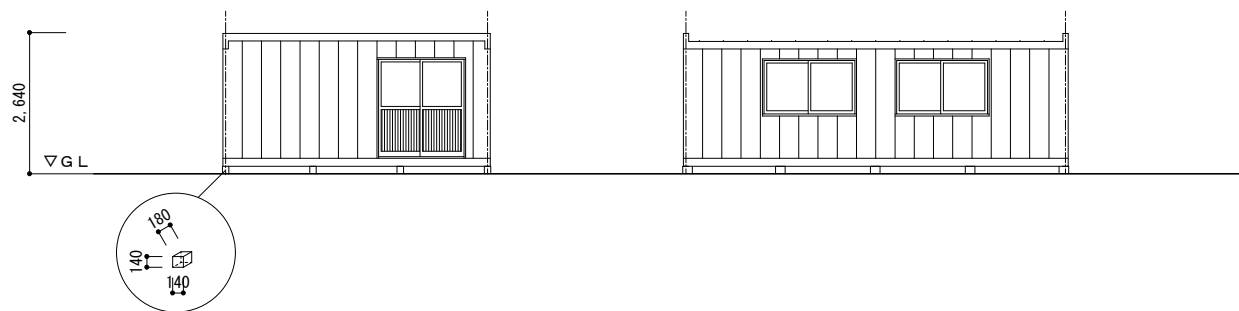
建具キープラン Scale=1/100

外部仕上表	
部位	仕上
屋根	t=0.35 長尺カラー鉄板葺
野地板	t=9 構造合板
外壁	t=15 金属サイディング
建具	アルミ製引違い窓
	アルミ製引違い戸
内部仕上表	
部位	仕上
天井	t=4 化粧合板
内壁	t=4 化粧合板
巾木	化粧巾木 H=60
床	t=12 構造合板



平面図 Scale=1/100

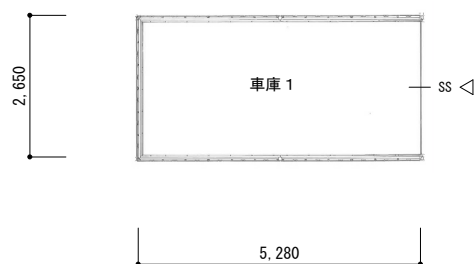
床面積：36.61㎡
軽量鉄骨造



立面図 1 Scale=1/100

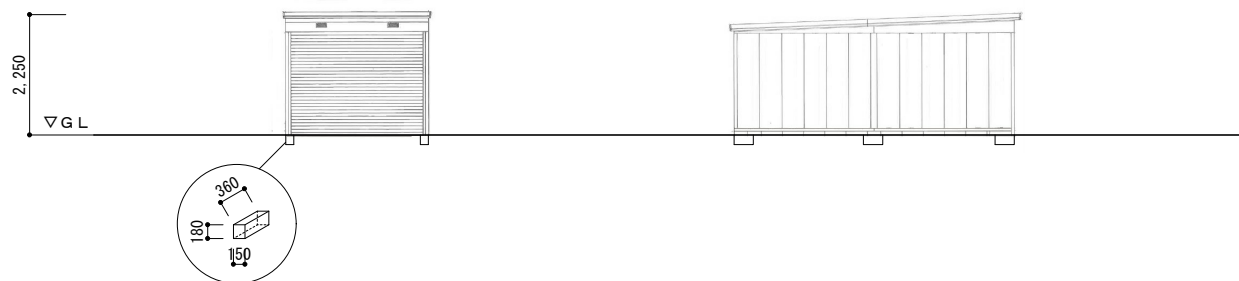
立面図 2 Scale=1/100

外部仕上表	
部位	仕上
屋根パネル	溶融亜鉛アルミニウム合金メッキ鋼板
壁パネル	溶融亜鉛メッキ鋼板
シャッター	塗装溶融亜鉛メッキ鋼板



平面図 Scale=1/100

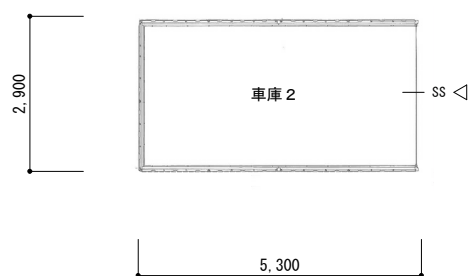
床面積：13.99㎡
軽量鉄骨造



立面図 1 Scale=1/100

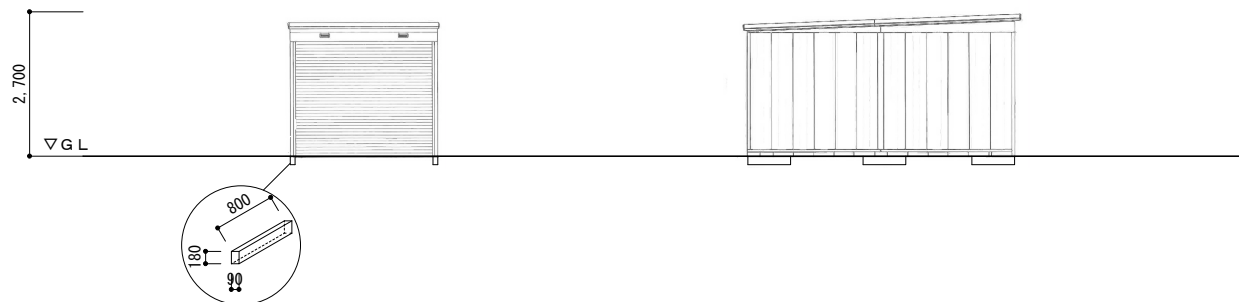
立面図 2 Scale=1/100

外部仕上表	
部位	仕上
屋根パネル	溶融亜鉛アルミニウム合金メッキ鋼板
壁パネル	溶融亜鉛メッキ鋼板
シャッター	塗装溶融亜鉛メッキ鋼板



平面図 Scale=1/100

床面積：15.37㎡
軽量鉄骨造



立面図 1 Scale=1/100

立面図 2 Scale=1/100

特記	

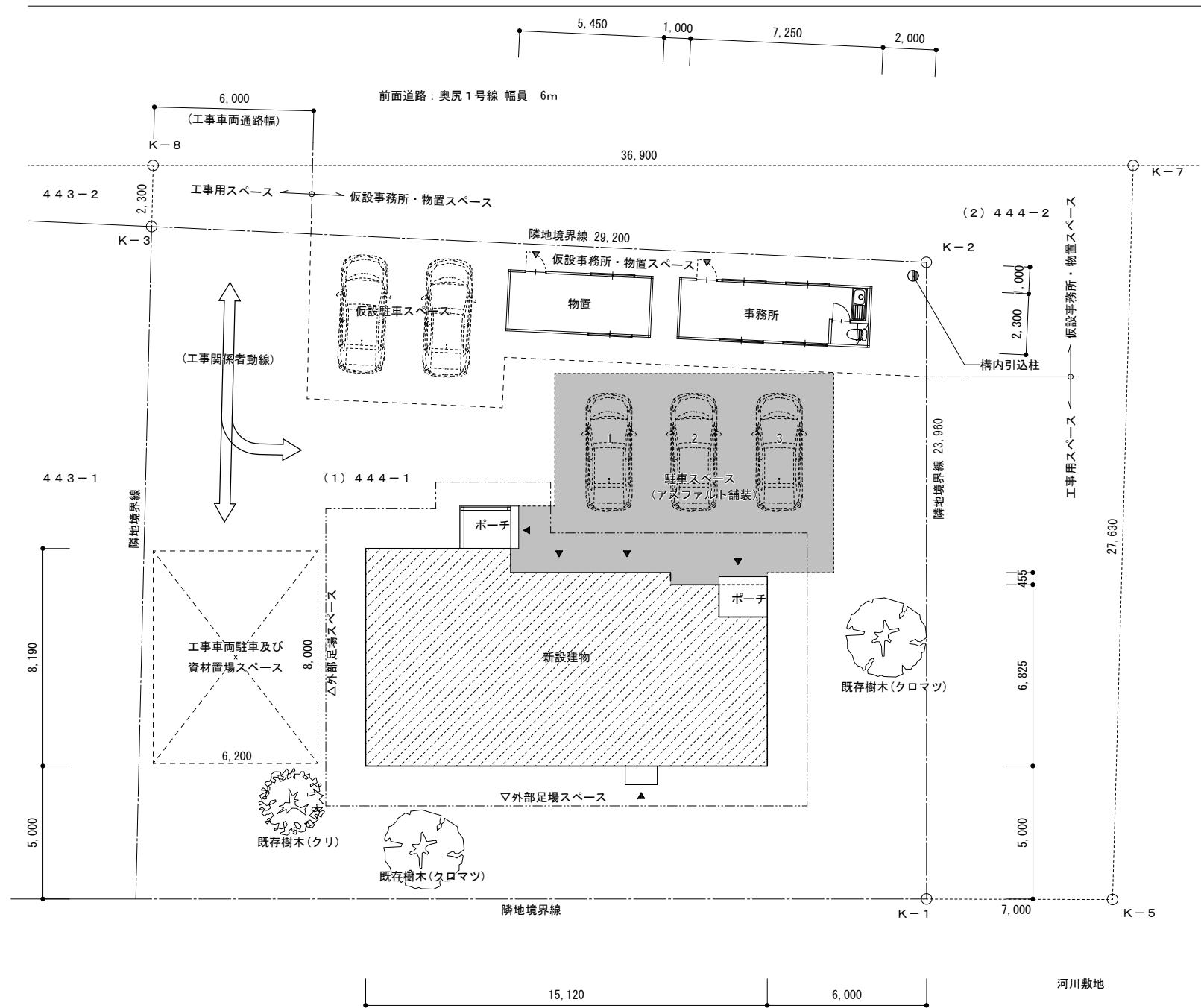
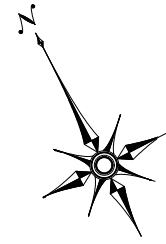
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
<i>t.yamada</i>		<i>k.yamada</i>	<i>m.takeda</i>


工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	解体図(物置・車庫1・車庫2)

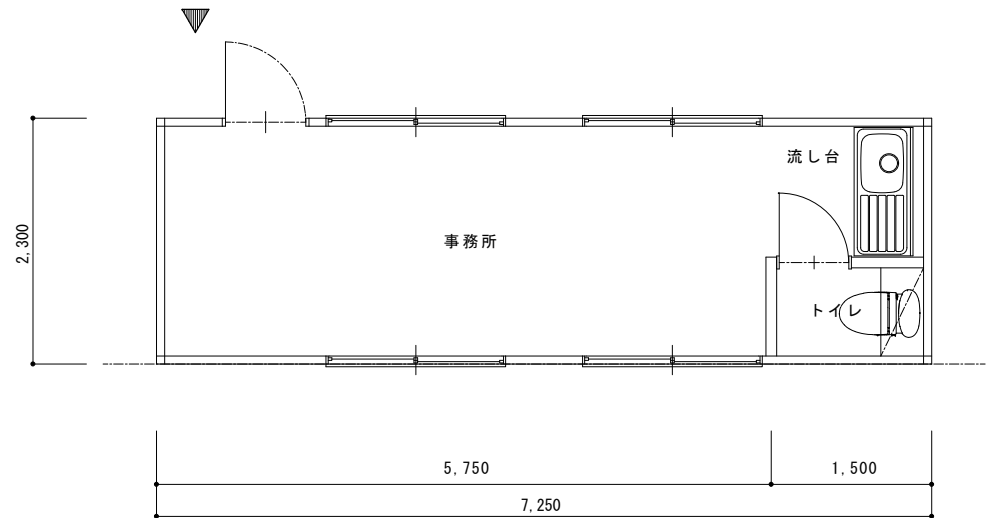
年月日	2022.12
縮尺(A2版)	1/100

図面番号	A-30
------	------

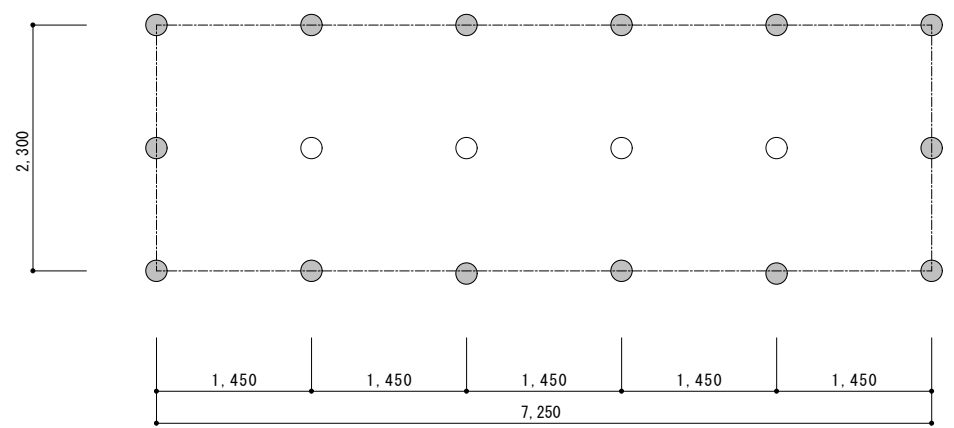


仮設事務所計画図 Scale=1/150

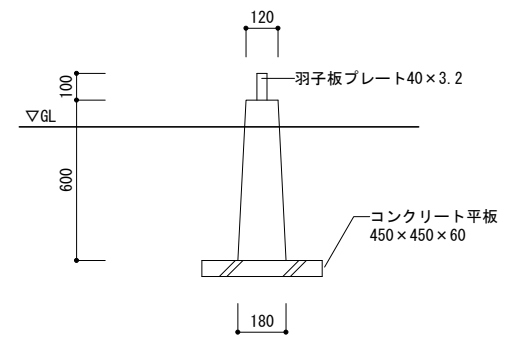
特 記		 山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>m.takeda</i>	製図 <i>m.takeda</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 A-31
			図面名 仮設計画図	縮尺 (A2版) 1/150					



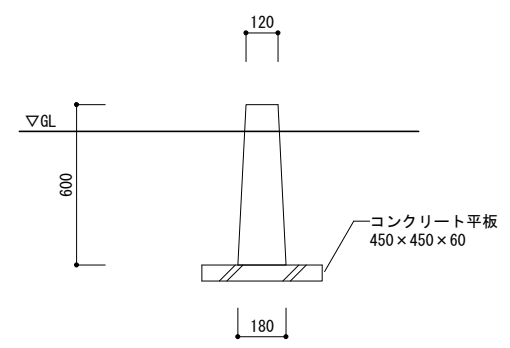
平面図 Scale=1/50



平面図 Scale=1/50
 ●・・・東石A
 ○・・・東石B



東石A Scale=1/20



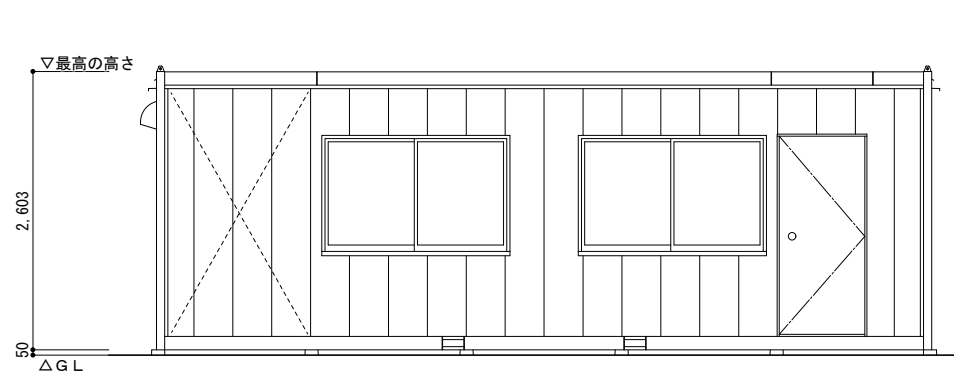
東石B Scale=1/20

■外部仕上表	
部分	材料
屋根	t=0.35 長尺カラー鉄板葺 (ページュ)
野地板	t=9 パーティクルボード
外壁	t=15 金属サイディング (ページュ)
建具	アルミ引違い窓 (ブラウン)
	アルミ製フラッシュドア (パネル: ページュ・枠: ブロンズ)
■内部仕上表	
部分	材料
天井	t=4 プリント合板 (グレー)
内壁	t=4 プリント合板 (グレー)
巾木	化粧巾木 H=60
床	t=12 塗装耐水合板 (グレー)
増設トイレ	
部分	材料
天井	そのまま
内壁	t=4 プリント合板 (両面)
巾木	松巾木 H=60
床	そのまま
建具	片開きトイレドア(既製) 650×2000
備考	流し台 (L=1,200 BL)、トイレ換気扇(機械)

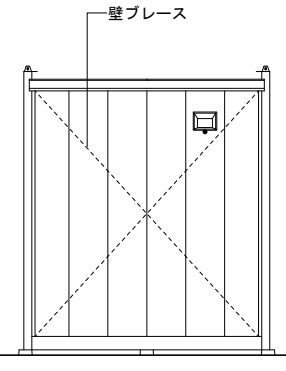
■電気設備	
	蛍光灯 (40W2灯用)・スイッチ・換気扇・換気口
	コンセント・漏電ブレーカー (2P20A)

■建築面積	7.25 × 2.30 = 16.675 m ²
-------	-------------------------------------

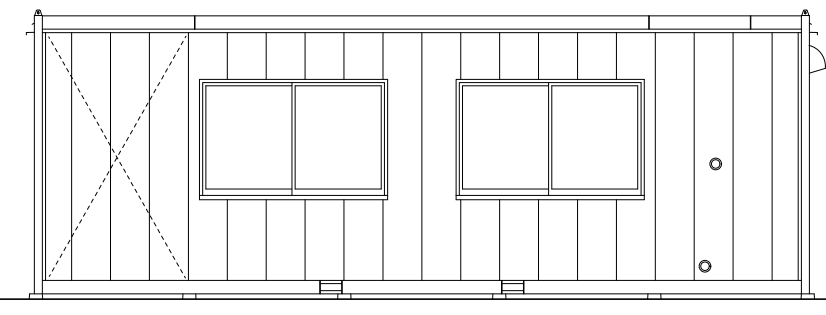
■床面積	7.25 × 2.30 = 16.675 m ²
------	-------------------------------------



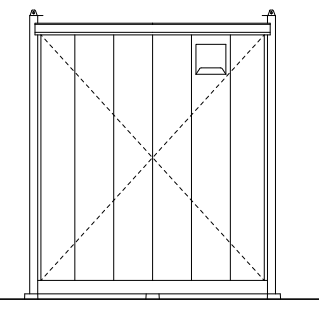
北側立面図 Scale=1/50



東側立面図 Scale=1/50



南側立面図 Scale=1/50



西側立面図 Scale=1/50

特記	

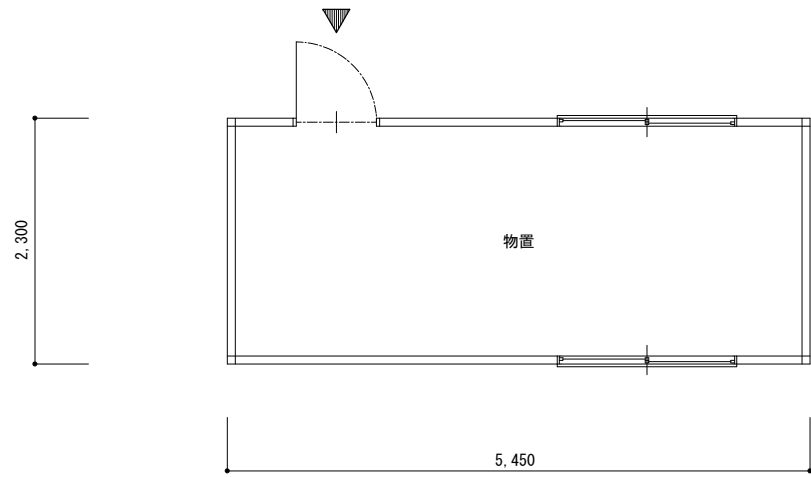
山田総合設計(株)
 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
t.yamada	k.yamada	m.takeda	

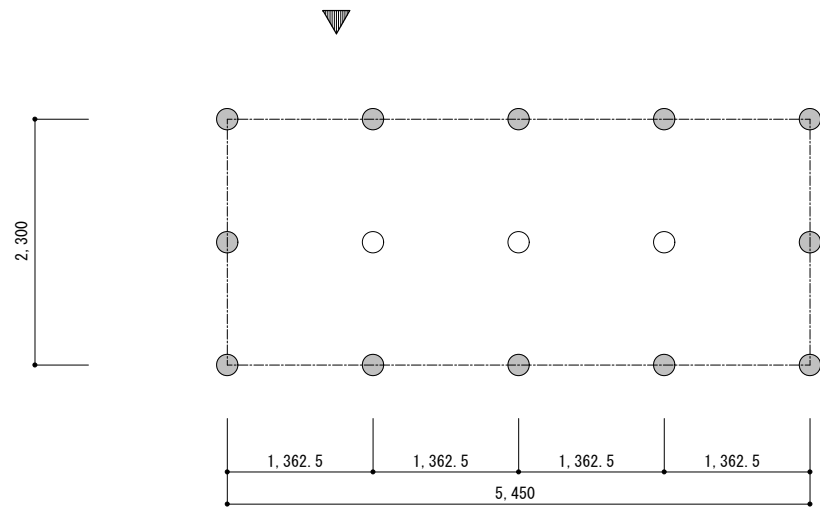
工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	仮設計画図(事務所)

年月日	2022.12
縮尺 (A2版)	1/50

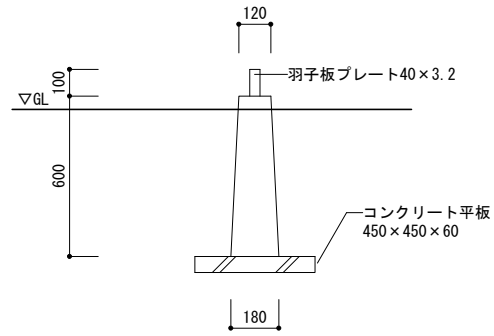
図面番号	A-32
------	------



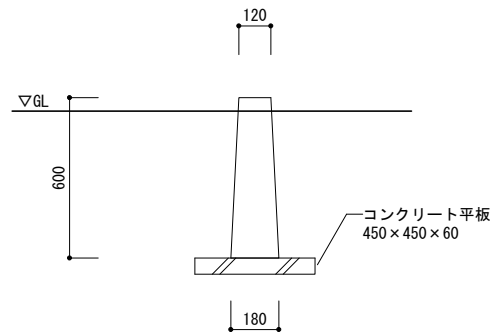
平面図 Scale=1/50



平面図 Scale=1/50
●・・・東石A
○・・・東石B



東石A Scale=1/20



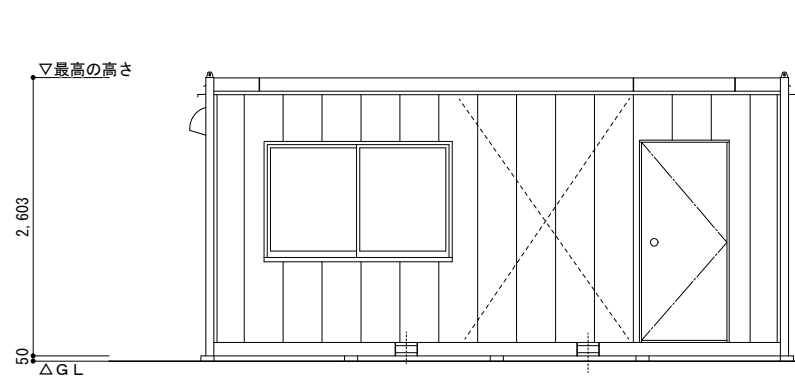
東石B Scale=1/20

■外部仕上表	
部分	材料
屋根	t=0.35 長尺カラー鉄板葺 (ベージュ)
野地板	t=9 パーティクルボード
外壁	t=15 金属サイディング (ベージュ)
建具	アルミ製引違い窓 (ブラウン)
	アルミ製フラッシュドア (パネル: ベージュ・枠: ブロンズ)
■内部仕上表	
部分	材料
天井	t=4 化粧合板 (グレー)
内壁	t=4 化粧合板 (グレー)
巾木	化粧巾木 H=60
床	t=12 塗装構造合板 (グレー)

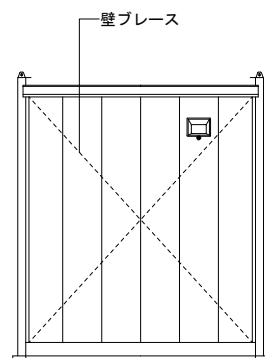
■電気設備	
	蛍光灯 (40W2灯用)・スイッチ・換気扇・換気口 コンセント・漏電ブレーカー (2P20A)

■建築面積	5.45 × 2.30 = 12.535 m ²
-------	-------------------------------------

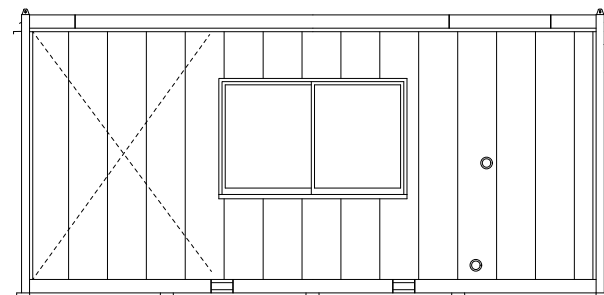
■床面積	5.45 × 2.30 = 12.535 m ²
------	-------------------------------------



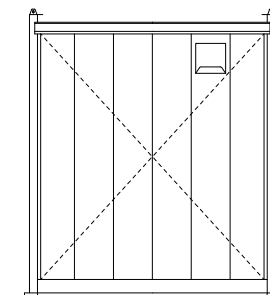
北側立面図 Scale=1/50



東側立面図 Scale=1/50



南側立面図 Scale=1/50



西側立面図 Scale=1/50

特記

山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査 審査 担当 製図
t.yamada | *k.yamada* | *m.takeda*

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名 仮設計画図(物置)

年月日 2022.12
縮尺 (A2版) 1/50

図面番号 A-33

構造設計標準仕様書

■印を適用とする。

1. 共通事項

(1) 図面および本標準仕様書に記載されていない事項は、下記の図書による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成31年版）
- 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）JASS1 一般共通事項（2002）
 - 〃 JASS3 土工事および山留め工事（2009）
 - 〃 JASS4 地業および基礎スラブ工事（2009）
 - 〃 JASS5 鉄筋コンクリート工事（2018）
- 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説（日本建築学会）（2010）

2. 建築物の構造内容

- (1) 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻444番1
 (2) 工事種別 ■新築 □増築 □増改築 □改築
 (3) 構造種別 ■木造 (W) □鉄筋コンクリート造 (RC) □鉄骨造 (S)
 (4) 階数 地上1階建
 (5) 主要用途 庁舎・宿舍・車庫・物置
 (6) 付帯工事 □有 ■無
 (7) 増築計画 □有 ■無

3. 使用構造材料

(1) コンクリート

適用箇所	種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	構造体強度補正值 S (N/mm ²)	スラブ厚 c (mm)	備考
捨コンクリート	普通	18	—	15	
基礎・床	普通	21	※	18	構造躯体

セメントの種類	コンクリート打込みから材齢28日までの 予想平均気温θの範囲 (°C)		
普通ポルトランドセメント	8 ≤ θ	0 ≤ θ < 8	
構造体強度補正值：S (N/mm ²)	3	6	

■調合管理強度＝設計基準強度＋構造体強度補正值

(2) 鉄筋

規格	径	使用箇所	継手工法	
			下記以外	重ね継手
SD295	D16以下	主筋	ガス圧接継手	
SD345	D19～D25			

4. 地盤

(1) 地盤調査資料

■有 (■敷地内 □近隣) □ボーリング調査 ■スウェーデン式サウンディング試験 □平板載荷試験 □無 (調査予定 □有 □無)

(2) 地盤調査計画 (当該建物直下において実施する)

□ボーリング調査 □スウェーデン式サウンディング試験 □平板載荷試験

(3) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合がある。

(4) ボーリング標準貫入値、土質構成

深度	土質	N値	標準貫入試験						別資料による。
			10	20	30	40	50	60	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									

5. 地業工事

(1) 直接基礎

□べた基礎 ■布基礎 □独立基礎 試験堀 □有 □無
 基礎深さ 設計GL-600

(2) 杭基礎 (既製コンクリート杭)

杭種	材料	施工法	備考
□RC □PC	□PC (□A種□B種□C種)	□打ち込み	
□PHC □摩擦杭	□PHC (□A種□B種□C種)	□埋込み(セメントミルク工法)	
□H型PC杭	□PC (□1種□2種□3種)	□プレボーリング拡大根固め	
		■油圧圧入工法	

□小径杭による地盤補強布基礎
 杭施工 □施工計画書承諾 □杭施工結果報告書
 試験杭 (□有 □無) (□打ち込み □載荷 □立会い)
 試験堀 (□有 □無)

杭径 (mm)	長期設計支持力 (KN/本)	杭の長さ (m)	組数	備考

杭心施工誤差の考慮 □有 (許容値 100mm) □無
 ※杭心施工誤差について、監理者 (構造設計者) の確認を受ける。

(3) 捨コンクリート、地業

■基礎地業 切込砂利 t=150 (0~40) + 捨コンクリート t=50
 ■土に接する床版下地業 切込砂利 t=150 (0~40)

6. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

- コンクリートはJIS認定工場の製品とし、施工に関してはJASS5による。
- セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントとする。
- 水セメント比は65%以下とする。また、単位水量は185kg/m³以下、空気量は4.5%、単位セメント量は270kg/m³以上とする。
- 調査計画は、工事開始前に工事監理者の承諾を得ること。
- 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける場合に、調査、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承諾を得ること。
- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を1回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管する。測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。

- 構体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体 (JASS5-603) は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み区ごとに、打ち込み日ごとにする。また、打ち込み量が150m³を超える場合は150m³ごとまたは、その端数ごとに1回を基準とする。1回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は特別指示のなき場合は、1回当たり6本以上とし、そのうち4週用に3本を用意する。
- 1回の試験の供試体数は、調合管理強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢28日圧縮強度推定用、型枠取り外し時期決定用、構造体コンクリートの材齢28を超え91日以内の圧縮強度推定用その他必要に応じて、それぞれ3個とする。1回に採取する供試体は、適切な間隔をあげた運搬車から3度に分けて試料を採取し、必要な数の供試体を作製する。但し、調合管理強度の管理試験用は、1台の運搬車の試料から3個の供試体を作製する。標準養生の場合は、20±2°Cの水中養生とする。また、工事現場における養生は水中養生または封かん養生とする。
- ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25°C未満の場合は150分、25°C以上の場合は120分以内とする。
- コンクリートの打込み及び締固め方法についてはJASS5 (2018) 7節7.5、7.6による。
- コンクリートの打継処理はJASS5 (2018) 7節7.3による。
- コンクリートの養生についてはJASS5 (2018) 8節による。

(2) 鉄筋

- 鉄筋は、JIS G3112の規格品を標準とする。施工はJASS5による。
 - 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋基準図」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図」による。
 - 継手をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
 - ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと (200箇所を超えるときは、200箇所ごと) に1回行い、1回試験は5本以上とする。
- 外観検査 ■有 □無 引張試験 □有 ■無 超音波探傷試験 ■有 (全面所) □無
 柱の帯筋 (HOPP) の加工方法は、■H型 (タガ型) □W型 (溶接型) □S型 (スパイラル型) とする。

・重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L1 (フックなし)
SD295	18	45d
	21	40d
	24 27	35d
	30 33 36	35d

・定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F _c (N/mm ²)	フックなし			
		L1	L2	L3	
				小梁	ｽﾗﾌﾞ
SD295	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm以上
	21	40d	35d		
	24 27	35d	30d		
	30 33 36	35d	30d		

※L1は、L2以外の箇所。L2は、割裂破壊のおそれのない箇所

(3) 型枠

■材料 合板厚12mmを標準とする。 ■施工はJASS5による。

■型枠存置期間

種類 部位	せき板				支柱		
	基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、はり下		スラブ下		はり下
セメントの種類 存置期間 平均気温の温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	早強、普通ポルトランドセメント
		高炉セメントA種		高炉セメントA種		高炉セメントA種	高炉セメントA種
		シリカセメントA種		シリカセメントA種		シリカセメントA種	シリカセメントA種
コンクリート 令り(日) ト	15°C以上	2	3	4	6	8	17
	5°C~15°C	3	5	6	10	12	25
	5°C未満	5	8	10	16	15	28
コンクリートの圧縮強度	5 N/mm ²		設計基準強度の50%		設計基準強度の100%		

- 注) 1 片持ばり、庇、スパン9m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
 注) 2 大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
 注) 3 支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
 注) 4 盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
 注) 5 支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
 注) 6 上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。
- コンクリート打放し仕上げ
 打放し仕上げの種類別 □A種 ■B種 □C種
 注) 打放し仕上げ部位は、建築意匠図面による。

7. 設備関係

- 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は工事監理者の承諾を得ること。
- 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承諾を得ること。
- 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

8. 令第129条の2の4の事項

建築物に設ける建築設備にあって、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。

- 建築設備 (昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
 - 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの (以下「屋上水槽等」という。) は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造物は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
 - 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備 (※給湯設備を除く。) は、
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分貫通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可換継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
 - 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあつては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
 - 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
- 満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。
- ※「給湯設備」：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの。

特記	

山田総合設計(株)

一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>	<i>kyamada</i>

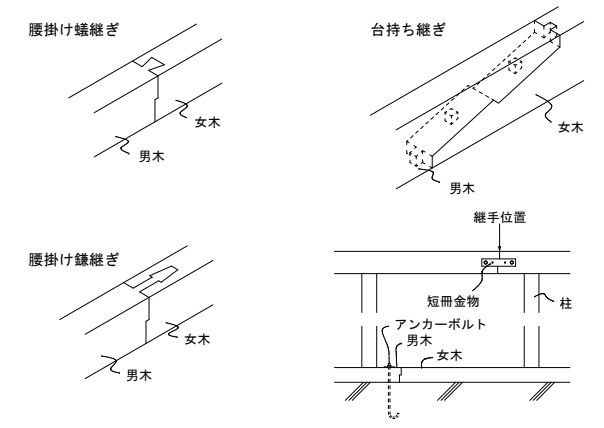
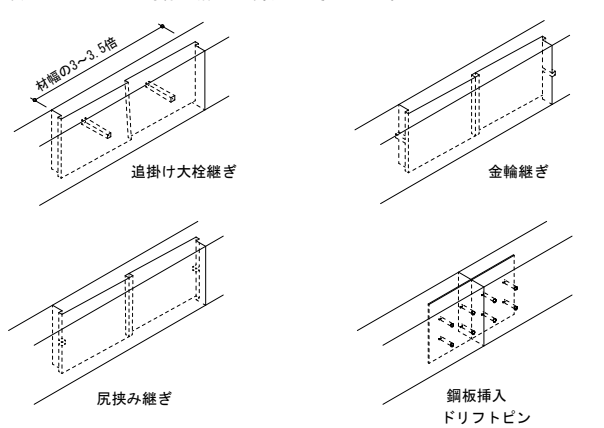
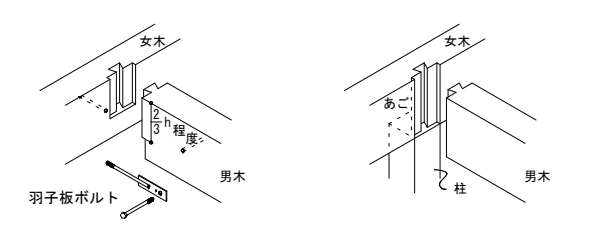
工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日	2022.12	図面番号	S-01
図面名	構造設計標準仕様書	縮尺	No Scale		

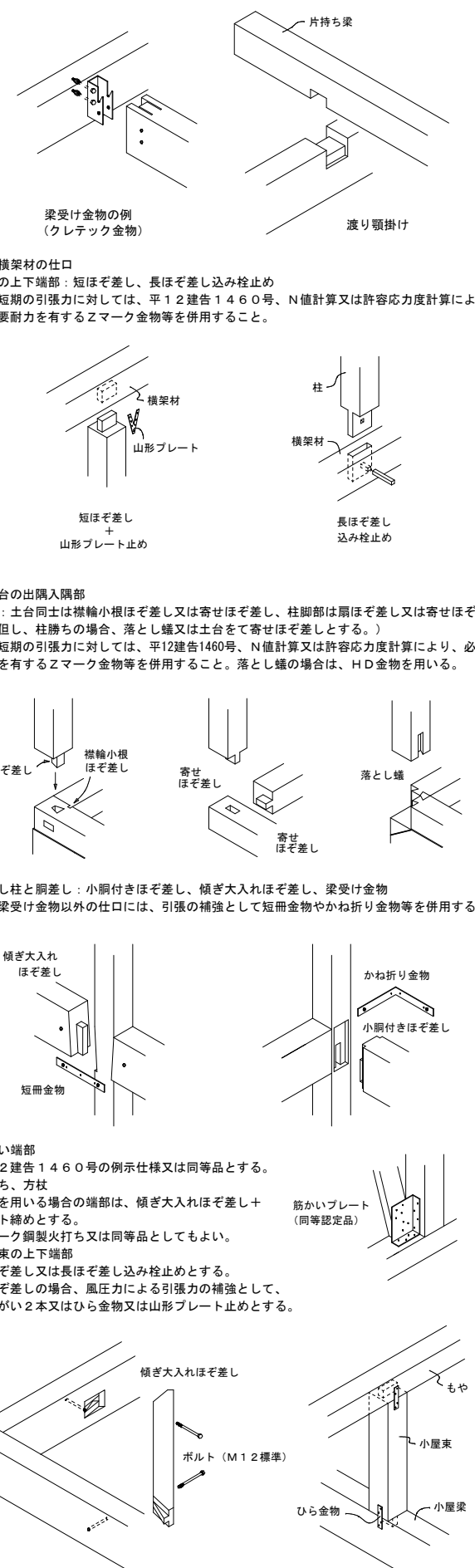
木質工事特記仕様書（2）

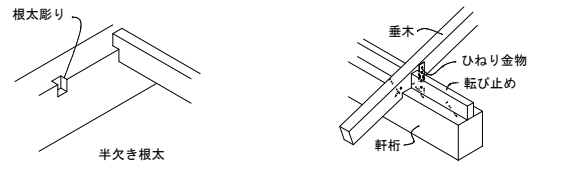
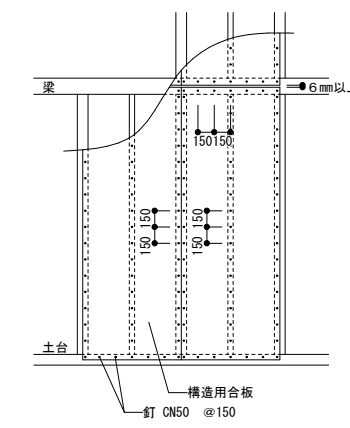
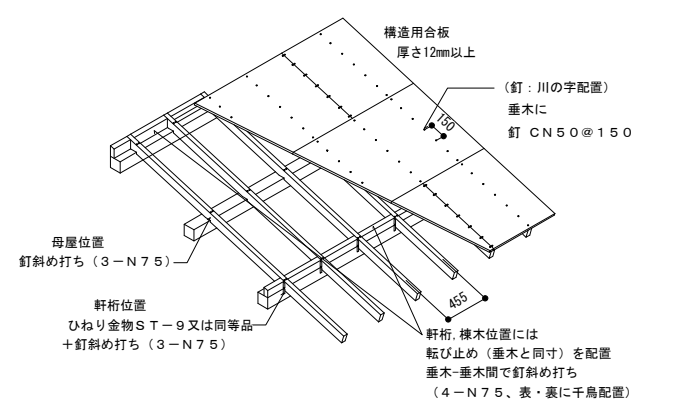
6. 運搬・建て方

- (1) 輸送計画
製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
□ 輸送計画書の提出
- (2) 集積・保管
集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥による割れが発生するため避ける。
□ 集積場の確認
- (3) 建方計画
□ 建方計画書の提出
アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕分け、地組み、足場計画、建方、養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。
- (4) 施工時の安全性
建方作業中および作業後、横架材上に諸材料または機械などの重量物を積載する場合、あるいは柱に大きな引張力を与えるなどの場合は監理者の承諾を受ける。
また、強風などによる諸外力に対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
□ 施工時の安全性に対する検討書の提出 □ 施工時荷重条件の通知
- (5) アンカーボルトの施工
・芯出しは、型板を用いて基準墨に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
・アンカーボルトは鉄筋等を用いて組立て、適切な補助材で固定しコンクリートの打ち込みを行う。
・アンカーボルトはダブルナットとする。 ■適用除外
・土台の穴あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。
・通り芯からの誤差： ■±3mm以下 □
- (6) 建方精度
・建方の精度基準は下記による。
■建物の倒れ： ■ $e \leq H / 2500 + 10\text{mm}$ かつ $e \leq 50\text{mm}$
□
■梁の水平度： ■ $e \leq L / 700 + 5\text{mm}$ かつ $e \leq 15\text{mm}$
(節点間のレベル差) □
□建物のわん曲： ■ $e \leq L / 2500\text{mm}$ かつ $e \leq 25\text{mm}$
□
■柱据え付け面の高さ及び位置
柱据え付け面の基準高さからの誤差： ■ ±3mm以下
通り芯からの誤差： ■ ±3mm以下
階高： □ $-5\text{mm} \leq \Delta H \leq +5\text{mm}$
- ・建方精度に不具合が発生した場合は、速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
- (7) 施工状況の検査
・アンカーボルト施工時の立会い検査
■ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 □ アンカーボルト径、間隔
■ 施工者自主検査記録の提出
- ・地組み時の立会い検査
□ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 □ 材料の加工寸法検査
□ 施工者自主検査記録の提出
- ・建方時の立会い検査
■ 目視による精度確認 □ 計測機器による精度確認 □ 材料の加工寸法検査
■ 施工者自主検査記録の提出
- ・建方後の施工状況の検査
□ 防腐・防蟻処理 □ 材料の加工寸法検査 ■ ファスナーの施工状況
■ 接合金物の施工状況 □ その他
□ 施工者自主検査記録の提出
- ・最終確認
工事中に発生するボルトの緩み、ファスナーおよび接合金物に影響する材の割れ、接着面のはがれ等に注意を払い、不具合が発生した場合は是正する。
補強の必要がある場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
■ 施工者自主検査記録の提出

7. 軸組構法接合部の標準仕様

- (1) 横架材同士の継手
1. 曲げ応力や引張力を負担しない継手：腰掛け蟻継ぎ、腰掛け鎌継ぎ
・せん断力が大きい場合は台持ち継ぎとする。
・長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
・逆せん断と引張の補強として短冊金物等を併用すること。
・柱からの持ち出し位置は、連続梁の長期荷重の反曲点付近とする。
- 
2. 曲げ応力や引張力を負担する継手：追掛け大柱継ぎ、金輪継ぎ、鋼板挿入ドリフトピン接合
・伝達できるMやTは母材全断面の2割以下と考えること。
- 
- (2) 柱の継手
・伝達できるMやTは母材全断面の2割以下と考えること。
・やむを得ず柱の継ぎ手を設ける場合は、曲げと軸力による複合応力の検定を行い安全性を確認する。
- (3) 横架材どうしの仕口
1. せん断力が母材全断面の3割以下の仕口：（大入れ）蟻掛け
・長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。
・逆せん断と引張の補強として羽子板ボルト等を併用する。
・男木の梁せいが女木の2/3以下の場合は、仕口直下に柱がある場合には、大入れとしてもよいが、そうでない場合は男木のせいの2/3程度の頭をかける。
- 
2. せん断力が母材全断面の3割を超える仕口：梁受け金物
・既製品の場合は金物メーカーの許容せん断耐力の値を用い、特注品の場合は構造計算で許容せん断耐力を算出して安全性を確認すること。
3. 一方を片持ち梁とする場合：レベル差を設け渡り腰掛け
・逆せん断の補強として羽子板ボルト等を併用すること。

- 
- (4) 柱と横架材の仕口
1. 柱の上下端部：短ほぞ差し、長ほぞ差し込み止め
・短期の引張力に対しては、平12建方1460号、N値計算又は許容応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。
2. 土台の出隅入隅部
・土台同士は榫輪小根ほぞ差し又は寄せほぞ差し、柱脚部は扇ほぞ差し又は寄せほぞ差し（但し、柱勝ちの場合、落とし蟻又は土台を寄せほぞ差しとする。）
・短期の引張力に対しては、平12建方1460号、N値計算又は許容応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。落とし蟻の場合は、HD金物を用いる。
3. 通し柱と扇差し：小筋付きほぞ差し、傾ぎ大入れほぞ差し、梁受け金物
・梁受け金物以外の仕口には、引張の補強として短冊金物やかね折り金物等を併用すること。
- (5) 筋かい端部
・平12建方1460号の例示仕様又は同等品とする。
- (6) 火打ち、方杖
・角材を用いる場合は端部は、傾ぎ大入れほぞ差し+ボルト締めとする。
・Zマーク鋼製火打ち又は同等品としてもよい。
- (7) 小屋束の上下端部
・短ほぞ差し又は長ほぞ差し込み止めとする。
・短ほぞ差しの場合、風圧力による引張力の補強として、かすがい2本又はひら金物又は山形プレート止めとする。

- (8) 根太、挿木と横架材
・落とし込み根太：横架材に大入れ or 根太掛け+斜め釘
・半欠き根太：横架材に大入れ腰掛け+斜め釘
・転ばし根太：根太が直角断面の場合、横架材に脳天釘止め
根太が縦長角断面の場合、斜め釘2本+転び止め
・挿木：横架材に挿木道（たるきみち）を掘り、転ばし根太と同様に止める。
・風の負圧の補強：許容応力度計算により必要耐力を有するひねり金物等を取り付ける。
- 
- (9) 間柱と横架材
・上下横架材に深さ3mm程度大入れ+斜め釘上部ほぞ差し、下部突き付け+斜め釘
- (10) 面材耐力壁
1. 大壁造の場合
- 
2. 屋根水平構面 屋根仕様
- 

継手及び仕口の納まり [建築基準法施行令第47条]				大壁 [告示第1100号]	
横架材の継手 (腰掛けあり継ぎ) (腰掛けかま継ぎ) 	土台の隅の仕口 (大入れ小入れほぞ差し 割くさび締め) (片あり掛け) 	土台の仕口 (大入れあり掛け) 	柱と土台の仕口 (落としあり) (扇ほぞ差し) (長ほぞ差し + 込み栓打ち) (短ほぞ差し) 	構造用面材との取合い 	
火打土台の仕口 (かたぎ大入れN90釘2本打ち) 	胴差の仕口 (追掛大栓継ぎ) 	梁の仕口 (大入れあり掛け) 			
根太の継手 (突付け釘打ち) 			垂木と横架材の仕口 (垂木当たり欠き寄せ継ぎ) 	桁筋かい・振れ止め 	
火打梁の取合い (木製火打梁) (鋼製火打梁) 		小屋梁と軒桁との仕口 (大入れあり掛け) 			

構造用面材の種類	厚み	釘の種類	外周釘間隔P1	内部釘間隔P2
構造用合板	9.0mm	N50	150mm	150mm
パーティクルボード		N50	150mm	150mm
構造用パネル		N50	150mm	150mm
ハードボード		N50	150mm	150mm
硬質木片セメント板		N50	150mm	150mm
構造用石膏ボードA種		GNF40またはGNC40	150mm	150mm
構造用石膏ボードB種		GNF40またはGNC40	150mm	150mm
ラスシート		N38	150mm	150mm
シーシングボード		N40	100mm	200mm
石膏ボード		GNF40またはGNC40	150mm	150mm

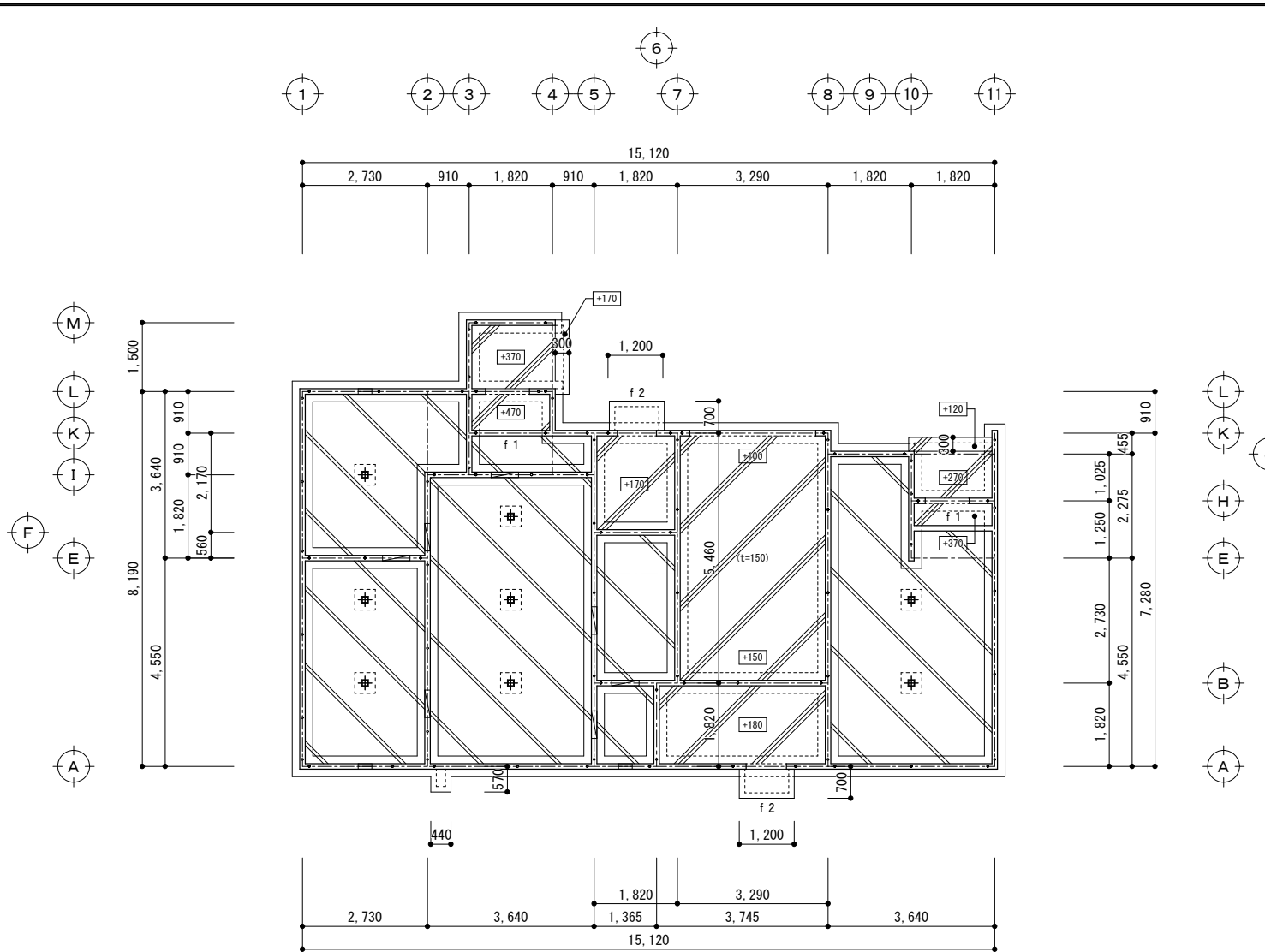
注) パーティクルボード・構造用パネル・ハードボードの突合せの間隔は、胴差以外の部分で2~3mmあける

各部位と接合金物との取合い [告示第1460号]				筋かい端部の取合い [施行令第46条第4項]			
引き寄せ金物と各部の取合い		筋かいたすき掛け部分の取合い		■ 15mm以上×90mm以上 (口)	■ 30mm以上×90mm以上 (ハ)	■ 45mm以上×90mm以上 (ニ)	■ 90mm以上×90mm以上 (ホ)
筋かいプレートと引き寄せ金物の納まり		筋かいたすき断面30×90mm、45×90mmの納まり					

柱端部と接合金物との納まり [告示第1460号]

	(い) 短ほぞ差し	(い) かすがい打ち	(ろ) 長ほぞ差し込み栓打ち	(ろ) かど金物 CP-L	(ろ)・(は) かど金物 CP-T	(ろ)・(は) 山形プレート VP	(ろ)・(は) 山形プレート VP2	(に) 羽子板ボルト SB-F2(E)、羽子板パイプ SP-E2	(に) 短ざく金物 S (スクリュー釘なし)
柱頭									
上下階									
柱脚									
	(ほ) 羽子板ボルト SB-F(E)、羽子板パイプ SP-E	(ほ) 短ざく金物 S (スクリュー釘あり)	(へ) 引き寄せ金物 S-HD10	(と) 引き寄せ金物 S-HD15	(ち) 引き寄せ金物 S-HD20	(り) 引き寄せ金物 S-HD25	(ぬ) 引き寄せ金物 S-HD15×2	※ホールダウン金物設置要領	
柱頭									
上下階									
柱脚								<p>※ホールダウン金物用アンカーボルトと一般のアンカーボルトは兼用出来ない。</p>	

特記

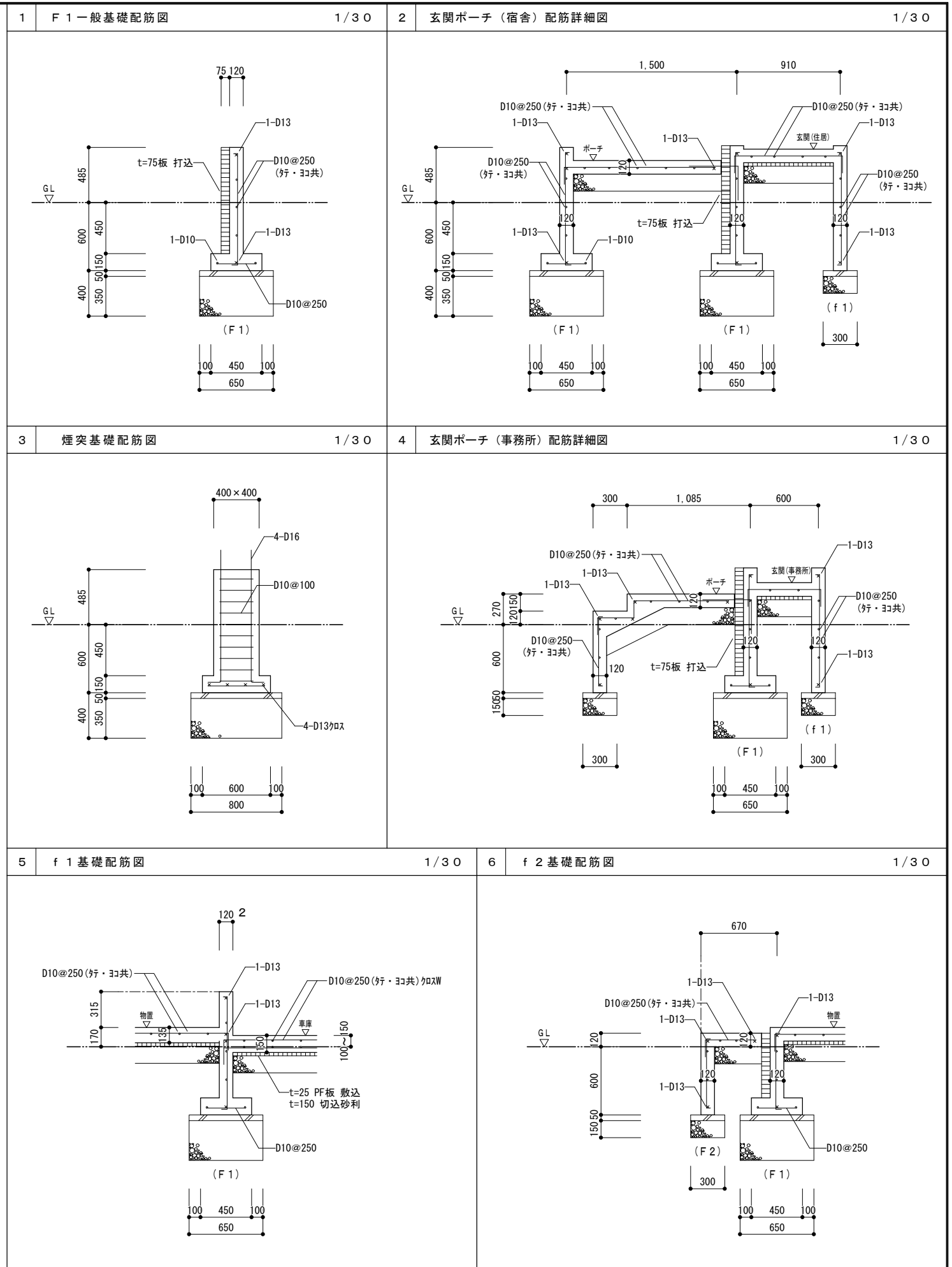


基礎伏図 Scale=1/100

【特記事項】

- 特記なき基礎は全てF1とする。
- 特記なき基礎天端は設計GL+490とする。
- 特記なき基礎底盤は設計GL-600とする。
- コンクリート …… Fc-21N/mm²、スランプ=18cm
- 捨てコンクリート …… Fc-18N/mm²、スランプ=15cm
- 鉄筋 …… D10、D13 (SD295A)

- *** 設計GLからの高さを示す。
- 土間コンクリート部分を示す。(特記なき土間コンクリートはt=135とする。)
- 床下防湿コンクリート部分を示す。(t50+t0.15 ポリエチレンフィルム)
- コンクリート束石(プレート付、L=600)、コンクリート平板(450×450×60)
- 床下換気口金物 300×150 (断熱タイプ、ステンレス防虫金網付)
- 床下人通路 600×400
- アンカー-BOLT φ12 L=400@1820以下



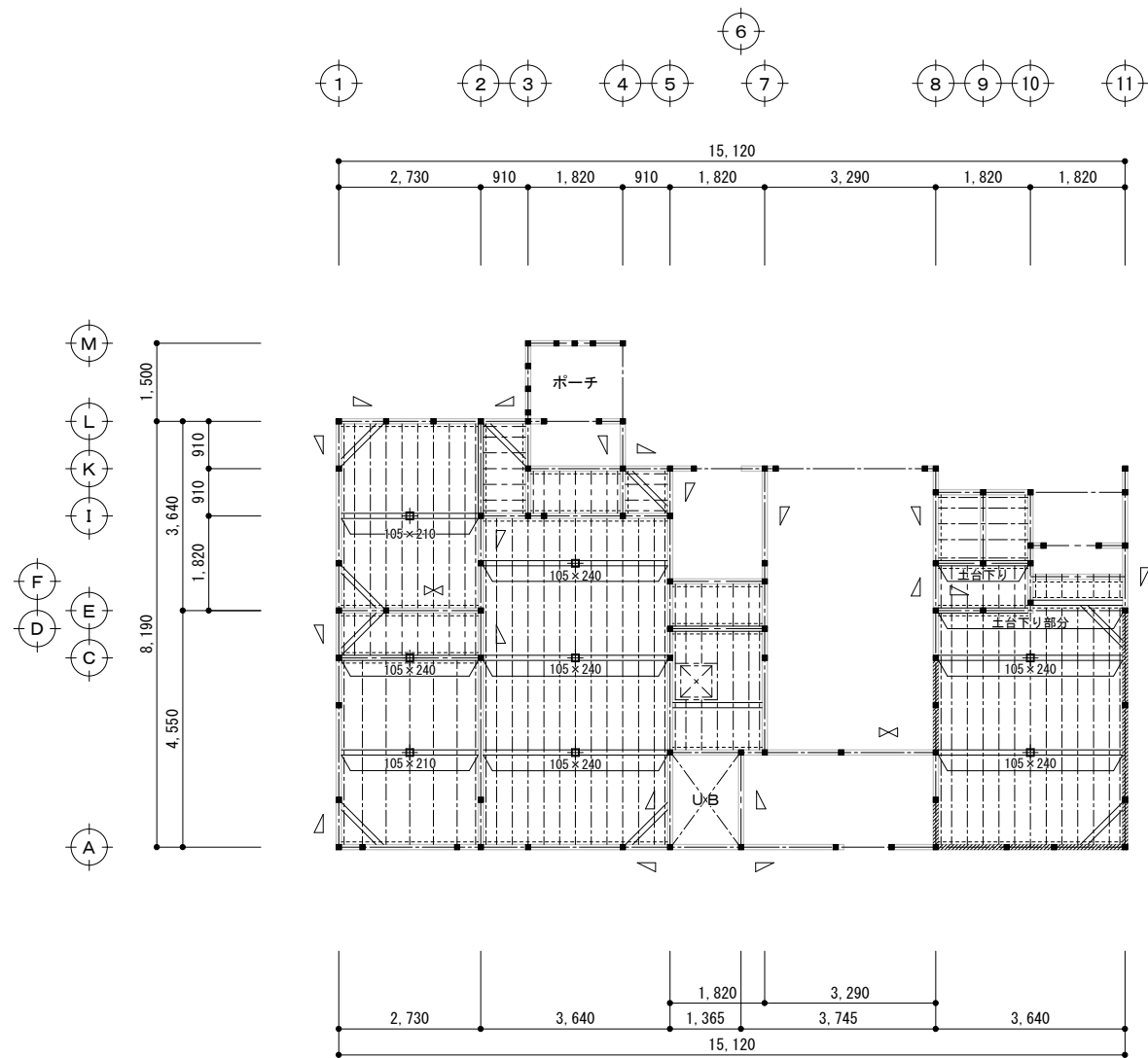
特記	

山田総合設計(株)
 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

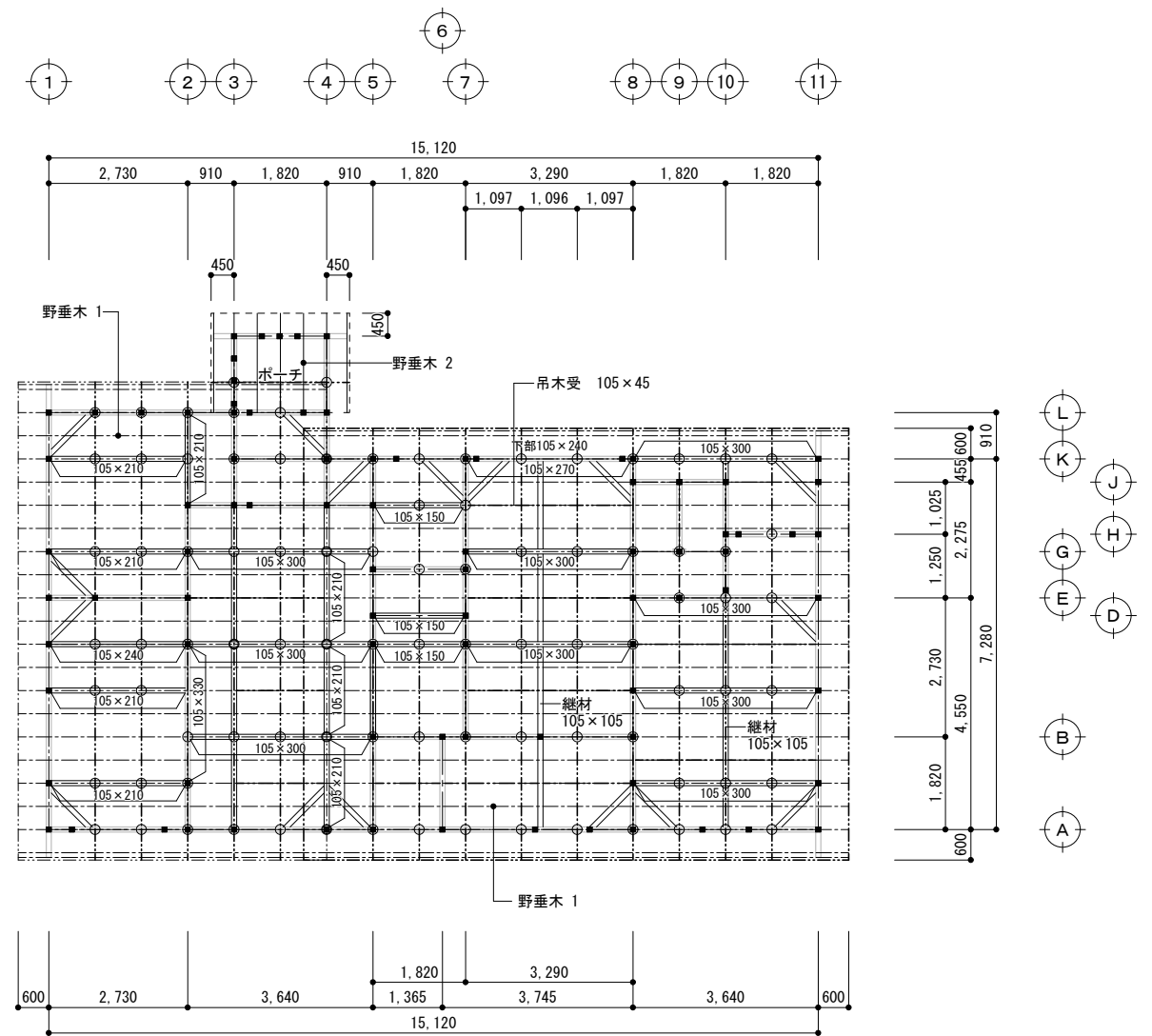
審査 審査 担当 製図
 t.yamada k.yamada m.takeda

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
 図面名 基礎伏図・配筋詳細図

年月日 2022.12
 縮尺(A2版) 1/100・1/30
 図面番号 S-06



床伏図 Scale=1/100



梁・小屋伏図 Scale=1/100

■凡例(床伏図部材リスト)

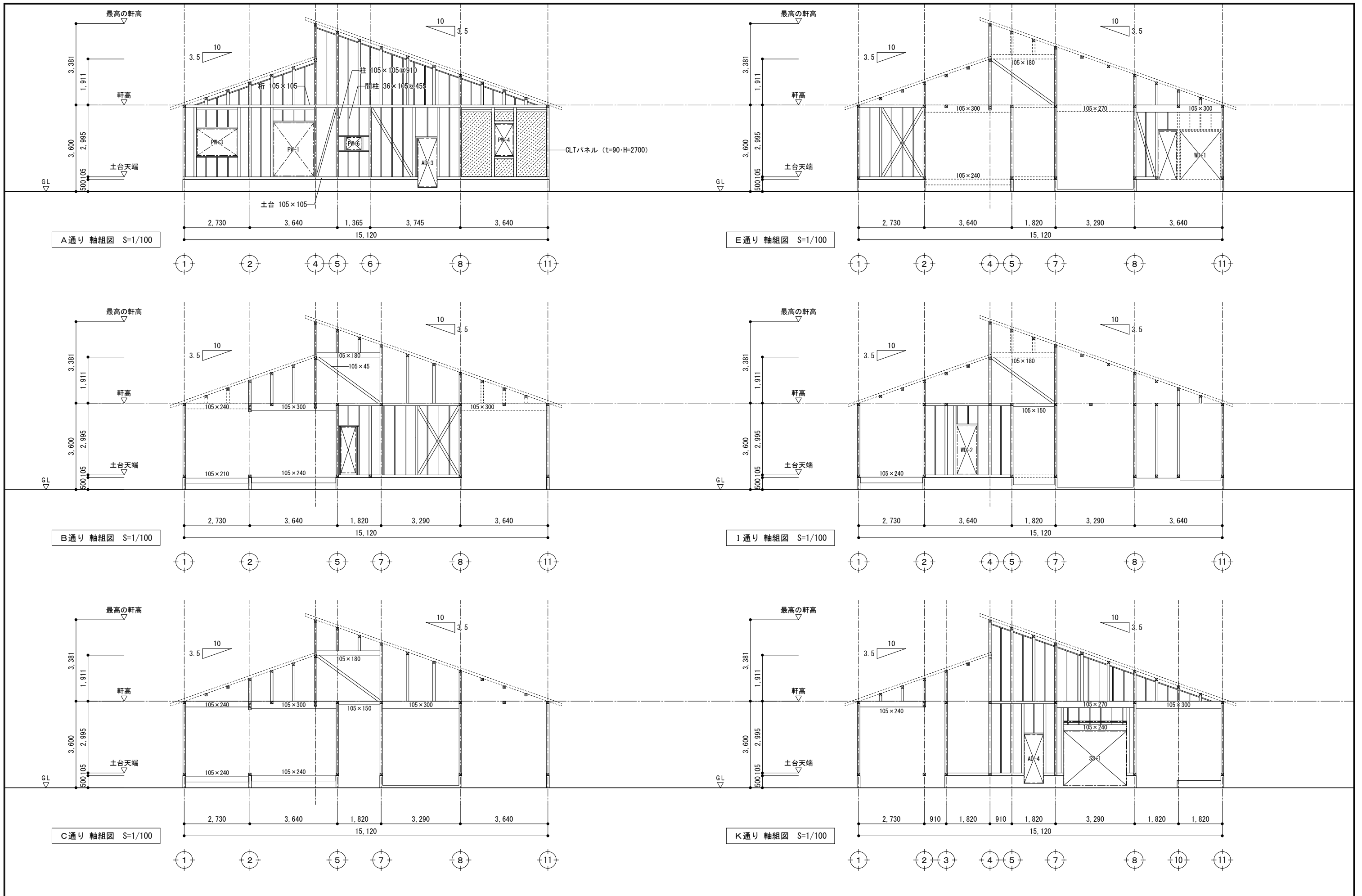
名称	記号	部材寸法	備考
柱	■	105 × 105	※ポーチ化粧柱(道南杉)120 × 120(2級)
間柱		36 × 105@455	
土台	≡	105 × 105(から松葉液注入剤)	A, BOLT~M12(L=400)@1,800以内
床梁・大引	※	特記なき場合は 105 × ***	大引受け金物
火打土台	∟	105 × 45	
根太	----	45 × 105@303(和室:45 × 105@455)	
根太掛	45 × 105	
床束	⊕	105 × 105	コンクリート束石(プレート付、L=600)
筋交い	△	30 × 105	PL-2.3~筋違いプレート
	◇	30 × 105(両面)	PL-2.3~筋違いプレート
CLT	////	CLTパネル(壁用t=90、H=2,700)	留金物
	⊠		床下点検口を示す。(600角)

※ GLより+1,000までを防腐剤塗布とする(オスモグリーン)
 ※ 土台は、全てカラ松防腐土台とする。

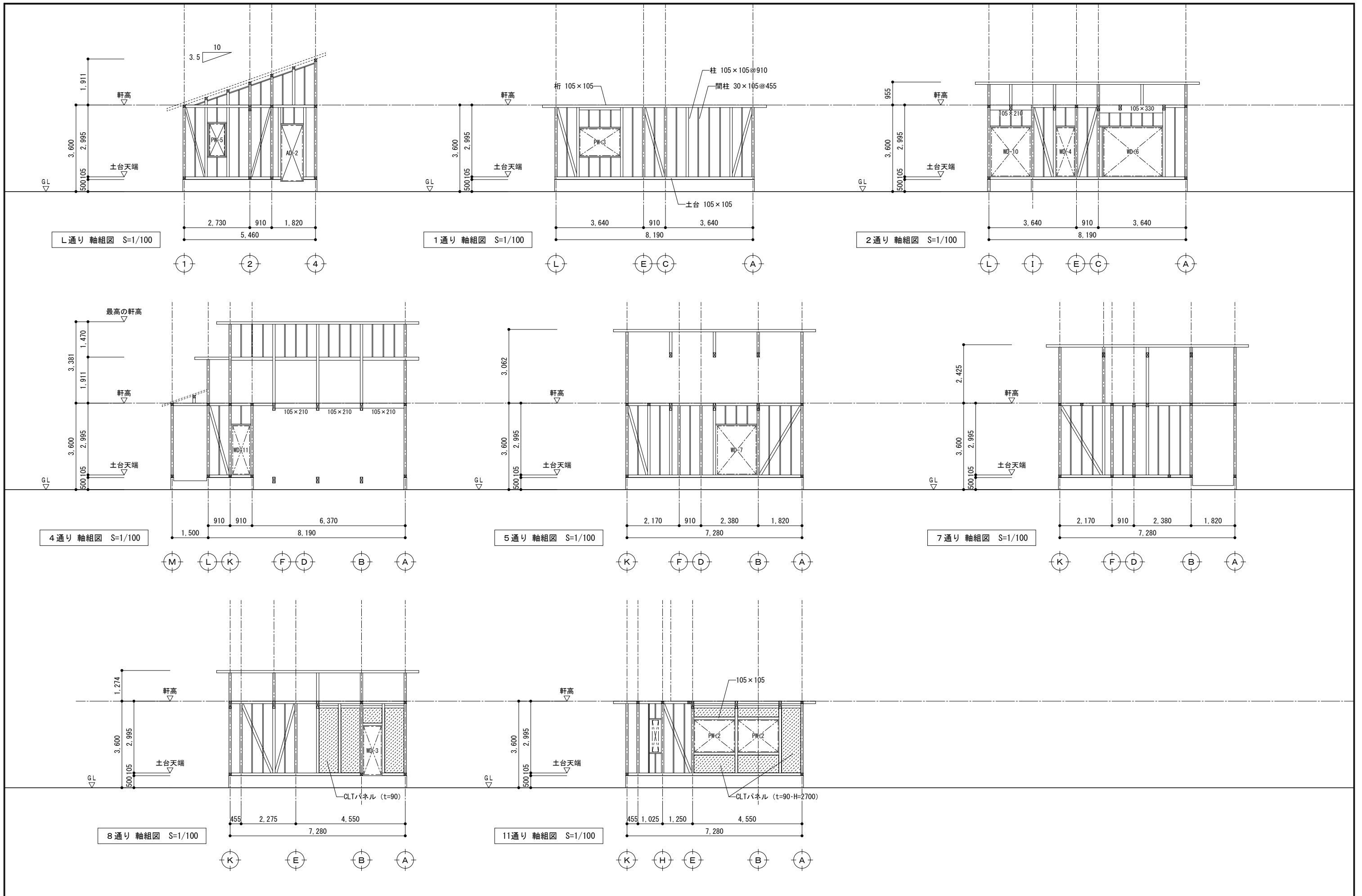
■凡例(小屋伏図部材リスト)

名称	記号	部材寸法	備考
柱	⊠	105 × 105	
桁	≡	105 × 105	
梁・頭つなぎ	※	特記なき場合は 105 × ***	柱取合:羽子板ボルト
火打梁	∟	105 × 105	中BOLT:1-φ13
母屋	----	105 × 105 @910	(7)~(8)通り間:105 × 120 @1,097
小屋束	○	105 × 105 @1,820以内	φ6 両面カスガイ打
野垂木 1	----	45 × 90 @455	一般部屋根
野垂木 2	----	45 × 60 @455	玄関ポーチ屋根

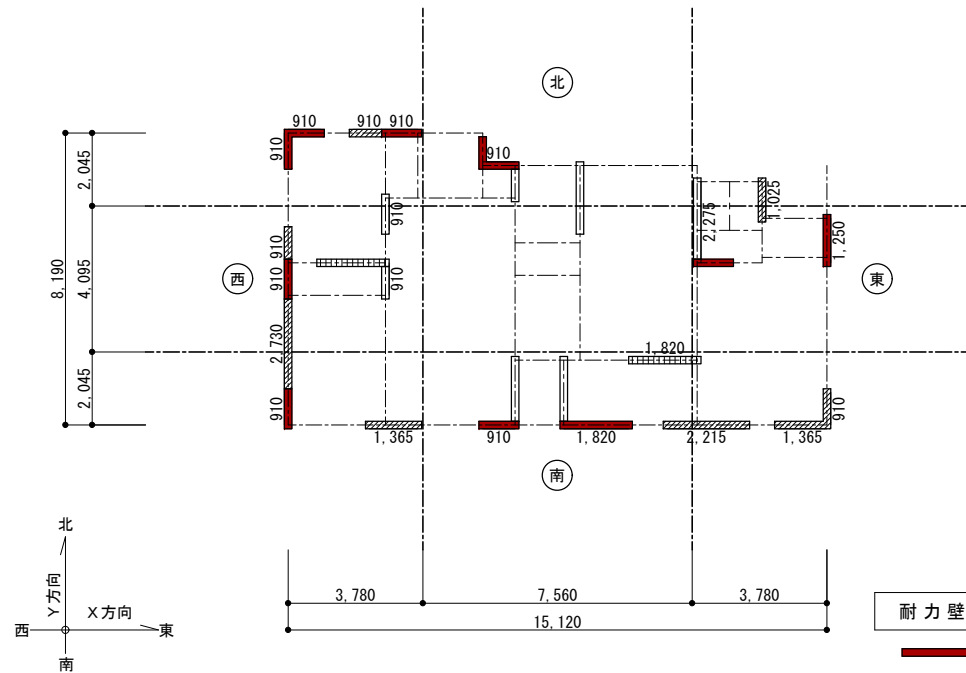
※ 垂木は、軒桁・母屋・棟木の上面に設けられた垂木道に垂木をのせ、垂木の側面から軒桁・母屋の上面に対してN75釘2本を斜め打ちし、垂木に対し構造用合板等をN50@150以下で打ち付ける。



特 記		 山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>m.takeda</i>	製図 <i>m.takeda</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 S-08
							図面名 軸組図 - 1	縮尺 (A2版) 1/100	

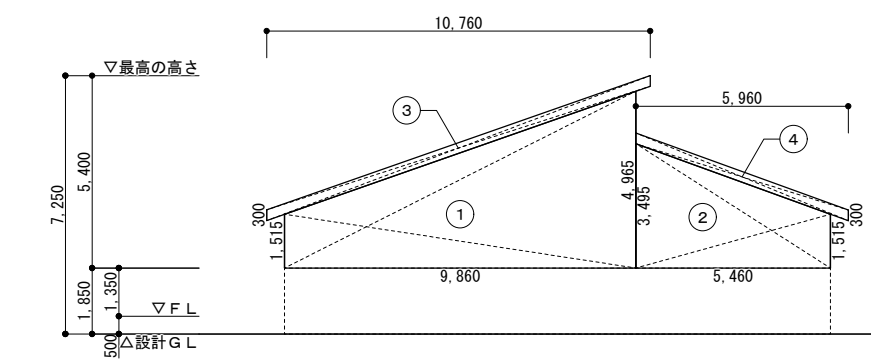


特 記		 一級建築士登録 第135957号 山田俊幸	審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>m.takeda</i>	製図	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 S-09
							図面名 軸組図-2	縮尺 (A2版) 1/100	



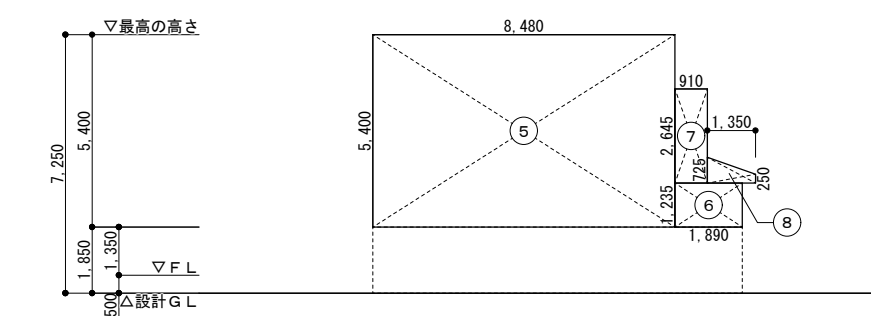
耐力壁配置図 1/150

- 外壁:仕様I
- 外壁:仕様II
- 内装:仕様III
- 内装:仕様IV



Y方向見付面積求積図 1/150

①・・・ (4.965 + 1.515) × 9.860 ÷ 2 = 31.9464
 ②・・・ (3.495 + 1.515) × 5.460 ÷ 2 = 13.6773
 ③・・・ 10.760 × 0.300 = 3.2280
 ④・・・ 5.960 × 0.300 = 1.7880
 Y方向見付面積 = 50.64 m²



X方向見付面積求積図 1/150

⑤・・・ 8.480 × 5.400 = 45.7920
 ⑥・・・ 1.890 × 1.235 = 2.3342
 ⑦・・・ 0.910 × 2.645 = 2.4070
 ⑧・・・ (0.725 + 0.250) × 1.350 ÷ 2 = 0.6581
 X方向見付面積 = 51.20 m²

1. 桁行方向の検討→(X方向)

(1) 存在壁量の計算

階数	計算式(壁の長さ×倍率)		
	壁の長さ	倍率	存在壁量(A)
1	北 (I) 0.910 + 0.910 + 0.910 = 2.730 (II) 0.910 = 0.910	4.0 2.5	10.92 2.27
	計		13.19
1	南 (I) 0.910 + 1.820 = 2.730 (II) 1.365 + 2.215 + 1.365 = 4.945 (III) 1.820 = 1.820	4.0 2.5 3.0	10.92 12.36 5.46
	計		28.74

(2) 必要壁量の計算

階数	計算式 (床面積×令第46条第4項～階の床面積に乘じる数値)			必要壁量 (B)	充足率 (A)/(B)	≥ 1	
	側端部分の長さ	X方向の長さ	数値				
1	北	2.045	15.120	0.11	3.41	3.87	OK
	南	2.045	15.120	0.11	3.41	8.42	OK
				壁率比 minC/maxC		≥ 0.5	
				計算不要		OK	

1. 桁行方向の検討↓(Y方向)

(1) 存在壁量の計算

階数	計算式(壁の長さ×倍率)		
	壁の長さ	倍率	存在壁量(A)
1	西 (I) 0.910 + 0.910 + 0.910 = 2.730 (II) 2.730 + 0.910 = 3.640 (IV) 0.910 + 0.910 = 1.820	4.0 2.5 1.5	10.92 9.10 2.73
	計		22.75
1	東 (I) 1.250 = 1.250 (II) 0.910 + 1.025 = 1.935 (IV) 2.275 = 2.275	4.0 2.5 1.5	5.00 4.83 3.41
	計		13.24

(2) 必要壁量の計算

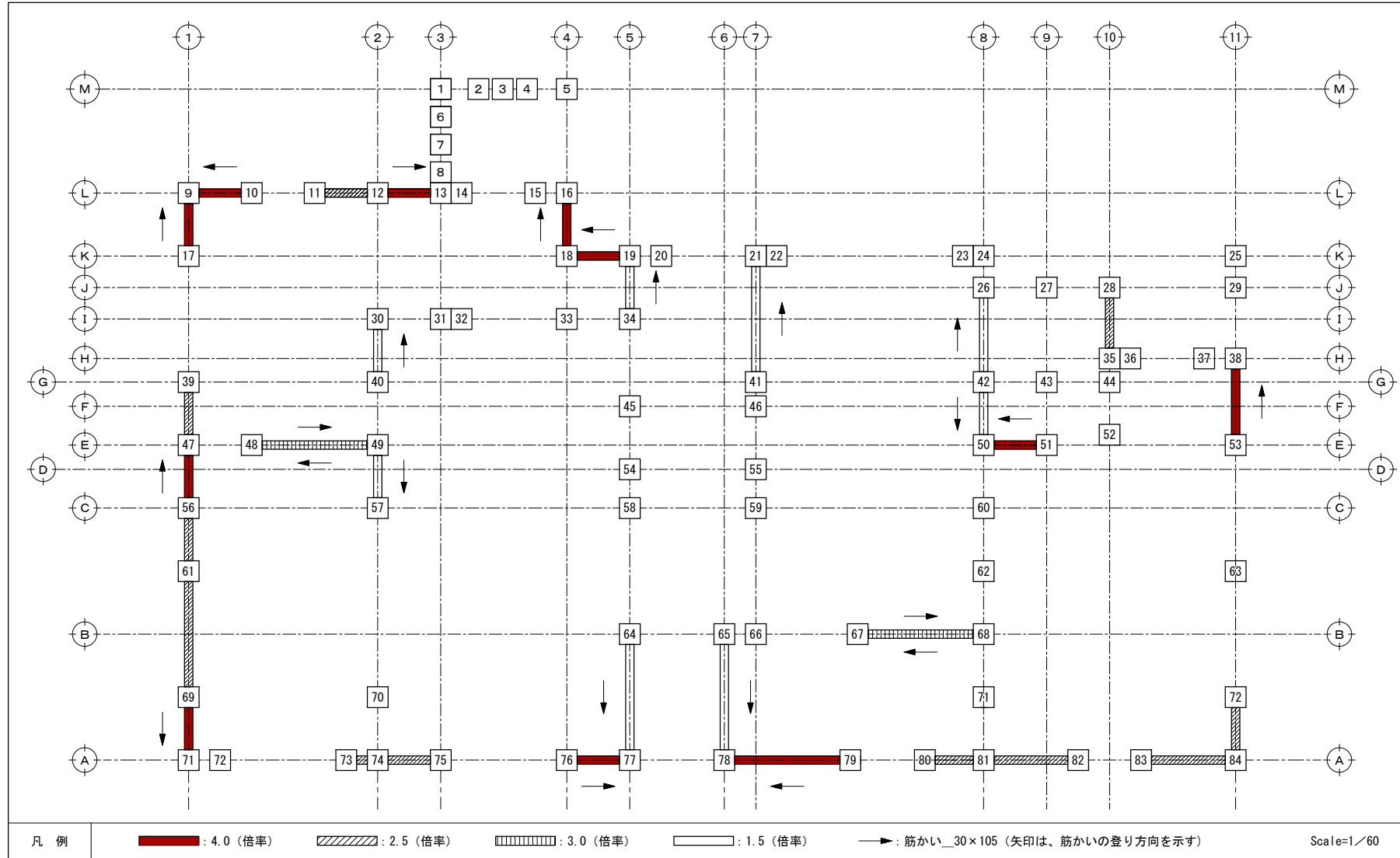
階数	計算式 (床面積×令第46条第4項～階の床面積に乘じる数値)			必要壁量 (B)	充足率 (A)/(B)	≥ 1	
	側端部分の長さ	Y方向の長さ	数値				
1	西	3.780	8.190	0.11	3.41	6.67	OK
	東	3.780	8.190	0.11	3.41	3.88	OK
				壁率比 minC/maxC		≥ 0.5	
				計算不要		OK	

建築基準法施行令第46条第3項に基づく筋違計算表

		地震力に対する必要壁量の計算		風圧力に対する必要壁量の計算					
		X・Y方向共		Y方向		X方向			
平	床面積	111.52 m ²		Y方向の見付面積	50.64 m ²		X方向の見付面積	51.20 m ²	
	要求される壁量の長さ	111.52 × 0.11 = 12.27		要求される壁量の長さ	50.64 × 0.5 = 25.32		要求される壁量の長さ	51.2 × 0.5 = 25.60	
屋	設計壁量の計算	耐力壁の種類		Y方向の壁		X方向の壁			
		仕様I	外壁: t=9構造用合板(OSB合板) 筋違イ(30×105…片面) 4.0	有効壁量の長さ		設計壁量	有効壁量の長さ		設計壁量
		仕様II	外壁: t=9構造用合板(OSB合板) 2.5	(I) 10.92 + 5.00 = 15.92	35.99 m	(I) 10.92 + 10.92 = 21.84	41.93 m		
		仕様III	内壁: 筋違イ(30×105…両面) 3.0	(II) 9.10 + 4.83 = 13.93		(II) 2.27 + 12.36 = 14.63			
仕様IV	内壁: 筋違イ(30×105…片面) 1.5	(IV) 2.73 3.41 = 6.14	(III) 5.46 = 5.46						
判定		25.32 m ≤ 35.99 m		OK	25.60 m ≤ 41.93 m		OK		

特記

■接合金物位置図兼耐力壁線図



■算定式

(1) 平屋の柱、または最上階の柱

$$N = A1 \times B1 - L$$

A1 : 当階柱の左右壁倍率差+補正值
 B1 : 出隅=0.8 その他=0.5
 L : 出隅=0.4 その他=0.6

■接合金物一覧表

Nの値	告示表3	必要耐力(kN)	接合金物の仕様
0.0以下	(い)	0.0	Zマーク かすがい同等認定品
0.65以下	(ろ)	3.4	Zマーク かど金物同等認定品
1.0以下	(は)	5.1	Zマーク かど金物同等認定品
1.4以下	(に)	7.5	Zマーク 羽子板ボルト同等認定品
1.6以下	(ほ)	8.5	Zマーク 短ざく金物同等認定品
1.8以下	(へ)	10.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD10
2.8以下	(と)	15.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD15
3.7以下	(ち)	20.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD20
4.7以下	(り)	25.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD25
5.6以下	(ぬ)	30.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD15×2
7.5以下	(る)	40.0	Zマーク ホールダウン金物 S-HD20×2

※Zマーク以外の認定品の場合、同等である証明書を添付し、監督職員の承諾を受けること。
 ※納まり上、上記金物を使用できない場合は、耐力上同等又は上位の金物に変える事とする。

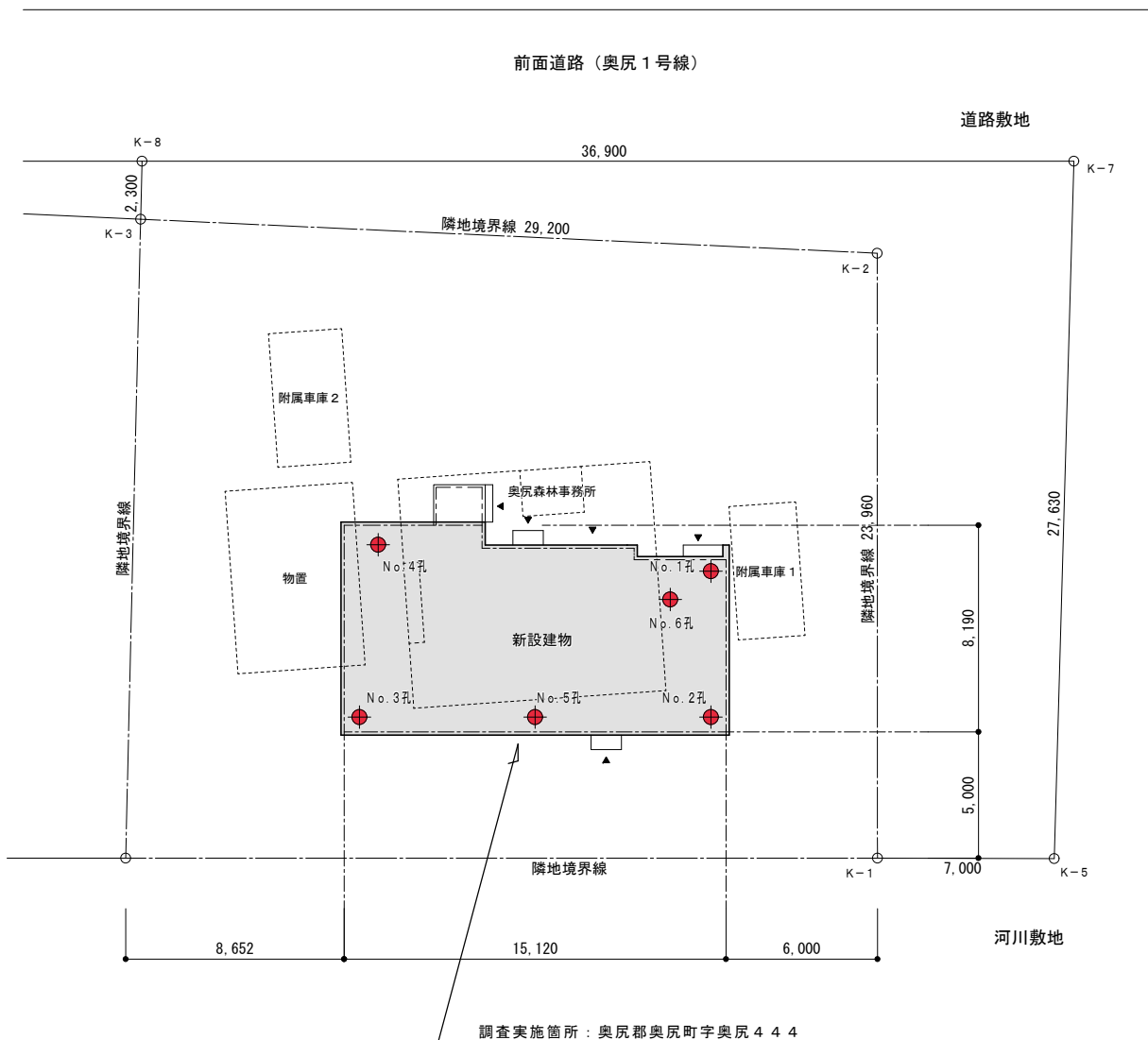
■補正值

(1) 筋かいが片側から取り付く柱				
筋かいの取り付く位置	筋かいの種類			たすきの場合は、0
筋かいの種類	30×90mm以上の木材	0.5	-0.5	たすきの場合は、0
	45×90mm以上の木材	-0.5	-0.5	
	90×90mm以上の木材	2.0	2.0	
(2) 筋かいが両側から取り付く柱 (両側が片筋かい)				
一方が片筋かい 他方が片筋かい	30×90mm以上の木材	1.0	2.5	備考 両筋かいがともに柱脚部に取り付く場合の補正は、0
	45×90mm以上の木材	1.0	2.5	
	90×90mm以上の木材	2.5	4.0	
	90×90mm以上の木材	2.5	4.0	

■接合金物リスト(N値計算表)

柱番号	接合金物	X方向	Y方向
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9	(ち)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.8 - 0.4 = 3.20$	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.8 - 0.4 = 3.20$
10	(に)	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$	
11	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
12	(い)	$(4.0 - 2.5 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$	
13	(へ)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$	
14			
15			
16	(ち)		$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.8 - 0.4 = 3.20$
17	(に)		$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$
18	(へ)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$
19	(に)	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$	$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
20			
21	(ろ)		$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
22			
23			
24			
25			
26	(ろ)		$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
27			
28	(ほ)		$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.8 - 0.4 = 1.60$
29			
30	(ろ)		$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
31			
32			
33			
34	(い)		$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
35	(ろ)		$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$
36			
37			
38	(へ)		$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$
39	(ろ)		$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$
40	(い)		$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
41	(い)		$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
42	(い)		$(1.5 - 1.5 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = -0.60$
43			
44			
45			
46			
47	(ろ)		$(4.0 - 2.5 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
48	(は)	$(3.0 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.90$	
49	(は)	$(3.0 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.90$	$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
50	(へ)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$	$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
51	(に)	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$	
52			
53	(に)		$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$
54			
55			
56	(い)		$(4.0 - 2.5 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
57	(ろ)		$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
58			
59			
60			
61	(い)		$(2.5 - 2.5 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = -0.60$
62			
63			
64	(い)		$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
65	(い)		$(1.5 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
66			
67	(は)	$(3.0 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.90$	
68	(は)	$(3.0 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.90$	
69	(い)		$(4.0 - 2.5 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = -0.10$
70			
71			
72	(ろ)		$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$
73	(ち)		$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.8 - 0.4 = 3.20$
74			
75	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
76	(い)	$(2.5 - 2.5 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = -0.60$	
77	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
78	(に)	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$	
79	(へ)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$	$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
80	(へ)	$(4.0 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.65$	$(1.5 - 0.0 + 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 0.40$
81	(に)	$(4.0 - 0.0 - 0.5) \times 0.5 - 0.6 = 1.15$	
82	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
83	(い)	$(2.5 - 2.5 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = -0.60$	
84	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
85	(ろ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.5 - 0.6 = 0.65$	
86	(ほ)	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.8 - 0.4 = 1.60$	$(2.5 - 0.0 + 0.0) \times 0.8 - 0.4 = 1.60$

※上表にない残りの柱は全て、(い)の金物で緊結する。(柱頭、柱脚共)
 ※図中 は、ホールダウン・引き寄せ金物取付位置を示す。



地質調査位置図 1/200

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

調査地点 No.1 調査深度 3.25 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	10	40	粘性土	5.0	54.0		
0.50	0.25	100	32	128	砂礫	10.8	106.8		
0.75	0.25	100	9	36	粘性土	4.8	51.6		
1.00	0.25	100	1	4	粘性土	3.2	32.4		
1.25	0.25	100	10	40	粘性土	5.0	54.0		
1.50	0.25	100	13	52	粘性土	5.8	61.2		
1.75	0.25	100	5	20	粘性土	4.0	42.0		
2.00	0.25	100	11	44	粘性土	5.2	56.4		
2.25	0.25	100	64	256	砂礫	19.2	120.0		
2.50	0.25	100	37	148	砂礫	11.9	118.8		
2.75	0.25	100	11	44	粘性土	5.2	56.4		
3.00	0.25	100	67	268	砂礫	20.0	120.0		
3.25	0.25	100	120	480	砂礫	34.2	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

No. 1孔

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

調査地点 No.2 調査深度 1.75 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	5	20	粘性土	4.0	42.0		
0.50	0.25	100	9	36	粘性土	4.8	51.6		
0.75	0.25	100	1	4	粘性土	3.2	32.4		
1.00	0.25	100	3	12	粘性土	3.6	37.2		
1.25	0.25	100	6	24	粘性土	4.2	44.4		
1.50	0.25	100	67	268	砂礫	20.0	120.0		
1.75	0.25	100	119	476	砂礫	33.9	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

No. 2孔

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

調査地点 No.3 調査深度 1.75 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	8	32	粘性土	4.8	49.2		
0.50	0.25	100	32	128	砂礫	10.8	106.8		
0.75	0.25	100	5	20	粘性土	4.0	42.0		
1.00	0.25	100	0	0	硬凍層下	3.0	30.0		
1.25	0.25	100	42	168	砂礫	13.3	120.0		
1.50	0.25	100	65	260	砂礫	19.4	120.0		
1.75	0.25	100	121	484	砂礫	34.4	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

No. 3孔

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

調査地点 No.4 調査深度 1.50 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	4	16	粘性土	3.8	39.8		
0.50	0.25	100	11	44	粘性土	5.2	56.4		
0.75	0.25	100	0	0	硬凍層下	3.0	30.0		
1.00	0.25	100	4	16	粘性土	3.8	39.8		
1.25	0.25	100	64	256	砂礫	19.2	120.0		
1.50	0.25	100	118	472	砂礫	33.8	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

No. 4孔

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

調査地点 No.5 調査深度 2.00 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	3	12	粘性土	3.6	37.2		
0.50	0.25	100	2	8	粘性土	3.4	34.8		
0.75	0.25	100	0	0	硬凍層下	3.0	30.0		
1.00	0.25	75	0	0	硬凍層下	2.3	-		
1.25	0.25	100	5	20	粘性土	4.0	42.0		
1.50	0.25	100	7	28	粘性土	4.4	48.8		
1.75	0.25	100	69	276	砂礫	20.5	120.0		
2.00	0.25	100	117	468	砂礫	33.4	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

No. 5孔

スウェーデン式貫入試験

お客様名 檜山森林管理署奥尻森林事務所 新築工事 試験年月日 2022年10月23日

住所 奥尻郡奥尻町字奥尻444 試験者

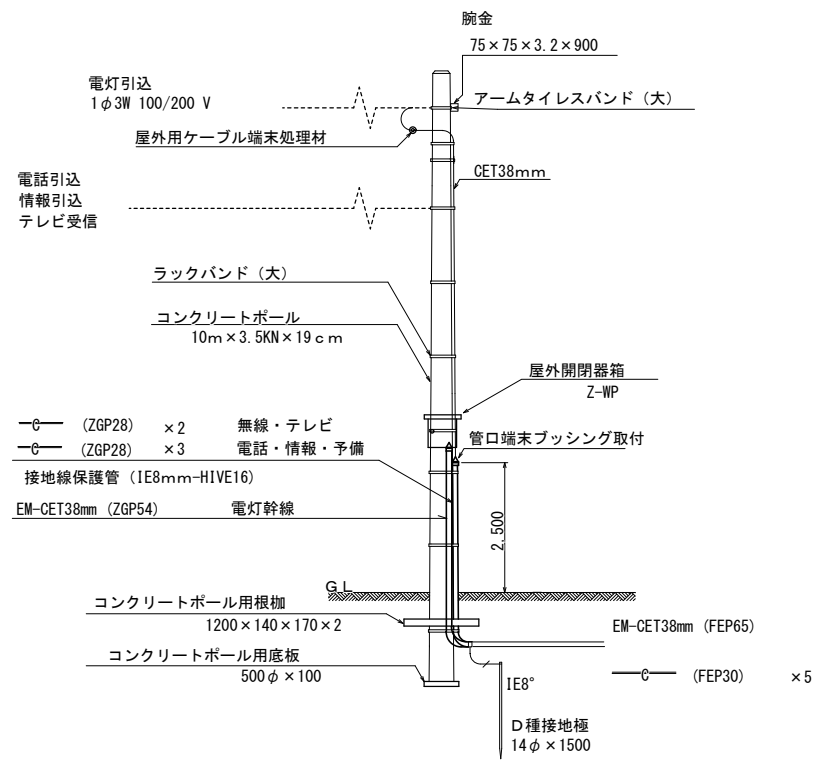
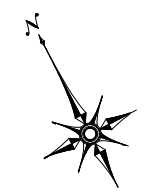
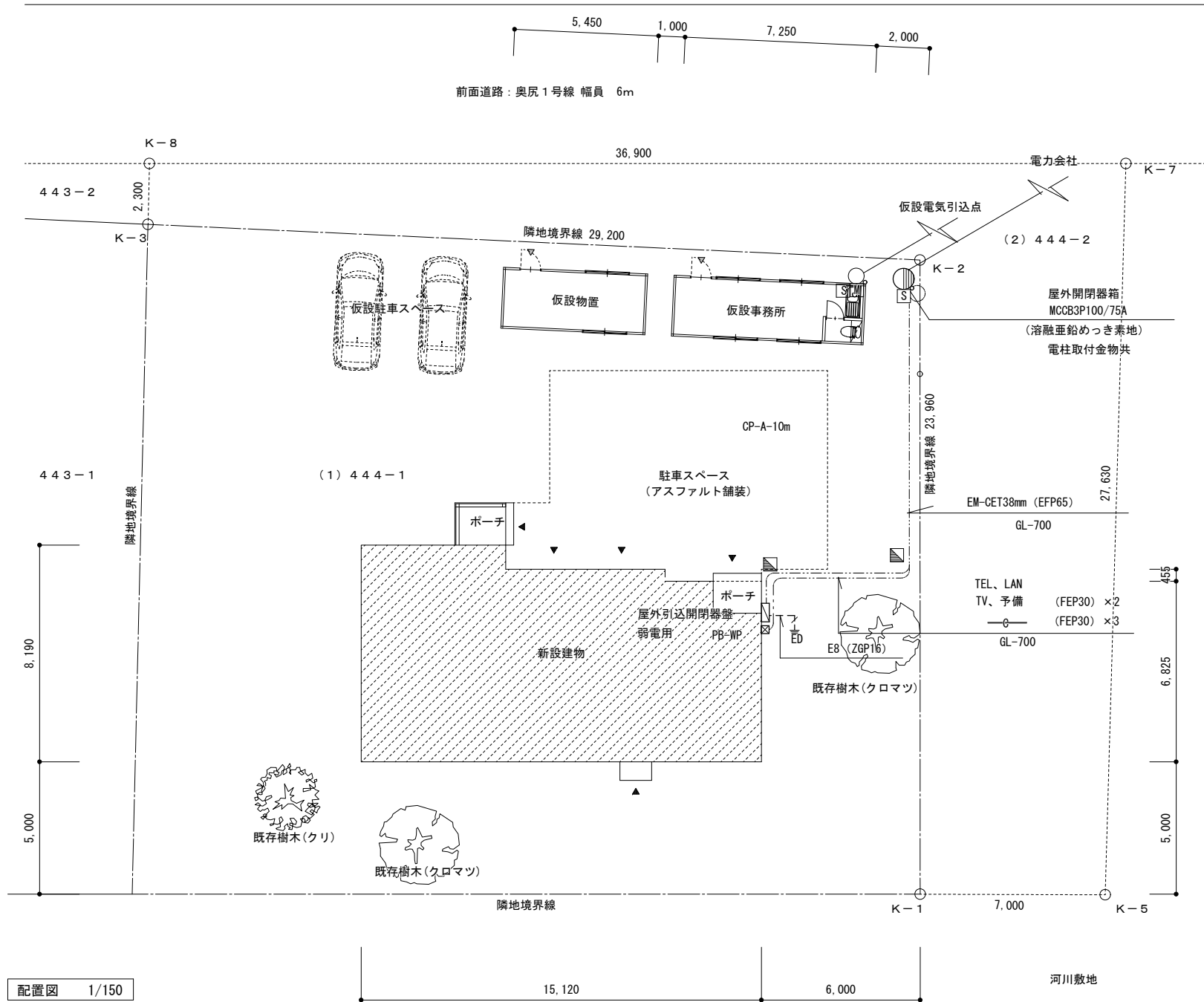
調査地点 No.6 調査深度 1.75 m 天候 晴れ

貫入量	貫入量	荷重	平均	1m当りの	貫入状況	土質	換算	地盤の	N値の分布図
m	m	Kgf	回転数	回転数		N値	許容応力度	KN/m ²	
0.25	0.25	100	9	36	粘性土	4.8	51.6		
0.50	0.25	100	31	124	砂礫	10.3	104.4		
0.75	0.25	100	13	52	粘性土	5.8	61.2		
1.00	0.25	100	2	8	粘性土	3.4	34.8		
1.25	0.25	100	27	108	砂礫	9.2	94.8		
1.50	0.25	100	67	268	砂礫	20.0	120.0		
1.75	0.25	100	121	484	砂礫	34.4	120.0		

(参考文庫) *N値換算式 概用式 *地盤の許容応力度 国土交通省告示第1113号

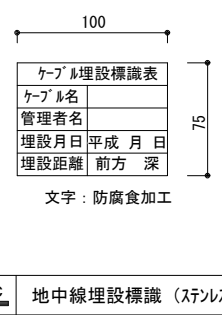
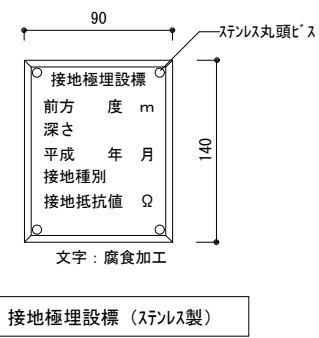
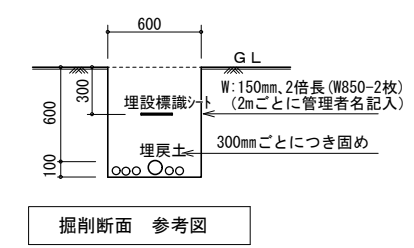
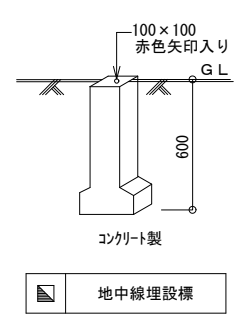
No. 6孔

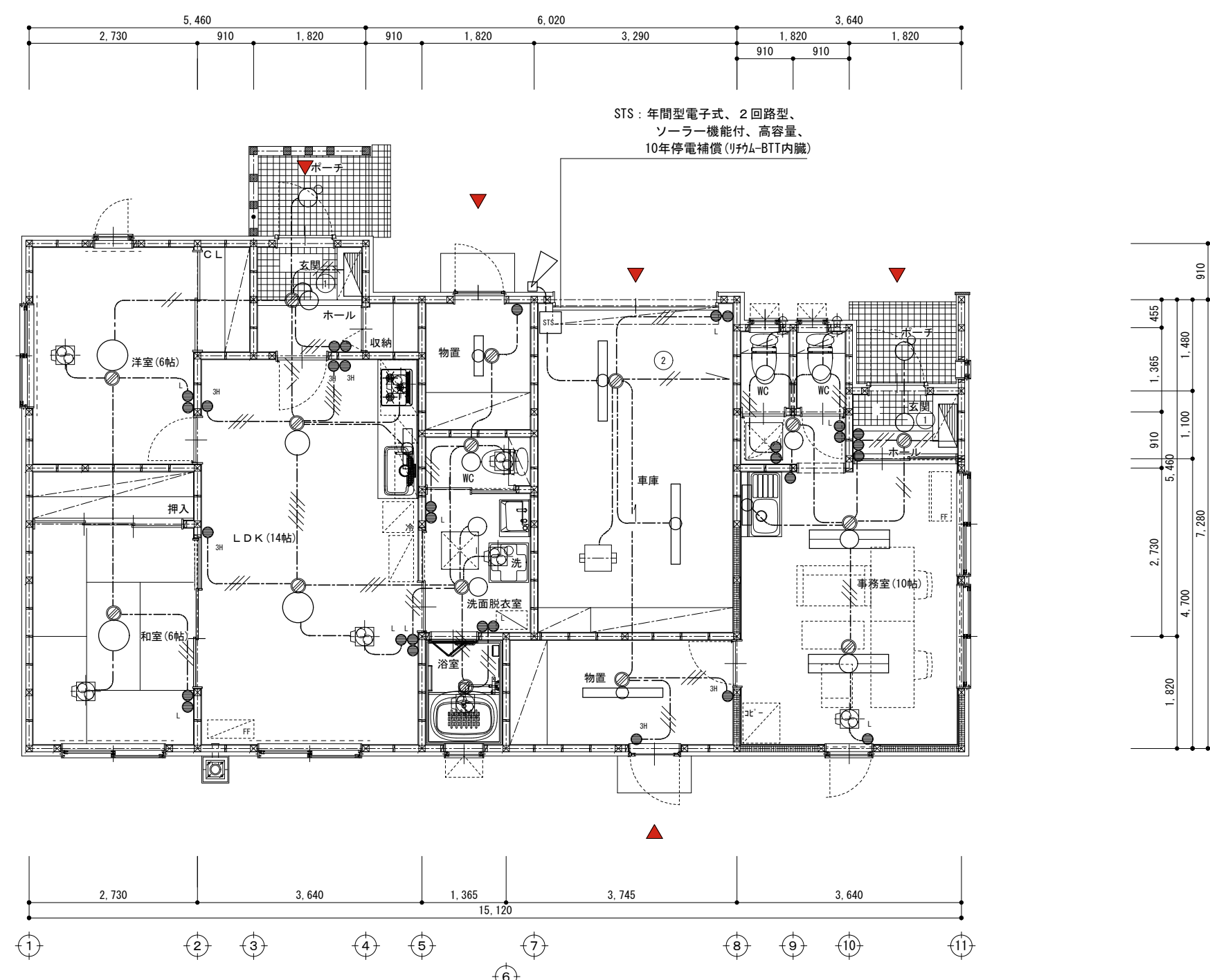
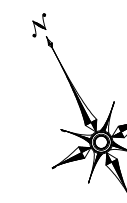
電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書				一 般 事 項				電 気 共 通 事 項																																																																																															
I. 工事概要				項 目				項 目																																																																																															
1. 工事場所 2. 建物概要 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>名 称</th> <th>構造種別</th> <th>延 面 積</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>事務所・宿舎・車庫・物置</td> <td>W造 1階</td> <td>111.52 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				名 称	構造種別	延 面 積	備 考	事務所・宿舎・車庫・物置	W造 1階	111.52 m ²										8 交通安全対策 <p>・大型貨物自動車による土砂および工事用資材の輸送に当たっては踏切・スクールゾーン等事故が人命等に重大な影響を及ぼす区間が輸送路になるときは、必要に応じて関係機関と連絡を密にし、交通安全の確保に努めなければならない。</p> <p>・工事現場への車両の出入りに当たっては、必要に応じて専従の有資格者交通誘導員を配置し公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。</p> <p>・工事用資材等の運搬車両の積載量については適正な積載量を確保すること。</p>				1 電気工作物の種類 2 疑義事項 3 試運転調整その他 4 参考図 5 自主点検 6 結露防止 7 位置ボックス 8 防錆仕様 9 アンカーボルト 10 コーキング 11 表示 12 呼び線 13 機器の接地 14 接地極埋設標 15 ケーブル埋設標 16 地中管路等																																																																															
名 称	構造種別	延 面 積	備 考																																																																																																				
事務所・宿舎・車庫・物置	W造 1階	111.52 m ²																																																																																																					
3. 用途区分 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>関係法令</th> <th>用途区分</th> </tr> <tr> <td>消防法</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				関係法令	用途区分	消防法				9 災害および公害の防止 <p>・工事の施工に伴い災害および公害の防止は関係法令等に従い、適切に処置するとともに特に次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p> <p>(2) 公害の防止に努める。</p> <p>(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、工事監督員と協議する。</p>				17 ハンドホール等 18 室内空気中化学物質の濃度抑制 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08ppm</td> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04ppm</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm</td> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.88ppm</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.20ppm</td> <td>スレン</td> <td>0.05ppm</td> </tr> </table>				ホルムアルデヒド	0.08ppm	パラジクロロベンゼン	0.04ppm	トルエン	0.07ppm	エチルベンゼン	0.88ppm	キシレン	0.20ppm	スレン	0.05ppm																																																																										
関係法令	用途区分																																																																																																						
消防法																																																																																																							
ホルムアルデヒド	0.08ppm	パラジクロロベンゼン	0.04ppm																																																																																																				
トルエン	0.07ppm	エチルベンゼン	0.88ppm																																																																																																				
キシレン	0.20ppm	スレン	0.05ppm																																																																																																				
4. 工事種目 (該当は●印とする) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>適用</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> <th>適用</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>●</td> <td>電灯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>幹線設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>動力設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>防災照明設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>受変電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>発電設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>住宅火災警報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>電話配管・情報配管設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>インターホン設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>受信は、別途 (辺地共聴)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>電波障害防除設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>構内配電線路設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>構内通信線路設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				適用	項 目	備 考	適用	項 目	備 考	●	電灯設備					●	幹線設備					○	動力設備					○	防災照明設備					○	受変電設備					○	発電設備					●	住宅火災警報					●	電話配管・情報配管設備					●	インターホン設備					●	テレビ共同受信設備	受信は、別途 (辺地共聴)				○	電波障害防除設備					●	構内配電線路設備					●	構内通信線路設備					10 発生材の処理等 <p>・発生材の処理は次による。</p> <p>(1) 引渡しを要する場合 次の引渡しを要する範囲により、工事監督員の指示する方法および位置に堆積・整理し、所定の発生材報告書により工事監督員に提出する。</p> <p>引渡しを要する範囲： _____</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物 処理方法： _____</p> <p>(3) 再生資源化を図るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 類</th> <th>再生資源化施設等(受入先)</th> </tr> <tr> <td>特定建設資材</td> <td>産業廃棄物処分業 (中間処理) 許可施設</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(4) 上記以外の発生材は、12(産業廃棄物の処理)によるほか、指定の有無にかかわらず、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令等に従い適切に処理し、工事監督員に報告する。</p>				種 類	再生資源化施設等(受入先)	特定建設資材	産業廃棄物処分業 (中間処理) 許可施設					18-1 塗装 <p>・塗装箇所は図面の指示による。図面指示以外で塗装する場合は事前に工事監督員に報告し承諾を得ること。</p> <p>・塗料はJISで定めるF☆☆☆☆等級およびVOC対策処理をした材料を使用すること。</p> <p>・VOC対策処理の確認方法として、事前に組成表等を提出すること。</p> <p>・材料および接着剤はJISまたはJASで定めるF☆☆☆☆等級およびVOC対策処理をした材料を使用すること。</p> <p>・二次製品についても測定対象化学物質の保有について確認すること。</p> <p>・特記なき電線・ケーブルは、それぞれVVF電線・CVケーブルとする。</p> <p>・発電機回路等については、一般回路と容易に判別可能な電線・ケーブルを使用すること。</p> <p>・コンセントの渡り配線は接続によるものとし、送り端子は不可とする。</p> <p>・特記なき配電盤、端子盤は下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省標準 ● 一般標準 <p>・特記なき配線器具はネーム付とし、プレートは下記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金属製 ○ 樹脂製 <p>・設備機器の固定は、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(最新年度版)」による。</p>			
適用	項 目	備 考	適用	項 目	備 考																																																																																																		
●	電灯設備																																																																																																						
●	幹線設備																																																																																																						
○	動力設備																																																																																																						
○	防災照明設備																																																																																																						
○	受変電設備																																																																																																						
○	発電設備																																																																																																						
●	住宅火災警報																																																																																																						
●	電話配管・情報配管設備																																																																																																						
●	インターホン設備																																																																																																						
●	テレビ共同受信設備	受信は、別途 (辺地共聴)																																																																																																					
○	電波障害防除設備																																																																																																						
●	構内配電線路設備																																																																																																						
●	構内通信線路設備																																																																																																						
種 類	再生資源化施設等(受入先)																																																																																																						
特定建設資材	産業廃棄物処分業 (中間処理) 許可施設																																																																																																						
5. 指定部分工期 (1) 工事範囲：別図による (2) 指定工期：契約の日から 令和 年 月 日迄				11 産業廃棄物の処理 <p>・建設廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い産業廃棄物処理施設で適切に処理する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種 類</th> <th>受入先</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				種 類	受入先							18-2 建築材料等 (木製品の調整車、コーキング材料等) 19 電線・ケーブル 20 コンセント配線 21 配分電盤・端子盤 22 配線器具、プレート 23 耐震施工																																																																																							
種 類	受入先																																																																																																						
6. 別契約の関連工事 _____ 契約の日の翌日から起算して _____ 日間				12 障害物の処理 <p>・図面指示によるが、工事前撤去移設を要する軽微な物は本工事に含めるものとする。</p>				主要資材メーカー <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> </td> <td>下記又は、同等品以上とする。 電線・電線管等は、JIS規格品とする。</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					下記又は、同等品以上とする。 電線・電線管等は、JIS規格品とする。																																																																																										
	下記又は、同等品以上とする。 電線・電線管等は、JIS規格品とする。																																																																																																						
II. 工事仕様 <p>1. 共通仕様 図面および特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」および「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)最新年度版」による。</p> <p>2. 特記仕様</p>				13 季節労働者などの雇用 14 下請業者等への支払の適正化 15 契約後の提出書類 16 完成後の提出書類 17 経年検査への立会い				標準機器取付高さ基準 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>機器名称</th> <th>測点</th> <th>取付高さ</th> <th>機器名称</th> <th>測点</th> <th>取付高さ</th> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上—中心</td> <td>1,500</td> <td>コンセント(一般)</td> <td>床上一中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器盤</td> <td>床上一中心</td> <td>1,500</td> <td>(施設等)</td> <td>床上一中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>分電盤・制御盤</td> <td>床上一中心</td> <td>1,500</td> <td>コンセント(畳)</td> <td>床上一中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>壁付灯(洗面器)</td> <td>鏡上一中心</td> <td>130</td> <td>コンセント(台上)</td> <td>鏡上一中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>壁付灯(階段踊場)</td> <td>床上一中心</td> <td>2,300</td> <td>火報総合盤</td> <td>床上一中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ類</td> <td>床上一中心</td> <td>1,150</td> <td>手元開閉器</td> <td>床上一中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>ベル・プザー・LAN等</td> <td>床上一中心</td> <td>2,100</td> </tr> </table>				機器名称	測点	取付高さ	機器名称	測点	取付高さ	取引用計器	地上—中心	1,500	コンセント(一般)	床上一中心	300	引込開閉器盤	床上一中心	1,500	(施設等)	床上一中心	500	分電盤・制御盤	床上一中心	1,500	コンセント(畳)	床上一中心	200	壁付灯(洗面器)	鏡上一中心	130	コンセント(台上)	鏡上一中心	150	壁付灯(階段踊場)	床上一中心	2,300	火報総合盤	床上一中心	1,300	スイッチ類	床上一中心	1,150	手元開閉器	床上一中心	1,300				ベル・プザー・LAN等	床上一中心	2,100																																												
機器名称	測点	取付高さ	機器名称	測点	取付高さ																																																																																																		
取引用計器	地上—中心	1,500	コンセント(一般)	床上一中心	300																																																																																																		
引込開閉器盤	床上一中心	1,500	(施設等)	床上一中心	500																																																																																																		
分電盤・制御盤	床上一中心	1,500	コンセント(畳)	床上一中心	200																																																																																																		
壁付灯(洗面器)	鏡上一中心	130	コンセント(台上)	鏡上一中心	150																																																																																																		
壁付灯(階段踊場)	床上一中心	2,300	火報総合盤	床上一中心	1,300																																																																																																		
スイッチ類	床上一中心	1,150	手元開閉器	床上一中心	1,300																																																																																																		
			ベル・プザー・LAN等	床上一中心	2,100																																																																																																		
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4 特別な材料の工法 <p>・設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法</p>																																																																																											
5 工事用光熱水費等 <p>・本工事に必要な工事用電気設備、給排水設備、電気料金および水道料金等は請負者の負担とする。</p>				6 官公署その他への届出手続等 <p>・関係官公署、その他関係機関への必要な届出手続等を選滞なく行うものとし、これに要する費用は、請負者の負担とする。</p>				7 工事現場の安全衛生管理 <p>・請負者は標準仕様書によるほか特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <p>(1) 労働者に対する安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建設機械器具などに対する危険防止処置の徹底</p>																																																																																															
1. 適用範囲 <p>・すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間により難い場合は、工事監督員との協議による。</p> <p>相違がある場合の優先順位は次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これに</p> <p>(1) 特記仕様書(図面)、工事仕様書(設計書) (2) 図面 (3) 標準仕様書</p>				2 使用材料 <p>・使用材料選定通知書および承諾用図書を提出し、工事監督員の承諾を得る。</p>				3 地元資材の優先使用 <p>・使用資材の地元購入および地元資材の優先的使用に努めるものとする。</p>				4																																																																																											



電柱 参考装柱図

配置図 1/150

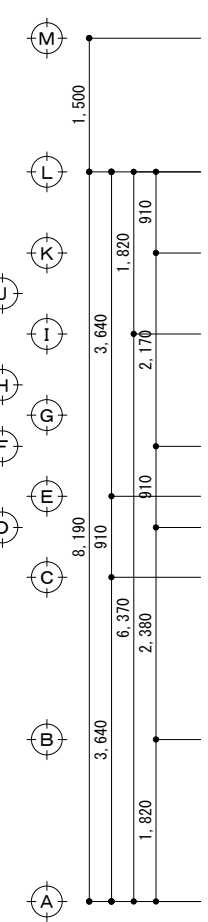




STS: 年間型電子式、2回路型、
ソーラー機能付、高容量、
10年停電補償(リチウム-BTT内蔵)

事務室部分 照明器具		
部屋 名称	照明器具記号・台数	備考
ポーチ	M ~1	
玄関	E ~1	
事務室	B ~2	
(手元)	F ~1	
物置	C ~1	
WC	D ~2	
WC前	D ~1	
車庫	A ~2	
外灯	N ~1	

住宅部分 照明器具		
部屋 名称	照明器具記号・台数	備考
ポーチ	M ~1	
玄関	E ~1	
居間	K ~1	
	L ~1	
物置	C ~1	
WC	D ~1	
洗面脱衣	G ~2	
和室	H ~1	
洋室	J ~1	
手元	F ~1	



平面図 scale=1/60

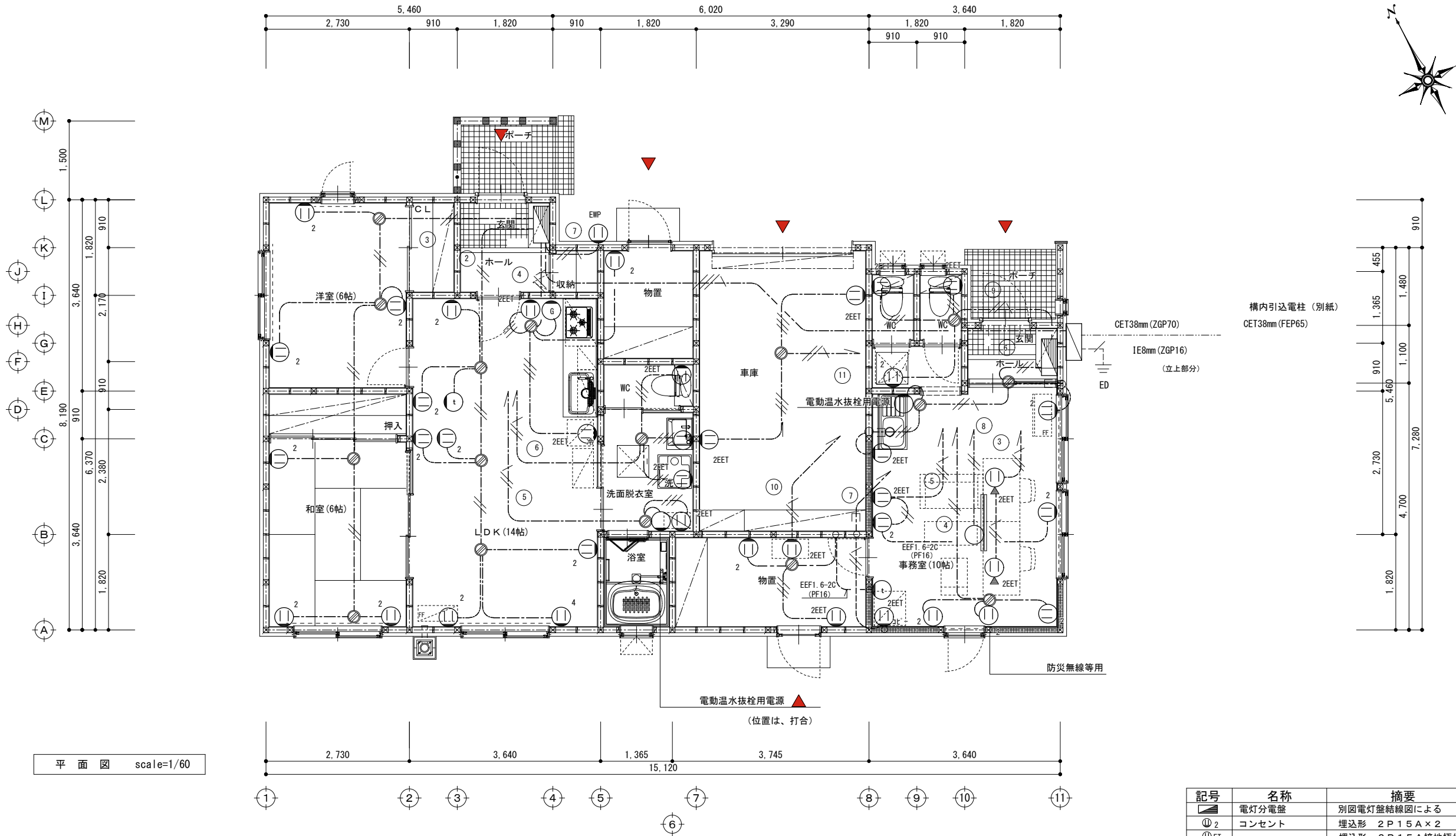
配線特記

配線は、天井・床下等いんべい工事とする。 必要に応じPF管保護とする。

--- ---	EEF1.6-2C	(PF16)
--- / ---	EEF1.6-3C 1E	(PF22)
--- ---	EEF2.0-2C	(PF16)
--- / ---	EEF2.0-3C 1E	(PF22)

※ 防火区画貫通部分-大臣認定工法にて処理すること。

記号	名称	摘要
●	大型ワイドスイッチ	1P15A、ネーム付 樹脂プレート
●H	"	1P15A、表示付 "
●3H	"	3W15A、表示付 "
●L	"	1P4A (ON-LED) 表示付 "
Ⓜ2	コンセント	埋込形 2P15A×2 "
扇	換気扇	機械設備工事
⊙	ケーブルジョイントボックス	いんべい 透明 (大)・(中)
Ⓜ	ガス警報機用電源	警報器 (機械設備工事)
STS	年間プログラムタイマー	
Ⓜ	電灯分電盤	別図電灯盤結線図による



平面図 scale=1/60

配線特記

配線は、天井・床下等いんべい工事とする。
必要に応じPF管保護とする。

---	FFE1.6-2C	
---	EEF1.6-3C	1E
---	EEF2.0-2C	
---	EEF2.0-3C	1E
---	EEF2.0-3C (PF22)	1E 床下配管
---	事務所・住宅幹線 CET14、E5.5mmとする。	

記号	名称	摘要
②	電灯分電盤	別図電灯盤結線図による
②	コンセント	埋込形 2P15A×2 樹脂プレート
②EET	"	埋込形 2P15A接地極付×1+接地ターミナル "
②EET	"	埋込形 2P15A接地極付×2+接地ターミナル "
④	"	埋込形 2P15A×4 "
④	複合コンセント	埋込形 2P15A×2 +TV・TEL/LAN "
④	"	埋込形 2P15A×4 +TV・LAN "
②EET	フロアコンセント	アップ式 2P15A接地極付×2+接地ターミナル
⊙	ケーブルジョイントボックス	いんべい 透明 (大)・(中)
⊙	換気扇	機械設備工事
⊙	ガス警報機用電源	警報器 (機械設備工事)
□	引込開閉器盤	別図電灯盤結線図による
⊥ ED	接地極	14Φ×1.5m
—	配線用ダクト	AC100V 15A 1.5m 外コンソール取付

※ コンセント (機器) は、各容量確認し施工すること。 (過負荷の場合は、配線・開閉器等で対応のこと)

特	
記	

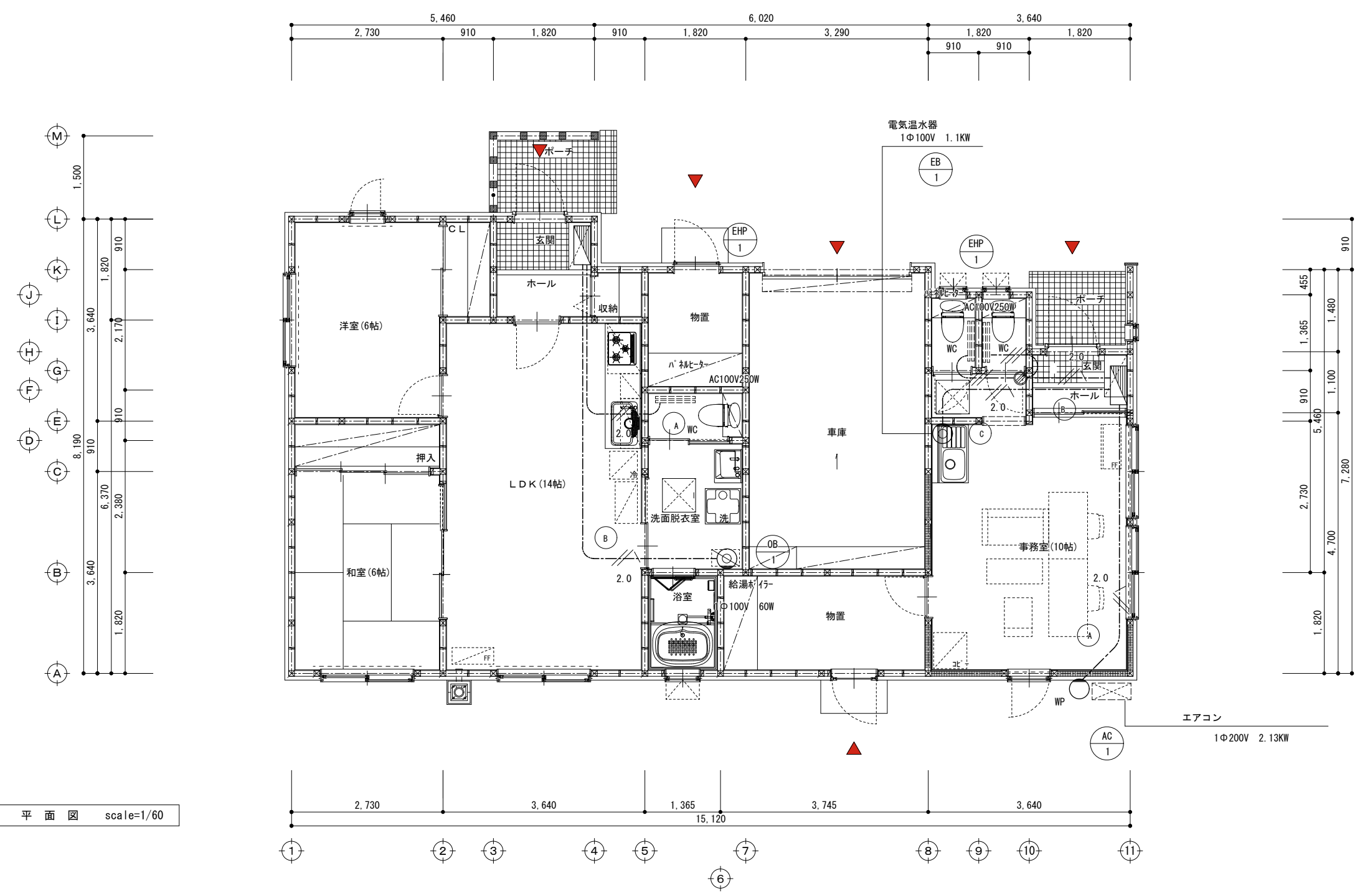
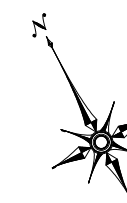
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査	審査	担当	製図
kyamada	kyamada	kyamada	y.sugawara

工事名	檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名	幹線・コンセント設備配線図

年月日	2022.12
縮尺 (A2版)	1/60

図面番号	E-04
------	------



平面図 scale=1/60

配線特記






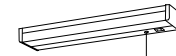






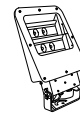
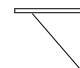
配線は、天井・床下等いんべい工事とする。
必要に応じPF管保護とする。

---	EEF1.6-3C	1E
---	EEF2.0-2C	
---	EEF2.0-3C	1E

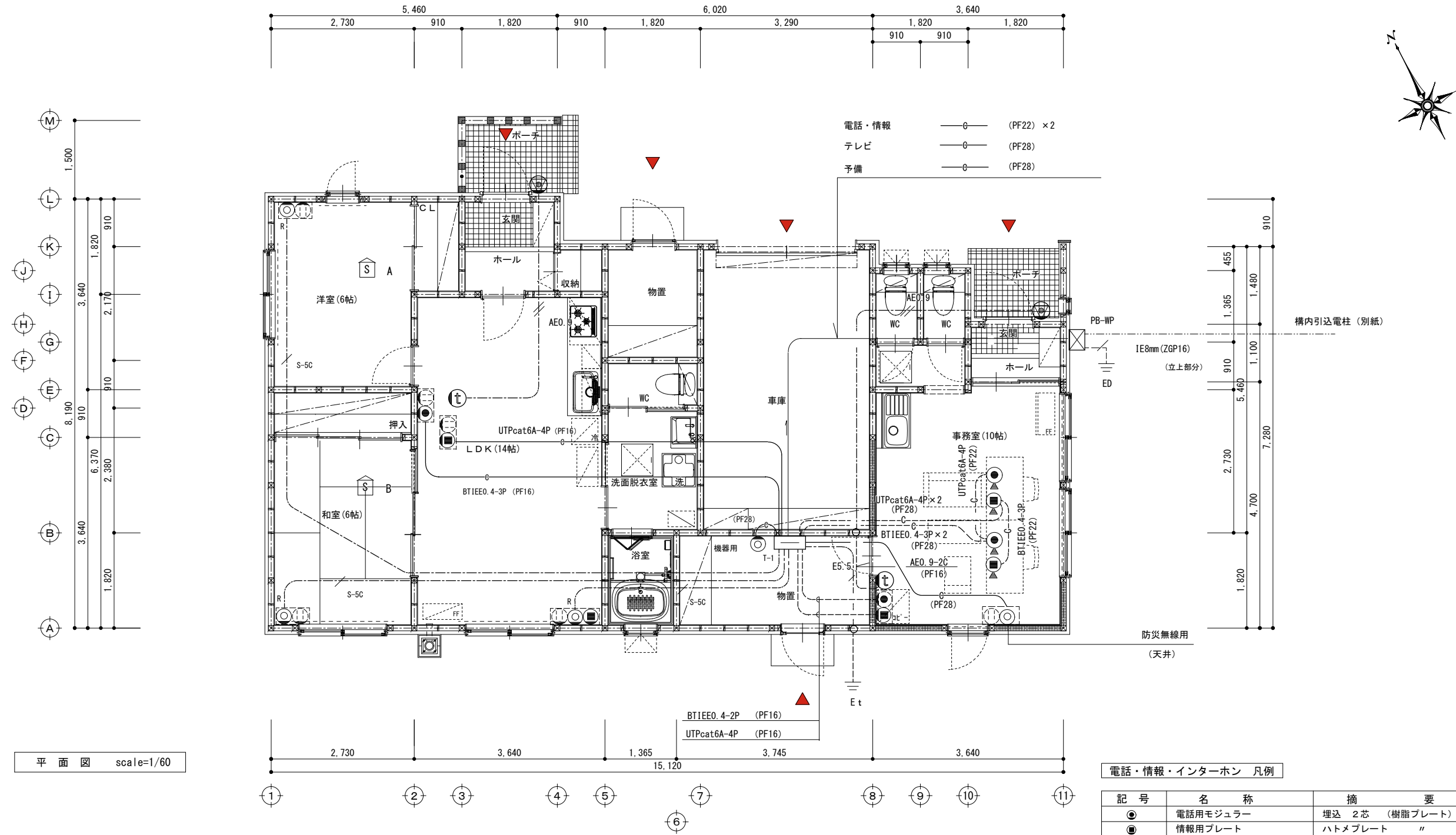
記号	名称	摘要
■	電灯分電盤	別図電灯盤結線図による
○	機器用ケーブル引出アプレート	樹脂ハトメプレート付
Ⓜ	埋込コンセント	埋込形 2P15A接地極付×1+接地タ-ミナル 樹脂プレート
Ⓜ	屋外防雨入線プレート	樹脂製
○	屋内75mm用電源ボックス	樹脂カバープレート付
≡≡	電気パネルヒーター	機械設備工事

※ コンセント(機器)は、各容量確認し施工すること。(過負荷の場合は、配線・開閉器等で対応のこと)

照明器具 参考図

A210	LED 21W	B430	LED 43.1W	C110	LED 11.6W	D590	LED 5.9W	E960	LED 9.6W	F120	LED 12W
(車庫・物置)		(事務室)		(住宅物置)		(WC・WC前)		(玄関)		(手元)	
ポリカーボネート(乳白)+アクリルコーティング 本体:亜鉛鋼板(クロムフリー・高反射白色粉体塗装) 消費電力21W、定格出力型、電圧100V 一般タイプ、3200lmタイプ (1600lm) 光源寿命40000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83		本体:鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー):ポリカーボネート(乳白) 一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型、電圧100V 光源寿命40000時間(光束維持率85%) 電源装置はライトバー側に内蔵 昼白色(5000K)、Ra83		本体:鋼板(白色粉体塗装) 消費電力11.6W、定格出力型 一般タイプ、1600lmタイプ ライトバー(カバー):ポリカーボネート(乳白) 光源寿命40000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83		プラスチックパネル乳白 アルミダイカスト(ホワイト) 器具光束440lm、消費電力5.9W、電圧100V LED寿命40,000h (光束維持率70%)		プラスチックパネル乳白 アルミダイカスト(ホワイト) 器具光束860lm、消費電力9.6W、電圧100V LED寿命40,000h (光束維持率70%)		プラスチック付、両面化粧タイプ 器具光束980lm、消費電力12W、電圧100V 昼白色(5000K)、Ra83 カバー:プラスチック(乳白) 拡散タイプ、コンセント付 LED寿命40,000h (光束維持率70%)	
G600	LED 6.0W 60形電球相当	H110	LED 11.3W	J80	LED 8.2W	K80	LED 8.2W	L70	LED 7.3W	M150	LED 150W 100形電球器具相当
(脱衣)		(和室)		(洋室)		(LDK)		(LDK)		(ポーチ)	
カバー:プラスチック(ホワイト) 器具光束530lm、消費電力6、電圧100V 天井面・壁面取付専用 電球色(2700K)、Ra83 送り用端子台付		カバー:アクリル(乳白・模様入り(一部蓄光)) 器具光束3600lm、消費電力27.6W 天井直付型、ソフトターン方式、カチットF 竿縁天井取付アダプタ対応 昼光色(6500K)、Ra83/電球色(2700K) リモコンで(100%~5%)調光、専用リモコン同梱		カバー:アクリル(乳白つや消し) 器具光束3950lm、消費電力32W 天井直付型、ソフトターン方式、カチットF 竿縁天井取付アダプタ対応 昼光色(6500K)、Ra83/電球色 リモコンで(100%~5%)調光、専用リモコン同梱		カバー:アクリル(乳白つや消し) (クローム仕上) 器具光束4299lm、消費電力32W、電圧100V 天井直付型、ソフトターン方式、カチットF 竿縁天井取付アダプタ対応 昼光色(6500K)、Ra83/電球色 リモコンで(100%~5%)調光、専用リモコン同梱		カバー:アクリル(乳白つや消し) 器具光束5499lm、消費電力36.6W 光源寿命40000時間(光束維持率70%) ソフトターン方式、カチットF、竿縁天井取付アダプタ 昼光色(6500K)、高演色Ra93/電球色 リモコンで(100%~5%)調光、専用リモコン同梱 電源ユニット内蔵、美ルック		カバー:プラスチック(ホワイト) 器具光束730lm、消費電力8.1W 防雨型、点灯照度調整機能付、段調光省エネ型 電源ユニット内蔵、拡散タイプ、PaPIRs ・明るさセンサー付 電球色(2700K)、Ra83 光源寿命40000時間(光束維持率70%)	
N600	LED 60W (100W相当)										
(外部投光器)	  架台 溶融亜鉛めっき仕上										
落下防止ワイヤー付、タイマー段階調光 防雨型、耐塩害仕様 本体:アルミダイカスト (ミディアムグレーメタリック) パネル:強化ガラス(透明) 器具光束6420lm、消費電力60W 昼白色、5000K、Ra70F配光 光源寿命60000時間(維持率70%)											

※ 機器の形状(姿図)及び寸法は、参考とする。
※ 機器仕様は同等品もしくは同等品以上とし、その機能を満たすこと。



平面図 scale=1/60

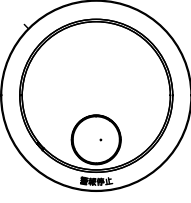
配線特記
 電話配管・配線 BTIEEO.4-2P (PF16)
 BTIEEO.4-3P (PF22)
 情報 (LAN) —C— UTPcat6A-4P (PF22)
 テレビ S-5C-FB (PF16)
 S-7C-FB (PF22)
 インターホン AE0.9-2P AE0.9-2P (PF16) 床下配線
 防災無線用予備配管 —C— (PF28)
 ※ 事務室は、壁面配線不可能に付き床面より立上げのこと。(建築と打合せのこと)
 ※ 電話・情報・テレビ受信・防災無線は、配管、配線工事のみとし他別途工事する。

電話・情報・インターホン 凡例

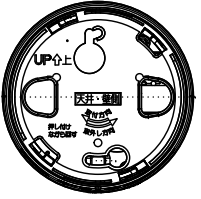
記号	名称	摘要
●	電話用モジュラー	埋込 2芯 (樹脂プレート)
●	情報用プレート	ハトメプレート "
◎	直列ユニット	埋込 端末1端子 "
⊙	複合コンセント (電話)	コンセント+モジュラーコンセント (4極2芯) コンセント・ボックス・プレートは電灯に含む
⊙	" (情報)	コンセント+LAN用ハトメ コンセント・ボックス・プレートは電灯に含む
⊙	" (テレビ)	コンセント×4+直列ユニット×2+LAN用ハトメ "
⊙	" (無線用-天井)	コンセント×2+ハトメ×1 "
⊙	端子盤 T-1	5L+2OP 端子付 TOP端子・情報機器SP U/BS増幅器(40dB)・4分配器+コンセント(2F)
⊙	接地極	14φ×1.5m 鋼覆鋼棒打込式
⊙	接地極埋設標	ステンレス製・管理者名刻記 (腐食加工)
⊙	インターホン親機	AC100V・カラーモニター付 機器参考図による
⊙	ドアホン子機	屋外カラーカメラ付 "
⊙	防火区画貫通処理材	国土交通大臣認定品 (ケーブル用・金属管処理)
⊙	屋外フルボックス	SS200×200×100 溶融亜鉛めっきWP
⊙	住宅火災警報器親機	光電式煙感知器 電池式 ワイヤレスによる運動型
⊙	" 子機	"

※ テレビ受信機器は、設置業者等と打合せの上施工すること。(受信1次側別途)

S A	光電式煙感知器露出型 (電池式・親器)	LED白色ラップ付	ワイヤレス運動式 住警第2020~3号
S B	光電式煙感知器露出型 (電池式・子器)	LED白色ラップ付	ワイヤレス運動式 住警第2020~4号



参考品番: SHK42712

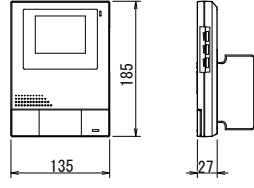


参考品番: SHK42422

注記) 照明器具・家電製品から1m以上離し取付のこと。

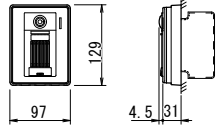
日本火災報知機工業会認定品

t	モニター付親機
---	---------



電源電圧	AC100V 50/60Hz
形状	壁取付型 (JIS1個用スイッチボックス)
材質	自己消火性樹脂
通話方式	拡声自動交互通話/プレストーク通話
モニター	3.5型TFTカラー液晶

| カメラ付玄関子機 |



電源電圧	モニター付親機から供給
形状	壁取付型 (JIS1個用スイッチボックス)
材質	自己消火性樹脂
撮像素子	1/4型カラーCMOS
通話方式	自動交互通話
備考	防雨形 (JIS C 0920 IPX3 相当)

複合コンセント 参考姿図	
(A) 居間 情報用 テレビ共同受信用	(B) 洋室 テレビ共同受信用
(C) 居間 情報用	(D) 居間 一般電話用
(E) キッチン ガス漏れ用	(F) キッチン・UT等 接地端子付
(G) クーラー・機器専用等 接地端子付	

(A) 2P15Aコンセント
テレビ直列ユニット
1端子(U/BS・CS)対応 ×2
樹脂プレート
プラグチップ LAN (情報用)
モジュラージャック8極8芯 (別途)
(樹脂製4個用スイッチボックス+絶縁セパレーター)

(B) 2P15Aコンセント
テレビ直列ユニット
1端子(U/BS)対応
樹脂プレート
(樹脂製2個用スイッチボックス+絶縁セパレーター)

(C) 2P15Aコンセント
プラグチップ LAN (情報用)
樹脂プレート
(樹脂製2個用スイッチボックス+絶縁セパレーター)

(D) 2P15Aコンセント
電話モジュラージャック4極2芯
樹脂プレート
(樹脂製2個用スイッチボックス+絶縁セパレーター)

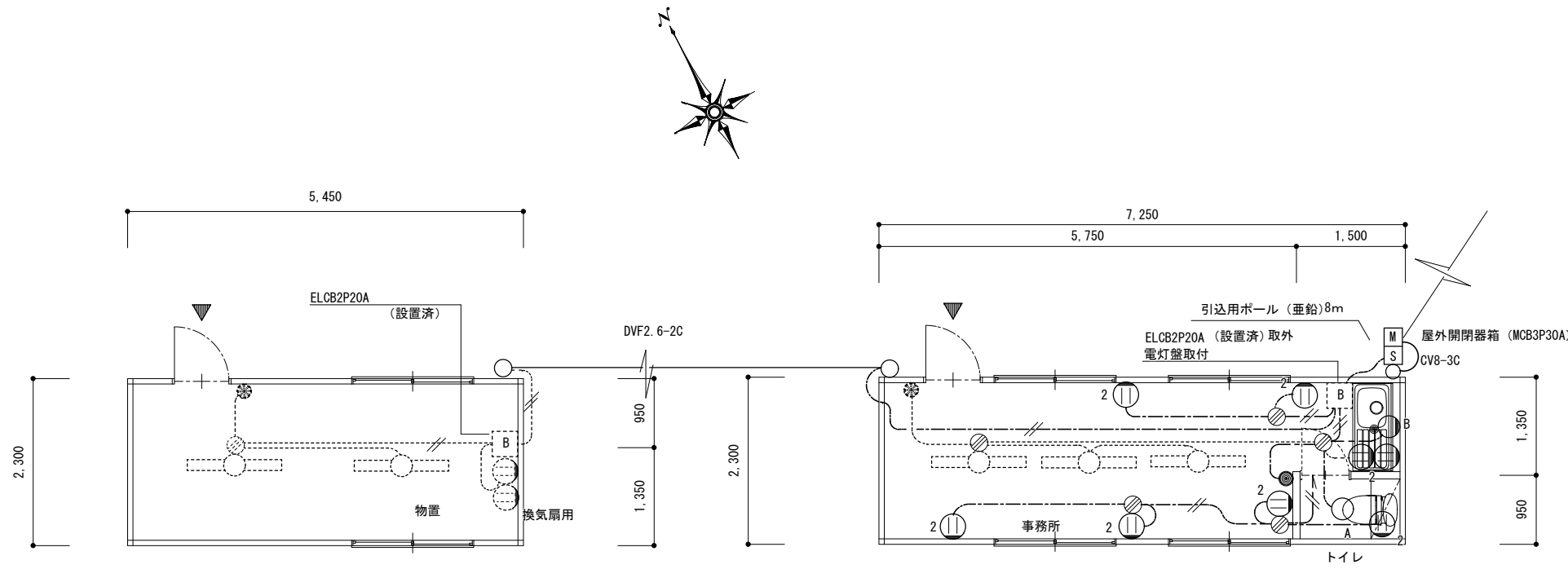
(E) 2P15Aコンセント接地極付
プラグチップ (ガス漏れ用)
2P15Aコンセント
樹脂プレート
(樹脂製2個用スイッチボックス+絶縁セパレーター)

(F) 2P15Aコンセント接地極付
樹脂プレート
(樹脂製1個用スイッチボックス・又はアウトレットボックス)

(G) 2P15Aコンセント接地極付
2P20Aコンセント接地極付 (容量による)
樹脂プレート
(樹脂製1個用スイッチボックス・又はアウトレットボックス)

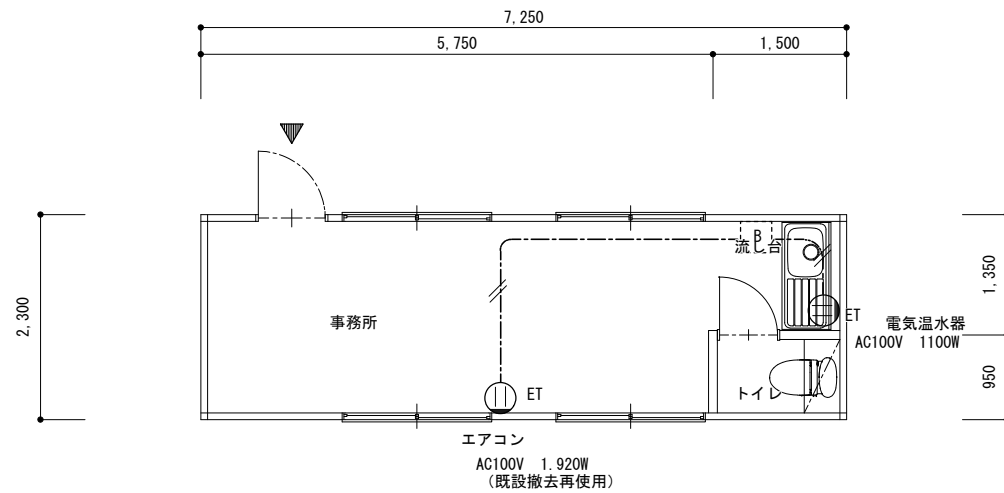
※ コンセント・ボックス・プレートは、電灯コンセント設備に含む。(弱電配線器具は、各設備に含む)

スイッチ・コンセント類は、ボックス内に防気カバー取付のこと。



仮設物置平面図 scale=1/60

仮設事務所平面図 scale=1/60



仮設事務所平面図 scale=1/60

※ 各機器に接地工事を行うこと

特記 配置等各担当者と打ち合わせのこと。

※ 電話・情報・テレビ受信は、別途工事する。

電灯分電盤 結線図

結線図	回路番号	電圧 100V	主要室名	分岐開閉器		負荷容量 (VA)	備考
				MCB50AF/20AT 2P1E	2P2E		
電灯分電盤							
AC 1φ3W210-105V							
CV 8°							
ELCB 3P 50AF/30AT							
①	○		事務室電灯		○	81	
②	○		事務室コンセント		○	500	
③	○		事務室コンセント		○	1,500	
④	○		エアコン		○	1,920	
⑤	○		電気温水器		○	1,100	
⑥	○		物置電源		○	300	
⑦	○		予備		○		
⑧	○		予備		○		
						5,400VA	

※ 埋込露出兼用型・樹脂製・扉付

照明器具 参考図

A	LED 5.9W	B	LED 12W
<p>プラスチックパネル乳白 アルミダイカスト (ホワイト) 器具光束 440lm、消費電力 5.9W LED寿命 40,000h (光速維持率 70%)</p>		<p>カバー：プラスチック (乳白) 器具光束 980lm、消費電力 12W プルスイッチ付、両面化粧タイプ 拡散タイプ、コンセント付 LED寿命 40,000h (光速維持率 70%)</p>	

配線特記

----	VVF1.6-2C	露出配線
----	VVF2.0-2C	
----	VVF1.6-3C	
----	VVF2.0-3C	
.....	点線配線・器具・配線器具は、プレハブ工事済	
.....	配線器具は、露出型とする。	
.....	プレハブ工事済との取り合いに注意して工事のこと。	

特記 ※ 配置等各担当者と打ち合わせのこと。
※ 電話・情報・テレビ受信は、別途工事する。

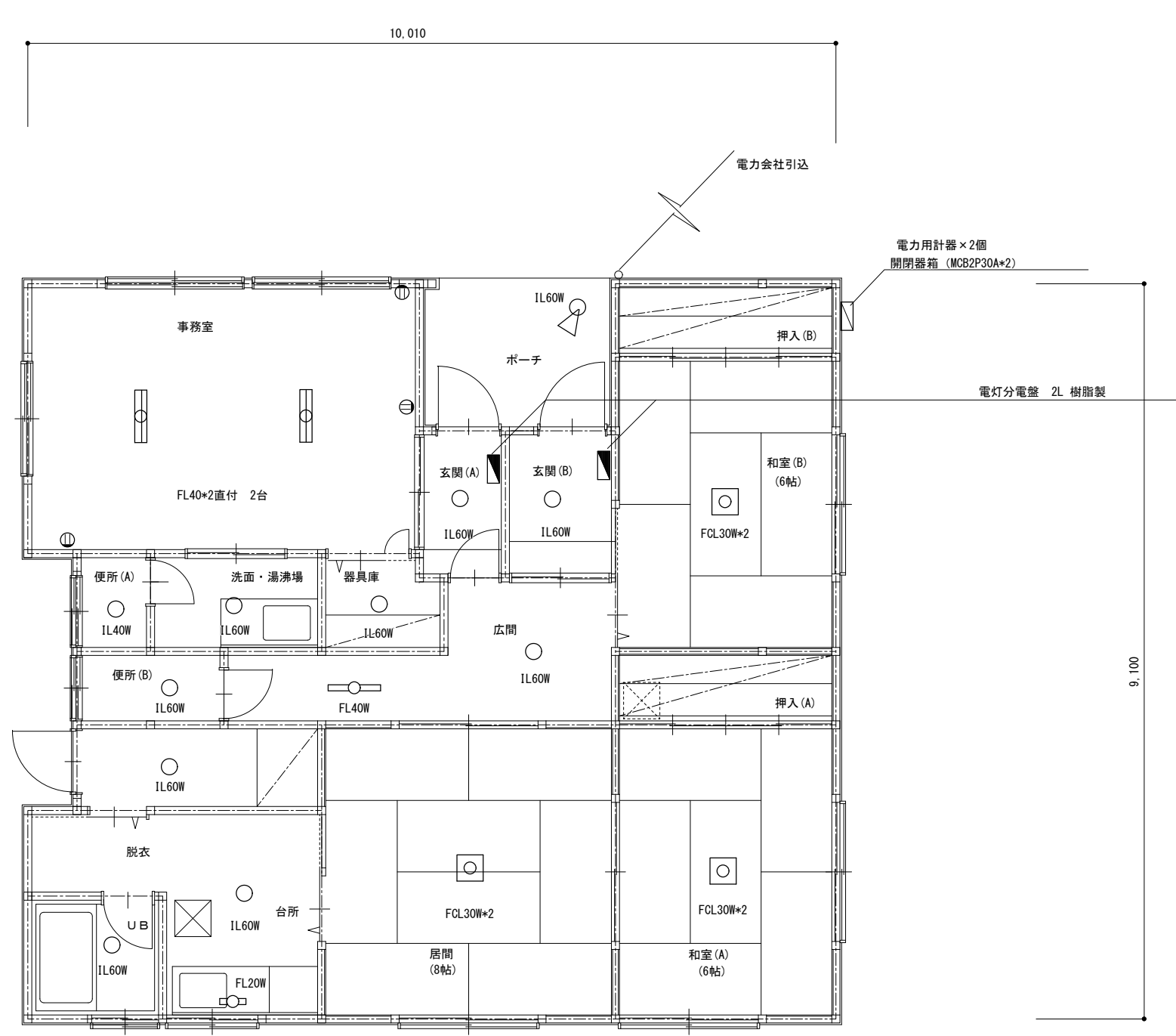


審査 審査 担当 製図
t.yamada k.yamada y.sugawara

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名 仮設事務所 (物置) 電気設備配線図

年月日 2022.12
縮尺 (A2版) 1/60

図面番号 E-10



平面図 scale=1/60

電話・テレビ・防災無線等は、各所と打合せの上工事・または、依頼すること。

特 記	 山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>y.sugawara</i>	製図 <i>y.sugawara</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 E-11
						図面名 既設事務所電気設備撤去図	縮尺 (A2版) 1/50	

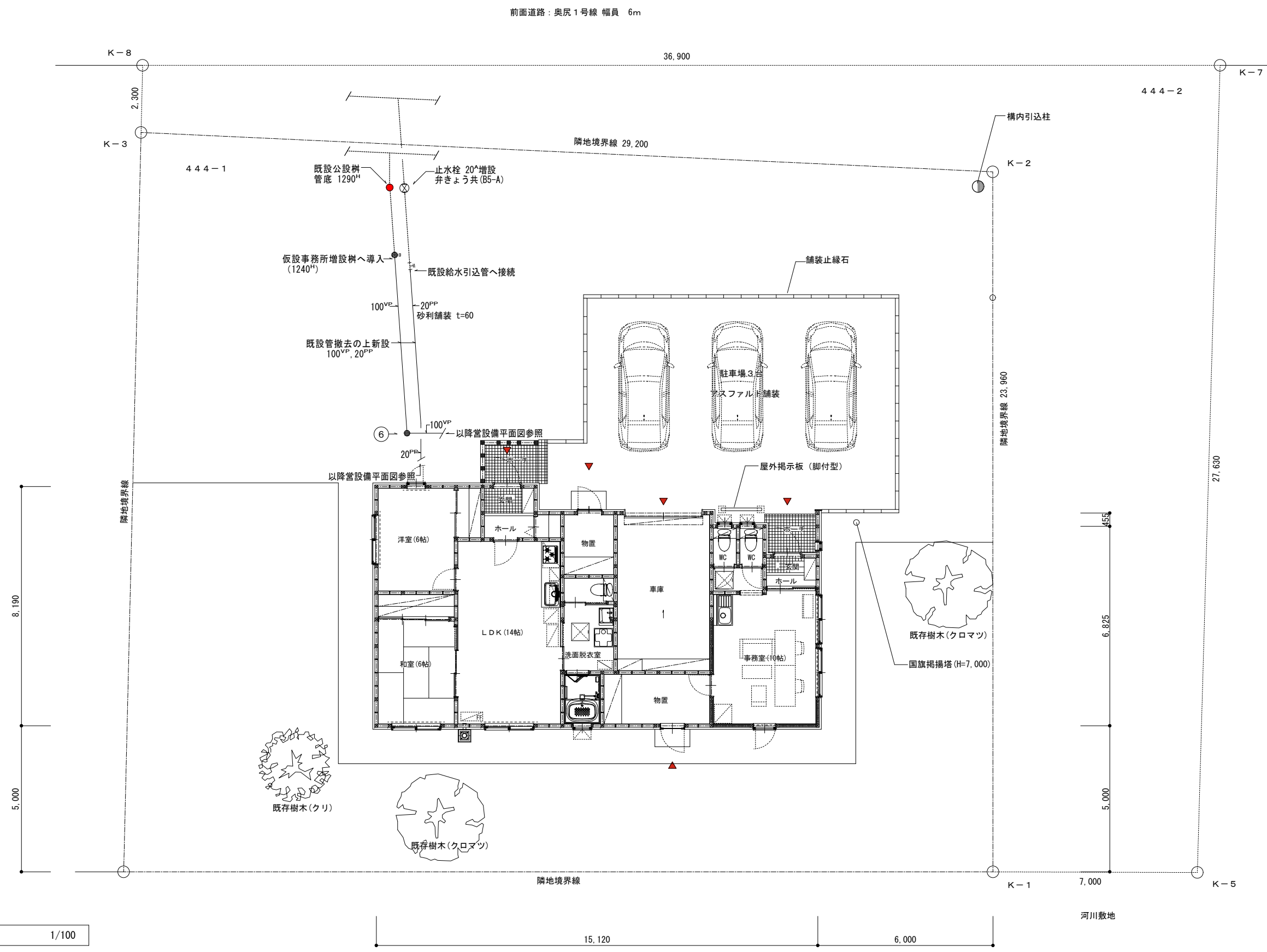
檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事 機械設備特記仕様書

I 工事概要					
① 工事場所 奥尻郡奥尻町字奥尻444					
② 建物概要					
名 称	構造種別	延べ床面積	単 位	備 考	
事務所	木造1階建	22.98	m ²		
宿 舎	木造1階建	63.76	m ²		
車 庫	木造1階建	17.96	m ²		
③ 工事項目 ※科目は●印を付したものを適用する。					
区分	設 備 名 称	摘 要			
●	給 水 設 備 工 事	一 式			
●	給 湯 設 備 工 事	一 式			
●	排 水 設 備 工 事	一 式			
○	消 火 設 備 工 事	一 式			
●	衛 生 器 具 設 備 工 事	一 式			
●	ガ ス 設 備 工 事	一 式			
●	空 調 設 備 工 事	一 式			
●	給 油 設 備 工 事	一 式			
●	換 気 設 備 工 事	一 式			
●	撤 去 設 備 工 事	一 式			
④ 施工区分 ※該当は●印とする。					
項 目 ・ 工 種	主 体	電 気	空 調	衛 生	備 考
躯体の設備配管用スリーブ、箱等及びモルタル等の充填	○	○	●	●	
上記の補強	●	○	○	○	
設備機器用天井・壁・床下地の開口及び開口補強	●	○	○	○	
設備機器用天井・壁・床下材の切込	○	○	●	●	
ルーフトレイン排水金物及び配管	○	○	○	○	
設備用天井、床点検口	●	○	○	○	
設備用機械基礎	○	○	●	●	
5. 指定部分工事 (1) 工事範囲 ()					
(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで					
6. 別途工事					
II 工事仕様					
① 共通仕様 図面及び本仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和 4年版、 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和 4年版による。					
② その他 (注) 特記事項は●印を付したものを適用する。					
項 目	特記事項				
○機 材	本仕様書メーカーリストによる。				
●工事用動力水等	本工事に必要な工事用動力、照明、用水費は請負者の負担とする。				
●試験合格証	LPガス配管の気密試験に合格したときは、試験実施者から合格証書の発行を受けて、監督員に提出すること。				
●工事写真	工程及び完成写真は、北海道建設部建築整備監修工事記録写真撮影要領による。				
●諸手続	本工事に施工に必要な官公署その他への手続は、請負者が代行し速やかに行う。				
●運送資材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び優良道産品認定表示のある資材を優先的に使用するよう努めるものとする。				
●技 能 士	(1) 技能士の適用は下記の職種とし、従事する技能士の氏名、職種及び資格の級別等を記載した書面により監督員に報告して承諾を受ける。ただし、作業の軽微なものは、監督員の承諾により省略することができる。 冷凍空調調和機器施工・建築配管・熱絶縁工事・建築板金(ダクト板金) (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級又は2級技能士の資格を有し、地域技能士会会長の発行する資格証明書を上記(1)の書面に添付する。				
●施工中の安全確保及び環境保全	請負者は共通仕様書第1編1、3、6によるほか下記に下記の事項に留意し工事現場の事故防止に努める。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底 (2) 工事現場の安全パトロールの励行 (3) 建築機械器具などの危害防止処理の徹底 (4) 公害防止に努める。				
●交通安全管理	請負者は工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、下記事項を遵守する。 (1) 着工するに当たり、できるだけ速やかに工事の交通安全管理計画を策定し監督員に提出する。なお計画の策定は資材搬入進行路線、点検態勢その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者及び管轄警察署と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2) 常に下請業者も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め管理状況を適宜監督員に報告する。 (3) 工事に関連して交通事故(軽微なものは除く)が発生したときは速やかに監督員に報告する。 (4) 運送には、適法業者を選定するなどして過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5) 地域の社団法人北海道ダンパー協会加入車両を優先使用する。				
●完成図の提出	工事が完了したときは完成図を作成し監督員に提出する。詳しくは監督員の指示による。 ○完成図製本版(位置図・配置図・平面図)他) 3部 ○完成図のキャドデータ ○設計図を製本したもの1部				
●保全に関する資料等	(1) 保守に関する指導案内書(機器取扱説明書を含む) 各設備の機能が十分発揮しうるよう主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 (2) 機器性能試験成績表 各機器の性能、作動試験等を記載したものとする。 (3) 官公署届出書類				

項 目	特記事項
●発生材の処理	引渡しを要する場合：引渡しを要する範囲は下記により、監督員の指示する方法及び位置に堆積・整理し所定の発生材報告書により監督員に報告する。 建築工事に一括処分とする。
○産業廃棄物の処理	○再利用する場合 施工者は、建設副産物の処理に当たって「建設副産物適正処理推進要領」を厳守して行わなければならない。 再生資源化施設への搬出(搬出を行った後、監督員に報告する) 種類： 受入先 (k.m) 住所 () 種類： 受入先 (k.m) 住所 () ○廃棄する場合 建築廃棄物の処理は下記の通りとし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い適切に処理する。 建築工事に処分 再利用できない建築廃棄物を種類ごとに記載すること。 (例) コンクリートくず、金属くず、廃プラスチックくず等 建築廃棄物の収集・運搬は、建築廃棄物処理業の許可を受けたものとする。 ○自主施工期間中の施工条件 自主施工期間中は低時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種についてはこれを積極的に活用できる。但し支障の起こす恐れのある下記の工種については、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。 コンクリート、屋外防水、タイル、左官、塗装、緑化工事 その他これに類する工事。
●季節労働者などの雇用	工事施工に際しては職業安定機関と密接な連携を図り季節労働者などの雇用の拡大に努める。
●下請業者等への支払の適正化	下請業者及び資材業者に対する支払については現金払いとし、止むを得ず手形払いとするときは当該手形期間を短くするよう努める。
●火災保険等	着工から完成引渡しまでの間を契約金額に相当する保険に加入するものとする。
●災害及び公害の防止	請負者は、特に下記事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生が恐れがある場合の処置については監督員と協議する。
●工事環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。
●工事標識	請負者は着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を提示する。
1. 公共事業	(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合 請負者は調査表等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 (2) 調査表等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負者がなった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等の提出が行えるよう請負者は労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。 (4) 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係わる二次の下請負人を含む)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 請負者は、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出しなければならない。 (対象工事：請負代金額2,500万円以上の全工事) 同センターへの提出期限は、下記のとおりとする。 (1) 受注者登録データの提出期間は、契約締結後10日以内とする。 (2) 完了者登録データの提出期間は、業務完了後10日以内とする。 (3) なお、施工中に、受注者登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。 建設法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。
2. 工事実績データの作成登録	
3. 施工体制台帳の整備	
項 目	仕 様
●①方 式	水道方式 ●直結方式 ○加圧給水方式 ○高層タンク方式 ○井水方式
●②屋 外 配 管	イ. 施工内容 ●既設配水管増設 ○配水管新設(○負担金 ○専用) ●借受品 ○購入(水道管理者指定品) ○その他(既設品)
●③量 水 器	●水道管理者指定品 ●図内規格品 ○既設品
●④量 水 器 樹	●埋設深度(800H) mm以上
●⑤埋 設 管	屋外地中埋設は埋設シートを施工
●⑥そ の 他	
●①給 湯 方 式	○給湯専用温水機 ○暖房併設温水機 ○貯湯タンク ○熱交換器 ●石油給湯機 ●電気温水器(○瞬間式 ●貯湯式) ○ミキシング装置 ○その他()
●②配 管 方 式	○循環 ●単管
●③伸 縮 継 手	○ペローズ継手 ○フレキシブル継手 ○その他()
●④そ の 他	

項 目	仕 様
●①排 水 方 式	●自然流下 ○強制排水()
●②系 統	イ. 屋内排水(汚水、雨水) ●分流 ○合流 ロ. 屋外排水(汚水、雨水) ●分流 ○合流
●③導 入 先	イ. 汚 水 ○公共下水道 ●公設樹 ロ. し 尿 ○公共下水道 ●公設樹 ハ. 雑排水 ○公共下水道 ●公設樹 ニ. 雨 水 ○公共雨水樹 ○既設敷地内雨水樹 ホ. ○その他() ○その他() イ. インバート樹 ●塩ビ製(市販品) ○市販コンクリート管 ○ポンプ槽 ロ. 泥 溜 樹 ○塩ビ製(市販品) ○市販コンクリート樹 ○人孔樹(雨水樹) ハ. 蓋 ●鉄製(○2T ●8T ○グレーチング ○MHA ●塩ビ製(防臭型) ○コンクリート製
●④排 水 樹	●図内指示(参考)による。
●⑤口 径 ・ 高 さ	
●⑥そ の 他	
○1. 消 火 設 備	○屋内消火栓(○1号 ○2号) ○スプリンクラー消火 ○屋外消火栓 ○パッケージ型消火設備
○2. 方 式	○揚水加圧(既設屋内消火栓ポンプ) ○その他()
○3. 屋 内 消 火 栓	○箱、別添製作図提出(監督員承認) ●箱(既設品) ○その他()
○4. そ の 他	
●①種 類	○都市ガス ●液化石油ガス ○その他()
●②機 材	●図内機器表による
●③施 工	○都市ガス : ガス事業者の責任施工とする。 ●液化石油ガス: 共通仕様書第6編第3章による。 ○有(警報器) ○無 ●緊急遮断(マイコンメーター遮断)
●④ガ ス 漏 れ 警 報 設 備	
●⑤そ の 他	
●①器 具 及 び 附 属 機 器	●図内器具表による。
●②そ の 他	
●①方 式	イ. 種別 ○温水方式 ○蒸気方式 ○温風方式 ○輻射方式 ●電気 ○冷温水方式 ●エアコン() ○GHP方式 ○EHP方式 ○その他() ロ. システム ●個別方式 ○マルチ方式 ○その他() イ. 種別 ○灯油 ○重油() ○ガス() ●電気 ●電気 イ. 種別 ○パネルヒーター ○ファンコンベクター ○銅鉄製放熱器 ○コンベクター() ●電気パネルヒーター ○番熱暖房器 ○床暖房() ●エアコン ○ファンコイルユニット ○温風暖房機(F/F式) ○その他() ○遠赤外線暖房機
●②熱 源	
●③放 熱 器	
●④そ の 他	
●①方 式	イ. 種別 ●ダクト式機械換気 ○壁用換気扇() ●天井換気扇 ○その他()
●②風 導	イ. 方式 ●低速 ○高速 ○その他() ロ. 工法 ○アングル ○共板 ○その他()
●③吹 出 ・ 吸 込 口	イ. 種別 ●鋼板製 ●アルミ製 ○その他() イ. 種別 ●アルミ製アルミマイト仕上 ○その他() ロ. 工法 ○チャンパー・ホッパーには排水を設ける
●④外 気 ガ ラ リ	イ. 材質 ○ステンレス鋼板製() ○ステンレス防虫網() ○その他(プラスチック)
●⑤防 雪 フ ード	ロ. 板厚 ○(mm)
●⑥防 露	イ. 施工箇所 外壁より1.5mまでの換気ダクト、給気ダクトはすべて
●⑦そ の 他	
●①オ イ ル タ ン ク	●地上タンク ●市販品 ○製作
●②機 器 ・ 機 材 類	●「危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示」によるほか 所轄消防署が承認したもの。
●③そ の 他	

項 目	仕 様
●①撤 去 配 管	管 種 規 格 用 途 水道用ポリエチレン管 P e 水抜栓までの埋設給水配管 ステンレス鋼管 S U 水抜栓以降器具までの給水配管給湯配管 配管用炭素鋼管(白) S U プロパンガス配管 硬質塩化ビニル管 V P 屋内排水配管(屋外第一樹まで)通気配管・空調用ドレン配管 耐火二層管 T P 1階床上以降排水 冷媒配管用被覆銅管 φ 空調用冷暖房配管
●②井 類	JIS10kgf/cm ² とする。但し、特記部分はJIS5kgf/cm ² とする。
●③保 温 ・ 防 露	共通仕様書第2編3.1.4及び5のうち断熱材及び外装材は次による。 イ. 配管: 保温(給水管・給湯管) 断熱材 ●GW(給水管・給湯管) ○RW ○PF 外装材 イ) 屋内露出 ●合成樹脂製カパー ○アルミガラスクロス ○その他 ロ) 機械室・倉庫・工場 ●アルミガラスクロス ○綿布 ○その他() ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空腔壁中 ●アルミガラスクロス ○その他() ニ) 床下・暗渠内 ●着色アルミガラスクロス 注: 給水管にはポリエチレンフィルムを巻いて施工すること。(冷水ヘッダー、冷水ヘッダー、冷水タンク、冷水タンク蒸気ヘッダー、温水ヘッダー、熱交換器、温水タンク膨張タンク)
●断 熱 材	○GW (○32k ○40k) ○RW ○その他() ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム板 ○その他(ALGC)
●外 装 材	○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム板 ○その他(アルミガラスクロス)
●ハ. 煙 道 ・ 排 気 ダ ク ト	断熱材 ●RW ○その他() 外装材 ○カラー亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム板 ○その他(アルミガラスクロス)
●イ. 保 温 上	●調査ポイント仕上、但し煙道、ヘッダー上は耐熱塗装とする。 ○アルミニウムペイント仕上 ○調査ポイント仕上
●ロ. 埋 設	○ベトログラム系防水テープ(○土中 ○コンクリート内) ○プチルゴム系防水テープ(○土中 ○コンクリート内) ●プラスチックテープ(●土中 ○コンクリート内) ○防食ビニールテープ(○土中 ○コンクリート内) ○埋設表示テープ()
●5. 配 管 洗 浄	○給水管 ○給湯管 監督員の承認した方法による。
●①穴 埋 補 修	穴埋補修は無収縮モルタルで補修する(無収縮セメント10wtとし、デンカCSA、日本セメント、小野田セメント製とする。) ビット内及び床下は被覆全ネジ又は丸鋼とし9φ以上とする。 貫通部分は紙製又は鉄板製を使用し外壁の地中部分等水密を要する部分はつば付鋼管を使用する。 但し、給湯管は紙製撤去後鉄板スリーブを使用して穴埋を行う。
●②吊 ボ ル ト	
●③ス リ ー プ	機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋
●4. コ ン ク リ ー ト 強 度	強 度 ○16N/mm ² ○18N/mm ² ○21N/mm ² ス ラ ン プ c m c m c m 施 工 箇 所
●鉄 筋 類 別	異形鉄筋 ○SD295 ○SD345 ○SD390 ○A 種 ○B 種
●補 強 筋	壁開口部 ○基準配筋による ○構造図面による 床開口部 ○基準配筋による ○構造図面による その他 ○基準配筋による ○構造図面による
●⑤断 熱 イ ン サ ー ト	断熱材使用箇所におけるインサートは、断熱インサートとする。
●⑥そ の 他	



配置図 1/100

特 記		山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>	審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>t.nishioka</i>	製図 <i>t.nishioka</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 M-02
						図面名 配置図	縮尺 (A2版) 1/100		

衛生設備器具

器具名称	規格・仕様	室名・場所	住宅全体				事務室全体			合計	備考
			W	脱	居	浴	W	事			
			C	衣	間	室	C	室			
洋風大便器	床置床排水大便器、手洗付密結タンク（SH233BA同等品）、洗浄便座（TCF4713AKR同等品）		1					2		3	
	柵付二連紙巻器（YH600FMR同等品）、床給水、電源：単相100V×410W										
洗濯機パン	640サイズ（PWP640N2W同等品）、PP樹脂製		1							1	
洗面化粧台	間口600mm（LDSFL060BAGGS1同等品）、寒冷地用、化粧鏡（LMFL060A1GEC1G同等品）、床給水、床排水		1							1	
混合水栓	台付シングル混合水栓（TKS05303J同等品）、寒冷地用、吐出：泡沫・シャワー			1						1	
混合水栓	壁付シングル混合水栓（TKS05312J同等品）、一般地・寒冷地供用							1		1	
シャワー金具	ユニットバス付属品、配管接続は本工事										

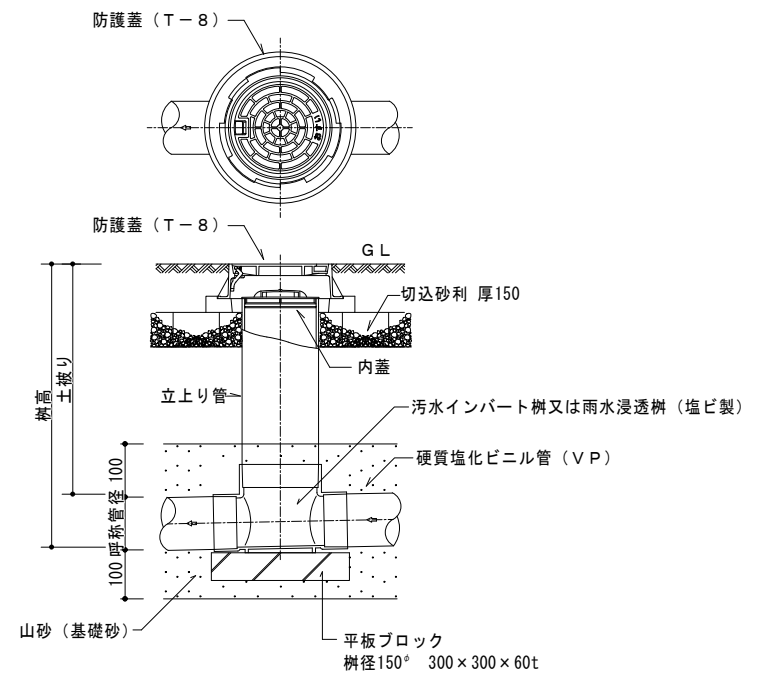
衛生設備機器表

記号	器具名称	規格・仕様	数量	備考
EB-1	電気温水器	貯湯量12 ^ℓ （REKB12A12同等品）、据置型、先止め式、減圧弁・逃し弁内蔵、停電補償機能付、連結管（L=600）×2 電源：単相100V、消費電力：1.1kW	1	
OB-1	石油給湯機	屋内壁掛形（OTQ-G3706WFF-RC同等品）、追い焚付、直圧式、強制給排気式（FF）、薄形給排気筒セット、配管カバー、リモコン 給湯能力：37.2kW（32,000kcal/h）、ふろ：19,000kcal/h、電源：単相100V×980W（点火時）・60W（燃焼時） 風呂リモコン、台所リモコン（本体取付）、循環アダプター、追いだき配管用10°ペアチューブ 給排気管部材：90°曲り×3・アジャスター管250～350×2・480～820×2・805～1420×2 給気管防露：GW25t+アルミガラスクロス 排気管断熱：RW25t+アルミガラスクロス	1	

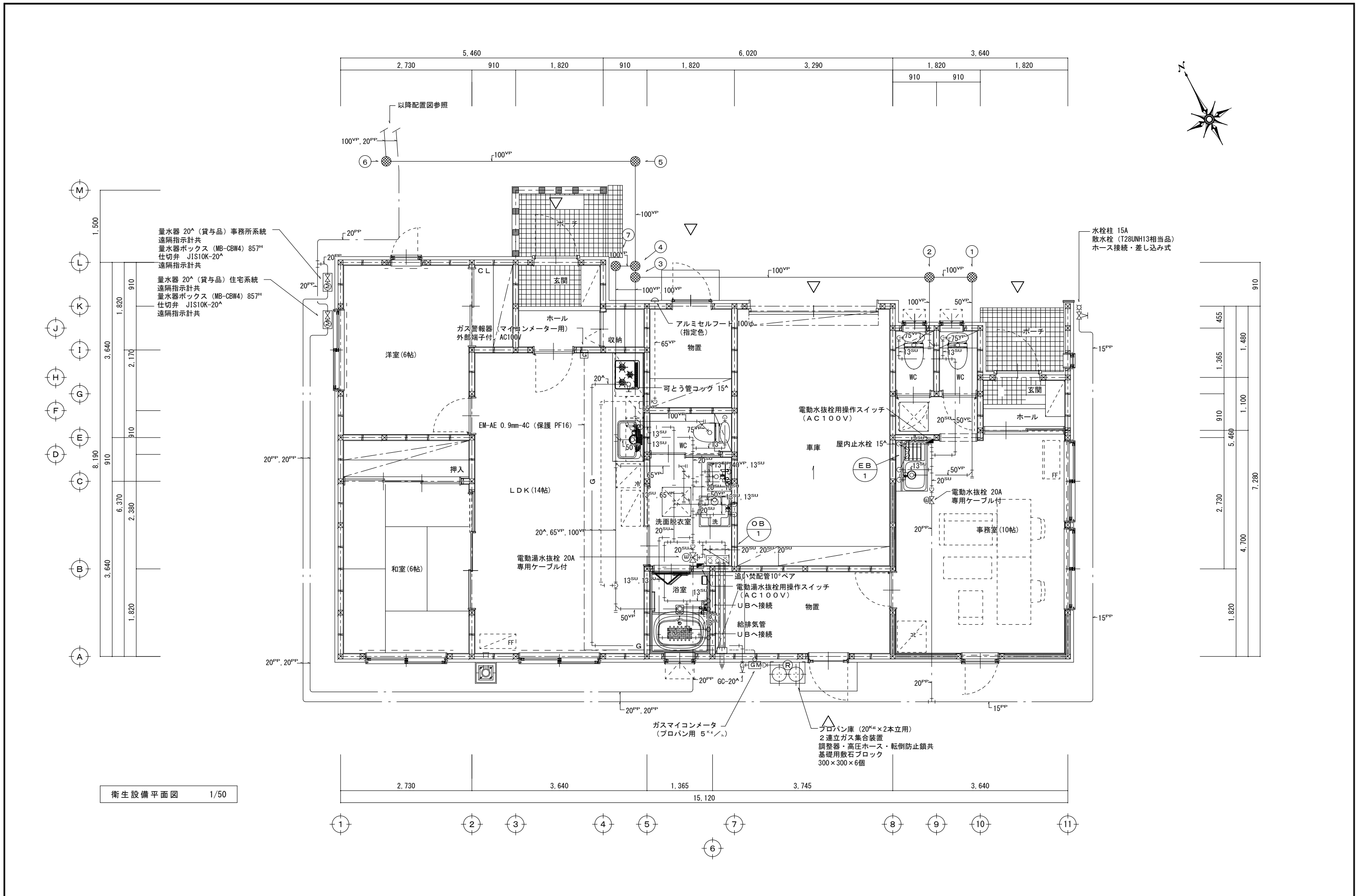
汚水・雑排水樹

樹番号	型式	管路径	樹径	管底	蓋仕様
①	90°L	100	150	930	T-8蓋
②	90°L	100	150	960	T-8蓋
③	90°L	100	150	1030	T-8蓋
④	90°Y	100	150	1060	T-8蓋
⑤	90°Y	100	150	1110	T-8蓋
⑥	90°L	100	150	1175	T-8蓋
以降既設樹へ導入（1240H）して公設樹へ放流					
⑦	90°L	100	150	1030	T-2蓋
以降④樹へ導入					

樹：塩ビ製樹
蓋：T-2蓋
蓋：T-8蓋
蓋：T-25蓋



塩ビ製樹 平面・断面図

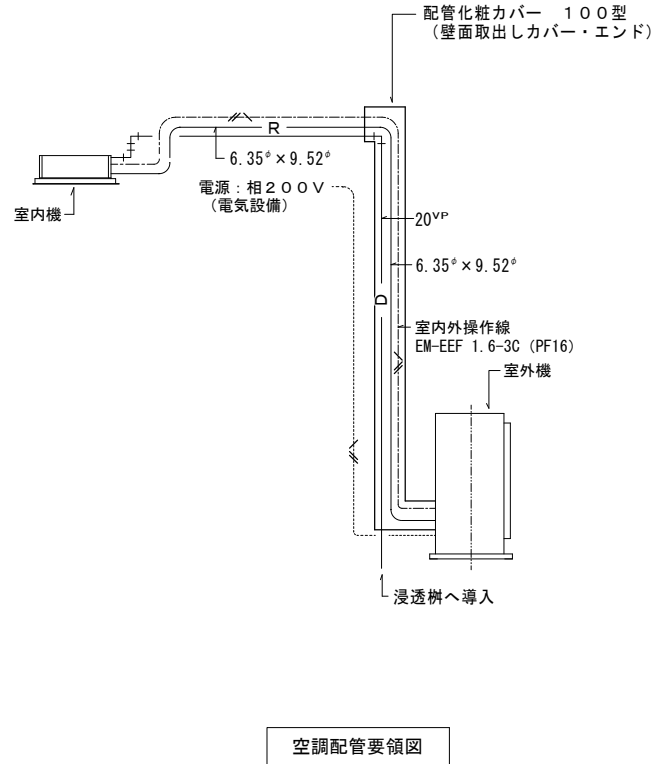
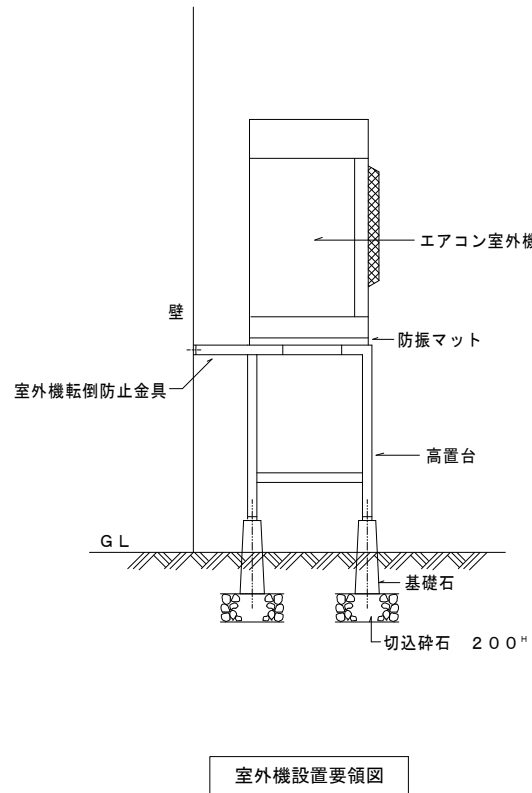


衛生設備平面図 1/50

特 記	 山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>			審査 <i>tyamada</i>	審査 <i>kyamada</i>	担当 <i>t.nishitaka</i>	製図 <i>t.nishitaka</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事 図面名 衛生設備平面図	年月日 2022.12 縮尺 (A2版) 1/50	図面番号 M-O 4

空調・給油設備機器表

記号	器具名称	規格・仕様	電源			数量	備考
			相(φ)	電圧(V)	容量(KW)(W)		
AC-1	エアコン	住宅用エアコン、1方向天井カセット形、寒冷地仕様、化粧グリル、リモコン、ドレンアップ機能付、基礎石×4、高脚置台(塩害地用・MAX903")、室外機転倒防止金具、室外機吹出グリル(縦方向) 冷房能力: 5.0 ^{KW} 、暖房能力: 6.3 ^{KW} 、液管6.35°×ガス管9.52°、ドレン口径20 ^{VP} 、リモコンホルダー、室外機側電源直結、室内外渡り配線共	1	200	2.130 ^W	1	セット: CS-UB502GC2/S 同等品
EHP-1	電気パネルヒーター	ステンレス製、壁掛形、暖房能力: 215 ^{Kcal/h} 、サーモ内蔵、ブラケット	1	200	0.25 ^{KW}	3	NXS-250 同等品
OH-1	FF式石油暖房機	ビルトイン形、防火性能認証品、暖房出力: 6,370~2,610 ^{Kcal/h} 、灯油焚、燃料消費量: 0.825~0.340 ^{L/h} 、給排気管60φ、薄型給排気筒、背面カバー、給排気筒保護ガード タンク別置式、本体寸法: 高さ594×幅800×奥行349、質量: 40 ^{Kg}	1	100	119 ^W	1	FF-7000BF B 同等品
TO-1	灯油ホームタンク	490 ^L 型、鋼板製、ストレーナー共、基礎石共、少量危険物看板共 消火器: 10型・ABC粉末、屋外消火器ボックス: ステンレス製10型1本用				2	



特記

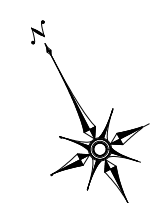
山田総合設計(株)
一級建築士登録 第135957号 山田俊幸

審査 審査 担当 製図
yamada kyamada t.nishioka

工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事
図面名 空調設備機器表

年月日 2022.12
縮尺 (A2版) NOSCALE

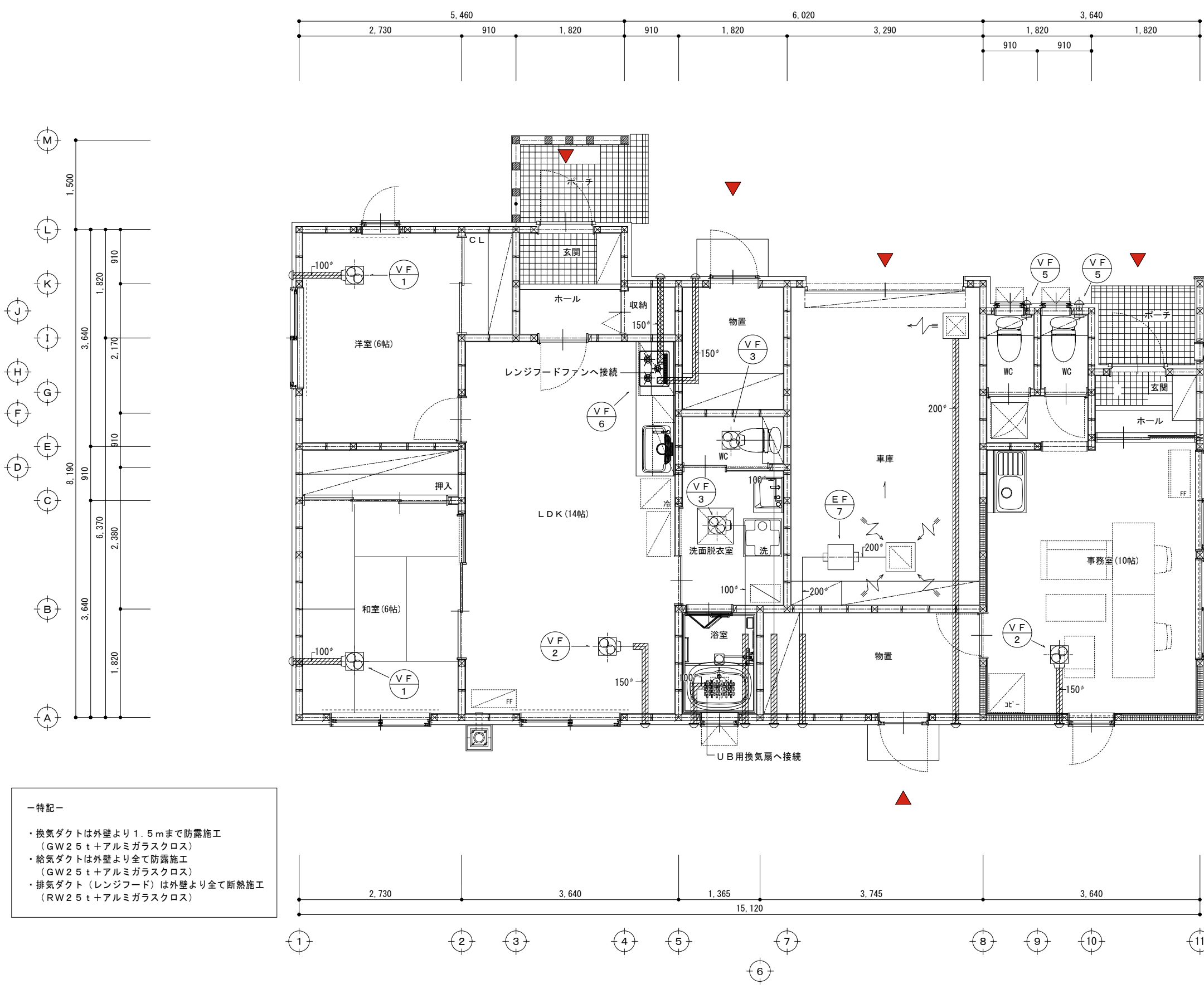
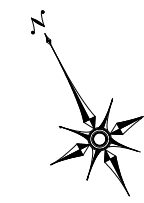
図面番号 M-05



空調・給油設備平面図 1/50

—特記—

記号	名称
---	渡り配線
---	線種
---	EM-EFF 1.6-3C (冷媒配管に共巻)

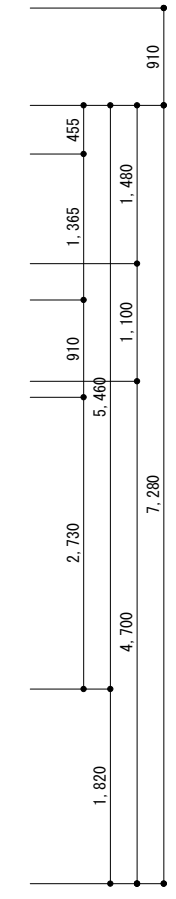


車庫

薄型給排気グリル (消音タイプ)
200°用
Q=450 ^{CMH}
FY-BGS08 相当品 × 2

水切り付薄型アルミセルフフード

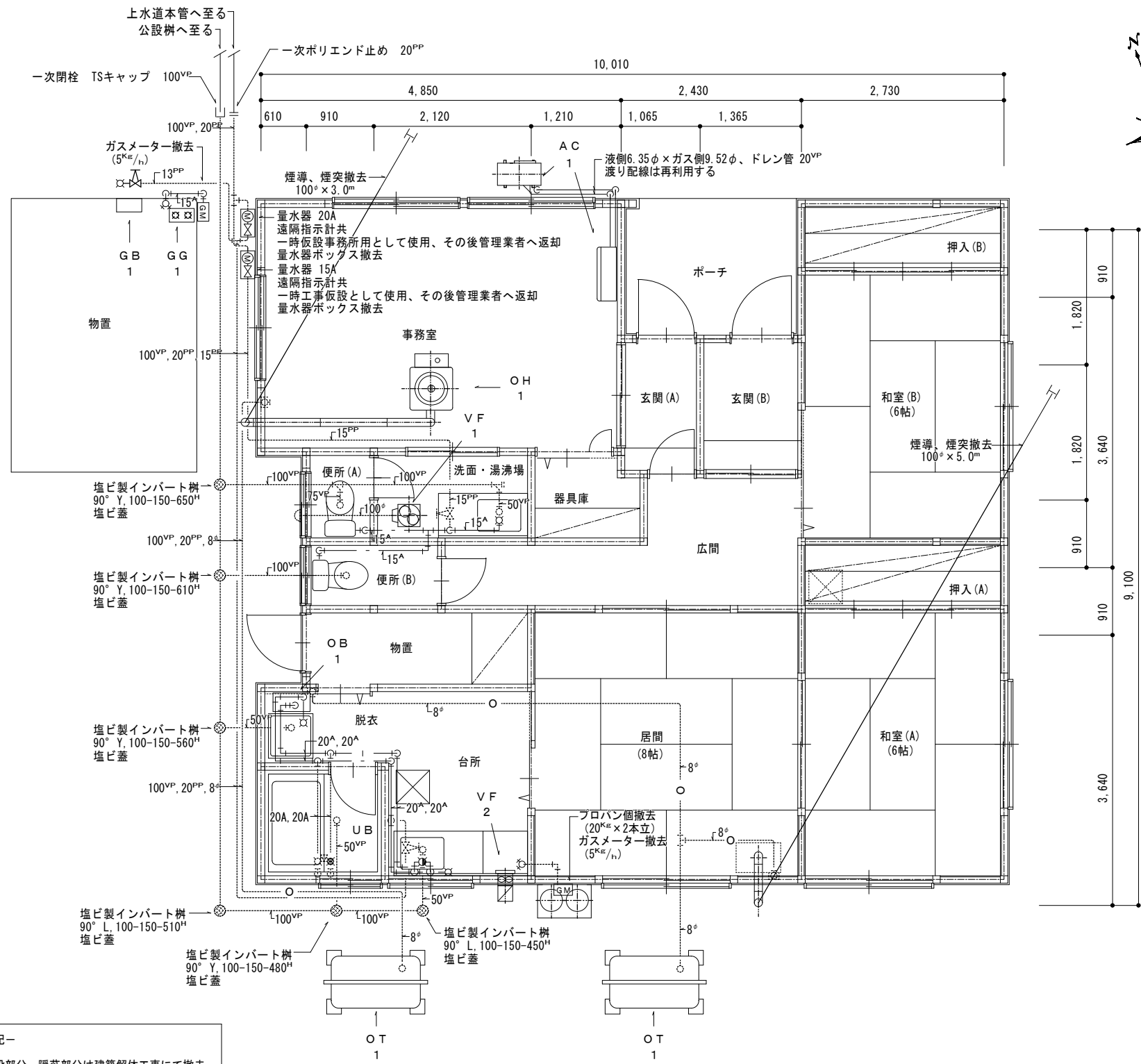
100°	指定色・防虫網付	9個
150°	指定色・防虫網付	3個
200°	指定色・防虫網付	2個



—特記—

- ・換気ダクトは外壁より1.5mまで防露施工 (GW25t+アルミガラスクロス)
- ・給気ダクトは外壁より全て防露施工 (GW25t+アルミガラスクロス)
- ・排気ダクト (レンジフード) は外壁より全て断熱施工 (RW25t+アルミガラスクロス)

換気設備平面図 1/50



撤去機器一覧表

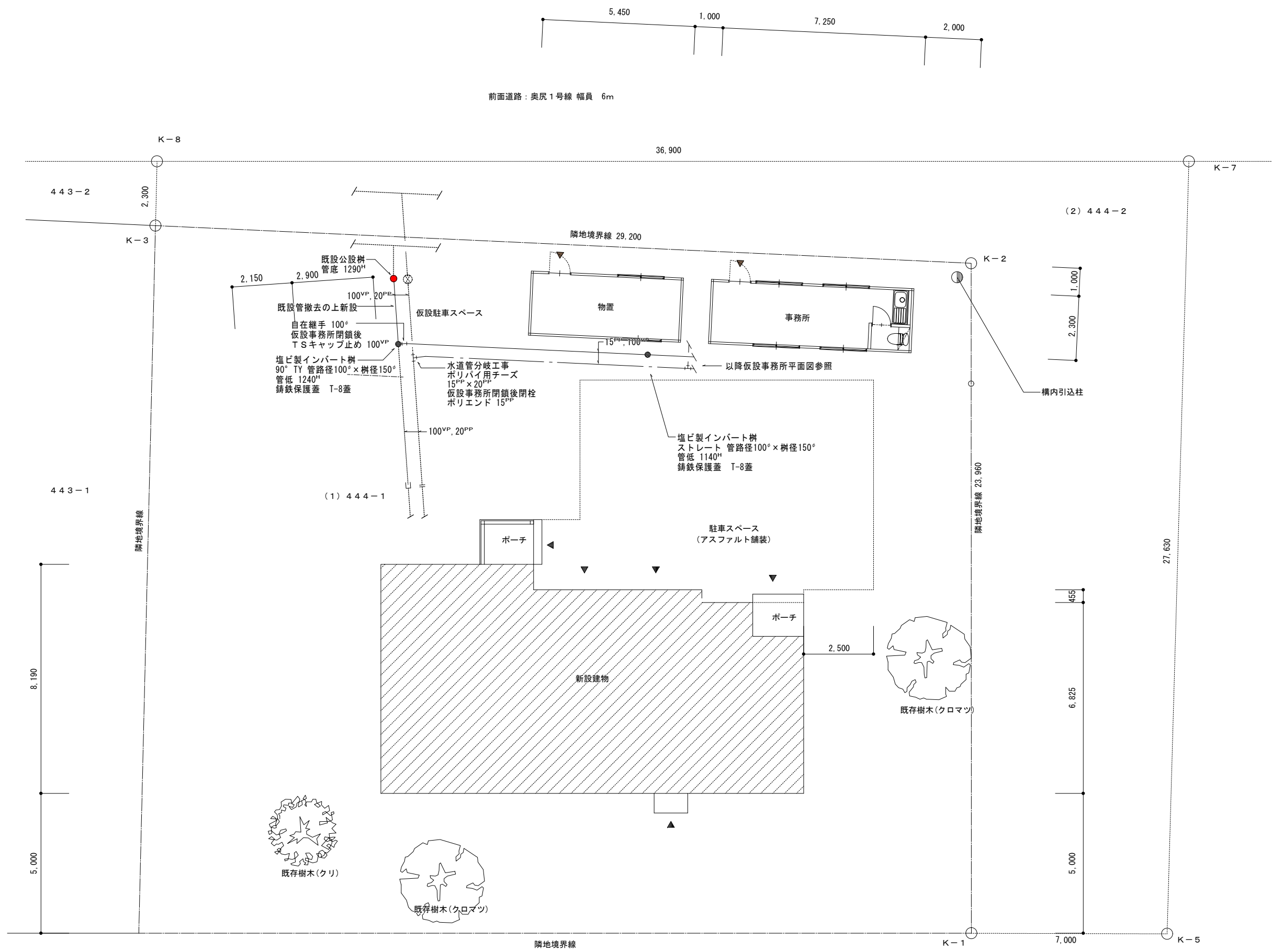
記号	機器名称	撤去後	機器仕様	台数
AC-1	ルームエアコン	再使用する	住宅用エアコン、壁掛形	1
			冷房能力：2.8 ^{kW} 、暖房能力：3.6 ^{kW}	
			電源：単相100V×1920W 冷媒ガス回収、仮設事務所へ再取付	
OH-1	石油ストーブ	再使用しない	煙突式、丸型、煙導煙突共	1
			暖房能力：10.9 ^{kW}	
OB-1	石油給湯機	再使用しない	強制給排気式、床置形	1
			給排気管トップ共、給湯能力：38.4 ^{kW}	
OT-1	灯油タンク	再使用しない	490形、残油抜き取り（納入業者へ依頼）	2
GB-1	ガス湯沸し器	再使用しない	壁掛け形、先止め5号、自然排気式	1
GG-1	ガスコンロ	再使用しない	二口ガスコンロ、焼き魚グリル付	1
VF-1	天井換気扇	再使用しない	接続口径150°	1
VF-2	壁換気扇	再使用しない	羽根径200°	1

撤去器具一覧表

器具名称	撤去後	器具仕様	台数	設置場所
洋風大便器	再使用しない	腰掛け式、手洗い付タンク、暖房便座、紙巻器	2	便所A
				便所B
洗濯機パン	再使用しない	樹脂製、800×640	1	脱衣
混合水栓	再使用しない	2ハンドル式	1	台所
胴長水栓	再使用しない	13φ、撤去再使用しない	1	洗面湯沸
横水栓	再使用しない	13φ	3	屋外、脱衣
				台所
ガスヒューズ栓	再使用しない	二口、15A×10×10	2	車庫、台所

—特記—
 ①埋設部分、隠蔽部分は建築解体工事にて撤去
 ②破線部分は建築解体工事にて撤去
 ③実線部分の機器、配管は機械設備にて撤去
 ④給水管、給湯管の保温は分別処分とする。

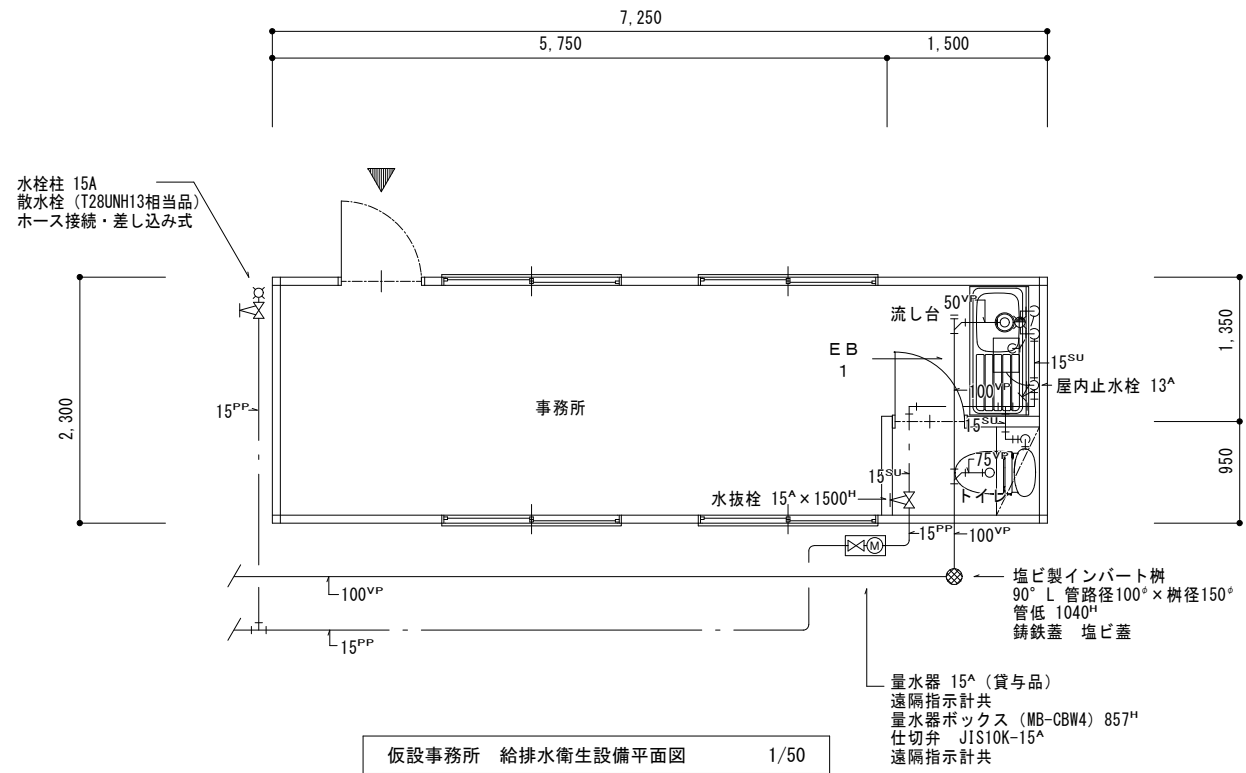
既設設備撤去平面図 1/50



—特記—
 ・仮設事務所閉鎖後、増設樹以外のすべての設備を撤去する。

仮設事務所給水排水引込工事 1/100

特 記	山田総合設計(株) <small>一級建築士登録 第135957号 山田俊幸</small>			審査 <i>t.yamada</i>	審査 <i>k.yamada</i>	担当 <i>t.nishioka</i>	製図 <i>t.nishioka</i>	工事名 檜山森林管理署奥尻森林事務所新築工事	年月日 2022.12	図面番号 M-10
				図面名 仮設事務所給水排水引込工事				縮尺 (A2版) 1/100		

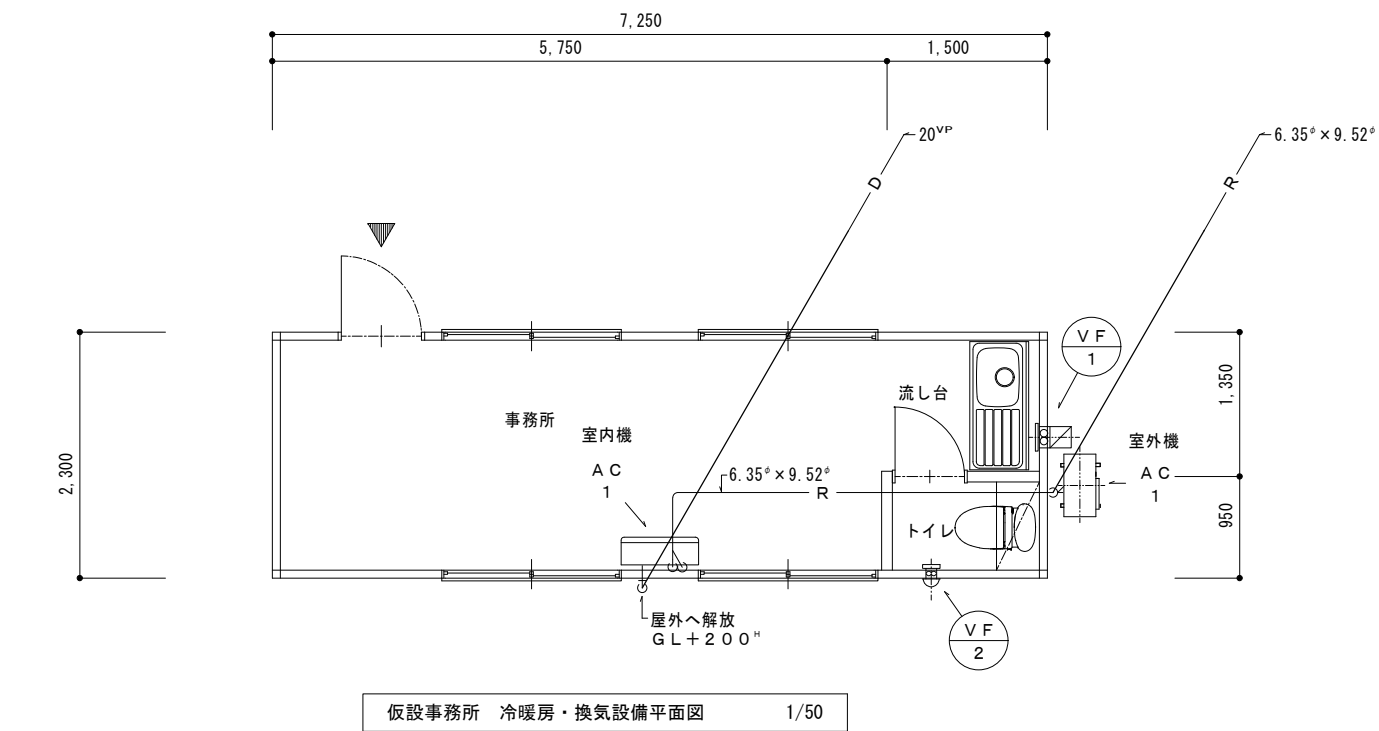


衛生設備器具

器具名称	規格・仕様	規格・仕様	合計	備考
洋風大便器	床置床排水大便器 (CS232BM同等品)、手洗付密結タンク (SH233BA同等品)		1	
	洗浄便座 (TCF6623同等品)			
	棚付二連紙巻器 (YH600FMR同等品)、床給水、電源: 単相100V × 410W			
混合水栓	壁付シングル混合水栓 (TKS05303J同等品)、寒冷地供用		1	

衛生設備機器表

記号	器具名称	規格・仕様	合計	備考
EB-1	電気温水器	貯湯量6 ^L (REW06A1BH同等品)、据置型、先止め式、減圧弁・逃し弁内蔵 停電補償機能付、連結管 (L=600) × 2 電源: 単相100V、消費電力: 1.1 ^{KW}	1	



空調・換気設備機器表

記号	器具名称	規格・仕様	電源			合計	備考
			相 (φ)	電圧 (V)	容量 (KW) (W)		
AC-1	エアコン	既設品再取付、壁掛け形、基礎石新設 × 4、塩害地用置台新設 (MAX525 ^H) 冷房能力: 2.8 ^{KW} 、暖房能力: 3.6 ^{KW} 、液管6.35 ^φ × ガス管9.52 ^φ 、ドレン管20 ^{VP} 室外機側電源直結、室内外渡り配線共 (渡り線は既設品再使用)	1	100	1,920 ^W	1	
VF-1	壁換気扇	羽根径15cm、スイッチ (内蔵: 引きひも式)、屋外フード 風量: 140 ^{m³} /h × 30 [°]	1	100	15.5 ^W	1	FY-15PF5 同等品
VF-2	パイプファン	格子ルーバー形、電気式高気密シャッター、連結端子付 風量: 40 ^{m³} /h × 20 [°] 、アルミセルフード100 ^φ	1	100	2.1 ^W	1	FY-12PTE9 同等品

一特記一

- 仮設事務所閉鎖後、すべての設備を撤去する。
- 撤去材はすべて再使用しない。